浜松市地域防災計画

共　通　対　策　編

風水害等対策編

地震・津波対策編

大規模事故対策編

資　　料　　編

令和８年４月

浜松市防災会議

浜松市地域防災計画について

浜松市地域防災計画は、災害対策基本法に基づき、昭和 38 年に初版を策定した。

その後、都市化の進展に伴う状況の変化や市の機構改革等により計画を見直し、令和 6 年 1 月には、行政区再編を踏まえた市の防災体制を記述した。

今回のこの計画は、原則として令和 8 年 4 月 1 日を基準日とし、関係機関と協議・調整を行った上、原案を作成し、令和 7 年 12 月の浜松市防災会議を経て、静岡県知事へ報告し作成したものである。

令和 8 年 4 月

浜松市防災会議会長

浜松市長　　中　野　祐　介

目　次

共通対策編

第１章　総則 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第１節　目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
第２節　計画の構成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
第３節　計画の作成・修正 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
第４節　計画の推進に当たって ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
第５節　市・防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 ・・ 2
第６節　市の自然環境 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
第７節　過去に発生した主な災害と予想される災害 ・・・・・・・・・・・・・・・ 13

第２章　災害予防計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

第１節　通信施設等整備改良計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
第２節　資材・器材等の点検整備計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
第３節　道路鉄道等災害防止計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
第４節　防災知識普及計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
第５節　防災のための調査研究 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
第６節　住民の避難体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
第７節　訓練計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
第８節　自主防災組織の育成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
第９節　事業所等の自主的な防災活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
第10節　市民及び事業者による地区内の防災活動の推進 ・・・・・・・・・・・・・ 41
第11節　ボランティア活動に関する計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
第12節　要配慮者支援計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
第13節　救助・救急活動に関する計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45

第14節　応急住宅・・・

第19節　健康支援計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 90
第20節　遺体の捜索及び措置・火葬計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 91
第21節　防疫計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 93
第22節　廃棄物処理計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 94
第23節　社会秩序維持計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 96
第24節　輸送計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 97
第25節　交通応急対策計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 99
第26節　文教対策計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 102
第27節　社会福祉計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 104
第28節　水防計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 106
第29節　隣保互助・民間団体活用計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 107
第30節　ボランティア活動支援計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 107
第31節　上下水道災害応急対策計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 108
第32節　市有施設・設備等の対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 109

第４章　復旧・復興対策計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 110

第１節　市・防災関係機関の活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 110
第２節　激甚災害の指定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 116
第３節　災害復旧・復興計画の策定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 116
第４節　復興財源の確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 117
第５節　復興基金の設立 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 118
第６節　基盤施設の復旧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 118
第７節　都市・農山漁村の復興 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 119
第８節　被災者の生活再建支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 121
第９節　地域経済復興支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 125
第10節　風評被害の影響の軽減 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 126

風水害等対策編

第１章　災害予防計画 127

第１節　計画の目的 127
第２節　道路・橋梁・鉄道計画 127
第３節　治水計画 128
第４節　土砂災害防除計画 131
第５節　山地・林道災害防除計画 135
第６節　倒木被害防除計画 135
第７節　避難情報の事前準備計画 136
第８節　避難誘導体制の整備計画 136
第９節　防災知識の普及計画 137
第10節　自主防災活動 137

第２章　災害応急対策計画 138

第１節　計画の目的 138
第２節　市災害対策本部 138
第３節　情報の収集、伝達計画 140
第４節　災害広報計画 140
第５節　避難救出計画 141
第６節　水防計画 141

地震・津波対策編

第１章　計画の作成に当たって 142

第１節　予想される災害 142
第２節　市、防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 148

第２章　災害予防計画・・・

第６節　災害の拡大防止及び二次災害防止活動・・・

第１節　総則 ・・・

第８章　不発弾等の発掘及び処理対策計画 ・・・・・・・・・・・・ 271

第１節　「埋没不発弾等」の発掘 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 271
第２節　「発見不発弾等」の処理対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 273
第３節　海上で不発魚雷等が発見された場合の対応 ・・・・・・・・・・・・・・・ 275

第９章　大規模停電事故対策計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 280

第１節　総則 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 280
第２節　災害予防計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 281
第３節　災害応急対策計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 281
第４節　災害復旧計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 283

資料編

◆１　条例・要綱・要領

１－１　浜松市防災会議条例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 285
１－２　浜松市防災会議運営要綱 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 288
１－３　浜松市災害対策本部条例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 289
１－４　浜松市被災地支援対策本部設置要綱 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 290

◆２　組織・体制

２－１　浜松市防災会議編成図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 292
２－２　浜松市災害対策本部体制編成図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 293
２－３　災害対策本部事務局派遣職員 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 294
２－４　標識 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 295

２－５　関係機関・・・

４－13　要配慮者利用施設一覧表（浸水想定区域・土砂災害(特別)警戒区域内施設）・・・

７－４　災害定時及び確定報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　526
７－５　火災・災害等即報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　528

◆８　通信

８－１　特設公衆電話機・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　529
８－２　浜松市災害対策本部無線系統図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　532
８－３　防災行政無線等の台数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　533
８－４　浜松市防災行政無線（同報系）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　534
８－５　浜松市防災行政無線（地域防災無線）・・・・・・・・・・・・・・・・・・　542
８－６　防災相互無線・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　550
８－７　消防救急無線・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　552
８－８　航空無線・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　563
８－９　消防団系デジタル無線・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　564
８－10　水道無線・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　569

◆９　消防団等

９－１　防火地域・準防火地域図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　570
９－２　消防団・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　571

◆10　消火・危険物施設等

10―１　消防車両の配置状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　573
10－２　消防特殊器具・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　574
10－３　消防水利・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　575

◆11　輸送・交通

11－１　防災ヘリポート所在地・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　576
11－２　緊急輸送道路・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　578

11－３　広報車・・・

15－２　緊急避難場所（津波避難場所）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　622
15－３　幹線避難路・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　629
15－４　避難所　＜給水拠点（応急給水所）＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・　630
15－５　避難所及び緊急避難場所における新型コロナウイルス感染症への対応方針について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　645

◆16　医療

16－１　救護病院・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　647
16－２　救護所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　648
16－３　医療関係団体・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　651
16－４　消毒用薬剤・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　652

◆17　衛生関係

17－１　下水道終末処理場・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　653
17－２　廃棄物処理施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　655

◆18　ライフライン

18－１　給水資機材・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　656
18－２　飲料水専用耐震性貯水槽・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　657
18－３　市水道施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　658
18－４　飲料水供給施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　669
18－５　専用水道・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　670
18－６　補給水源・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　673
18－７　ガス施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　675

◆19　遺体措置

19－１　斎場・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　676

◆20　広域応援関係

20－１　活動拠点候補地・・・

部局名の記載について

共通対策編、風水害等対策編、地震・津波対策編、大規模事故対策編では、各節の記載内容に主な担当部局がある場合には、下表の部局名を示す。ただし、記載がない部局においても、浜松市災害対策本部体制の使命に基づき対応を行うことに留意すること。

＜事前配備体制＞	＜災害対策本部体制＞
・危機管理課 ・市長公室 ・企画調整部 ・総務部 ・財務部 ・市民部 ・健康福祉部 ・こども家庭部 ・環境部 ・産業部 ・都市整備部 ・土木部 ・ウエルネス推進事業本部 ・区役所 ・会計課 ・消防局及び消防署 ・上下水道部 ・学校教育部 ・人事委員会事務局 ・監査事務局 ・議会事務局	・災害対策本部事務局 　・土砂災害対策チーム 　・災害支援部 ・警備（消火・救出）部 ・保健医療調整本部 ・福祉支援部 ・遺族・遺体部 ・物資管理部 ・家屋調査部 ・都市復興部 ・廃棄物処理部 ・土木復旧部 ・上下水道復旧部 ・学校管理部 ・区本部

共 通 対 策 編

第１章　総　　則

第１節　　目的

【災害対策本部事務局】

○　この計画(※1)は、浜松市防災会議が本市における防災対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とし、作成するものである。

※1　災害対策基本法第 42 条の規定

第２節　　計画の構成

【災害対策本部事務局】

○　浜松市地域防災計画は、次の各編により構成する。

１　共通対策編

○　各種災害及び大規模事故の対策に共通な事項を定める。

２　風水害等対策編

○　風水害等による災害対策について定める。

３　地震・津波対策編

○　南海トラフ地震・津波の災害対策について定める。

○　南海トラフ地震防災対策推進計画(※1)を含む。

○　本編の被害想定は、平成 25 年 6・11 月に静岡県が策定した第 4 次地震被害想定結果に基づく。

※1 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 5 条の規定に基づく。

４　大規模事故対策編

○　道路、鉄道、船舶、航空機、火災等による災害対策について定める。

５　資料編

○　それぞれの対策に関わる資料を掲載する。

第３節　　計画の作成・修正

【災害対策本部事務局】

１　浜松市防災会議

○　本市の地域防災計画の作成及びその実施のほか、防災に関する重要事項を審議するため、浜松市防災会議を置く(※1)。

○　防災会議の編成は、別に示す編成図(※2)の通りとし、運営は別に定める条例及び要綱(※3)による。

※1　災害対策基本法第 16 条第 1 項に基づく。
※2 浜松市防災会議編成図/資料 2-1
※3　防災会議条例/資料 1-1、運営要綱/資料 1-2

２　計画の修正

○　この計画は、毎年定期に検討を加え(※4)、修正する必要が生じたときは速やかに修正する。

※4 災害対策基本法第 42 条の規定

第４節　　計画の推進に当たって

【災害対策本部事務局】

１　他の計画及び法令等との関係

○　この計画は、静岡県地域防災計画との整合性を有する。

○　この計画は、本市の地域に係わる防災総合対策の基本としての性格を有するものであって、他の法令の規定に基づく計画の防災に関する部分については、この計画との整合性を図る。

２　要領等の作成

○　市、防災関係機関、事業所及び自主防災組織等は、この計画に基づき、各々が処理すべき防災業務について必要な事項を具体的に要領やマニュアル等で定め、より具体的な災害の予防対策、応急対策及び復旧対策の推進を図る。

３　計画の習熟

○　市、防災関係機関、事業所及び自主防災組織等は、日ごろから訓練、研究、その他の方法により、この計画の習熟に努める。

第５節　　市・防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 (※1)

【災害対策本部事務局】

※1　災害対策基本法第 42 条第 2 項第 1 号に基づく。

※2　災害発生の確率の高い施設及びその施設に災害が及んだときに被害を拡大させるような施設並びに災害が発生した場合に被害の拡大を防止するような施設。

○　市及び市内の公共的団体その他防災上重要な施設 (※2) の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて、本地域に係る防災に寄与するものとし、概ね次表の事務又は業務を処理する。

１　市

市	①　浜松市防災会議に関する事務
	②　防災に関する組織の整備
	③　防災に関する訓練の実施
	④　防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検
	⑤　防災に関する施設の新設、改良及び復旧
	⑥　消防、水防その他の応急措置
	⑦　警報の伝達及び避難の指示
	⑧　情報の収集伝達及び被害調査
	⑨　被災者の救難、救助その他の保護
	⑩　災害による被害を受けた園児、児童及び生徒の応急教育
	⑪　廃棄物処理、防疫その他の保健衛生
	⑫　緊急輸送路の確保
	⑬　災害復旧の実施
	⑭　その他災害の発生の防御又は拡大防止のための措置

2　県

県	①　静岡県地域防災計画に掲げる所掌事務 ②　市町及び防災関係機関の災害事務又は業務の実施についての総合調整
県警察(※3)	①　情報の収集、伝達及び被害調査 ②　災害時における住民への避難指示、誘導、被災者の救助 ③　行方不明者等の捜索及び遺体の検視 ④　犯罪の予防、交通規制その他被災地における社会秩序の維持 ⑤　復旧･復興事業からの暴力団の排除

※3　浜松市警察部ほか市域を管轄する警察署。

3　指定地方行政機関

○　指定地方行政機関は、法令及び各行政機関の定める防災業務計画に基づき、それぞれの防災に関する所掌事務を実施し、本市が行う防災上の諸活動について協力する。

総務省 東海総合通信局	①　災害時に備えての電気通信施設(※4)の整備のための調整及び電波の監理 ②　災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 ③　災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査 ④　通信インフラに支障が発生した被災地の本市への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与 ⑤　非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること ⑥　非常通信協議会の運営に関すること
総務省 中部管区行政評価局（静岡行政監視行政相談センター）	①　被災者への生活支援相談の提供 ②　専用電話を備えた相談窓口の開設 ③　特別行政相談所の開設
財務省 東海財務局 (※5)	①　災害時における財政金融対策及び関係機関との連絡調整に関すること ②　災害時における応急措置のための国有財産の無償提供に関すること
厚生労働省 静岡労働局 (※6)	①　大型二次災害を誘発するおそれのある事業場に対する労働災害予防の指導 ②　事業場等の被災状況の把握 ③　操業再開時における労働災害防止のための監督指導 ④　災害復旧工事などにおける労働災害防止のための監督指導
農林水産省 関東農政局 (※7)	農林水産省各局庁、関東農政局企画調整室及び静岡県拠点地方参事官、森林管理局の指示により静岡県に連絡要員（リエゾン）を派遣し、以下の業務を実施する。

※4　有線電気通信施設及び無線通信施設。

※5　静岡財務事務所

※6　浜松労働基準監督署

※7 静岡県拠点

	① 農作物、営農施設、農地・農業用施設及び森林・林業施設等の被害状況や応急対策の措置状況等に関する、本市が把握している情報の収集及び地方農政局又は森林管理局への報告 ② 応急用食料・物資の支援に係る静岡県担当者、内閣府リエゾン及び農林水産本省（食料・物資支援チーム事務局等）との連絡調整 ③ 静岡県の食料・物資支援拠点における応急用食料・物資の到着状況に関する、食料・物資支援チーム事務局及び関東農政局への報告 ④ その他農林水産本省各局庁、関東農政局又は森林管理局が指示する業務	
林野庁 関東森林管理局 （※8）	① 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持造成に関すること ② 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること	※8 天竜森林管理署
国土交通省 中部地方整備局 （※9）	管轄する河川、ダム、道路についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。 ① 災害予防 ・ 応急復旧用資機材の備蓄の推進、災害時にも利用可能な通信回線等の確保及び防災拠点の充実 ・ 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 ・ 中部地方整備局長が行う公共土木施設等の被災状況調査及び応急対策等に対する防災支援活動をボランティアとして行うエキスパート制度の活用 ・ 災害から地域住民の生命、財産等を保護するための所管施設等の整備（耐震性の確保等）に関する計画・指導及び事業実施 ・ 洪水予警報や道路情報、波浪観測情報等の発表・伝達及び住民・事業者への伝達手段の確保 ・ 河川管理者の水防への協力事項及び道路啓開に関する計画等の情報共有 ② 初動対応 ・ 地方整備局災害対策本部等の指示により情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC－FORCE）等を派遣し、本市が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路管理者等で構成する協議会で策定した道路啓開計画に基づき、道路啓開を実施する。 ③ 応急・復旧 ・ 防災関係機関との連携による応急対策の実施 ・ 緊急輸送路を確保する等の目的で実施される交通規制への協力	※9 浜松河川国道事務所、天竜川ダム再編工事事務所

	・ 水防･避難のための氾濫情報等の発表･伝達、水害応急対策、水防活動への協力及び著しく激甚な災害が発生した場合における特定緊急水防活動の実施 ・ 道路利用者に対して、道路障害規制等の情報提供を道路情報板や道の駅等の道路情報提供装置を用いた情報の周知 ・ 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施 ・ 道路啓開に関する計画に基づく路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保 ・ 中部地方における災害時の相互協力に関する申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施 ・ 所管施設の緊急点検の実施 ・ 情報の収集及び連絡 ・ 道路施設、堤防･水門等河川管理施設の被災に対する総合的な応急対策並びに応急復旧に関する計画･指導及び事業実施 ・ 要請に基づき中部地方整備局や他の地方整備局等が保有している防災ヘリ･各災害対策用建設機械を被災地域支援のために貸付
国土交通省 中部運輸局 （※10）	① 所掌事務に係る災害情報の収集･伝達 ② 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため船舶の調達斡旋、特定航路への就航勧奨 ③ 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導の実施 ④ 緊急海上輸送の要請（県内船舶が利用できない場合の他県に対する支援要請を含む）への速やかな対応のための船舶運航事業者等との連絡体制の強化及び船舶動静の把握並びに緊急時の港湾荷役態勢の確保 ⑤ 必要と認めるときは船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令措置 ⑥ 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導･監督 ⑦ 陸上における物資及び旅客輸送を確保するため、自動車の調達斡旋、輸送の分担、迂回輸送、代替輸送等の指導 ⑧ 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応するための関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制の確立及び緊急輸送に使用できる車両等の把握並びに緊急時の出動体制の整備 ⑨ 必要と認めるときは自動車運送事業者に対する輸送命令措置 ⑩ 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、被災地の早期復旧等に関する支援のための緊急災害対策派遣隊（TEC－FORCE）の派遣
国土地理院 中部地方測量部	① 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用 ② 災害予防、災害応急対策及び災害復旧･復興の際、防災関連情報

※10 静岡運輸支局

	の利活用 ③ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧･復興の際、地理情報システムの活用 ④ 災害復旧･復興に当たっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等の実施	
気象庁 東京管区気象台 (※11)	① 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 ② 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報･警報等の防災情報の発表、伝達及び解説 ③ 異常現象(異常水位、潮位、地すべり、土地の隆起等)に関する情報が市長から通報されたとき、気象庁本庁へ報告するとともに適切な措置を実施 ④ 必要に応じて警報･注意報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げを実施 ⑤ 災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供 ⑥ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 ⑦ 本市が行う防災対策に関する技術的な支援･助言 ⑧ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発	※11 静岡地方気象台
海上保安庁 第三管区海上保安本部 (※12)	① 災害予防 ・ 海上災害及び大規模海難等に関する事故対策訓練の実施 ・ 関係者及び国民に対する海上防災講習会等による防災思想の啓発 ・ 港湾の状況等の調査研究 ② 災害応急対策 ・ 船艇、航空機等による警報等の伝達周知 ・ 船艇、航空機等を活用した情報収集 ・ 活動体制の確立 ・ 船艇、航空機等による海難救助等 ・ 船艇、航空機等による傷病者、医師等及び救援物資の緊急輸送 ・ 被災者に対する物資の無償貸与又は譲与 ・ 要請に基づく関係機関及び本市の災害応急対策の実施に対する支援 ・ 排出油その他船舶交通の障害となる物の防除等 ・ 危険物積載船及び在港船等の保安のための避難勧告、入港制限、移動命令、航行制限、荷役の中止勧告、水路の検測、応急航路標識の設置等船舶交通の整理、指導による海上交通安全の確保 ・ 警戒区域の設定並びに船舶等の区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示 ・ 海上における治安の維持	※12 清水海上保安部

	・ 船艇による主要港湾等の被害調査 ③ 災害復旧･復興対策 ・ 船舶がふくそうすることが予想される海域において、必要に応じて船舶交通の確認･指導 ・ 広範囲かつ同時に多数の工事関係者により工事が施工される場合は、事故防止に必要な指導
環境省 関東地方環境事務所	① 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 ② 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 ③ 行政機関等との連絡調整、被災状況･動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等
環境省 中部地方環境事務所	・ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
防衛省 南関東防衛局(※13)	① 所管財産使用に関する連絡調整 ② 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整 ③ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援

※13 浜松防衛事務所

4 指定公共機関

○ 指定公共機関は、その業務の公共性、公益性に鑑み、法令及び当該機関の防災業務計画並びに静岡県地域防災計画の定めるところに従い、それぞれの業務について災害対策を積極的に実施し、本市が行う防災活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

(独)国立病院機構(※14)	・ 知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣、被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動
日本赤十字社(※15)	① 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること ② 血液製剤の確保及び供給のための措置 ③ 被災者に対する救援物資の配布 ④ 日本赤十字社の義援金の募集 ⑤ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整 ⑥ その他必要な事項
日本放送協会(※16)	・ 気象予報･警報、災害情報等その他の有効適切な災害広報
中日本高速道路(株)(※17)	① 交通状況に関する情報連絡 ② 交通状況に関する関係機関との情報連絡 ③ 緊急輸送路確保のための応急復旧作業の実施 ④ 県公安委員会が行う緊急交通路の確保に関する交通規制への協力 ⑤ 交通ネットワークの復旧
東海旅客鉄道(株) 日本貨物鉄道(株)	① 鉄道防災施設の整備 ② 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保 ③ 災害時の応急輸送対策

※14 天竜病院

※15 静岡県支部

※16 静岡放送局

※17 浜松保全・サービスセンター

	④ 災害時における応急救護活動 ⑤ 応急復旧用資材等の確保 ⑥ 危険地域の駅等の旅客等について、関係市町と協議した緊急避難場所への避難、誘導 ⑦ 被災施設の調査及び早期復旧
NTT 西日本(株) (株)NTTドコモ東海支社	① 電気通信施設の防災対策及び復旧対策 ② 電気通信の特別取扱い ③ 気象警報の伝達(NTT 西日本(株)) ④ 防災関係機関の重要通信の優先確保 ⑤ 公衆電気通信施設の被害調査及び災害復旧 ⑥ 防災関係機関の重要通信の優先確保 ⑦ 災害用伝言ダイヤル 171、災害用伝言版 web171 及び災害伝言板の提供
岩谷産業(株) アストモスエネルギー(株) (株)ジャパンガスエナジー ENEOS グローブ(株) ジクシス(株)	・ LP ガスタンクローリー等による LP ガス輸入基地、2 次基地から充填所への LP ガスの配送
日本郵便(株)東海支社(※18)	① 災害の態様及び被災地の状況に応じ、次の郵便の取扱いに関する災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ、的確に実施 ・ 被災者に対する郵便はがき等の無償交付 ・ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 ・ 被災者の救助を行う本市、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除 ・ 被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救援物資を購入するために必要な費用を充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の許可を得て、お年玉付郵便葉書等寄付金を配付 ② 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。また、平時においても関係機関等と連携し、災害予防及び発災時の迅速・適切な対応に努める
日本通運(株)(※19) 福山通運(株)(※20) 佐川急便(株)(※21) ヤマト運輸(株)(※22) 西濃運輸(株)(※23)	① 災害対策に必要な物資の輸送確保及び運航 ② 災害時の応急輸送対策

※18 浜松西郵便局ほか市内の各郵便局

※19 静岡支店
※20 浜松支店
※21 浜松営業所
※22 浜松東若林センター
※23 浜松支店

中部電力(株) 中部電力パワーグリッド(株)(※24)	① 電力供給施設の防災対策 ② 発電所、変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報 ③ 災害時における電力供給の確保 ④ 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ、インターネットホームページ等を利用しての広報 ⑤ 被災施設の調査及び復旧	※24 浜松支社、浜北営業所ほか関係事業場
電源開発(株)(※25) 電源開発送変電ネットワーク(株)	① 電力供給施設の防災対策 ② 発電所、変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報 ③ 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ等を利用しての広報 ④ 被災施設の調査及び復旧	※25 佐久間電力所ほか市内の各事業所
KDDI(株)(※26) ソフトバンク(株)(※27) 楽天モバイル(株)	・ 重要な通信を確保するために必要な措置の実施	※26 中部北陸総支社中部管理部 ※27 名古屋事業所
(一社)日本建設業連合会(※28) (一社)全国中小建設業協会	・ 公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力	※28 中部支部
(株)イトーヨーカ堂 イオン(株) ユニー(株) (株)セブン-イレブン・ジャパン (株)ローソン (株)ファミリーマート (株)セブン&アイ・ホールディングス	・ 市からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施 ・ 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する	

5 指定地方公共機関

○ 指定地方公共機関は、それぞれの業務について災害対策を積極的に実施し、本市の行う防災活動が円滑に進むよう、その業務に協力する。

土地改良区	① 土地改良施設の防災対策 ② 農地たん水の防排除活動 ③ 農地及び農業用施設の被害調査及び復旧	
サーラエナジー(株)(※29)	① ガス供給施設の防災対策 ② 二次災害の発生防止のための緊急遮断 ③ 需要家へのガス栓の閉止等の広報及び被害状況の把握 ④ 必要に応じて代替燃料の供給 ⑤ 災害応急復旧の早期実施	※29 浜松支社

(一社)静岡県LPガス協会(※30)	① ガス供給施設の防災対策及び災害時における供給対策 ② 二次災害の発生防止のための緊急遮断 ③ 需要家へのガス栓の閉止等の広報及び被害状況の把握と製造、供給制限 ④ 必要に応じた代替燃料の供給の協力
遠州鉄道(株) 天竜浜名湖鉄道(株)	① 鉄道、軌道施設の整備 ② 災害対策に必要な物資、人員等の輸送確保 ③ 災害時の応急輸送対策 ④ 被災施設の調査及び復旧
(一社)静岡県トラック協会(※31) 商業組合静岡県タクシー協会(※32)	① 災害対策に必要な物資、人員等の輸送確保 ② 災害時の応急輸送対策
静岡県道路公社	① 管轄する道路の建設及び維持管理 ② 交通状況に関する関係防災機関との情報連絡 ③ 緊急輸送路確保のための応急復旧 ④ 県公安委員会が行う緊急交通路確保に関する交通規制への協力 ⑤ 地震発生時に消防機関が行う消火活動、救助活動への協力
静岡放送(株)(※33) (株)テレビ静岡(※34) (株)静岡朝日テレビ(※35) (株)静岡第一テレビ(※36) 静岡エフエム放送(株)	・ 気象予警報、災害状況、その他あらかじめ市と締結した災害時における放送要請に関する協定に基づく災害広報
(一社)静岡県医師会 (一社)静岡県歯科医師会 (公社)静岡県薬剤師会 (公社)静岡県看護協会 (公社)静岡県病院協会	① 医療救護施設等における医療救護活動の実施 ② 検案時の協力(※37) ③ 災害時の口腔ケアの実施(※38) ④ 災害支援ナースの派遣(※39)
(公社)静岡県栄養士会	① 要配慮者(※40)等への食料供給に関する協力 ② 避難所における健康相談に関する協力
(一社)静岡県建設業協会(※41)	・ 公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

※30 西部支部、浜北地区会、浜松北地区会、浜松中地区会、浜松東地区会、浜松南西地区会

※31 西部支部、北遠支部

※32 浜松市タクシー協会、浜名湖北遠支部

※33 浜松総局
※34 浜松支社
※35 浜松支局
※36 浜松支局

※37 (公社)静岡県薬剤師会、(公社)静岡県看護協会及び(公社)法人静岡県病院協会を除く。

※38 (一社)静岡県歯科医師会

※39 (公社)静岡県看護協会

※40 高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦、その他の特に配慮を要する者

※41 (一社)浜松建設業協会、(一社)天竜建設業協会

6　自衛隊

陸上自衛隊 東部方面隊 第１師団 第34普通科連隊	①　災害時における人命又は財産保護のための救援活動 ②　災害時における応急復旧活動
海上自衛隊 横須賀地方総監部	①　災害時における人命又は財産保護のための救援活動 ②　災害時における応急復旧活動
航空自衛隊 第１航空団(※42)	①　災害時における人命又は財産保護のための救援活動 ②　災害時における応急復旧活動

※42　浜松基地

7　その他防災関係機関等

○　その他防災関係機関等は、それぞれの業務について災害対策を積極的に実施し、本市が行う防災活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

浜松市消防団	①　災害予防、警戒及び災害応急活動 ②　災害時における住民の避難誘導及び救助救出活動 ③　予警報の伝達 ④　その他災害現場の応急作業
浜松市水防団	・　水防施設、資材等の整備及び水防活動
(一社)浜松市医師会 (一社)浜松市浜北医師会 (一社)引佐郡医師会 (一社)浜名医師会 (一社)磐周医師会 (一社)浜松市歯科医師会 (一社)浜松市薬剤師会	①　医療救護施設等における医療救護活動の実施 ②　検案時の協力(※43) ③　災害時の口腔ケアの実施(※44)
産業経済団体	①　浜松商工会議所その他商工業関係団体 ・　市が行う商工業関係、被害調査についての協力 ・　災害時における物価安定についての協力 ・　救済用物資、復旧資材等の確保についての協力 ②　とぴあ浜松農業協同組合(本店ほか)、三ヶ日町農業協同組合、遠州中央農業協同組合(天竜支店ほか)、浜名漁業協同組合 ・　農林水産物の被害調査についての協力 ・　災害時における農産物、魚介類の確保 ・　農林水産物等の災害応急対策についての指導 ③　建設業関係団体等(※45) 災害時における緊急対策及び復旧対策についての協力 ④　観光協会 ・　宿泊施設における防災上必要な教育、訓練の実施 ・　災害時における宿泊者の救護 ・　災害時における避難者の救護応援協力

※43　(一社)浜松市薬剤師会を除く。
※44　(一社)浜松市歯科医師会

※45　浜北建設事業協同組合、三ヶ日町建設業協会、一般社団法人 静岡県西部解体工事業協会、浜松上下水道協同組合、浜北上下水道協同組合、天竜北遠上下水道協同組合、細江町水道工事協同組合、三ヶ日水道工事協同組合、天竜森林組合、春野森林組合、佐久間森林組合、水窪町森林組合、龍山森林組合、引佐町森林組合ほか。

浜松エフエム放送(株) 浜松ケーブルテレビ(株)	・ あらかじめ市と締結した協定に基づく放送
(福)浜松市社会福祉協議会	① 災害ボランティア本部及び区災害ボランティアセンターの設置･運営 ② 生活福祉資金の貸付け ③ 社会福祉協議会の義援金への対応
(公財)浜松国際交流協会	① 災害時多言語支援センターの設置･運営 ② 外国人住民に対する防災意識の啓発 ③ 外国人コミュニティとのネットワークの構築
自主防災組織 自治会	① 市の実施する被害調査、応急対策についての協力 ② 住民に対する情報の連絡、収受 ③ 避難誘導、避難場所の運営に関する協力 ④ 被災者に対する応急救護、炊出し、救援物資等の配分に関する協力
その他防災上重要な施設の管理者	① 所管に係る施設についての防災管理 ② 防災に関する保安措置、応急措置の実施 ③ 当該施設に係る災害復旧

第６節　　市の自然環境

【災害対策本部事務局】

１　地形の特徴

○　本市北部地域は、南アルプス赤石山脈（赤石岳 3,121m）とその手前の山々が広域に広がり、これらの山地斜度は 30 度を超えるところが多い。また、この地域は、海底堆積岩の褶曲（しゅうきょく）山地で占められており、古い年代の地層は折りたたまれるように強く褶曲し、山地の起伏で斜面の傾斜が大きく、山崩れなど土砂災害の危険箇所が多い。

○　急峻な山地を侵食する河川は、天竜川のように急流となり、山地を侵食して多量の砂礫（されき）を運び、三角州性扇状地を形成している。

○　北縁にあたる長野県境の青崩峠 (※1) から天竜区佐久間町浦川にかけては、西南日本を二分する大断層の中央構造線が横切り、中央構造線に沿って南東側は西南日本外帯として結晶片岩や輝緑岩など中・古生代の変成岩が分布し、断層の北西側は西南日本内帯として花こう岩、片麻岩などの火成岩、変成岩が分布する。

※1　天竜区水窪町

○　本市南部の海岸地帯には第四紀の地層でつくられた沖積海岸平野と段丘群が分布する。段丘は台地状に見えるため洪積台地とも呼ばれる。洪積台地は三方原台地などで代表される。

○　浜名湖は、総面積 70.27km^2 で外海とつながっている汽水湖で、三方原台地前面が沈降したために渓谷となって入江を形成してできあがったと考えられ、佐鳴湖も入江の一つの跡である。

２　気候 (※2)

○　本市は、気候が温暖な気象条件にある。平野部の年平均気温は 16～17℃となっている。しかし、冬期は季節風による強い風が吹き、10m/s 以上になる日も観測される。また冬

※2 浜松特別地域気象観測所気候表/資料編 5-8

から春先にかけては、乾いた西よりの風（からっ風）が吹く。

○　雨量は平野部では全般に少なく、年間雨量は約 1,800～2,000㎜ となっている。
一方、天竜川中流・上流域では、年間総量は 2,100～2,600㎜ と多くなっている。

第７節　　過去に発生した主な災害と予想される災害

【災害対策本部事務局】

○ この計画において想定する災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により生じる被害だけでなく、大規模な火事又は爆発等大規模な被害の発生を伴う人為的原因により生じる被害のすべてを含むものである。

○ 具体的には、次のような過去に発生した災害の状況及びそれに要した応急対策並びに復旧状況に基づき、気象、地勢等その特性によって起り得る災害の危険を想定するものである。

１　過去に発生した主な災害

※1　被害件数は、いずれも県内の総数。

（１）風水害 (※1)

○　昭和 34 年 9 月 26 日　台風第 15 号（伊勢湾台風）

死　者		5 人	・ 台風は硫黄島西方海上で第一級の台風に発達し、北北西から北に進み、26 日 18 時 30 分ごろ紀伊半島南部に上陸した。
負傷者		56 人	
行方不明者		1 人	
住家	全　壊	441 戸	・ この時の中心気圧は 929.5hpa であったが上陸後もあまり勢力が衰えず岐阜付近を通り高田の西方を経て秋田沖に去った。
	半　壊	1,635 戸	
	流　失	11 戸	
	床上浸水	403 戸	・ 26 日夕刻ごろから風雨が強まり最大風速は浜松で南南西 26．4m/s を観測し、所々に突風があった。
	床下浸水	1,688 戸	
非住家		4,192 戸	・ 雨は 26 日 16 時から 24 時にかけて強く降り山岳方面で 1 時間雨量は 30～35mm に達し、天竜川中流域で 200～350mm であった。
流埋	田	52ha	
	畑	34ha	
冠水	田	1,810ha	・ 台風の最も接近した時刻が満潮時と一致したため、海岸では高潮や高波が起こった。
	畑	1,522ha	

○　昭和 46 年 8 月 31 日　台風第 23 号

死　者		1 人	道　路	501 箇所	・ 南鳥島付近に発生した台風は、九州の南海上で急に発達し、中心気圧は 915hpa となった。
負傷者		8 人	橋	68 箇所	
住家	全壊	15 戸	河　川	213 箇所	
	半壊	65 戸	がけ崩れ	358 箇所	・ 台風は九州の大隅半島に上陸した後、進路を北東に転じ、次第に衰えながら四国の土佐湾から淡路島付近、志摩半島、静岡県南岸を通過するときは 985hpa とな
	一部損壊	174 戸	通信施設	836 箇所	
	床上浸水	1,458 戸			
	床下浸水	9,446 戸			
非住家		116 戸			

流埋	田 畑	14.5ha 26.5ha			ったため、風による被害は少なかったが、雨は静岡県下全域に150mm～300mm、多いところで400mm となった。そのため被害はほぼ県下全域に発生した。
冠水	田 畑	4,836ha 768ha			

○　昭和 49 年 7 月 7 日　台風第 8 号及び梅雨前線による集中豪雨（七夕豪雨）

死　者		44 人	文教施設	72 箇所	・ 沖の鳥島付近の近海で発生した台風は、次第に北上して 7 月 7 月夕刻ごろには対馬海峡を通過し、日本海中部に達した。 ・ 一方、梅雨前線は東海地方西部にあったが、台風第 8 号の北東進にあわせ同日夕刻ごろには静岡県西部県境に達した。 ・ 梅雨前線の動きは非常に遅く、静岡県内を通過するのに 7～10 時間を要した。 ・ 時間雨量 50～70mm の強雨が継続し、24 時間降雨量は 508mm という気象台創設以来の記録となり、県下各地で山・がけ崩れ、河川洪水による冠水などの被害が発生した。
負傷者		241 人	道　路	3,381 箇所	
住家	全壊	241 戸	橋	210 箇所	
	半壊	350 戸	河　川	2,933 箇所	
	一部損壊	152 戸	砂　防	77 箇所	
	床上浸水	26,452 戸	水　道	92 箇所	
	床下浸水	54,092 戸	がけ崩れ	4,299 箇所	
非住家		2,221 戸	鉄　道	7 箇所	
流埋	田	846ha	船　舶	12 隻	
	畑	516ha	通信施設	1,791 回線	
冠水	田	8,082ha			
	畑	2,151ha			

○　昭和 50 年 10 月 7 日、8 日　低気圧と前線による大雨

死　者		6 人	道　路	918 箇所	・ 上海沖から東進してきた低気圧は、7 日に瀬戸内海西部に達した。この低気圧から東にのびる温暖前線により静岡県では 7 日の夜半を中心に沿岸部で強風となった。 ・ 低気圧は進路を東から北東に変えて日本海に入り、その後も北東進した。 ・ これにより温暖前線は 8 日 6 時には、静岡県の北方に去り、強風
負傷者		18 人	橋	86 箇所	
住家	全壊	4 戸	堤　防	707 箇所	
	半壊	11 戸	がけ崩れ	428 箇所	
	一部損壊	49 戸	船　舶	7 隻	
	床上浸水	2,864 戸	水道施設	50 箇所	
	床下浸水	16,572 戸			
非住家		45 戸			
流埋	田	53ha			
	畑	24ha			

冠水	田	4,769ha			はおさまったが、後続する寒冷前線が通過するまでは降雨があり、大きな被害をもたらした。
	畑	773ha			

○ 平成 16 年 10 月 9 日　台風第 22 号による大雨と台風

死者		5 人	文教施設	86 箇所	・ 10 月 4 日フィリピンの東の海上で発生した台風第 22 号は、沖の鳥島の南海上で「非常に強い台風」となり、中心気圧 920hPa、最大風速 50m/s まで発達し、その後も非常に強い勢力を保ったまま、9 日 16 時に、伊豆半島へ上陸した。 ・ 静岡県内は 9 日午後に暴風域に入り、石廊崎では最大瞬間風速 67.6m/s の非常に強い風を観測した。 ・ また、台風の北上に伴い東海地方から関東地方にかけて停滞していた前線の活動が活発となり、御前崎では 9 日 15 時に 1 時間 89mm の豪雨を記録した。
負傷者		100 人	病院	1 箇所	
行方不明者		1 人	道路	1,128 箇所	
住家	全壊	130 戸	橋りょう	17 箇所	
	半壊	277 戸	河川	310 箇所	
	一部損壊	3,913 戸	港湾	6 箇所	
	床上浸水	310 戸	砂防	3 箇所	
	床下浸水	1,041 戸	水道	3,823 箇所	
			清掃施設	6 箇所	
			がけ崩れ	708 箇所	
非住家		1,343 戸	鉄道不通	6 箇所	
			船舶被害	15 隻	
流埋	田	3ha	電話	2,800 回線	
	畑	204ha	電気	135,920 戸	
冠水	田	3ha	ガス	1 戸	
	畑	42ha	ブロック塀	8 箇所	

○ 平成 27 年 9 月 7、8 日　台風第 18 号と前線による大雨

死者		0 人	文教施設	1 箇所	・ 太平洋沿岸に停滞する前線の影響により、大気の状況が不安定となった。また、台風第 18 号が 9 月 7 日 3 時に日本の南で発生し、ゆっくりした速さで北北西に進んだ。9 日 7 時に豊橋市の南を北北西に進んだ後、10 時過ぎに愛知県知多半島に上陸した。21 時に日本海中部で温帯低気圧に変わった。 ・ 静岡県内は前線の影響により、6 日朝から雨となり、その後 9 日は台風の影響により雨が継続し、
負傷者		5 人	道路･橋りょう	70 箇所	
行方不明者		0 人	河川	5 箇所	
住家	全壊	0 戸	がけ崩れ	24 箇所	
	半壊	0 戸	電気	3,580 戸	
	一部損壊	1 戸			
	床上浸水	22 戸			
	床下浸水	90 戸			
非住家		0 戸			
流埋	田	0.07ha			
	畑	0ha			

					大雨となった。 （静岡地方気象台 平成 27 年台風第 18 号と前線による大雨に関する静岡県気象速報より抜粋）

○ 平成 30 年 9 月 29、30 日、10 月 1 日 台風第 24 号による大雨と暴風

死 者		0 人	文教施設	221 箇所	・台風第 24 号は、30 日に四国の南海上を北東に進み、暴風域を伴い、非常に強い勢力を維持して和歌山県田辺市付近に上陸した。その後、東海、関東甲信、東北地方を北東に進み、10 月 1 日 12 時に日本の東海上で温帯低気圧に変わった。 ・静岡県では、30 日夜から強風となり、夜遅くから 10 月 1 日未明にかけて広い範囲で暴風となり、猛烈な風を観測したところがあった。 ・また、本州の南海上に停滞する前線の影響で、29 日明け方から断続的に雨となり、30 日夜から 10 月 1 日未明にかけては、山地を中心に猛烈な雨となった。 （静岡地方気象台 平成 30 年台風第 24 号関する静岡県気象速報より抜粋）
負傷者		30 人	病 院	2 箇所	
行方不明者		0 人	道 路	608 箇所	
住家	全壊	1 戸	橋りょう	1 箇所	
	半壊	9 戸	河 川	16 箇所	
	一部損壊	2,703 戸	水 道	2,855 戸	
	床上浸水	0 戸	清掃施設	12 箇所	
	床下浸水	0 戸	がけ崩れ	6 箇所	
			鉄道不通	1 箇所	
非住家		209 戸	電 気	741,701 戸	
			ブロック塀	4 箇所	
流埋	田	0ha			
	畑	0ha			

○ 令和元年 7 月 22 日 豪雨（記録的短時間大雨情報）(※2)

死 者		0 人	道 路	7 箇所	・前線や低気圧に向かって、南から湿った空気が流れ込み、太平洋側を中心に大気の状態が非常に不安定になった。浜松市南部付近では、22 日 22 時 10 分までに 1 時間に約 110mm の猛烈な雨が
負傷者		0 人	がけ崩れ	4 箇所	
行方不明者		0 人			
住家	全壊	0 戸			
	半壊	0 戸			
	一部損壊	1 戸			
	床上浸水	21 戸			

※2 以下、被害件数は、市内の総数。

	床下浸水	42 戸			降ったとみられ、「記録的短時間大雨情報」が発表された。
非 住 家		0 戸			（日本気象協会ホームページから抜粋）

○ 令和 4 年 9 月 23、24 日　台風第 15 号

死 者		0 人	文教施設	2 箇所	・9 月 23 日夜のはじめ頃から 24 日明け方にかけて、台風第 15 号の影響により、静岡県では猛烈な雨が降り、記録的短時間大雨情報が 16 回発表されるなど記録的な大雨となった。 ・台風第 15 号は、9 月 22 日 09 時に日本の南で発生し、進路を北西から次第に北へ変え、23 日 21 時に紀伊半島の南で熱帯低気圧に変わり、北東へ進んだ後、24 日 09 時までに静岡県の南海上で温帯低気圧に変わった(※3)。 ・静岡県では、大気の状態が非常に不安定となり、さらに局地的な前線で雨雲が発達し、猛烈な雨となった。これに加えて、台風の動きが比較的ゆっくりであったため、同じ地域に猛烈な雨が降る状況が継続した。 （静岡地方気象台 令和 4 年台風第 15 号関する静岡県気象速報より抜粋）
負傷者		5 人	道 路	115 箇所	
行方不明者		0 人	橋りょう	1 箇所	
			河 川	5 箇所	
			がけ崩れ	22 箇所	
住家	全壊	2 戸			
	半壊	6 戸			
	一部損壊	7 戸			
	床上浸水	226 戸			
	床下浸水	190 戸			
非 住 家		1,514 戸			

※3 2022 年台風第 15 号 位置表（令和 4 年 12 月 26 日確定値）による。

○ 令和 5 年 6 月 1 日、2 日、3 日　台風第 2 号と前線による 6 月 1 日から 3 日にかけての大雨

死 者		1 人	文教施設	1 箇所	・6 月 1 日から 3 日にかけて、本州付近にある梅雨前線に
負傷者		1 人	道 路	164 箇所	

行方不明者		0 人	水 道	13 戸	向かって台風第 2 号からの非常に暖かく湿った空気が流れ込んだ影響で、静岡県の広い範囲で非常に激しい雨が降り、線状降水帯が断続的に発生するなど記録的な大雨となった。 ・ 大型の台風第 2 号は、6 月 1 日 9 時に宮古島の南南東約 90km を北上し、2 日は日本の南を東に進んで、3 日 15 時に伊豆諸島付近で温帯低気圧に変わった。 ・ 静岡県では、2 日は広い範囲で雨雲が発達し、同じ地域に激しい雨や非常に激しい雨が長時間にわたって降った。 （静岡地方気象台 令和 5 年台風第 2 号と前線による 6 月 1 日から 3 日にかけての大雨に関する静岡県気象速報より抜粋）
住家	全壊	2 戸	電 気	約 1,900 戸	
	半壊	4 戸			
	一部損壊	4 戸			
	床上浸水	68 戸			
	床下浸水	67 戸			
非 住 家		6 戸			

○ 令和 6 年 4 月 17 日の大雨

死 者		0 人			・ 本州付近は気圧の谷となって南からの湿った空気が流れ込んでいた。静岡県は 4 月 17 日明け方から朝にかけて大気の状態が非常に不安定となり積乱雲の発生しやすい状況であった。静岡県西部では、浜松市中央区で 5 時 7 分までの 1 時間に 54.5 ミリの雨を観測するなど、各地で非常に激しい雨となった。 ・4 月 17 日 4 時 45 分頃、浜松市中央区三島町から都盛町にかけて突風が発生し、軽
負傷者		1 人			
行方不明者		0 人			
住家	全壊	0 戸			
	半壊	0 戸			
	一部損壊	0 戸			
	床上浸水	0 戸			
	床下浸水	0 戸			

				自動車の横転や屋根瓦の飛散などの被害があった。 （静岡地方気象台現地調査報告書令和 6 年 4 月 17 日に静岡県浜松市中央区で発生した突風についてより一部抜粋）
非 住 家	0 戸			

○ 令和 6 年 6 月 28 日の大雨

死 者		0 人	文教施設	1 箇所	・県内では、低気圧や前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込み、大気の状態が非常に不安定になり、静岡県中部、西部では、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続く等、県内各地で大雨となった。 （静岡県令和 6 年 6 月 28 日からの大雨による被害状況について【最終報（第 3 報）】より抜粋）
負傷者		0 人	道 路	10 箇所	
行方不明者		0 人	河 川	1 箇所	
住家	全壊	0 戸			
	半壊	0 戸			
	一部損壊	0 戸			
	床上浸水	0 戸			
	床下浸水	2 戸			
非 住 家		0 戸			

○ 令和 6 年 8 月 26 日～9 月 2 日　台風第 10 号

死 者		0 人	道 路	27 箇所	・静岡県では、台風や太平洋高気圧の縁を回る暖かく湿った空気の影響を受けたため、大気の状態が非常に不安定となって、26 日以降は雨が同じ地域に長い時間にわたって断続的に降り、27 日から 31 日にかけて非常に激しい雨や猛烈な雨となった所があった。これらの雨により、アメダス 8 地点で統計開始以来の月最大 72 時間降水量の多い方からの 1 位を更新するなど記録的な大雨となった。 （静岡地方気象台令和 6 年台
負傷者		0 人	がけ崩れ	15 箇所	
行方不明者		0 人			
住家	全壊	0 戸			
	半壊	0 戸			
	一部損壊	1 戸			
	床上浸水	0 戸			
	床下浸水	1 戸			

					風第 10 号に関する静岡県
非 住 家		1 戸			気象速報より一部抜粋）

○ 令和 6 年 10 月 3 日　突風

死 者		0 人			・10 月 3 日、低気圧や前線に向かって暖かく湿った空気が流入し、大気の状態が非常に不安定になり、活発な積乱雲が発生した。活発な積乱雲が通過した浜松市南部では突風が発生し、中央区湖東町から根洗町にかけて、屋根の飛散や車の横転があった。 （静岡地方気象台 10 月 3 日の浜松市中央区湖東町から根洗町にかけて突風発生時の気象状況より一部抜粋）
負傷者		1 人			
行方不明者		0 人			
住家	全壊	0 戸			
	半壊	0 戸			
	一部損壊	40 戸			
	床上浸水	0 戸			
	床下浸水	0 戸			
非 住 家		0 戸			

○ 令和 7 年 9 月 5 日　台風第 15 号

死 者		0 人	道 路	2 箇所	・ 静岡県では、台風周辺や太平洋高気圧の縁を回る温かく湿った空気が流れ込んだ影響で 4 日から断続的に雨が降り続いた。特に、5 日昼過ぎを中心に、線状降水帯が複数回発生し、非常に激しい雨や猛烈な雨となった。これらの雨により、4 地点で 1 時間降水量は統計開始以来 1 位を更新し記録的な大雨となった。また、台風の接近により沿岸部で暴風が吹いた所があった。さらに台風からの暖かく湿った空気が流れ込んだ影響で大気の状態が非常に不安定となり、発達した積乱雲が通過した牧之原市から吉田町にかけて竜
負傷者		1 人	がけ崩れ	1 箇所	
行方不明者		0 人			
住家	全壊	0 戸			
	半壊	0 戸			
	一部損壊	0 戸			
	床上浸水	0 戸			
	床下浸水	0 戸			

					巻が発生した。 （静岡地方気象台令和 7 年台風第 15 号に関する静岡県気象速報より一部抜粋）
非 住 家		0 戸			

（2）地震

○　浜松地方に影響を与えた大地震の震源地は、大別すると東海道沖と南海道沖であるが、そのうち静岡県西部地域に大きな被害を与えたのは、次のとおりである。

≪県西部地域に被害を与えた主な地震の震央≫

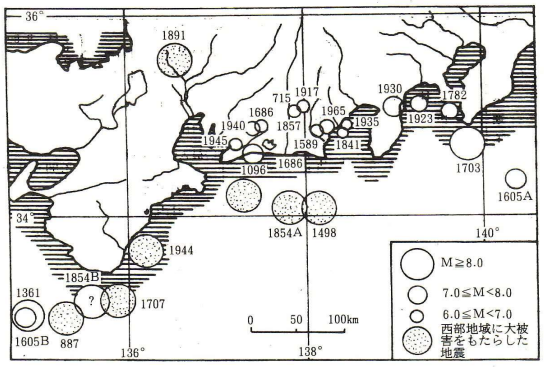

≪県西部地域に被害を与えた巨大地震≫

発生時代		震 央 規 模				被 害 概 要
西暦	和暦	経度（E）	緯度（N）	地域名	マグニチュード	
887	仁和 3	135.0	33.0	南海道東海道沖	8.6	津波あり死傷者多し
1096	永長 1	137.3	34.2	東海道沖	8.4	駿河津波による民家等 400 余流出
1361	正平 16	135.0	33.0	南海道沖	8.4	沼津、阿波に津波
1498	明応 7	138.0	34.0	東海道沖	8.6	浜名湖今切決壊
1605	慶長 9	134.9	33.0	南海道沖	7.9	浜名湖口橋本で 100 戸中 80 戸流失 死者多数、船が山際まで打ち上げ
1707	宝永 4	135.9	33.2	東海道 南海道沖	8.4	死者及び潰家多数 富士山噴火、宝永山が生ず

安政東海地震	① 発震時　嘉永 7 年(1854 年)12 月 23 日 9 時頃 ② 震央　137.8° E　34.0° N(遠州灘沖東部海底) ③ 規模　マグニチュード 8.4 ④ 安政東海地震の震度分布は、下図のとおりである。記録によれば沿岸全般に大津波が起り潰焼失家屋約 30,000 戸、死者 2,000～3,000 人を数え、記録に残る地震災害では西部地域に最大の被害を与えた地震であるといわれている。(※4)

※4 被害数値は「静岡県史 別編 2 自然災害誌」(静岡県)による。

	⑤ 東海道の各宿場は、壊滅的な被害を被っており、家屋の倒壊は軟弱地盤の低地に留まらず台地上でも生じており、浜松も人家の過半がつぶれたと記録されている。

安政東海地震の震度分布

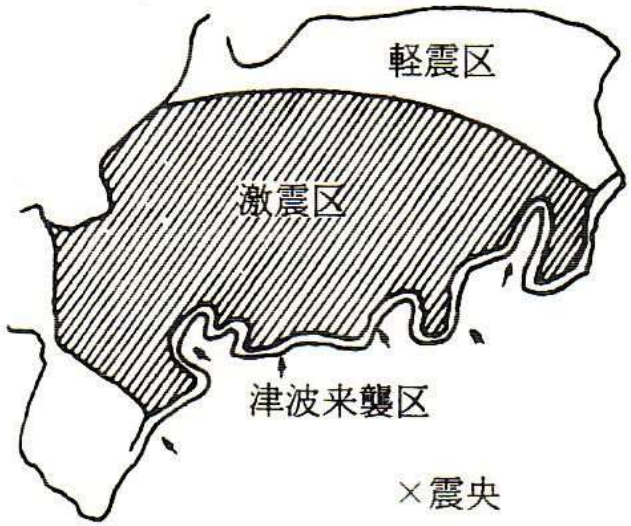

東南海地震	① 発震時　昭和 19 年(1944 年)12 月 7 日　13 時 36 分 ② 震央　136.6° E　33.8° N(東南海沖) ③ 規模　マグニチュード 8.0 ④ 震度　浜松 5 ⑤ この地震による震度分布は下図に示すとおりで、被災地域を通じての被害は、死者 1,223 人、負傷 2,864 人、住家全壊 17,611 戸、半壊 36,565 戸であった。(※5)

東南海地震の震度分布図

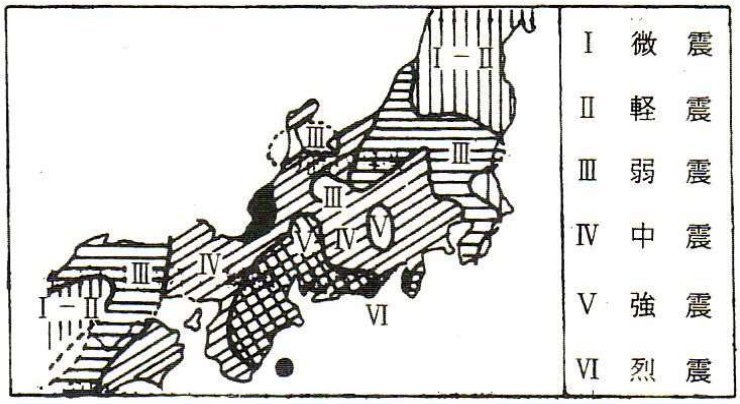

※5 被害数値は飯田(1985)「昭和 19 年 12 月 7 日東南海地震の震害と震度分布、飯田汲事教授論文選集　東海地方地震・津波災害誌」による。

駿河湾を震源とする地震 (※6)	① 発震時　平成 21 年(2009 年)8 月 11 日　5 時 7 分 ② 震央　138° 29.9' E　34° 47.1' N(駿河湾) ③ 規模　マグニチュード 6.5 ④ 震度　浜松市 4 ⑤ この地震による震度分布は下図に示すとおりで、被災地域を通じての被害は、死者 1 人、負傷 319 人、住家全壊 0 戸、半壊 6 戸、一部損壊 8,672 戸であった。

※6 被害数値は内閣府「駿河湾を震源とする地震について（平成 22 年 3 月 16 日 19 時 00 分現在）」による。

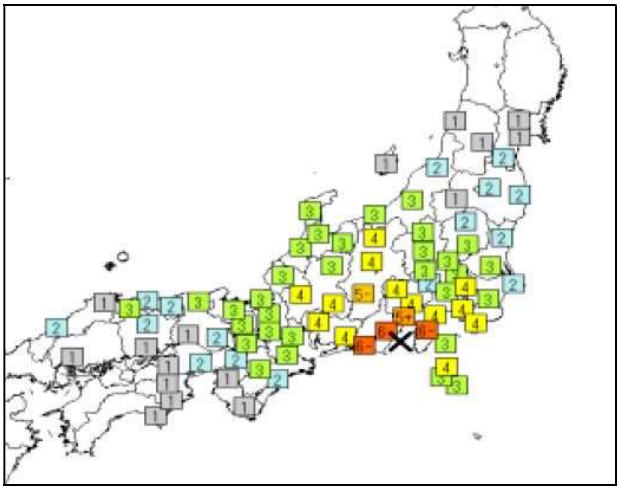

震度分布図(※7)

※7 震度分布図は気象庁報道発表資料(平成 21 年 8 月 11 日 6 時 45 分)「2009 年 8 月 11 日 05 時 07 分頃に駿河湾で発生した地震について」による。

2 予想される災害

（1）地震・津波

○ 今世紀前半には、前回発生から約 80 年を迎える東南海地震や南海地震について、その発生の可能性の高まりが指摘されており、このまま東海地震が発生することなく推移した場合、東海地震も含め、これらの地震が連動して発生する可能性や、時間差を持って連続して地震が発生する可能性も考えられる。

○ 平成 23 年 3 月の東日本大震災の教訓を踏まえ、静岡県が公表した第 4 次地震被害想定(※8)によれば、本市では駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル 2 の地震・津波では、最悪 2 万 3 千人を超える死者数が想定されている。

（2）複合災害・連続災害

○ 1 つの災害が他の災害を誘発し、それが原因となって、あるいは結果となって全体の災害が大きくなることを意識し、より厳しい事態を想定した対策を講じることが必要である。

○ 本市の場合、南海トラフ地震などの大規模災害の発生に伴い、大規模事故などが複合的に起こるなど、最悪の事態を想定する必要がある。

○ また、デジタル技術の発達により、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNS の活用など、災害対応業務のデジタル化の促進とともに、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備、津波を含むあらゆる災害に関する防災教育、訓練、避難の確保等におけるデジタル技術の活用など、効果的・効率的な防災対策を行う必要がある。

※8 駿河トラフ・南海トラフ沿いと相模トラフ沿いで発生する海溝型の地震について、発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波(以下、「レベル 1 の地震・津波」という。)と、発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波(以下「レベル2の地震・津波」という。)(以下、2 つのレベルを併せて「レベル 1・2 の地震・津波」という。)に分けて、自然現象の想定、人的・物的被害の想定等を行なったもの。

第２章　災　害　予　防　計　画

○　この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある時（以下「災害時」という。）における被害の軽減を図ることを目的とし、平素から行う措置に加え、災害復旧や災害からの復興に必要な事前準備について定めるものとする。また、社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりについて十分配慮しつつ防災対策を推進するとともに、国や県と連携し、地域防災力の向上に努めるものとする。

第１節　通信施設等整備改良計画

【災害対策本部事務局、消防局、上下水道部】

○　この計画は、災害時における通信手段確保のため、防災行政無線等の情報通信施設の停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、定期的な訓練等を通じた平時からの連携体制の構築などの防災対策の推進を図るためのものである。

１　無線通信施設の現況

無線の種類		業務の内容
防災行政無線(※1)	同報系(※2)	市災害対策本部から市民等への情報の伝達、避難誘導等
	地域防災無線(※3)	市災害対策本部、避難所、市有施設、防災関係機関及び生活関連機関との気象情報や災害情報の収集、伝達等
防災相互通信用無線(※4)		市災害対策本部と県･近隣市町、防災関係機関等との災害情報の収集、伝達等
消防救急無線(※5)		消防救急活動
衛星系無線(VSAT)		災害時における他都市との情報伝達
航空無線(※6)		航空活動
消防団無線(※7)		消防団活動
水道無線(※8)		上下水道関係の災害応急対策等
静岡県防災行政無線(※9)		市災害対策本部と県との気象情報、災害情報の収集及び伝達
衛星携帯電話		市災害対策本部等及び孤立予想地区の自治会との災害情報の収集、伝達等

※1　無線局の台数/資料編 8-3
※2　防災行政無線（同報系）/資料編 8-4
※3　地域防災無線/資料編 8-5
※4 防災相互･無線/資料編 8-6

※5 消防救急無線/資料編 8-7

※6 航空無線/資料編 8-8
※7 消防団系デジタル無線/資料編 8-9
※8 水道無線/資料編 8-10
※9　設置場所/市危機管理課、市消防局情報指令課

○　防災行政無線が輻輳したり、電波が届かなかったりする地域(※10)の場合は、衛星携帯電話(※11)により通信を行うほか、防災相互無線などの簡易無線を活用する。

※10 孤立予想集落など
※11　衛星携帯電話設置場所/解説･運用編 3-1

○　防災関係機関等相互間の通信手段について、テレビ会議の開催による災害時における意思疎通や情報共有を推進する。

２　通信施設の防災対策

○　指定公共機関の電気通信事業者は、非常災害時における通信を確保するため、伝送路の多ルート化を推進するとともに、非常用移動無線機、非常用移動電話局装置及び非常用移動電源車等の配備、安全な設置場所の確保などに努める。

3　整備計画

○　災害時における情報収集の迅速化を図るため、防災行政無線をはじめ、消防無線、救急無線、水道無線、衛星携帯電話の整備を図るとともに、避難行動要支援者（「共通対策編　第3章　第11節　災害時避難行動要支援者の避難支援」参照。以下同じ。）に配慮した多様な通信手段の整備に努める。

○　災害時に孤立が予想される地域について、地上回線が途絶した場合に備え、衛星通信などにより、当該地域の住民と当該市町との双方向の情報連絡体制の確保を推進するものとする。

○　災害時に通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器等の整備、活用に努める。

4　障がいのある方への情報伝達体制の整備

○　市は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

○　市は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

第２節　　資材・器材等の点検整備計画

【災害対策本部事務局、消防局、土木部】

○　この計画は、市が保有する災害応急対策に必要な資材・器材を整備するとともに、災害時にその機能を有効適切に発揮できるよう、常にこれらの点検整備を進めるためのものである。

１　水防等に必要な備蓄資材・器材

○　水防団及び消防団は、その区域内における水防を十分に果たすため、水防に必要な資材・器材 (※1) を備蓄する。

※1 水防倉庫及び資器材/資料編 14-1

○　毎年の出水期前に点検を行い、資材使用後は速やかに補充整備を行う。

２　消防に必要な機械器具

○　市民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、この災害による被害を軽減するため、消防に必要な機械器具 (※2) を確保し、その整備に当たっては、消防力の整備指針を参考とする。また、点検整備は常時行い、活動に万全を期する。

※2 消防車両の配置状況/資料 10-1
消防特殊器具/資料編 10-2

３　その他の資材・器材

○　防災用備蓄資器材の整備の充実を図る。

○　資材・器材の保有状況を把握するとともに平時から救助・救急関係省庁と情報交換を行い、適切な救助・救急用資器材の整備に努める。

第３節　　道路鉄道等災害防止計画

【土木部】

○　この計画は、豪雨、積雪、地震等の異常気象時における道路、鉄道等交通の危険防止を図るためのものである。

１　現況

○　市が管理する国・県道の路線数及び延長は次のとおりである (※1)。

（令和７年４月１日現在）

道路の種類		路線数	実延長(km)
一般国道		6	248.2
県道	主要地方道	15	206.5
	一般県道	52	475.5
計		73	930.2

※1　一般県道には浜松御前崎自転車道線、浜名湖周遊自転車道線を含む。

○　市の都市計画道路の整備状況は、次のとおりである。

（令和７年３月 31 日現在）

計画決定路線数	計画決定道路延長	整備済延長	整備率
144 路線	426,370m	291.976m	68.5%

○　道路は避難、救助、応急対策等の緊急活動のほか延焼防止にも有効であり、都市計画道路の整備と既存道路の機能確保を推進する必要がある。

○　災害時の道路利用に際しては、車両の重量による橋の通行制限 (※2) や過去の災害等を参考にして危険と思われる箇所 (※3) に関する注意が必要である。

○　道路危険箇所対策の進捗状況は、別に示す (※4) とおりである。

※2　荷重制限橋の位置図/資料編 4-5
※3　水防上重大な影響のある橋梁/資料編 4-1
※4　道路危険箇所/資料編 4-4

２　整備計画

○　浜松市のみちづくり計画 (※5) に基づき、災害に強い道路ネットワーク機能の強化を目指し、道路整備や既存道路の強靭化を推進する。

○　災害時の高次医療施設への搬送や物資輸送等の支援活動、復旧・復興を支援する広域道路ネットワークの整備推進に加え、東名高速道路と新東名高速道路、災害時の広域物資輸送拠点等を連絡する緊急輸送道路等の整備を推進する。

○　リダンダンシーの観点を踏まえ、既設の緊急輸送道路等の橋梁耐震化や無電柱化、道路斜面対策による災害に強い道路ネットワーク機能の強化を図るとともに、橋梁・トンネル等の道路施設において、長寿命化計画に基づきメンテナンスサイクル（点検⇒診断⇒措置⇒記録）を確実に回し、かつ予防保全型維持管理への本格転換により、道路施設の健全化に努める。

○　浜松駅周辺の中心市街地域での道路整備時には無電柱化を進め、道路空間や情報通信を確保し、火災などの都市災害への強化に努める。

○　市は、避難路、緊急輸送路等防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止または制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携し、無電柱化の促進を図る。

※5 平成 19 年 3 月策定、平成 24 年見直し、平成 29 年度から令和 8 年度までの 10 年間の計画期間。

3　災害予防計画

区分	内容
道路交通の災害予防計画	道路管理者は、豪雨、積雪、地震等の異常気象時における道路の交通の危険防止を図るため、管轄する道路について次の業務を行う。 ア　安全設備等の整備 イ　防災体制の確立（情報連絡を含む） ウ　異常気象時の交通規制区間の指定 エ　通行規制の実施及び解除 オ　交通規制の実施状況に関する広報
鉄道の災害予防計画	鉄道事業者は、列車事故災害を防止するため、安全施設等を整備するとともに、防災体制の確立を図り、異常気象時においては、あらかじめ定める運転基準により列車の運転中止等を行う。 ア　安全設備等の整備 イ　防災体制の確立 ウ　異常気象時における運転の停止等 エ　運行規制の実施状況に関する広報

第４節　　防災知識普及計画

【災害対策本部事務局、消防局、健康福祉部、市民部、都市整備部、土木部、区本部、学校教育部】

○　この計画は、地震等の災害による被害を最小限にとどめるため、市職員をはじめ市民、各組織等を対象に、地震等の防災に関する知識と防災対応の啓発・指導を行い、個々の防災力の向上を図るとともに、逃げ遅れゼロに向けた備えと避難行動を推進するためのものである。

1　普及の方法と内容

○　市立小中学校では、防災に関する教育の推進に努める。

○　市は地域のコミュニティにおいて、防災に関する教育の普及促進を図る。

○　防災知識の普及、訓練を実施する際、災害時要配慮者 (※1)（以下「要配慮者」という。）に十分配慮し、避難行動要支援者 (※2) を支援する体制が整備されるよう努める。

○　被災時の性別によるニーズの違い等に十分配慮するよう努めるとともに、男女共同参画の視点から防災知識の普及及び防災対策を推進する。

○　家庭動物の飼育の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

○　専門家（風水害にあっては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。

○　市は、様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や実務者等の参画の下で開発・活用するなど、防災に関する理解向上に努める。

○　防災週間、水防月間、津波防災の日、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、火山防災の日等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、二次災害防止、大規模広域避難に関する総合的な知識の普及に努める。

・　学校教育、社会教育を通じての普及

※1 高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び外国人等をいう。
※2 「共通対策編第2章 第12節 要配慮者支援計画」避難行動要支援者個別避難計画による。

・ 職員及び関係者に対する普及（市職員の教育に当たっては、大学の防災に関する講座等との連携、風水害においては気象防災アドバイザー等の専門家の知見を活用することにより、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平時から構築することに努めるものとする。）
・ 講習会・講演会等の開催
・ ラジオ、テレビ、新聞、浜松市防災マップ等のインターネットによる防災知識の普及
・ 浜松市防災学習センター(※3) の活用による防災知識の普及
・ 広報誌等の印刷物による防災意識の普及

○ 市は、防災知識の普及に当たっては、周知徹底の必要性が高い事項を重点的に進める。
・ 防災気象・情報に関する知識
・ 市地域防災計画の概要
・ 自主防災組織の意義
・ 災害危険箇所に関する知識
・ 災害時の心得
① 災害情報等の聴取方法
② 停電時の心構え
③ 早期避難の重要性、避難行動への負担感・過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識・自分にとって都合の悪い情報を無視するなどの正常性バイアス等の先入観を克服し避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること、親戚・知人宅等自宅よりも安全な建物の緊急避難場所・避難路等の事前確認の徹底
④ 非常持ち出し品の準備及び在宅で生活を継続するための準備（食料、飲料水、携帯トイレ等の備蓄）
⑤ 自動車へのこまめな満タン給油
⑥ その他の災害の態様に応じ、取るべき手段方法等
⑦ 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方や企業・学校の計画的な休業・休校等の実施
⑧ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に家屋の内外の動画や写真を撮影する等、生活の再建に資する行動
・ 要配慮者、男女共同参画の視点及び性的マイノリティへの配慮
・ 避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において被災者や支援者が性犯罪・性暴力・DV の被害者にも加害者にもならないための、「暴力は許されない」意識の醸成

※3 市民に防災に関する学習と体験の場を提供する、防災知識の普及及び啓発の拠点施設。

2 市職員に対する教育

○ 行政を進める中で、積極的に地震等の防災対策を推進するとともに、地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構え等、研修会などを通じて教育を行う。
・ 地震・津波等に関する基礎知識
・ 南海トラフ地震等の災害発生に関する知識

・ 静岡県第４次地震被害想定の内容
・ 静岡県地震対策推進条例 (※4) に規定する対策
・ 市地域防災計画の内容のほか、市が実施している防災対策
・ 地震等が発生した場合及び地震が予知された場合、具体的に取るべき行動に関する知識
・ 職員が果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）
・ 南海トラフ地震に関連する情報の意義と、これらに基づきとられる措置
・ 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき措置
・ 家庭における防災対策と自主防災組織の育成強化対策
・ 防災対策の課題その他必要な事項
・ 所管事項に関する防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員に対する教育を行う

※4 静岡県地震対策推進条例/資料編 22-2

３ 市民に対する防災思想の普及

○ 市は、南海トラフ地震臨時情報の発表時に、市民が的確な判断に基づき行動できるよう、地震についての正しい知識、防災対応について啓発する。この場合、避難行動要支援者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努める。また、男女共同参画と動物愛護の視点から、災害時における性別によるニーズの違い等及び家庭動物の飼養の有無によるニーズの違いへ十分配慮するよう努める。

○ 防災週間、水防月間、津波防災の日、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、火山防災の日等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、二次災害防止、大規模広域避難に関する総合的な知識の普及に努める。

○ 津波対策推進旬間、防災週間、地震防災強化月間、地域防災の日 (※5) において、それぞれの目的に合わせて必要な啓発活動を実施する。

○ 自主防災組織の積極的な活用を図るとともに、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及促進を図る。

○ 市は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくために県が実施する、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料のアーカイブ化及び公開について協力をする。また、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の自然防災伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

※5 津波対策旬間(3月11日を含む10日間)、防災週間(8月30日から9月5日まで)、地震防災強化月間(11月)、地域防災の日(12月の第1日曜日)。

一般的な啓発	① 啓発内容 ・ 南海トラフ地震等の基礎的な知識 ・ 静岡県第４次地震被害想定の内容 ・ 静岡県地震対策推進条例(※6)に規定する対策 ・ 突然地震が発生した場合の行動指針等の応急対策 ・ 南海トラフ地震に関する情報の意義と、これらの情報発表時に取るべき行動等の基本的知識 ・ 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき措置 ・ 地域、事業所等における自主的な防災活動と連携の重要性

※6 静岡県地震対策推進条例/資料編 22-2

	・ 防災関係機関等が講ずる災害応急対策及び地震防災応急対策 ・ 津波･山･がけ崩れ危険予想地域等に関する知識 ・ 緊急避難場所、避難路その他避難対策に関する知識 ・ 危険なブロック塀等の対策、住宅の耐震診断と補強計画及び耐震改修の必要性に関する知識 ・ 家具の固定、ガラスの飛散防止、火災予防、非常持出品の準備等の知識 ・ 居住用の建物･家財の保険や共済への加入 ・ 消火、救出救助、応急手当等に関する知識 ・ 避難生活に関する知識 ・ 男女共同参画の視点に立った防災活動 ・ 避難行動要支援者への配慮 ・ 安否情報の確認のためのシステム ・ 過去の災害史にかかわる古記録等 ② 手段･方法 ・ パンフレット、リーフレット、ポスターの配布や掲示をはじめ、映像や新聞、インターネット等を活用して普及を図る。 ・ 自主防災組織等が主催する防災に関する研修会･講座等に参加するとともに、講演会等を開催する。 ・ 浜松市防災学習センターを活用して、市民に防災の学習や体験の場を提供し、防災知識と意識の向上を図る。 ・ 消防体験センター （消防局 1 階）を活用して、防災の知識と技術の一層の理解を深め、市民一人ひとりが自ら守るという意識の定着化と行動力を養う。
各種団体への啓発	・ 市は、関係機関と協力し、各種団体を対象に、研修会･学習会等を開催し、防災に関する知識の普及及び啓発に努める。 ・ 研修に際しては、必要な資料の提供や DVD (※7)等の貸出しを行い、それぞれの立場の市民が、地域の防災に寄与する意識を高めることができるよう支援する。 ・ 市は、国（総務省）と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。
ボランティア団体等の組織化の促進及び啓発	・ （福）浜松市社会福祉協議会は、地域のボランティア団体等の組織化を促進し、その連絡会等を通じて防災に関するボランティア活動の知識の普及、啓発を図り、災害支援への意識を高める。
文化財に対する防災知識の普及	・ 市は、文化財を災害から守り、後世に継承するため、文化財サポーター、文化財保護活用団体等の諸活動を通じ、防災指導及び文化財に対する防災知識の普及に努める。

※7 浜松市独自防災啓発映像ほか。

外国人に対する啓発	・ 市は、(公財)浜松国際交流協会と連携して、外国人住民組織、地域住民組織、企業・事業所等と協力し、外国語版パンフレットの配布や防災に関する研修会、防災訓練の実施等を通し意識啓発を図る。
自動車運転者に対する啓発	・ 市は、浜松市交通事故防止対策会議と協力し、会議が実施する交通安全運動、また、会議を構成する団体が催す交通安全運転マナーの向上に関する講演会、研修会等を通じ、南海トラフ地震臨時情報発表時及び地震発生時において自動車運転者が措置すべき事項について徹底を図る。
防災上重要な施設管理者に対する啓発	・ 市は、危険物を取り扱う施設や百貨店、劇場など不特定多数の者が出入りする施設の管理者等に対し、地震防災応急計画及び対策計画の作成・提出の指導等を通じ、南海トラフ地震臨時情報発表時、緊急地震速報受信時及び地震発生時における施設管理者のとるべき措置についての啓発に努める。
相談窓口	・ 市は、それぞれの部署において所管する事項について、市民の防災対策の相談に積極的に応じる。 ・ 総括的な事項及び特定の事項(建築)に関する相談窓口は次のとおり。 **＜総合相談窓口＞** 危機管理課、区役所の防災担当課、行政センター、支所、ふれあいセンター、消防局、消防署、消防出張所 **＜建築物等相談窓口＞** 本庁の建築担当課(建築行政課及び北部都市整備事務所)

4　園児、児童及び生徒に対する教育

○　市及び市教育委員会は、公立の学校及び幼稚園、並びに保育所等（以下「学校等」という。）に対し、静岡県安全教育目標、浜松市立小中学校・幼稚園防災対策基準等により、園児、児童及び生徒（以下「生徒等」という。）に対する防災教育の指針を示し、その実施を指導する。また、市は、県が私立学校及び私立幼稚園（以下「私立学校等」という。）に防災教育を実施する際に連携を図る。

○　学校等は、生徒等に対して、自らの安全を確保するための判断力や行動力の育成、生命の尊重や地域の安全のために貢献する心の育成、防災に関する知識・理解を深める学習等の指導を、浜松市防災教育ポータルサイト等を活用し、各教科をはじめ、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等、教育活動の全体を通して実践する。

- 災害時の実践的な防災対応能力を身に付けられるよう、学校等の防災訓練の充実や浜松市防災学習センター、消防体験センターでの体験学習を活用する。
- 社会に奉仕する精神を培うとともに、防災ボランティアとして活動するための知識や技術を習得するため、学校教育だけでなく地域社会の各種の取組を活用して、ボランティア活動への参加を促進する。
- 中学生、高校生を中心に応急手当の実践的技能の修得の徹底を図る。

５　防災関係機関

○　東海旅客鉄道（株）、日本貨物鉄道（株）、NTT 西日本（株）、中日本高速道路（株）、中部電力パワーグリッド(株)、サーラエナジー（株）等の防災関係機関は、それぞれ所掌する事務又は業務に関する地震防災応急対策、災害応急対策、利用者等の実施すべき事項等について広報を行う。

第５節　　防災のための調査研究

【災害対策本部事務局、区本部】

○　本市における災害発生の態様から、自然災害に重点をおき、必要な場面において調査研究を行う。

・　本市の地形、地質特性と自然災害の発生の関係について古文書などを通して過去の災害が与えた被害の概況を調査する。

・　どのような災害がどのような場所に発生する可能性があるか、地形、地質の面から検討する。

・　要防災地域の調査とあわせて、防災パトロールを実施する。

○　発生した災害ごとの状況を調査し、今後の防災対策の資料とする。

第６節　　住民の避難体制

【災害対策本部事務局、健康福祉部、土木部、区本部】

○　市は、災害の危険が切迫した緊急時において一時的に安全を確保するための指定緊急避難場所（以下「緊急避難場所」という。）及び避難者が避難生活を送るための指定避難所（以下「避難所」という。）を指定し、日頃から市民への周知に努める。

○　市は、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努めるものとする。また、市は、関係機関と協力し、避難地及び避難路を、避難行動要支援者にも配慮して整備するとともに、消防水利の確保等、総合的に安全性の向上を図る。

○　市は、災害関連死ゼロに向け、年齢や性別、障害の有無などを問わず、全ての市民が安心して避難生活が送れるよう、在宅避難者を含めた市民の避難生活環境の維持・改善に努める。

１　避難所等の指定、整備

○　市は、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により避難を必要とする住民を臨時に受け入れることのできる避難所を指定し、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努める。具体的には次のとおりとする。

・　地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえその管理者の同意を得た上で避難者が避難生活を送るために避難所をあらかじめ指定し、平時から場所や収容人員、家庭動物の受入方法等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

・　避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに避難者等を受け

入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

・ 学校を指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は、応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

・ 避難所の施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、必要に応じ、換気、照明、トイレ等の設備の整備に努めるとともに、貯水槽、井戸、給水タンク、非常用電源、地域防災無線・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。

・ 避難所の供与にあたっては、避難所に係る必要な安全性及び良好な居住性の確保、当該避難所における食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布、保健医療サービス及び福祉サービスの提供、情報の提供その他避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努める。

・ 避難所又はその近傍で備蓄施設を確保し、食料、飲料水、段ボールベッド、パーティーション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資やマスク、消毒液、感染症対策に必要な物資、簡易トイレ、災害時シャワーシステム等の保健衛生に関する物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮するものとする。

・ 市は、毎年１回、物資の備蓄状況について公表する。

・ 避難所となる施設については、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるとともに、必要に応じて、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備による避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

・ 「浜松市避難所運営マニュアル」や訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。また、夏季には熱中症の危険が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

・ 平時から別に定める対応方針 (※1) に基づき、避難所等における過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。

・ 保健師、福祉関係者、NPO 等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。

※1 避難所及び緊急避難場所における新型コロナウイルス感染症への対応方針について/資料編 15-5

○ 市は、在宅避難者や車中泊避難者など、指定避難所以外に滞在する被災者に対しても、指定避難所が在宅避難者等の支援拠点となり、あらかじめ、必要な生活関連物資の支援、保健医療サービス及び福祉サービスの提供、情報の提供及び車中泊スペース等の生活環境の確保などに努める。また、車中泊を行う際の健康上の留意点や必要な備蓄

について周知に努める。

2　福祉避難所

○　一般の避難所では生活することが困難な障がいのある方、医療的ケアを必要とする方等の要配慮者を受け入れるため、社会福祉施設等を福祉避難所 (※2) として指定し、公表することを検討する。この際、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示することを検討する。また、市は、受入れ対象者を特定しての公示を活用しつつ、一般の避難所で過ごすことに困難を伴うおそれがある障がいのある方等の要配慮者にとって適切な生活環境が確保された場所への円滑な避難が可能となるよう、避難行動要支援者個別避難計画の策定などにより、平時から防災部局と福祉部局が連携して、地域の避難支援関係者などとの調整に努めるものとする。

※2　福祉避難所/解説・運用編 5-1

○　要配慮者の特性に応じ、より多くの要配慮者を受け入れることができるよう、福祉避難所の確保に努める。

○　福祉避難所の円滑な運営を行うため、市は「福祉避難所の指定及び開設・運営マニュアル」を整備するとともに、定期的に要配慮者の避難支援対策に関する訓練の実施を推進する。

○　災害時において円滑に福祉避難所を設置・運営できるよう、自主防災組織、自治会、地域住民、関係団体、要配慮者及びその家族に対して、要配慮者の避難支援対策、福祉避難所の目的やルール等の周知に努める。

○　災害時に福祉避難所の設置・運営に必要な物資・器材や運営人材の確保がなされるよう、指定先の社会福祉施設や関係団体・事業者等との間で事前に調整し、覚書等を交わすものとする。

○　要配慮者の直接避難を可能とする「指定福祉避難所」の指定に向けた検討をする。

3　2次的避難所

○　県が指定する 2 次的避難所 (※3) は、市の用意した避難所に避難した者のうち、避難生活の長期化により健康に支障を来すと判断される者を原則として 7 日以内の期間受け入れ、健康を回復させることを目的とするものである。

※3　2 次的避難所/解説・運用編 5-2

○　市及び県は、大規模な災害により、事前に協定を結んだ宿泊施設だけでは 2 次的避難所が不足する場合、速やかにその確保に努める。

4　避難所以外での滞在への配慮

○　市は、市が設置した避難所以外に滞在する被災者に対しても、必要な生活関連物資の支援、保健医療サービス及び福祉サービスの提供、情報の提供等生活環境の確保に努める。

○　市は、自主避難所等に避難している避難者の情報を把握する方法を調査・研究するよう努める。

○　避難者等の把握には地域の協力が必要不可欠であることから、市は自主防災隊に市からの一斉連絡メールへの登録を呼びかけ、一斉連絡メールを使用した把握方法の確立を進める。

５　避難誘導体制の概要

○　市は、「避難情報に関するガイドライン」(※4) を参考に、河川管理者等と連携し、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の判断基準、伝達方法を示すマニュアルを作成する。

○　市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

○　市は、水防関係団体と協議し、発災時の避難誘導に係る計画を作成し、訓練を行う。

○　市は、防災訓練の実施や区版避難行動計画の配付等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。

○　市は、住民等の逃げ遅れを無くすために、今後起こりうる大規模災害に備えて、一人ひとりが「いつ」「どこに」避難するのかを事前に整理する「わたしの避難計画」や河川氾濫に係る避難行動計画（マイ・タイムライン）の策定に向けた住民等の取組を支援する。

○　市は、土砂災害等に対する住民の警戒避難基準を静岡県土砂災害警戒情報補足情報システム等によりあらかじめ設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

○　市は、高齢者、障がいのある人等の要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、自治会、保健福祉事業者等の協力を得ながら、平時より、要配慮者に関する情報伝達体制の整備、避難行動要支援者個別避難計画の策定等の避難誘導体制の整備に努める。

○　市は、新型インフルエンザ等感染症 (※5) 等（指定感染症及び新感染症を含む。）発生時における濃厚接触者及び患者等のうち、宿泊・自宅療養者・高齢者施設での療養者等の被災に備えて、平時から、危機管理課と保健所及び感染症に係る関係課間で必要な情報を共有するとともに、災害時の避難対応（避難先、避難方法、避難先での対応等）について調整し、連携して対応するよう努める。これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努めるものとする。

○　危機管理監、区（区長）又は地域本部（行政センター所長・支所長）は、市に避難指示等の発令のいとまがない場合は、市（市長）に代わって避難指示等の発令を行う。

○　自主防災組織は、地域の警戒や避難指示等の伝達・避難誘導を行うため、平時より防災知識の普及、防災訓練、危険箇所の点検・把握、避難計画及び台帳の作成等に努める。

○　不特定かつ多数の利用者がいる施設の管理者は、避難誘導等安全体制の確保に努める。

○　市民は、平時より、ハザードマップ等を活用して自宅等の地域の危険性を把握し、避難行動に備えるよう努める。

○　市民は、市から避難情報が発令されたら直ちに避難行動をとるべきこと、避難指示等が発令されていなくても、「自らの命は自らが守る」という考え方の下に、自ら氾濫危険情報などの警戒レベル相当情報 (※6) 等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。

○　市は、周知啓発に資するため、国が整備する避難所等に関する統一的な地理空間情報の充実に努めるものとする。

※4 内閣府(防災担当)作成

※5　新型インフルエンザ等感染症:感染症法の類型の一つで、新型インフルエンザや再興型インフルエンザなどがある。なお、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和 2 年 1 月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)は令和 5 年 5 月８日に5類感染症に移行しているため含まれない。

※6 国土交通省、気象庁、都道府県が発表する、住民が自主的に避難行動を取るために参考とする情報。

６　避難所等の施設管理

○　市及び各避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

第７節　訓練計画

【全部局】

○　この計画は、大規模広域災害時の円滑な広域避難の実施及び過去の災害対応の教訓の共有を図り、災害が発生したときの応急対策を円滑に進めるために、訓練の事項を定める。

○　市は、他の地方公共団体、防災関係機関、水防協力団体、非常通信協議会並びに民間企業、自主防災組織、自治会、ボランティア団体及び避難行動要支援者を含めた地域住民の協力を得て、総合防災訓練を行う。また、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。さらに、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。なお、関係機関間での協定締結などによる連携強化に当たっては、訓練等を通じて発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなどにより、実効性の確保に努めるものとする。

≪訓練項目≫

水防／消火／救出・救護／避難／誘導／通信情報伝達／交通規制／道路啓開／物資輸送／避難所運営／給水・炊出し／応急復旧／遺体の収容

○　市及び関係事業者は、救助・救急関係省庁と「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

○　市災害対策本部等から応急対策活動に従事する全職員に命じ、実践に即した訓練を行う。

○　災害時に、県災害対策本部、県西部方面本部、関係機関に対する災害通報及び情報伝達が迅速かつ正確に行えるよう、通信訓練を実施する。

○　県警察は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、当該防災訓練の実施に必要な限度で、道路交通法に基づく交通規制を実施することができる。

○　防災訓練後には評価を実施し、課題・問題点等を明らかにし、必要に応じ体制等を改善する。

第８節　　自主防災組織の育成

【災害対策本部事務局、消防局、区本部】

○　災害時に地域の実情に応じた防災活動ができるよう、自主防災組織の育成を積極的に推進する。

○　地域の防災力の向上を図るため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を目指す。

１　自主防災組織の概要

○　自治会等に自主防災組織 (※1) を設けて防災活動が効果的に実施できる組織とする。また、市は、自主防災活動に多様な意見が反映されるための手段の一つとして、自主防災組織の責任者又は副責任者への女性の登用や、防災委員等役員への女性の３割以上の配置など、女性の参画が促進されるよう、自主防災組織への助言・支援等を行う。

※1　自主防災組織/資料編 13-3

○　本部組織として消火班、救出・救護班、情報班、避難誘導班、生活班等を置き、必要に応じて小単位の下部組織をおく。併せて、住民に対する啓発活動や防災活動に専門的に携わる防災委員を置く。

○　平時の活動は、防災知識の普及、防災訓練、防災資器材の備蓄・点検、危険箇所の点検・把握、避難計画の作成・見直し、各種台帳の整備・点検等を行う。

○　災害時においては、地域の警戒、情報の収集・伝達、消火、救出救助、応急手当、避難誘導、避難所の立上げ、在宅避難者の支援等を行う。

○　自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するため、定期的に研修会を開催し、自主防災組織の人材育成を図る。その際、男女共同参画の視点を踏まえた知識・訓練等を指導できる人材の育成に努める。

○　市は、自主防災組織の活動に必要な防災用資器材及び倉庫の整備を促進するため、必要な助成を行う。

２　育成の推進方法

○　地域住民に対して、自主防災組織の意義を強調し、十分意見を交換し、地域の実情に応じた組織の育成を指導するとともに防災資器材等の整備についての助成を行う。

○　地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮してきめ細かく実施するよう指導に努める。

３　市民の果たすべき役割

○　市民は自らの安全は自らの手で守ることができるよう、可能な限りの防災対策を実践する。

平時から 実施する事項	①　防災気象に関する知識の吸収 ②　ハザードマップ等を活用した、地域の危険度の理解 ③　地震防災に関する知識の習得 ④　南海トラフ地震臨時情報発表時及び地震発生時における、緊急避難場所、避難路、避難方法、家族との連絡方法及び最寄りの医療救護施設の確認 ⑤　緊急地震速報の受信時にとるべき対応行動の確認 ⑥　家庭における防災の話し合い ⑦　石油ストーブ、ガス器具等について、耐震自動消火装置付のもの

	を使用するなどの火災予防措置の実施 ⑧ 家具その他落下倒壊危険物の対策 ⑨ 就寝時の非常持出品、屋外避難用衣類、運動靴の配備 ⑩ 飲料水、食料、日用品、携帯トイレ、医薬品、生理用品、育児用品等生活必需品の備蓄（飲料水(※2)、食料(※3)、携帯トイレは最低7日分） ⑪ 通信機器の充電装置、バッテリーの準備 ⑫ 自動車へのこまめな満タン給油 ⑬ 居住用の建物・家財の保険や共済への加入 ⑭ 家屋の補強やブロック塀の補修・撤去等 ⑮ 動物の飼い主については、ペットフード等、飼養に要する物資備蓄
南海トラフ地震臨時情報発表時に実施が必要となる事項	① 正確な情報の把握 ② 日頃からの地震の備えの再確認
地震発生後に実施が必要となる事項	① 出火防止及び初期消火 ② 地域における相互扶助による被災者の救出活動 ③ 負傷者の応急手当及び軽傷者の救護 ④ 自力による生活手段の確保

※2 1人1日3Lを基準。
※3 うち3日分は非常持出しできるように備蓄。

4 地域における自主防災組織の果たすべき役割

○ 自主防災組織は、市や防災機関と協力し、地域の防災対策を一層進めるため次の活動を行う。

防災知識の学習	・ 正しい防災知識が得られるよう、講演会、懇談会、訓練等あらゆる機会を活用し啓発を行う。 ・ 主な啓発事項は、南海トラフ地震臨時情報の基礎的知識、平時における防災対策、災害時の心得、自主防災組織が活動すべき内容、自主防災組織の構成員の役割、女性が自主防災組織に参画する重要性等
防災委員の自主防災組織内での活動	・ 防災委員は、住民の防災対策の啓発活動を行うほか、自主防災組織内においても、防災地図の作成等の諸活動の企画、実施に参画するものとする。
自主防災地図の作成	・ 自主防災組織は、地域の危険箇所や災害時に必要となる施設等を表す地図を作成して、掲示、あるいは配布することにより、一人ひとりが適切に防災対応行動をとれるようにする。
自主防災組織の防災計画書の作成	・ 地域を守るために必要な対策及び自主防災組織構成員ごとの役割をあらかじめ防災計画書などに定めておく。
自主防災組織の台帳の作成	・ 自主防災組織は、的確な防災活動を行うに必要な人員構成、活動状況、資器材等設備の現況及び南海トラフ地震臨時情報発表の避難行動を明らかにしておくため、次に掲げる台帳を作成する。

<table>
<tr><td></td><td>・ 世帯台帳（基礎となる個票）
・ 避難行動要支援者台帳（要配慮者に関する台帳）
・ 防災支援に関わる知識、技能を有する人材台帳
・ 自主防災組織台帳
・ 避難行動要支援者台帳（要配慮者に関する台帳）の整備に当たっては、民生委員・児童委員や身体障害者相談員、福祉関係団体等との連携に努める。</td></tr>
<tr><td>防災点検の日の設置</td><td>・ 防災活動用の資器材の整備及び点検を定期的に行うため防災点検の日を設ける。</td></tr>
<tr><td>避難所の運営体制の整備</td><td>・ 発災時の被災住民等の避難所生活が円滑に行われるよう、市の「避難所運営マニュアル」、県の「避難生活の手引き」、「避難所運営マニュアル」や国の「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」等を参考に、市及び施設管理者と協力して避難所ごとのルールやマニュアル等の運営体制の整備に努める。また、要配慮者及び居室・トイレ等の衛生環境の保持に配慮するものとする。</td></tr>
<tr><td>防災訓練の実施</td><td>・ 地域防災訓練、その他の訓練において、災害時、南海トラフ地震臨時情報発表時及び地震発生時の対応に関する防災訓練を実施する。
・ 総合防災訓練等への参加など、市をはじめ、他の地域の自主防災組織、職域の防災組織等と有機的な連携を図る。
＜訓練の例＞
<table>
<tr><th>基本理念</th><th>推奨する訓練</th></tr>
<tr><td>地域を知る</td><td>防災講座の活用、DIG（災害想像力ゲーム）の実施</td></tr>
<tr><td>人を知る</td><td>世帯台帳、避難行動要支援者個別避難計画、人材台帳の作成</td></tr>
<tr><td>ささえあう</td><td>HUG（避難所運営ゲーム）の実施・避難所運営訓練の実施</td></tr>
</table>
・ 訓練に際しては、避難行動要支援者への配慮及び男女共同参画の視点を生かす。</td></tr>
<tr><td>地域内の他組織との連携</td><td>・ 地域内事業所の防災組織や地域におけるコミュニティ組織、民生委員・児童委員、保健福祉関係団体等と連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努める。</td></tr>
</table>

５　消防団との連携

○　消防団は地域住民により構成される消防機関であり、自主防災組織の訓練に消防団が参加し、資器材の取扱いの指導や消防団 OB が自主防災組織の運営に関わるなど、連携や人的な交流を図る。

○　消防団と自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携等を通じて、地域コミュニ

ティの防災体制の充実を図るとともに、多様な世代や女性の参画を促すなど、地域の防災力の強化を促進する。

第９節　事業所等の自主的な防災活動

【産業部】

○　事業所及び施設を管理し、又は運営する者（以下「事業者等」という。）は、平時から次の事項について努める。

- 従業員・利用者等の安全を守るとともに、地域に災害が拡大することのないよう的確な防災活動を行い、被災住民の救出等地域の一員として防災活動に参加すること。
- 自主的な防災組織を作り、関係地域の自主防災組織や自治会と連携を取り、事業所および関係地域の安全を確保すること。
- 発災後数日間は、従業員・利用者等を事業所内に留めておくことができるよう、施設の耐震化、機材の固定、必要な物資の備蓄を実施すること。
- 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資、資材、役務の提供等を業とする事業者等は、事業活動に関し、市が実施する防災に関する施策へ協力すること。
- 危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果風水害等により、危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災の為必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等を実施すること。
- 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することがないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずること。

１　活動内容

○　事業所、施設等における自主的な防災活動は、概ね次のものについて、それぞれの実情に応じて行う。

- 防災訓練
- 従業員の防災教育
- 情報の収集、伝達体制の確立
- 火災その他の災害予防対策
- 救出、応急救護、避難対策の確立
- 飲料水、食料、災害用トイレ等の災害時に必要な物資の確保
- 施設及び設備の耐震性の確保
- 復旧計画の策定
- 各対策の点検・見直し

２　事業所の防災力向上の促進

○　市は、事業所、施設等に対して地域の防災訓練等への積極的な参加を呼びかけるとともに、防災に関するアドバイスを行う。

○　市は、物資供給事業者等の協力を円滑に得るため、協定の締結等に努める。

○　市は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普

及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

3　事業継続計画（BCP）の取組

○　事業者等は事業所の果たすべき役割 (※1) を十分に認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するためのBCPを策定・運用するとともに、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど防災活動の推進に努める。

※1 生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生。

第10節　市民及び事業者による地区内の防災活動の推進

【災害対策本部事局】

○　市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として浜松市防災会議に提案することができる。

○　浜松市防災会議は、市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、浜松市地域防災計画に地区防災計画を定めることができる。なお、市は、避難行動要支援者個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、避難行動要支援者個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合を図るとともに訓練等を通じて円滑な運用に努めるものとする。

第11節　ボランティア活動に関する計画

【災害対策本部事務局、健康福祉部】

○　この計画は、被災地の復旧・復興支援において重要な役割を果たす災害ボランティア活動について定めたものである。

○　市は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、市社会福祉協議会、静岡県ボランティア協会等の NPO 及び災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）との情報共有や課題の解決策の相談・検討を行うとともに、平時から官民の関係者が連携する研修会等を企画、実施することで連携体制の強化を図るものとする。また、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、登録被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努め、その環境整備を図るものとする。

○　市は、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び市民の関心と理解を深めるとともに、ボランティアによる防災活動への市民の参加を促進するため必要な措置を講ずるものとする。

○　市は、市社会福祉協議会等とともに発災時に備え、災害ボランティアコーディネーター及び地域のボランティア団体等のネットワーク化を促進する。

○　ネットワーク化を通じて防災に関するボランティア活動の知識の普及、啓発を図り、災害支援活動への意識を高める。

○　市は、避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努めるものとする。

○　市及び市社会福祉協議会は、災害ボランティア活動に必要となる資器材の整備や施設の確保に努める。

○　市は、災害ボランティアセンターの設置予定場所を市町地域防災計画に明記する(※1)。

※1　区災害ボランティアセンター活動拠点候補地/資料編13-4

第12節　　要配慮者支援計画

【災害対策本部事務局、健康福祉部、区本部】

○　この計画は、高齢者や障がい者等のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に家族以外の第三者の支援がなければ避難することが困難と考えられる避難行動要支援者に対し、その障がい等の内容、程度、能力等に応じ、迅速で的確な支援を実施するための体制の整備を図る事項を定めたものである。

1　支援体制の整備

（1）　避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

○　市は、浜松市災害時避難行動要支援者支援計画に基づき、以下の要件に該当する者を「避難行動要支援者」として指定し、災害時等の支援を目的に名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成する。

※避難行動要支援者名簿の対象者

No.	対象者	基準	根拠
①	高齢者	75 歳以上の高齢者世帯又はひとり暮らし	住基情報及び登録申請書兼同意書の記載内容
②	要介護者	要介護 3 以上判定	介護保険法(※1)に規定する要介護認定
③	身体障がい者	身体障害者手帳 1 級又は 2 級	・身体障害者福祉法(※2)第 15 条第 4 項 ・身体障害者福祉法施行規則(※3)別表第 5 号
④	知的障がい者	療育手帳 A 判定	・療育手帳制度について(※4) ・療育手帳制度の実施について(※5)
⑤	精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳 1 級	・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(※6)第 45 条第 2 項 ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(※7)第 6 条
⑥	その他	自力では避難ができない事情を抱える人	登録申請書兼同意書の記載内容

※1　平成 9 年法律第 123 号
※2　昭和 24 年法律第 283 号
※3　昭和 25 年厚生省令第 15 号
※4 昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号事務次官通知
※5 昭和 48 年 9 月 27 日児発第 725 号厚生省児童家庭局長通知
※6 昭和 25 年法律第 123 号
※7 昭和 25 年政令第 155 号

（2）　避難行動要支援者の把握、名簿、避難行動要支援者個別避難計画の作成等

○　市は、発災時の適切な対応に役立てるため、平時から市が把握している下記の要配慮者にかかる情報を積極的に活用し、避難行動要支援者を把握する。

○　地域における支援体制の整備のために、災害時に支援を希望する避難行動要支援者のうち、本人情報を避難支援等関係機関(※8)へ提供することに同意した者の名簿（以下「同意者名簿」という。）を作成し、避難支援等関係機関へ提供する。避難支援等関係機関は、同意者の状況把握に努める。

○　提供する避難行動要支援者名簿には、市が把握する情報及び本人から聴取した内容

※8 自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、警察、消防機関、NPO、在宅の高齢者や障がい者宅を訪問する機会のある福祉専門職等。

をもとに、以下の情報を記載する。

・　氏名、生年月日、性別、住所（居所）、電話番号、避難支援を必要とする情報等、その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

○　市は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局との連携の下、避難支援等関係機関と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、避難行動要支援者個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、土砂災害（特別）警戒区域又は計画規模の洪水浸水想定区域で浸水深が 3m 以上の地域に居住し、要介護度が 4～5 又は身体障害者手帳 1～2 級で障害区分が視覚・下肢・運動機能・体幹に該当する対象者については、避難支援等関係機関などの協力を得て個別避難計画を作成するように努めるものとする。

○　避難行動要支援者個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、避難行動要支援者個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

○　市は、避難行動要支援者個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時からの避難支援体制の整備、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

○　市町は、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。

≪市が把握する要配慮者支援情報≫

No.	対象者	提供資料	管理課
①	高齢者	高齢者台帳	高齢者福祉課、中央福祉事業所長寿支援課、浜名･天竜福祉事業所長寿保険課
②	要介護者 要支援者	要介護認定者・要支援認定者一覧	介護保険課、中央福祉事業所長寿支援課、浜名･天竜福祉事業所長寿保険課
③	身体障がい者	身体障害者手帳交付台帳	障害保健福祉課、中央･浜名･天竜福祉事業所社会福祉課
④	知的障がい者	療育手帳交付台帳	障害保健福祉課、中央･浜名･天竜福祉事業所社会福祉課
⑤	精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳交付台帳	障害保健福祉課、中央･浜名･天竜福祉事業所社会福祉課
⑥	その他	必要となる情報	関係各課

（３）　情報提供及び意識啓発

○　防災主管部局、福祉部局等が連携し、福祉関係者の協力を得ながら、地域住民とともに同意者への避難支援体制づくりを平時から地域で進めていただけるよう避難行

動要支援者個別避難計画等の活用や必要な情報提供、意識啓発を行う。

（４） 防災訓練

○ 個別避難計画の実効性を確保する観点等から、自主防災組織や自治会、福祉関係団体等の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備のため、避難訓練の実施等に取り組むものとする。

○ 訓練により明確となった課題等を本人及び市並びに地域関係機関等で意見交換をするなど平時から避難行動支援について連携を取り合うよう努める。

（５） 名簿等情報の管理

○ 同意者名簿の更新は、最低年１回更新を行うものとし、自主防災組織等においても、地域防災訓練等を通じて情報更新に努める。

○ 庁舎の被災等の事態が生じた場合においてもすぐに名簿等を活用できるよう、名簿情報の管理に努める。

○ 作成された名簿等は市、避難支援等関係機関で共有する。

○ 市から提供される同意者名簿や避難行動要支援者個別避難計画について、提供を受ける避難支援等関係機関は、個人情報が漏洩することがないよう適正に管理する。

（６） 支援者の確保・研修

○ 市は、災害時及び災害後に必要となる避難行動要支援者の支援に関わる人材 (※9) の確保に努める。

○ 市及び自主防災組織等は、上記支援者となった者に対し、支援者自身の安全確保を含めた災害時における適切な行動を学習する機会を設けるとともに、避難行動支援に必要な情報等について積極的に提供するよう努める。

※9 手話通訳者、要約筆記者、外国語通訳、ガイドヘルパー、介護技術者等。

（７） 情報伝達

○ 市は、避難行動要支援者にわかりやすい情報伝達の体制の整備を図る。

○ 市は、災害時又は災害に備えるために避難情報の判断基準 (※10) を定め、避難行動要支援者に適切な避難開始時期等が把握できる連絡体制を整備する。

○ 市は、視覚・聴覚障がい者への情報伝達については、携帯電話メール機能等の活用を図る。

○ 市は、手話を使用する者が災害その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合においてその安全を確保するため必要な情報を迅速かつ確実に取得することができるよう、手話による情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

※10「共通対策編第２章 第６節住民の避難誘導体制」による。

（８）要配慮者利用施設における避難確保措置等

○ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成し、訓練を実施するものとする。

○ 市は、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設 (※11) の避難確保に関する計画の作成や避難訓練の実施等について、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に指示する。また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な助言等を行うものとする。

※11 要配慮者利用施設一覧表（浸水想定区域・土砂災害（特別）警戒区域内施設）/資料編 4-13

（９） 地区防災計画等との整合

○ 市は、地区防災計画等が定められている地区において、避難行動要支援者個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画等との整合を図るとともに、訓練等を通じて円

滑な運用に努めるものとする。

第13節　救助・救急活動に関する計画

【消防局、健康福祉部】

○　この計画は、被災者に対する救助・救急活動を行うための事項を定めたものである。

○　市は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資器材を有する救助隊及び救急隊の整備を推進する。

○　市は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制を整備する。

第14節　応急住宅

【都市整備部】

○　市は応急住宅の供給体制を整備する。

区　分			内　容
応急住宅	応急仮設住宅	建設型応急住宅	市は、建設型応急住宅の敷地に関し、洪水、高潮、土砂災害等の危険性を十分に配慮しつつ、建設可能敷地を調査し、配置計画等を作成するなど、あらかじめ供給体制の整備を図る。
		賃貸型応急住宅	市は、災害時における被災者用の一時的な住居として必要に応じ県が借上げた民間賃貸住宅を賃貸型応急住宅として活用することを周知し、災害時に迅速に斡旋できるよう、あらかじめ体制を整備する。
	市営住宅		市は、災害時における被災者用の一時的な住居として利用可能な市営住宅の空家把握に努め、災害時に迅速に対応できるよう、あらかじめ体制を整備する。また、県営住宅等の管理者と協力体制も整備する。

第15節　災害廃棄物処理

【環境部】

○　平時から国及び県とともに、災害廃棄物に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努め、災害時の連絡体制・協力支援体制の構築を図る。

○　災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。

○　災害時の初動体制や、ごみ処理体制を万全なものとするため、社会状況の変化に即して、適宜、災害廃棄物処理計画やマニュアルの見直しを行うとともに、訓練の実施や職員の研修体制の充実を図る。

○　市は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処

理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力の在り方等について、「共通対策編　第3章　第22節　廃棄物処理計画」において具体的に示す。

○　市は、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努めるものとする。

第16節　重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画

【災害対策本部事務局、健康福祉部（医療担当・保健所）、上下水道部】

○　この計画は、重要施設・ライフラインの機能確保等に資するため、市、重要施設の管理者及びライフライン事業者が取り組むべきことを定めたものである。

実施主体	内　　容
市	・ 緊急的な燃料供給を円滑に実施するため、浜松石油業協同組合等と締結した「災害応急対策に必要な燃料の供給に関する協定書」等に基づき、市有車両、市有施設等で使用する燃料供給に必要な情報の共有を図るものとする。 ・ 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体との災害協定の締結に努めるものとする。 ・ 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。 ・ 市は、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努めるものとする。
重要施設の管理者	・ 市及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、燃料貯蔵設備等を安全な位置に整備し、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄、複数事業者との燃料供給協定等の燃料確保策の多重化を行い平時から点検、訓練等に努めるものとする。 特に、災害拠点病院等の人命にかかわる重要施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化することとする。 ・ 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。 ・ 上記重要施設の管理者は、燃料の調達に当たっては、災害時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに使用する燃料供給に必要な情報の共有を図るよう努めるものとする。

	・ 市及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、洪水浸水想定区域又は土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備に努めるものとする。
ライフライン事業者	・ 災害時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成し、体制を整備しておくものとする。 ・ ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域的な応援体制の整備に努める。 ・ 被災施設の復旧予定時期の目安について利用者へ情報発信を行う体制の整備に努めるものとする。 ・ 発災後の円滑な応急対応及び早期の復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。 ・ 上下水道事業管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における上下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても上下水道の機能を維持するため、必要な資機材の準備等に努める。また、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、窓口の設置や地元業者等との連携体制の構築に努める。 ・ 電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。 ・ 電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。 ・ 電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

第17節　被災者生活再建支援に関する計画

【災害対策本部事務局、財務部、健康福祉部】

○　この計画は、被災者の生活確保及び生活再建のため、市が取り組むべきことを定めたものである。

区　分	内　　容
実施体制の整備	・ 市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、以下の事項を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとす

	る。 ①住家被害の調査及び罹災証明書交付の訓練 ②他の地方公共団体や、土地家屋調査士や不動産鑑定士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結 ③応援の受け入れ体制の構築
システムの活用	・ 市は、住家被害の調査及び罹災証明書交付を迅速かつ効率的に実施するため、被災者生活再建支援システムを活用する。

第18節　浜松市業務継続計画（BCP）

【災害対策本部事務局】

○ この計画は、被災時に地域住民の生命、財産、生活及び社会経済活動への支障を軽減するために、地域防災計画で規定する災害応急対策業務、復旧・復興業務に加え、通常業務の継続及びそれを支える必要資源について定めるものである。

○ この計画により、災害時の業務に利用可能な人的、物的資源を最適配分し、業務の立ち上げ時間の短縮及び業務レベルの低下の抑制を図る。

浜松市業務継続計画(BCP)の基本方針	・ 市民等の生命･身体及び財産を守ることを最大の目的とする。 ・ 市内の社会経済活動機能の維持･早期復旧に努める。

第19節　複合災害対策及び連続災害対策

【災害対策本部事務局、消防局】

※1 同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難となる事象をいう。

○ 市は、県及び防災関係機関と協力し、地震、津波、風水害等の複合災害 (※1) 等の発生可能性を認識し、備えを充実する。

○ 市は、県及び防災関係機関と協力し、後発災害の発生が懸念される場合には、災害対応に当たる要員、資器材等について、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意する。また、その際、外部からの支援を早期に要請することも考慮する。

○ 市は、県及び防災関係機関と協力し、様々な複合災害・連続災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて、発生する可能性が高い複合災害・連続災害を想定し、職員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練の実施に努める。

第20節　男女共同参画の視点からの災害対応体制整備

【災害対策本部事務局】

○ 市は、災害時の性別によるニーズの違いなどに配慮し、災害対応の実施主体として災害応急対策を円滑に実施するためには、様々な視点からの意見が重要であることから、防災会議委員及び自主防災組織等に占める女性の割合を高めるよう取り組む。

○ 市は、男女共同参画の視点を庁内及び避難所等における災害対応に取り入れ、平時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、

防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

第21節　孤立予想集落対策

○　市は、県と連携し、災害時に孤立が予想される集落について、通信手段の整備状況、ヘリコプターの離着陸スペースの確保状況、食料や飲料水の備蓄状況などの実態を調査する。県は、これらの結果を「孤立予想集落台帳」として整備する。また、県は、同台帳を毎年更新し、自衛隊等の関係機関と共有するとともに、台帳を活用した訓練を定期的に実施する。

第22節　災害に強いまちづくり

【都市整備部】

1　現況

○　本市の都市計画区域、用途地域の現況は、次表のとおりである。

≪都市計画区域≫　（令和７年４月１日現在）

区域名	面積	人口(※1)
市街化区域	9,890.1ha	494,794 人
市街化調整区域	41,564.9ha	268,027 人
計	51,455ha	762,821 人

※1　外国人を含む。

≪用途地域≫　（令和７年３月 31 日現在）

用途地域	建ぺい率(%)	容積率(%)	面積(ha)	比率(%)
第一種低層住居専用地域	40、50、60	60、80、100	1，066.3	10.8
第二種低層住居専用地域	50、60	80、100	32.4	0.3
第一種中高層住居専用地域	40、50、60	100、150、200	1，400.2	14.2
第二種中高層住居専用地域	50、60	150、200	594.4	6.0
第一種住居地域	60	200	3，191.2	32.3
第二種住居地域	60	200	498.5	5.0
準住居地域	60	200	175.1	1.8
近隣商業地域	60、80	200、300	576.4	5.8
商業地域	80	200、300、400、500、600	344.2	3.5
準工業地域	60	200	399.3	4.0
工業地域	60	200	1，153.2	11.7

工業専用地域	60	200	458.5	4.6
合計	-	-	9,889.7	100.0

○　市街地の防災力の強化を図るためには、用途地域に基づいた土地利用の純化を推進するとともに、都市基盤を整備し、都市環境の向上を図らなければならない。

○　このため、都市の不燃化計画、開発行為の指導と土地区画整理事業、都市計画道路及び公園緑地の整備を推進する。

○　市は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

○　市は、平時から、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努める。

○　市は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づき、必要に応じて、所有者が不明な土地の所有者探索を行う。

○　市は、発災後の「円滑、速やかかつ適切な復旧・復興」の実現に向け、浜松市防災都市づくり計画（事前復興編）に基づき、平時から復興の課題を想定し、地域ごとの復興まちづくり方針の検討を重ねると共に、市民の防災意識の醸成に努める。

2　都市の不燃化計画

○　この計画は、市街地の防災化力の強化を図るための都市の不燃化について、市が取り組むべきことを定めたものである。

・　既成市街地の建築物の不燃化は、防火地域（約 43ha）及び準防火地域（約 593ha）を重点的に促進する。(※2)

・　土地の合理的かつ健全な高度利用や都市機能の更新、中心市街地の再生を図るため、市街地再開発事業等による都市機能のまちなか立地や防災の強化を進め、安全でゆとりのある都市空間の整備と都市施設の充実を図る。

・　住居地域内に立地する不適格工場等の移転を促進し、都市の防災力の強化を図るとともに、工場団地等の集積を促進し、市街地環境の整備を図る。

※2 防火地域・準防火地域図／資料編 9-1

3　開発行為の指導と土地区画整理事業

○　開発行為の指導に当たっては、排水工作物・擁壁の構造等について、技術基準に基づく審査を行うことで良質な土地利用と住宅環境の整備を図る。

○　土地区画整理事業は、立地適正化計画による都市のコンパクト化と、拠点における都市基盤整備を目的に整備を進め、良好な市街地の形成を図る上で推進する必要がある。

≪施行中の土地区画整理事業≫　（令和８年４月１日現在）

地区名		面積	施行期間（年度）
公共	高塚駅北第二	4.6ha	R4～R13
組合	浜北中央北	19.0ha	R3～R12

4　公園・緑地計画

○　以下は、市街地の防災化力の強化を図るための公園・緑地の整備について、市が取り組むべきことを定めたものである。

・　公園緑地は、災害に対して避難の場、救援や復旧活動などの災害対策拠点としての役割を担い、また、火災の延焼を遅延・防止するなど様々な防災機能を担っている。

・　本市の公園緑地 (※3) は、浜松市緑の基本計画（令和 3 年 3 月）に基づき、1 人当たり公園面積 10㎡を目標として整備を推進する。

・　防災機能を有する公園としては、主に広域的な復旧・復興活動の拠点となる広域防災拠点公園、救援救護活動の前線基地や復旧のための資器材などの中継基地となる地域防災拠点公園 (※4)、広域的な避難先となる広域避難地公園 (※4)、近隣住民の一時的な避難先となる一次避難地公園等がある。

・　防災機能を有する公園では、地域防災拠点公園であり広域避難地公園である浜松城公園や、一次避難地公園である名塚公園の整備を進める。

・　地域の防災活動の拠点や災害時に緊急避難場所及び避難集合場所として利用される身近な防災活動拠点公園など、防災に配慮した公園づくりを進める。

※3 開設公園/解説･運用編 5-4

※4 浜松城公園、四ツ池公園、遠州灘海浜公園（市営）、舘山寺総合公園、雄踏総合公園、可美公園、天竜川緑地、三方原墓園、都田総合公園、天竜川運動公園、佐鳴湖公園、花川運動公園、浜名湖ガーデンパーク、遠州灘海浜公園（県営）、和合公園、飯田公園

第23節　大規模盛土造成地対策等の推進

【都市整備部】

○　滑動崩壊のおそれがある大規模盛土造成地については、位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう啓発に努めるものとする。

○　市は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく市内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに監督処分や改善命令等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行うものとする。

○　盛土等に対する対応を確実に実施し、盛土等を起因とする災害の未然防止を図るため設置した「浜松市盛土等対策協議会」において、盛土等に関する情報共有や不適正な盛土事案の課題解決に向け、全庁的な連携を図るものとする。また、県が設置した「静岡県盛土等対策会議」の地域部会に参画し、県や他市町等の関係機関が連携し、的確な対応につなげるべく初期段階から情報共有を行うものとする。

○　市は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく既存盛土等に関する調査及び盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土等に対する安全性把握のための詳細調査を行い、各法令に基づき、崩落の危険が確認された盛土等に対する撤去、擁壁設置等の対策を国土交通省、環境省（不法投棄された廃棄物が盛土等に混入している場合に限る。）、農林水産省及び林野庁の支援を得て行うものとする。

第３章　災害応急対策計画

第１節　計画の目的

【災害対策本部事務局】

○ 災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に、災害の発生を防御し、災害の拡大を防止するための措置について定める。

第２節　総則

【災害対策本部事務局、福祉支援部】

１ 災害応急対策の推進に当たって

○ 災害対策基本法及び静岡県地域防災計画との整合を図り作成する。

○ 応急対策の推進にあたり、法の規定に基づいて処理するとともに、対策を総合的かつ計画的に推進するため、本計画を通じて、その運用を図る。

○ 応急対策をはじめとする災害対応には関係機関はもとより、公共的団体・個人を含め、相互協力の下に処理する(※1)。

○ 市は、本計画に基づき災害応急対策を円滑に推進するとともに、県その他関係機関の応援を必要とする場合は遅滞なく、要請(※2)する。

○ 市は、静岡県が県計画に基づき施設、物資等の斡旋を行うに当たり、これが的確かつ迅速に実施できるよう市内に所在する施設の管理者又は物資等の販売者に対し、災害時の相互協力について周知を図る。

○ その他応急対策業務の執行に当たって、留意すべき事項は次のとおりである。

項　目	内　容	法の規定
指揮系統	・ 応援を受ける場合の指揮系統は、市長の指揮下に入る。	災害対策基本法第67条、第72条
知事による代行	・ 市長が実施すべき応急措置を知事が代行する場合は、市地域防災計画の定めるところによる。	災害対策基本法第73条
経費負担	・ 法令に特別の定めがある場合を除き、その実施の責に任ずる者が負担するものとする。 ・ 他の地方公共団体の応援を受けた場合は、応援を受けた地方公共団体が応援に要した費用を負担する。	災害対策基本法第91条、第92条
活動体制	・市は、災害対応業務に従事する職員の健康管理等を徹底するものとする。	

※1 災害対策基本法第４条(都道府県の責務)、第５条(市町村の責務)、第６条(指定公共機関及び指定地方公共機関の責務)、第７条(住民等の責務)及び第54条(発見者の通報義務等)が規定されている。

※2 要請は、電信、電話を問わない。電信、電話等で要請した場合は事後、書面により処理する。

２ 「災害救助法」の適用

○ 市は、市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、速やかに当該災害等の状況を調査し、市長が「災害救助法(※3)」の適用について判断する。

○ 災害救助法を適用した場合の事務手続きについては、「災害救助の手引(※4)」により行

※3 災害救助法第２条の２第１項及び第２項

※4「静岡県災害救助の手引」に準じる

う。

○ なお、「本章　第 9 節 避難救出計画」以下の各節に示す災害救助の内容(※5)は、法に示されている内容を記載しており、本市の応急対策業務の標準とするものである。

※5 災害救助の内容/資料編 22-1

3 「災害救助法」の事務

○ 市長は次に掲げる救助の種類について、内容及び期間を内閣府と調整し、定めるものとする。

- 避難所の供与
- 応急仮設住宅の供与
- 炊出しその他による食品の給与
- 飲料水の供給
- 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 医療及び助産
- 被災者の救出
- 福祉サービスの提供
- 住宅の応急修理
- 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- 学用品の給与
- 埋葬
- 死体の捜索及び措置
- 障害物（住居又はその周辺の土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの）の除去

4 「災害救助法」適用外の災害

○ 「災害救助法」が適用されない災害の場合には、法の基準を参考とし、被災状況により市長の責任において救助を実施する。

5 災害対策基本法第 62 条に基づく応急措置

○ 市は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、消防、水防、救助その他災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置をすみやかに実施する。

第３節　組織・動員計画

【災害対策本部事務局、区本部】

○ この計画は、市災害対策準備室・連絡室、市災害対策本部等の編成及び災害応急対策に必要な組織や応急対策活動に必要な人員など、災害応急対策活動を確実に実施するための事項を定めるものである。

1 災害対策体制

○ 本市の地域について災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災の推進を図る必要があると認めるときは、風水害警戒態勢、事前配備体制及び浜松市災害対策本部(※1)体制をとる。

○ 市は、浜松市災害対策本部体制をとった場合、災害対策本部を設置する。

※1 災害対策基本法第23条の2、気象業務法第 13 条及び同施行令第4条、災害時の配備体制とその基準/解説・運用編 2-1

○ 災害対策本部の体制は条例によるほか、別(※2)に定める。

役職	職務
本部長（市長）	・ 本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。
副本部長（副市長）	・ 本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長の指名する副本部長がその職務を代理する。
危機管理監	・ 本部長及び副本部長を補佐するとともに、災害対策本部事務局責任者として市災害対策本部を指揮する。
本部員（各部長）	・ 本部長の命を受け、市災害対策本部の所掌する事務に従事する。

※2 災害対策本部体制編成図/資料編 2-2

○ 本部会議の運営

・ 本部長は、災害対策の重要事項を協議するため、必要に応じ本部会議を招集する。
・ 本部会議は、本部長、副本部長、危機管理監及び本部員をもって構成する。
・ 本部員は、それぞれの所掌事務に関し、災害対策の実施状況について本部会議に報告する。
・ 市災害対策本部は国及び県の現地対策本部との合同会議を通じて、情報の共有と状況認識の統一を図るとともに、救助・救急、医療及び消火活動等の関係機関と密接に連携し、災害応急対策の実施を推進する。

○ 災害時の体制を効率的、効果的に進めるため、組織等を次のとおり定める(※3)。

※3 災害時の配備体制とその基準/解説・運用編 2-1

・ 市災害対策本部に、災害応急対策の総合調整を図るため、災害対策本部事務局を置く。
・ 災害対策本部事務局は、危機管理監、市長公室長、企画調整部長、総務部長、財務部長、会計管理者及びデジタル・スマートシティ推進担当部長並びに危機管理課、秘書課、広聴広報課、東京事務所、企画課、国際課、情報システム課、人事課、政策法務課、職員厚生課、財政課、アセットマネジメント推進課、調達課、会計課の職員をもって構成する。
・ 市災害対策本部と防災関係機関との円滑な連絡を図るため、必要に応じて災害対策本部事務局に防災関係機関の職員の派遣を要請する。
・ 市災害対策本部に、警備(消火・救出)部、保健医療調整本部、福祉支援部、遺族・遺体部、物資管理部、家屋調査部、都市復興部、廃棄物処理部、土木復旧部、上下水道復旧部、学校管理部、区本部を置き、災害応急対策を円滑に推進する。
・ 本部員（部長）は、部の果たすべき事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
・ 本部員（部長）及び区本部長（区長）は、所管する災害応急対策を円滑に実施するため、災害対策本部事務局を介して、又は相互に業務の協力及び応援を求めることができる。

≪災害対策本部区本部≫

○ 災害応急対策を効果的に実施するため、次のとおり災害対策本部区本部を設置する。

・ 区長は、市が災害対策本部体制を設置したとき、又はその対策をする必要があると認めるとき区本部を設置する。
・ 組織及び使命・事務は、次に掲げるところによるほか、別(※2)に定めるところによ

る。

役職	職務
区本部長（区長）	・ 区本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。
区副本部長（副区長）	・ 区本部長を補佐するとともに総合調整を行い、区本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
区本部員（課長）	・ 区本部長の命を受け、区本部の果たすべき事務に従事する。

- 区本部長は、災害対策の重要事項を協議するため、必要に応じて区本部会議を招集する。
- 区本部会議は、区本部長、区副本部長及び区本部員をもって構成する。
- 区本部員は、それぞれの所掌事務に関し、災害対策の実施状況について区本部会議に報告しなければならない。
- 区本部には、区内避難所の管理運営、災害情報の収集・伝達等を確実に実施できるよう、区本部長が指定する班及び地区防災班を置く。
- 区本部長は、区本部と市災害対策本部の情報連絡員を指名し、市災害対策本部にてその任に従事させる。
- 区本部の地区組織として地区防災班を設置する。
- 地区防災班の運営及び担当事務は、別に定める避難所運営マニュアルによるものとする。

≪災害対策本部区地域本部≫

○ 地域の災害対策を効果的に進めるため、行政センター及び支所に災害対策本部区地域本部を設置する。

・行政センター所長及び支所長は、当該区が災害対策本部体制を設置したとき、又はその必要があると認めるときに地域本部を設置する。

役職		職務
地域本部長	行政センター所長及び支所長	・ 地域本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。 ・ 職務代行者をあらかじめ定めておくものとし、地域本部長が不在等のときは、職務代行者はその職務を代理する。

- 地域本部の地区組織として地区防災班を設置する。
- 地区防災班の運営及び担当事務は、別に定める避難所運営マニュアルによるものとする。

2 現地災害対策本部

○ 災害が本庁から離れた地域で発生し、人命の救助その他応急対策を迅速に実施するため、本部長が必要と認めた場合は、条例(※4)に定めるところにより、現地に現地災害対策本部を置き、現地災害対策本部長及び本部要員を派遣する。

○ 現地災害対策本部長及び本部要員は、災害対策本部の副本部長及び本部員の中から本部長が指名する者をもって充てる。

※4 浜松市災害対策本部条例/資料編1-3

3 職員の配備基準及び体制

○ 災害が発生し、又は発生するおそれのあるときの体制及び配備基準は、前掲の事前配備体制及び災害対策本部の表のとおりである。

○ 本部員は、所管の班ごとに配備編成計画を立て、これを本部長に報告するとともに班員に徹底する。また、区本部員にあっても同様に配備編成計画を立て、これを区本部長に報告するとともに班員に徹底する。

○ 職員の動員にかかる連絡指示系統は別(※5)に定める。

※5 情報伝達及び動員指示系統/資料編 2-6

○ 勤務時間外における応急対策要員及び地区防災班員の動員は次のとおりとする。

・ 交通通信が平常どおり開通している場合は、速やかに区の防災担当職員又は上司に連絡するとともに、所定の場所に参集するものとする。

・ 通信が途絶し上司に連絡する手段がない場合は、自らの判断で所定の場所に参集する。

・ 連絡・参集の手段がない場合は、居住地付近の地区防災班設置場所又は避難所に参集し、その活動に協力する。

第４節　相互応援協力計画

【災害対策本部事務局、警備（消火・救出）部、福祉支援部、遺族・遺体部、都市復興部】

○ この計画は、隣接地方公共団体等と相互応援協力の体制を整備し、災害応急対策活動の支援等について定めるものである。

1 受援

○ 広域的な大規模災害に対応するため、必要に応じて県、政令市等に対して応援要請等を行う。

○ 大規模な災害が発生し、市災害対策本部長が必要と認めた場合の広域受援の受入れは、浜松市広域受援計画に基づく。

県に対する応援要請	・ 本部長（市長）は災害応急対策で必要なときは、知事に対し次の事項を示し、応援を求めその実施について要請する。 ① 応援理由 ② 応援人員、装備、資機材等 ③ 応援場所 ④ 応援期間 ⑤ その他周囲の状況等応援に関し必要な事項 ・ 本部長（市長）は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請をするよう求めるものとする。 ・ 本部長（市長）は、上段の要求ができない場合には、その旨及び当該市町の地域における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた指定行政機関又は指定地方行政機関は、その事態に照らし緊急を要し、県からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を

	待たないで、応急措置を実施することができる。
市区町村に対する応援要請	・ 本部長（市長）は、広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画や被災市区町村応援職員確保システム、相互応援協定(※1)に基づき、災害応急対策で必要なときは、他の市区町村長等に対し応援を要請する。 ・ 要請時に伝達すべき事項 派遣希望人員・器材／派遣を希望する区域及び活動方法／派遣を希望する期間／受入体制（活動拠点等）／その他参考事項／応援派遣の要請先 ・ 市は派遣された応援職員の宿泊施設等(※2)、必要な設備を可能な限り準備する。
緊急消防援助隊の応援要請	・ 本部長（市長）は、災害応急対策で必要なときは、知事に対して緊急消防援助隊の応援を要請(※3)する。 ・ 知事と連絡が取れない場合には、直接、消防庁長官に対し要請する。
受け入れ体制の確立	・ 県から市町支援機動班が派遣された場合、県職員に市が求める支援内容を伝える。 ・ 市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

※1 三遠南信災害時相互応援協定/資料編 20-5、21 大都市災害時相互応援に関する協定/資料編 20-6、消防組織法第 39 条に基づいた消防相互応援協定等。

※2 施設例:浜松市防災学習センター

※3 消防組織法第 44 条の規定に基づく。

2 派遣

○ 指揮命令は、派遣を受けた市において行う。

○ 経費の負担については、原則として応援を要請する市において負担するものとし、細目については、その都度協議し決定する。

○ 市は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、職員が現地にて円滑に活動できるよう、資機材や装備品等の整備に努めるなど、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、総務省が運用する復旧・復興支援技術職員派遣制度に中長期派遣可能な技術職員を登録するよう努めるものとする。

第５節　自衛隊派遣要請計画

【災害対策本部事務局】

○ この計画は、災害時における自衛隊の派遣要請(※1)を行う場合の手続等の必要事項を定めたものである。

※1 自衛隊法第 83 条に基づく。

1 災害派遣要請の範囲

○ 自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として天変地異その他の災害に際し、人命又は財産の保護のため必要と認める場合において、次の 3 つの要件を原則満たすもので、その内容は以下のとおりである。

≪災害派遣要請の要件≫

緊急性	差し迫った必要性があること
公共性	公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること
非代替性	自衛隊が派遣される以外に適当な手段がないこと

≪災害派遣要請の内容≫

被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動
避難の援助	避難の指示による避難者の誘導、輸送等の援助
遭難者等の捜索援助	遭難者等の捜索援助活動
水防活動	土のう作成、運搬、積込み等の水防活動
消防活動	利用可能な消防車その他の防火用具(※2)をもって、消防機関に協力し消火活動(※3)を行う。
道路又は水路の啓開	道路又は水路の損壊及び障害物がある場合にそれらの啓開･除去
応急医療、救護及び防疫	被災者に対する応急医療、救護及び防疫活動(※4)
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他の救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
給食、給水及び入浴支援	被災者に対する給食、給水及び入浴支援
物資の無償貸付及び譲与	防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令(※5)に基づき、被災者に対し生活必需品を無償貸付及び救じゅつ品を譲与
危険物の保安及び除去	自衛隊が実施可能な火薬類、爆発物等危険物の保安及び除去
防災要員等の輸送	防災要員等の輸送
連絡幹部の派遣	連絡幹部の派遣
その他	その他知事が必要と認めるものについては、関係部隊の長と協議して決定する。

※2 空中消火が必要な場合は航空機。
※3 消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用。
※4 薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用。

※5 昭和33年総理府令第1号

2 災害派遣要請要求の手続(※6)

○ 市長は、災害応急対策を円滑に実施するため、自衛隊の災害派遣を必要と認めたときは、原則として(※7)県西部方面本部を通じて、知事に対し次の事項を明示した要請書により、自衛隊派遣要請を行うよう要求する。

○ 突発的事態等において、人命の救助、財産の保護等のため時間の余裕がなく緊急に自衛隊の派遣を必要とする場合は、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により要求する。

○ 知事への要求ができない場合には、その旨及び当該地域に係る災害の状況を陸上自衛隊第34普通科連隊長又は最寄りの部隊等の長を通じて東部方面総監部、航空自衛隊にあっては第1航空団（浜松基地）に通知し(※8)知事に対してもその旨を速やかに通知する。

○ 市長は知事に対し災害派遣の要請を求めた場合において、同時にその旨及び災害の状況

※6 災害対策基本法第68条の2による。
※7 緊急に自衛隊の派遣を必要とする突発的事態等を除く。

※8 関係機関/資料編2-5

を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。この場合、その旨を知事にも通知する。

○ 派遣要請に当たっての通知事項

・ 災害の状況及び派遣を要請する事由
・ 派遣を希望する期間
・ 派遣を希望する区域及び活動内容
・ その他参考となるべき事項

機 関 名	電話番号	県防災行政無線	
		音 声	ＦＡＸ
陸上自衛隊 第 34 普通科連隊	0550-89-1310	8-839-9106	8-839-9100
航空自衛隊 第 1 航空団司令部 防衛部	053-472-1111	8-153-9001	8-153-8001

3 災害派遣部隊の受け入れ

○ 災害派遣部隊の受け入れは、浜松市広域受援計画及び別に定める活動拠点候補地(※9)による。

○ 市長は自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう、最も効率的に作業を分担するよう配慮する。

○ 市長は自衛隊に対し、作業を要請又は依頼するに当たって、実効性のある計画を樹立するとともに、作業に必要な資材の準備を整え、かつ作業遂行に伴い関係する機関・者の了解をとりつける。

○ 市長は作業実施に必要な物資、機材等の調達が困難又は不可能な場合は、別に定めるところにより知事へ要請する。

○ 市長は派遣された部隊に対し、別に定める各種施設等 (※9) を準備する。

○ 知事が災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、人心の安定、民生の復興に支障がないよう市長及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議して行う。

○ 自衛隊が災害応急対策のため、必要とする資材、宿泊施設等の借上料及び損料、光熱水費、通信運搬費、消耗品等の費用は、原則として市が負担する。

4 その他

○ 自衛隊の位置図(※10)、ヘリポートの具備すべき条件(※11)等は別に示す。

※9 活動拠点候補地/資料編 20-1

※10 自衛隊の位置図/資料編 20-2
※11 ヘリポートの具備すべき条件/資料編 11-4

第６節　海上保安庁に対する支援要請計画

【災害対策本部事務局】

○ この計画は、災害時における海上保安庁に対する支援要請を行う場合の必要事項を定めるものである。

1 支援要請の範囲

○ 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送

○ 船舶を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供

○ その他、市が行う災害応急対策の支援

2 支援要請の依頼手続

○ 市長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは県西部方面本部を通じて知事に対し、次に掲げる事項を明示した要請書により、海上保安庁の支援要請を行うよう依頼する。

○ 緊急を要するときは、県防災行政無線等により口頭をもって行い、事後速やかに文書により知事に依頼する。

○ 知事への依頼ができない場合は、直接、御前崎海上保安署又は沖合に配備された海上保安庁の船艇若しくは航空機を通じて要請するものとし、知事に対してもその旨を速やかに連絡する。

≪要請書への記載事項≫

- 災害の状況及び支援を必要とする事由
- 支援を希望する期間
- 支援を希望する区域及び活動内容
- その他参考となるべき事項

第７節　　情報の収集、伝達計画

【災害対策本部事務局、警備（消火・救出）部、福祉支援部、土木復旧部、上下水道復旧部】

○ この計画は、災害時における市、県及び関係機関との情報の連絡体制を明らかにするとともに、災害時における情報連絡に支障のないように措置することを定めたものである。

○ なお、連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など体制の確立に努める。

1　基本方針

県と市の間の情報活動の緊密化	① 情報の収集及び伝達は、県災害対策本部と県西部方面本部、県西部方面本部と市災害対策本部の相互間ルートを基本として警察署及び防災関係機関と緊密な連携のもとに行う。 ② 市災害対策本部及び区本部は、緊密な情報活動のため浜松市警察部、浜松中央警察署のほか市域を管轄する警察署から警察官を派遣職員として受け入れる。さらに、市災害対策本部においては、県西部方面本部から県職員を派遣職員として受け入れる。
情報活動の迅速的確化	・ 災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、収集及び伝達すべき情報についてその種類、優先順位、取扱い部課等は、県が定めた情報広報実施要領(※1)により定める。 ・ 本市の主な無線通信施設の設置場所･種別･個数等は、別に定める(※2)。
県災害対策本部との連携	・ 県災害対策本部に対する報告、要請等は市災害対策本部災害対策本部事務局において取りまとめ、県西部方面本部を通じて行う。

※1 大規模地震等に関する情報及び広報活動実施要領/資料編 2-13
※2 防災行政無線等の台数/資料編 8-3

2　情報の内容等

気象、地象及び水象に関する情報の受理、伝達、周知	・ 静岡県及び県西部方面本部から通知される気象、地象及び水象（以下、「気象等情報」という。）は、市災害対策本部(※3)において受理するものとし、状況に応じて関係課等に伝達するほか、庁内放送等により全職員に情報を周知徹底する。 ・ 災害が発生し又は発生するおそれがある場合に必要な情報収集及び伝達のための関係先は、別に示す(※4)とおりである。また、本市災害対策本部と県及び自衛隊をはじめとする関係機関との無線系統図は、別に示す(※5)とおりである。 ・ 静岡地方気象台及び消防庁からの気象等の予報及び警報の収集及び伝達は、通信情報網図による。 ・ 本市における気象等の予報、警報等の種類及び発表基準は、別紙のとおり(※6)である。 ・ 水防活動の利用に適合する（水防活動用）警報及び注意報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する特別警報、警報及び注意報をもって代える。
災害応急活動に関する情報の収集及び伝達	・ 種類、優先順位、取扱い部課等は、県が定めた情報広報実施要領により定める。 ・ 所定の場所に配備される職員から、参集途上における各地域の被害概況について情報収集を行うとともに、地区防災班設置場所に派遣される自主防災組織連絡員及び消防団員、水防団員を通じ迅速・的確な情報の収集に当たる。 ① 被害状況 ② 避難の状況 ③ 住民の生活、社会、経済の活動状況 ④ 医療救護施設の設置状況並びに医療救護施設及び病院の活動状況 ⑤ 電気ガス水道等生活関連施設の状況 ⑥ 公共交通機関の運行状況 ・ 災害 11 部の長及び区本部長、地域本部長は、災害が発生したとき又は発生が予想されるときは、別紙様式(※7)により所管事項に係る災害情報及び被害の状況を本部長に報告する(※8)。
県災害対策本部に対する報告及び要請	① 本部長は、次に示す災害等が発生した場合、災害報告取扱要領(※9)、火災・災害等即報要領(※10)、県があらかじめ定めた情報広報実施要領により、速やかに県西部方面本部を通じ県災害対策本部に対し報告及び要請を行う。 ② 県災害対策本部に報告等ができない場合は、一時的に消防庁へ報

※3 市災害対策本部設置前は、危機管理課において受理する。

※4 関係機関/資料編 2-5、災害対策本部・区本部・地域本部連絡先/解説・運用編 2-2
※5 無線系統図/資料編 8-2、通信情報網図/資料編 2-7

※6 気象等の予報及び警報/資料編 5-2

※7 報告様式/資料編 7-3、被害の程度の認定基準/資料編 7-1
※8 行政センター及び支所からの報告は区長を経由すること。
※9 昭和 45 年 4 月 10 日付消防防第 264 号
※10 昭和 59 年 10 月 15 日付消防災第 267 号

告等を行い、連絡がつき次第、県災害対策本部へ報告等をする。

③ 地震が発生し、市内で震度 5 強以上を記録した場合(※11)及び消防機関への通報が殺到した場合には、市から直接消防庁へも報告する。この場合、原則として覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。

≪報告すべき災害≫

・「災害救助法」の適用基準に該当するもの
・ 市が災害対策本部を設置したもの
・ 被害の復旧等に国の特別の財政援助を要するもの
・ 地震が発生し、市内で震度 4 以上を記録したもの
・ その他災害の状況、社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの

≪報告の種類≫

・ 災害発生報告
災害が発生した場合に、直ちに日時・場所・原因・被害の概要等を通報するもの
・ 被害速報(随時)
災害が発生したときから応急措置が完了するまで被害程度の認定基準(※12)に基づき、被害の速報(※13)を随時報告するもの
・ 定時報告
あらかじめ定めた時刻に最新の被害状況を把握し報告するもの
・ 確定報告
被害状況の確定後速やかに、別紙様式(※14)により報告するもの

○ 災害発生報告又は被害報告の通報とともに、知事に対し要請すべき事項がある場合は、他の各計画に定める必要事項を具備して要請する。

消防庁連絡先(消防庁応急対策室)

		地域衛星通信ネットワーク	NTT 有線
平日 (9:30 ～ 18:15)	電 話	8-048-500-90-49013	03-5253-7527
	F A X	8-048-500-90-49033	03-5253-7537
上記以外	電 話	8-048-500-90-49102	03-5253-7777
	F A X	8-048-500-90-49036	03-5253-7553

※11 被害の有無を問わない。

※12 被害程度の認定基準/資料編 7-1
※13 報告様式/資料編 7-3

※14 災害定時及び確定報告書様式/資料編 7-4

3 情報の共有方法

○ 災害時における市、県及び関係機関が横断的に共有すべき防災情報を共通のシステム（総合防災情報システム及び各種災害関連情報を電子地図上に一元化するシステムである新総合防災情報システム（SOBO-WEB））に集約できるよう努め、以下のシステムを活用し迅速かつ確実に行う。

○ 市、県及び防災関係機関は、災害時に災害対応基本共有情報（EEI）に基づいた関係機関との迅速な情報連携を行えるよう、あらかじめ、関連システムの整備に努めるものとする。

○ 市は、大規模災害発生後、直ちに消防ヘリコプターや無人航空機、高所監視カメラ等による偵察の活用及び自衛隊等の支援を得て航空偵察により被害概況を収集し、収集した画像情報について、防災 IoT システム等を活用し、関係機関間での迅速な共有に努める。

○ 国・県に対する被害状況の画像情報等及び講じた措置の概要の報告並びに必要な措置の要請は、災害対策本部から防災 IoT システム等により行う。

ふじのくに防災情報共有システム（FUJISAN）	市災害対策本部の設置状況、被害情報、応急対策実施状況、支援要請等を県、県内の市町、防災関係機関等に伝達
浜松市防災情報システム	市災害対策本部の設置状況、被害情報、応急対策実施状況、支援要請等の災害関連情報を収集、共有するもの ※県のふじのくに防災情報共有システム（FUJISAN）と連携している
浜松市防災情報 GIS	道路の通行規制や被害箇所、緊急避難場所や避難所（給水拠点＜応急給水所＞）の開設状況等の災害関連情報を市災害対策本部、防災関係機関等で共有するもの

4　被災者の安否に関する情報の提供等

○ 市は、安否情報システム等を利用した安否情報の収集、整理及び提供を可能とする体制を整備するように努める。

○ 被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、県が定めた方針に基づき県及び警察等と連携し、氏名等の公表を前提とした安否不明者、行方不明者及び死亡者の情報の収集・把握、関係者との調整、名簿の作成等を行う。

5　突発的災害に係る報告

○ 突発的災害(※15)により多数の死傷者を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生した場合は、次の事項を明らかにし、直ちに静岡県危機対策課及び消防庁応急対策室へ報告(※16)するものとする。

・ 発生日時、場所／被害の状況／応急対策の状況／自衛隊、日赤又は医師の派遣の必要性(※17)

6　異常現象発見の通報

○ 災害の発生するおそれがある異常な現象（著しく異常な気象現象、例えば竜巻、強い降雹、噴火現象、火山性異常現象、頻発地震、異常潮位、異常波浪等）を発見した者は、その概況を遅滞なく通報するものとする。また、火山噴火や竜巻等を発見した通報を受けた場合は、気象庁（0570-015-024）へ通報するものとする。

7　市防災会議への報告

○ 被害状況、応急対策等の措置について、必要に応じて市防災会議に報告する。

※15 航空機の墜落や列車の転覆、船舶の海難、ガス爆発などの事故。

※16 火災・災害等即報/資料編 7-5

※17 派遣を必要とする場合には、必要人員、必要な援助活動などを明記する。

8　通信途絶時における措置

① 有線系に代えて無線系通信(※18)を使用する。

② (株)NTT ドコモ東海支社に非常用移動基地局車、非常用移動電源車等の派遣を要請する(※19)。

※18 浜松市災害対策本部無線系統図/資料編 8-2

※19 県災害対策本部を介して要請する。

第８節　　災害広報計画

【災害対策本部事務局、土木復旧部】

○ この計画は、災害時において、市民に必要な情報を提供して社会の安定を図るとともに、各報道機関等との協力体制を定め、広報活動の万全を図るための事項を定めるものである。

・ 市外に避難する被災者が、必要な情報等を容易かつ確実に受け取ることができる体制の整備に努める。

・ 市及びライフライン事業者は、住民等からの問合せ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておくものとする。

1 情報収集及び広報

○ 災害対策本部事務局広報班（広聴広報課）は、他の部課、関係機関及び県との連絡を密にし、災害情報及び被害情報を迅速かつ正確に収集して広報する。また、災害対策本部においては、特に避難情報について、災害情報共有システム（Lアラート）を活用して、迅速かつ的確に情報発信を行う。

○ 災害対策本部事務局広報班（広聴広報課）は、災害の状況を写真、ビデオ等で記録する。

○ 広報の内容は、次のとおりである。

気象、地象(※1)、水象(※2)に関する情報／道路交通状況／交通機関の状況／電気、ガス、水道の状況及び復旧の見込み／自主防災組織への活動の要請／その他市民の求める情報

○ 報道機関に対しての情報発表責任者は広聴広報課長とする。

○ 災害対策上必要な事項を市民に対して周知する場合は、災害時における放送協定(※3)を締結している機関及びその他の報道機関を活用するなど、あらゆる手段により行う。なお、停電時には携帯電話が使えない可能性がある等、状況に留意して実施することとする。

※1 地震及び火山現象並びに気象に密接に関連する地面及び地中の諸現象/気象業務法第2条

※2 気象又は地震に密接に関連する陸水及び海洋の諸現象/気象業務法第2条

※3 災害時における放送要請に関する協定/資料編 20-3

≪広報の手段≫

新聞等	新聞、広報紙、市政記者クラブ加盟の日刊紙
ラジオ放送	日本放送協会(※4)、静岡放送(株)(※5)、静岡エフエム放送(株)、浜松エフエム放送(株)
テレビ放送	日本放送協会(※4)、静岡放送(株)(※5)、(株)テレビ静岡(※6)、(株)静岡朝日テレビ(※7)、(株)静岡第一テレビ(※7)、浜松ケーブルテレビ(株)
緊急情報放送	コミュニティエフエム放送(※8)を活用した緊急情報放送システム
有線ファクシミリ(※9)	市有施設(※10)の有線ファクシミリ

※4 静岡放送局
※5 浜松総局
※6 浜松支社
※7 浜松支局

※8 FMHaro!
※9 一斉
※10 小・中学校、行政センター、支所

インターネット	浜松市ホームページ、浜松市防災ホッとメール、緊急速報メール、浜松市公式 X、浜松市公式 LINE
道路情報提供装置	自動車等を使用している者に対しての道路情報提供装置を活用した周知
広報車(※11)	広報車、消防車等により市内を地域別に巡回し地域住民に周知
防災行政無線(※12)	屋外スピーカー及び戸別受信機を活用

※11 広報車/資料編 11-3
※12 浜松市防災行政無線(同報系)/資料編 8-4

○ 外部機関から災害対策等に関する事項について、広報を依頼された場合はこれを受領し、その広報に適切な媒体を活用するものとする。また、市以外の広報媒体を活用する場合は、その都度関係機関と協議する。

○ 市がラジオ及びテレビを活用する場合の経費は、その都度協議して定める。

○ 放送事業者等は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を、大規模停電時を含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るものとする。

第９節　避難救出計画

【災害対策本部事務局、警備(消火・救出)部、遺族・遺体部、保健医療調整本部、福祉支援部、物資管理部、土木復旧部、区本部】

○ この計画は、災害により被害を受け、又は受けるおそれのある者の避難のほか、生命、身体が危険な状態にある者若しくは生死不明の状態にある者を捜索し、救出するために必要な事項を定めるものである。

１　避難指示等

○ 市は、津波、火災、山・がけ崩れ、河川の氾濫等により、住民に危険が切迫していると認めたときは、別に定める基準(※1)に基づき危険地域の住民に対して避難のための準備情報の提供や立退きの指示等を行う(※2)。

※1「共通対策編第２章 第６節 住民の避難体制」による。
※2 災害対策基本法第 60 条

○ 緊急の場合で本部長（市長）に連絡をするいとまがないときは、危機管理監、区本部長（区長）又は地域本部長（行政センター所長・支所長）の判断により実施する。この場合は、その旨を遅滞なく本部長（市長）へ報告する。

○ 市は、避難のための立ち退きを指示する場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用し、又はインターネットを利用した情報の提供を行うことを当該事業者等に求める。

≪警戒措置≫

・ 災害発生のおそれがある場合には、危険地域の住民の速やかな避難等を促し、被害を最小限にとどめるような措置を講じる。

・ 市が災害発生により、その全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合には、法(※3)により知事が市長に代わって避難のための立退きの指示等をする。市長以外の指示権者、根拠規定は下表のとおり。

※3 災害対策基本法第 60 条第６項

≪市長以外の指示権者、根拠規定≫

指示権者	根拠法
警察官	災害対策基本法第 61 条 警察官職務執行法第４条

海上保安官	災害対策基本法第 61 条
知事又はその命を受けた職員	地すべり等防止法第 25 条
知事若しくはその命を受けた職員又は水防管理者	水防法第 29 条
災害派遣時等の部隊等の自衛官	自衛隊法第 94 条

○ 市長は、危険地域の住民、事業所等に対して、防災行政無線(同報系)、広報車その他の手段を用いて次の事項の周知に努める (※4) 。

- 高齢者等避難の呼びかけ、避難指示の主旨
- 対象地域
- 緊急避難場所(所在地、名称、受入れ可能人員)
- 誘導方法 (※5)

2 避難指示等発令の判断・実施基準

○ 水害・高潮災害は「避難指示等の判断・伝達マニュアル」の水害・高潮災害編により、土砂災害は同マニュアルの土砂災害編により判断する。

○ 地震・津波は「地震・津波対策編　第 5 章　災害応急対策計画 第 7 節　避難活動」に準ずる。

3 避難指示等の判断に当たっての関係機関の助言

○ 避難指示等の判断に際し、必要に応じて、国土交通省又は県等からの助言をもとに適切な対応を行う。

○ 市長は、避難指示等の発令にあたり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

4 警戒区域の設定

○ 災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認めるときは、市長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該地域への立入りを制限、若しくは禁止し、又は当該地域からの退去を命じることができる(※6)。

○ 市職員が現場にいないとき又は要求があったときは、警察官、海上保安官、自衛官が市長の権限を代行することができる(※7)。

5 避難と誘導

○ 市民等は、災害の発生が事前に予測されるとき、又は災害が発生し、若しくはまさに発生しようとするときで、緊急に避難しなければならない場合には、自らの判断で一時的に親戚、知人、友人宅等の安全な場所又は近くの安全な建物、公園、広場等に避難するなど、身の安全の確保に努める。

○ 市は高齢者等避難の発令により、要配慮者のうち、特に避難行動に時間を要する者のみならず、土砂災害警戒区域等の土砂災害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難行動の喚起に努める。

○ 避難は、自主防災組織等の避難誘導に従って行う。

○ 学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、施設内の利用者等

※4 要配慮者への的確な情報提供に特に配慮するよう努める。

※5 避難誘導に当たっては、災害危険箇所等(浸水想定区域、土砂災害警戒区域等)の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

※6 災害対策基本法第 63 条第 1 項

※7 災害法第 63 条第 2 項、第 3 項

を安全に避難させるために、避難誘導を行う。

○ 市は、避難時の混乱防止及び円滑な避難誘導を実施するため、警察、自衛隊、海上保安本部等と相互に密接な連絡をとるとともに、必要に応じ出動を求める。

○ 避難後、避難者が地域ごとに互いに家族や知人の安否確認を行う。

6 屋内での待避等の安全確保措置

○ 市は、避難を行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める地域において、屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示することができる。

7 人命の救出活動

基本方針	① 負傷者等に対する救出活動は市が行うことを原則とするが、自主防災組織、事業所等の防災組織及び市民は、地域における相互扶助により自主的にこの活動を行う。 ② 市は、県、警察署、自衛隊等に対し救出活動の協力を求める。 ③ 市は、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、第 7 節の 4 に従い被災者の安否に関する情報の提供等を行う。 ④ 市は、市の区域内の関係機関による救出活動について必要に応じて現地合同調整所を設置するなど、総合調整を行う。 ⑤ 自主防災組織、事業所等及び市民は、地域における相互扶助による救出活動を行う。 ⑥ 自衛隊の救出活動は、第 5 節自衛隊派遣要請計画に従い行う。 ⑦ 救出・救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。
市の活動内容	① 市長は、職員を動員し、負傷者等を救出する。 ② 負傷者等の救助、救急活動要領 ・ 規模が同じ程度の救助・救急事案が火災現場付近とその他の場所で同時に発生した場合は、火災現場付近の事案を優先する。 ・ 複数の負傷者が同時に発生した場合は、重症患者の搬送を優先する。 ・ 同時に複数の救助、救急事案が発生した場合は、原則として少数隊員で多数の人命救助ができる救助・救急事案に主力を注ぐ。 ・ 複数の救助・救急事案を同時に覚知した場合は、不特定多数の者を収容する施設など多大な人命危険が予想される救助・救急事案を優先する。 ③ 市は、自ら負傷者等の救出活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して知事に対し救出活動の実施を要請する。また、必要に応じ市民等の協力を求める。

	<table><tr><th></th><th>市の要請事項</th><th>県の実施事項</th></tr><tr><td>救出の要請</td><td>・ 応援理由 ・ 応援人員、資機材等、応援場所、応援期間 ・ 救出を要する人員 ・ 周囲の状況(詳細に記入) ・ その他周囲の状況等応援に関する必要事項</td><td>・ 自衛隊の派遣要請 ・ 海上保安庁に対する支援要請 ・ 消防機関の応援要請</td></tr></table> ④ 市は避難所の開設に際し、当該地域内に避難所として適当な箇所がない場合は、静岡県施設の管理者と協議し、施設を使用する。
自主防災組織、事業所等の活動内容	・ 自主防災組織、自治会及び事業所の自衛消防隊(班)は、次により自主的に救出活動を行う。 ① 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。 ② 救出活動用資材を活用し、組織的救助活動に努める。 ③ 自主防災組織や自治会と事業所の自衛消防隊(班)は、相互に連携をとって地域の救出活動を行う。 ④ 自主救出活動が困難な場合は、市、消防機関又は警察署等に連絡し早期救出を図る。

8 避難所等の開設・運営

○ あらかじめ指定する緊急避難場所及び避難所は、別(※8)に定めるとおりである。

○ 避難が必要と判断した場合は、速やかに必要となる避難所を開設し、市民に周知する。

○ 避難所等の開設・運営に当たっては、別に定める対応方針 (※9) に基づき感染症対策を実施するものとする。

○ 必要に応じて福祉避難所を開設する。また協定に基づいた旅館・ホテル等も活用に努める。

○ 指定された避難所に収容しきれない場合や、避難所が倒壊や滅失等により使用できない場合、市有施設等の予備避難所から避難所を選定し、開設する。また、当該地域内に避難所として適当な施設が無い場合は、公園、広場を利用してテントを設営するなどの措置をとる。

○ 避難所の開設に際し、当該地域内に避難所として適当な市有施設がない場合は、国や独立行政法人等が所有する研修施設、県管理施設の管理者と協議し、施設の利用を検討する。

○ 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

○ 市は、避難所等を開設した場合には、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるとともに、特定の避難所に避難者が集中し、収容人

※8 緊急避難場所/資料編 15-1、避難所/資料編 15-4

※9 避難所及び緊急避難場所における新型コロナウイルス感染症への対応方針について/資料編 15-5

数を超えることを防ぐため、混雑状況を周知する等避難の円滑化に努める。

○ 市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所ＩＤを適切に県に報告するよう努めるものとする。

○ 避難所の運営に当たっては、「浜松市避難所運営マニュアル」を参考とし、安全管理の観点から次の事項に留意する。

・ 避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、避難所に市職員(地区防災班員)を配置する。

・ 避難所の安全管理上、適正な受入人員の把握に努め、受入能力からみて運営が難しい状況に至ったときは、速やかに適切な措置を講じる。また、安全の確保と秩序維持のため、必要に応じて警察官の配置を要請する。

・ 避難所ごとに受け入れ避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント、車等避難所外で生活している被災者等に係る情報の把握並びに県への報告に努める。

・ 区本部等と随時情報連絡を行うほか、正確な情報を避難者に知らせるとともに、不安の解消に努める。

・ 火災発生状況、風向き、周囲の状況、その他万一危険が迫った場合の避難経路について常時情報収集に努める。

・ 避難所が住民主体により運営されるように、傷病者への適切な措置のほか、男女双方の運営責任者の選任及び受付への男女の配置、高齢者や障がいのある人、外国人、性別によるニーズの違いや性的マイノリティの人への配慮、乳幼児や妊産婦への対応及び、女性やこども等の安全確保、プライバシーの確保等に努める。

・男女別の物干し場、更衣室、授乳室の設置や、女性用品の女性による配布、各活動班への男女両方の配置、防災ブザーの配布等による避難所における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置、仕事別に班分けした性別に偏らない組織づくり等、性別や世代等を問わないニーズへ配慮する。

・避難所における人権と安全を守るため、女性やこども等に対する性犯罪、性暴力、DV の発生を防止するための女性用トイレと男性用トイレの分離、昼夜問わず安心して使用できる場所へのトイレ・更衣室・入浴施設等の配置、照明の増設、性犯罪・性暴力・DV に係る注意喚起のためのポスター掲載等の女性やこども等の安全への配慮及び警察・病院・女性支援団体との連携による相談窓口情報の提供に努める。

・ 避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

・ 避難所開設後、速やかにプライバシー確保のためのプライベートテント、健康被害防止のための簡易ベッド等を設置するよう努める。

・ トイレトレーラー等や災害時シャワーシステムの設置等、避難所の良好な衛生環境の確保に配慮する。

・ 避難の長期化等を考慮し、避難所の生活環境や衛生状況、避難者の健康状態の把握に努め、必要に応じて、栄養バランスのとれた適温の食事、入浴や洗濯等の生活に

必要な水の確保、医師や看護師等による福祉的な支援など、必要な措置を実施する。

- 各避難所の運営者とともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換に努める。
- 保健師等による巡回健康相談を実施する。
- 避難所における動物の飼育については、「本章 第12節 愛玩動物救護計画」に基づき、被災者支援等の観点から適正管理が可能な場所が確保できるよう配慮するとともに、必要な支援を受けるための浜松市獣医師会等関係機関との連携に努める。また、飼い主は周辺への配慮に努める。
- 感染症対策のための、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保等の必要な措置を「避難所運営マニュアル本編（追録版）」に基づき実施する。
- 市の危機管理課と健康福祉担当部局は、感染症の発生、拡大がみられる場合には、感染症対策に必要な措置を実施する。

○ 避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や民間賃貸住宅の利用可能な既存住宅の斡旋等により、避難場所の早期解消に努める。また、被災建築物応急危険度判定を迅速に実施し、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するとともに自宅に戻った被災者への物資の安定供給等に努める。

9 避難所以外での滞在への配慮

○ 市は、在宅避難者や車中泊避難者、高齢者・介護・障害施設等の施設入所者など、指定避難所以外に滞在する被災者に対しても、指定避難所が在宅避難者等の支援拠点となり、必要な生活関連物資の支援、保健医療サービスの提供、情報の提供及び車中泊スペース等の生活環境を確保する。また、車中泊の早期解消に向け、必要な支援等ができるように配慮するよう努める。

10 市長の要請と県の実施

○ 救出の要請については、「本節　7 人命の救出活動」に示す。

○ 市外への避難については、「本節　11 広域避難・広域一時滞在」に示す。

○ 市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水等の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段を確保するよう調査・研究を進める。

○ 市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システム等を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続きを関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

11 広域避難・広域一時滞在

○ 市は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、区域外への広域的な避難及び応急住宅への収容が必要であると判断した場合において、下記事項を明らかにし県に要請する。

	市の要請事項	県の実施事項
市外の避難	① 避難希望地域 ② 避難を要する人員 ③ 避難期間 ④ 輸送手段 ⑤ その他	① 市外の既存施設を避難所とする場合の斡旋 ② 市内の既存施設を避難所とする場合の強制使用 ③ 自衛隊の派遣要請 ④ 海上保安庁に対する支援要請 ⑤ 消防機関の応援要請

○ 市は、県内他市町への受け入れについて、当該市町に直接協議し、県へ報告する。他の都道府県の市町村への受け入れについては、県に対し、当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

○ 市は、大規模広域災害時に円滑な広域的な避難が可能となるよう、広域一時滞在に係る応援協定を他の地方公共団体と締結するなど、発災時の具体的な避難や受入れの方法を定めるよう努める。

○ 市は、広域一時滞在の受入市町との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、受入市町は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。

○ 市は、災害による広域的な避難のため、県又は国等を通じ、市外の避難住民の一時的な受入要請があった場合は、県又は関係市町等と協議の上、避難住民の受入支援を行う。

○ 市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、ほかの地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における住民の運送の円滑な実施に資するため、運送事業者等との協定の締結等災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

○ 市は、国の特定災害対策本部、非常災害対策本部又は、緊急災害対策本部（以下「政府本部」という。）、指定行政機関、公共機関及び事業者とともに、避難者のニーズを十分把握し、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

○ 市は、御前崎市、菊川市、県、国、運送事業者等とともに、県の定めた「浜岡地域原子力災害広域避難計画」に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難の受入れを実施する。

○ 市は、県、国、運送事業者等とともに、県の定めた「富士山火山避難基本計画」に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難の受入れを実施する。

○ 受入支援を行うに当たっては、市民の安全性の確保を十分に考慮した上で対応する。

区　　分		内　　容
県内市町への避難	市	・県内他市町への受入れ要請については、当該市町へ直接協議する。 ・広域避難を行う際は、自治会などコミュニティ単位で受入先の避難所に入れるように配慮する。また、避難所には可能な限り職員を配置し、避難状況の把握に努める。
	県	・市から県内他市町への広域避難に関する支援要請があった場合には、市からの避難経路、避難者見込数などの情報を基に受入可能市町及び避難者の受入能力(※10)の助言を行う。
県外への避難	市	・他の都道府県への受入れについては、県に対し当該都道府県との協議を求める。 ・広域避難を行う際は、自治会などコミュニティ単位で受入先の避難所に入れるように配慮する。また、受入市町と協力して、広域避難者に対して必要な情報や支援が提供できる体制の整備に努める。
	県	・市から県外への広域避難に関する支援要請があった場合には、都道府県間及び全国知事会の災害時相互応援協定等に基づき協力要請して受入先を確保するとともに、被災者を避難させるための輸送手段の調達等を支援する。
市外からの受入	市	・広域避難を受け入れる際は、被災市町と協力して避難所の開設･運営等を行う。 ・市は、避難所を指定する際、広域一時滞在の用に供することについても定めるなど、他の市町からの被災者を受入れることができる施設等をあらかじめ定めるよう努める。

※10 施設数及び施設概要等。

第10節　物資の備蓄、調達、供給関係

【災害対策本部事務局、福祉支援部、区本部】

○ 市は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレットペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄するものとし、これらの物資の備蓄状況については、年に１回、広く住民に公表するものとする。この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低３日間、推奨１週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、

こどもにも配慮するものとする。

○ 県及び市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、携帯トイレ、生活必需品の物資についてあらかじめ備蓄するとともに、災害時における調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくよう努めるものとする。

特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段を確保する。

○ 県及び市は、平時から、同業務を発災時に担当する職員を中心に実施する新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）等を活用した訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

○ 県及び市町は、新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）等を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。

第11節　災害時避難行動要支援者の避難支援

１ 避難支援の実施体制

（１）市における避難支援体制

○ 浜松市災害時避難行動要支援者避難支援計画に基づき、市は、避難行動要支援者の避難支援のため、災害時の業務実施体制や職員配置等の体制を整備するとともに、避難支援等関係機関(※1)が協力して、避難行動支援者の支援に当たる。

※1 自治会、自主防災組織、市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、警察、消防機関、在宅の高齢者や障がい者宅を訪問する機会のある福祉専門職等。

（２）地域における避難支援体制

○ 避難支援者は、災害時に、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき支援を実施する。

○ 支援者は、何らかの理由により支援が実施できないときは自治会・自主防災組織へ連絡する。

（３）社会福祉施設等の避難支援体制

○ 市は、社会福祉施設等の管理者との連携や施設利用方法の確認等、避難所と想定される福祉避難所(※2)の円滑な連携を図る。

※2 福祉避難所/解説・運用編 5-1

○ 市は、所管する社会福祉施設等の施設設備、入所者、職員及び福祉関係スタッフ等の被災状況の迅速な把握に努める。

２ 情報伝達体制の整備

（１）避難行動要支援者への情報伝達

○ 市は、様々な手段を確保し、避難行動要支援者へ高齢者等避難等の防災情報を提供する。

≪情報伝達手段≫

災害情報共有システム（L アラート）／防災行政無線(同報無線等)／ファクシミリ／緊急速報メール／浜松市防災ホッとメール／テレビ、ラジオ／ケーブルテレビ、コミュニティ FM／広報車・消防団等による広報／浜松市公式 LINE／浜松市公式 X

（２）避難支援者･機関への情報伝達

○ 市は、様々な情報伝達手段や地域の情報連絡網を使って地域住民に情報を伝え、避難支援者へ高齢者等避難等の防災情報を伝達する。

○ 市は、避難支援関係機関が避難行動要支援者支援体制を速やかに整えられるよう、防災情報を積極的に提供する。

３ 安否確認情報の収集体制

○ 安否情報は、避難所において収集するほか、様々な手段によりできる限りの情報を入手する。

○ 避難支援者は、避難行動要支援者を避難先へ移送した場合や他施設等への避難先情報を得た場合等は、自治会・自主防災組織へ報告する。

○ 市は、駐日外国公館から外国人住民の安否情報を求められた場合、把握している情報を提供する (※3)。

※3 災害対策基本法第86条の15及び同法施行規則第 8 条の 3 により安否情報を提供する。

４ 避難所等における要配慮者支援体制

（１）開設の周知

○ 市は、防災情報に基づき、早期に避難所を開設するとともに、様々な情報伝達手段を活用し住民への周知を図る。

（２）避難所との連携

○ 市は、避難支援等関係機関の協力のもとで、避難所において必要となる避難行動要支援者支援に関する相談やニーズ等に応え支援する。

（３）その他

○ 市は、被災により、居宅、避難所等では生活できない避難行動要支援者については、福祉的トリアージを行い、本人の意思を尊重したうえで、福祉避難所への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行うよう努める。

○ 市は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。

○ 被災により保護者を失う等保護が必要となる児童の迅速な発見、保護に努める。

○ 医療的ケアを必要とする方に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等の必要な配慮をするよう努める。

５ 福祉サービスの提供

（１）「災害救助法」の基準

対象	災害により現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする災害時要配慮者（高齢者、障害者、子ども、妊産婦その他の者）
費用	下記①から④までについては、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費若しくは購入費 ⑤については、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用、謝金、借上費若

	しくは購入費、光熱水費、仮設便所等の設置費
期間	災害発生日から 7 日以内(※1)

※1 内閣総理大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる。

（２） 福祉サービスの提供の範囲

① 災害時要配慮者に関する情報の把握

② 災害時要配慮者からの相談対応

③ 災害時要配慮者に対する避難生活上の支援

④ 災害時要配慮者の避難所への誘導

⑤ 福祉避難所の設置

第12節　消防計画

【災害対策本部事務局、警備（消火・救出）部】

○ この計画は、災害対策基本法に基づき、水火災による災害を予防・警戒するとともに、火災を鎮圧し災害による被害の軽減を図るための事項を定めたものである。

○ 災害時の人命救助を目的とし、消防局、消防署及び消防団における消防活動の大要を定め、防災活動に万全を期す。

1 消防体制

○ 消防組織は、「本章　第 3 節　組織・動員計画」により、編成は別に定める(※1)。

○ 大火災等発生時の緊急非常配備は、浜松市警防規程(※2)に基づく招集とする。

○ 消防署及び消防団が、火災を覚知したときは、警防規程(※3)に基づく消防隊等災害出動基準及び浜松市消防団災害出動基準により出動する。

○ 消防局は、津波警報下での安全・的確な消防活動の実施のため、県や市町の防災担当部局等と連携した消防計画の策定等により、津波時の浸水想定を勘案した消防体制の整備に努めるものとする。

※1 消防団/資料編 9-2
※2 規程第 91 条
※3 規程第 25 条第 2 項

2 相互応援協力体制

○ 火災、救急等の規模の拡大などに伴い、広域消防により被害の軽減を図るため、隣接市町村等と消防相互応援協定を締結し、これに基づき応援要請を行う。

3 消防相互応援協定

協定名	協定先
浜松市･磐田市消防相互応援協定	磐田市
浜松市･湖西市消防相互応援協定	湖西市
静岡市･浜松市の消防管轄隣接区域における相互応援に関する協定書	静岡市
浜松市、新城市、設楽町、東栄町及び豊根村の消防相互応援協定	愛知県新城市、愛知県北設楽郡設楽町、愛知県北設楽郡東栄町、愛知県北設楽郡豊根村
浜松市･南信州広域連合消防相互応援協定	長野県南信州広域連合
浜松市･豊橋市消防相互応援協定	愛知県豊橋市
静岡県西部地区内高速道路における消防相互応援協定	掛川市、袋井市森町広域行政組合、磐田市、菊川市

静岡県西部地区内新東名高速道路における消防相互応援に関する協定	掛川市、袋井市森町広域行政組合、磐田市
東名高速道路における消防相互応援協定	愛知県新城市、愛知県豊橋市、 愛知県豊川市
新東名高速道路における消防相互応援協定	愛知県新城市
国道１号浜名バイパスにおける消防相互応援協定	湖西市
国道１号浜松バイパス･国道１号磐田バイパスにおける消防相互応援協定	磐田市
静岡県消防相互応援協定	県内の各市町
静岡県内航空消防相互応援協定	静岡県、静岡市

○ その他

・ 応援要請の際には、消防の相互応援に関して必要な連絡調整を求める。

・ また、必要に応じ県に対し、災害の状況等について報告を行う。

○ 大規模災害消防応援体制

・ 地震、台風等の災害の状況に応じ（その詳細な状況の把握が困難な場合を含む）、必要があると市長が認めるときは、消防組織法第 45 条に規定する緊急消防援助隊の応援を県へ要請する。

4 消防相互応援協定以外の協定等

協定名	協定先
浜松市消防局画像伝送システム消防用高所監視施設と静岡県の映像伝送機器との接続に関する協定	静岡県
ガス事故防止対策に関する協定	浜松中央警察署 浜松東警察署 浜松西警察署 浜北警察署 森警察署 天竜警察署 湖西警察署 細江警察署 サーラエナジー(株)浜松支社 (一社)静岡県 LP ガス協会西部支部 中部電力パワーグリッド(株)浜松支社 中部電力パワーグリッド(株)浜北営業所

5 集団災害(※4)に対する消防計画

○ この計画は、交通事故等の災害により、多数の傷病者が同時に発生した場合における救助及び救急その他の災害対策について定めるものである。

※4 交通事故等により、同時に多数の死傷者が発生した災害のこと。

・ 次の集団災害が発生した場合は、速やかに現場指揮所を災害現場に設置する。

① 傷病者が 10 人以上発生又は発生すると見込まれるとき

② その他特異な災害事故発生により消防長が必要と認めるとき

・ 上記における集団災害の出動体制は、消防隊等災害出動基準に定めるところによる。

6 地震等により発生する火災

基本方針	① 市民、自主防災組織及び事業所は、自らの生命及び財産を守るため出火防止活動、初期消火活動を実施する。 ②地域住民は協力して可能な限り消火活動を行い火災の拡大を防止する。特に危険物等を取り扱う事業所においては二次災害の防止に努める。 ③ 消防局及び消防団は、多数の人命を守ることを最重点とした消防活動を行う。
消防機関の活動内容	① 情報収集活動要領 **＜情報収集の時期＞** ・ 消防局は直ちに情報収集活動を開始する。 **＜情報収集の手段＞** ・ 消防局は、消防署の機能を充分に活用して、活動部隊等からの情報を間断なく収集するとともに、高所見張り、参集職員、消防団、警察官、自主防災組織等あらゆる人々及び機関から積極的に収集する。 **＜収集すべき情報＞** ・ 火災の発生場所及び火勢の状況、延焼拡大方向 ・ 人命救出、救助の必要の有無 ・ 自主防災組織の活動状況 ・ 道路損壊、橋の損壊及び消防車両等の通行可否 ・ 消防水利等の活用可能状況 ・ その他消防活動上必要な事項 **＜情報連絡体制＞** ・ 情報の収集又は通報の通信は、風水害等対策編第 2 章第 3 節情報の収集、伝達計画に定める通信系統による。 ② 火災防御要領 ・ 延焼火災が多発又は拡大した場合は、人命の安全を優先とし、緊急避難場所及び避難路の確保を優先して防御を行う。 ・ 同時に複数の延焼火災が発生した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先して防御を行う。 ・ 同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して防御を行う。 ・ 大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊等を必要とする場合は、市街地の火災を鎮圧した後に部隊を集中して防

	御に当たる。 ・ 同時に重要対象物周辺と市街地の火災が発生した場合は、重要対象物の防護上必要な火災を優先する。 ③ 避難指示の伝達及び誘導 ・ 火災が各所において炎上拡大し、又は爆発の危険若しくは有毒ガス等が流出し人的災害等が予想され、避難指示が発令された場合には、避難指示地域における当該地域住民への伝達を行う。
事業所(※5)の活動	① 火災予防措置 ・ 火気の消火及び LP ガス、都市ガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い必要な防災措置を講じる。 ② 火災が発生した場合の措置 ・ 自衛消防隊(班)等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。 ・ 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。 ③ 災害拡大防止措置 ・ LP ガス、都市ガス、高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取扱う事業所において異常が発生し、災害が拡大するおそれがあるときは次の措置を講じる。 ・ 周辺地域の居住者等に対し避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。 ・ 消防、警察、最寄りの防災機関に駆付ける等可能な手段により直ちに通報する。 ・ 立入禁止等の必要な防災措置を講じる。
自主防災組織の活動内容	① 各家庭等におけるガス栓の閉止、LP ガス容器のバルブの閉止、電源の遮断等の相互呼びかけを実施するとともに、その点検及び確認を行う。 ② 火災が発生したときは、消火器、可搬ポンプ等を活用して初期の消火活動に努める。 ③ 消防隊(消防署、消防団)が到着したときは、消防隊の長の指示に従う。
市民の活動内容	① 火気等の始末 ・ 使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに消火するとともに、ガス栓、LP ガス容器のバルブ、石油類のタンクは元バルブをそれぞれ閉止し、電気についてはブレーカーを遮断する。 ② 初期消火活動 ・ 火災が発生した場合は、消火器、汲み置きの水等で消火活動を行う。

※5 研究室、実験室を含む。

第13節　　愛玩動物救護計画

【災害対策本部事務局、保健医療調整本部】

○ この計画は、災害により、自宅からの退去・避難を余儀なくされた者によるペットの避難場所等における管理及び飼い主と逸れたペットへの対応に支障のないよう、市、県及び飼い主等の実施事項を定めるものである。

区　　分		内　　容
同行避難	市	・「人とペットの災害対策ガイドライン(※1)」、「災害時における愛玩動物対策行動指針(※2)」、「避難所のペット飼育管理ガイドライン(※2)」、マニュアル等により、避難所におけるペットの取扱い等について、住民への周知に努める。 ・指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。
	県	・避難所でのペットの飼養・管理方法や飼い主に周知すべき平時からの対策について、避難所の管理責任者等へ周知を図るとともに、市町、ボランティア、関係機関等に災害対策に関連した情報を提供・共有を行うことにより県下全域における一体性を有した体制整備を図る。
	飼い主	・人とペットが安全に避難するため、日頃から避難所での管理ができるように、ケージ等に慣れさせるとともに基本的なしつけを行う。 ・日頃からペットの健康管理には注意し、感染症予防ワクチンの定期的な接種や外部寄生虫の駆除を行い、ペットの健康、衛生状態を確保しておく。 ・処方薬(※3)、ペットフード・水(※4)、予備の首輪等必要な物資の備蓄を行う。 ・飼い主が避難地へ避難する場合は、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で同行避難(※5)に努める。
放浪動物の対応	市	・放浪動物への対応について県と必要な連携を図る。 ・狂犬病予防法に基づく原簿の整理を行い、管内の犬の飼育状況の把握に努める。 ・狂犬病予防法に基づき飼い主に交付する鑑札及び注射済票の飼い犬への装着を徹底させるよう啓発を行う。 ・飼い主からの飼育犬の保護依頼に関し、県に対して必要な協力を求める。 ・県に保護された犬、猫について、飼い主に関する情報の照会に必要な協力をする。
	県	・市、ボランティア及び関係機関等と協働し、災害時における放浪動物の保護・収容、返還、譲渡等について、県下全域における一体性を有した体制整備を図る。
	飼い主	・保護された動物が飼い主のもとに確実に返還されるよう、迷子札等を装着し、飼い主の連絡先等を明らかにする。

※1 環境省作成

※2 県作成

※3 療法食を含む。

※4 少なくとも 5 日分、できれば 7 日分以上。

※5 災害時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、緊急避難場所まで安全に避難すること。緊急避難場所へ避難後、在宅避難ができないため避難所で生活する飼い主とペットが同居することを意味するものではない。

		・ 放たれた動物による住民の安全や公衆衛生環境の悪化を防ぐため、飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で、ペットとの同行避難に努める。

第14節　食料供給計画

【災害対策本部事務局、福祉支援部、物資管理部、区本部】

○ この計画は、災害により日常の食事に支障が生じた際、被災者に対し応急な炊出しを行い、または必要な食料品を配給し、一時的に被災者の食生活を保護するための事項を定めるものである。

1 「災害救助法」の基準

対象	避難所に収容された者、全半壊等で炊事ができない者
費用	1,390 円／人･日
期間	災害発生日から 7 日以内(※1)

※1 期間内に炊出しその他による食品給与を打切ることが困難な場合は、内閣総理大臣の同意を得て必要最小限の期間の延長をすることができる。

2 実施方法

≪炊出し等食品の配給≫

○ 食品の配給を実施する場合、市は責任者を指定し、配給状況を把握する。また、配分が適正、円滑に行われるよう必要な措置を講じる。

○ 配給に際して被災者の実態、施設の状況等を勘案し、炊出し・パン等の配布など適切な方法により実施する。

・ 配給品目　　米穀、パン、麦製品(乾うどん等)等

・ 配給数量　　1 人 1 日 3 食

○ 炊出しは避難所内又はその近くの適切な場所を選び、自主防災組織等の協力により実施する。実施できない場合は、給食業者等から調達する。

≪応急食料の調達≫

○ 応急食料の調達は、市物資管理部災害時初期対応マニュアルに基づき実施する。

○ 調達した応急食料の輸送は、当該物資発注先の業者等に依頼する。これに拠りがたいときは「本章　第 24 節　輸送計画」に基づいて行う。

○ 市指定の各避難所で必要となる応急食料の備蓄を進める。

○ 避難所等において必要とされる物資は刻々と変化するため時宜を得た物資の調達に留意するとともに、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメント（情報の評価・分析）の実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努め、要配慮者等のニーズの違いに配慮するものとする。

3 市長の要請と県の実施

○ 市において、応急食料の調達が不可能又は困難な場合に、市長は下記事項を明らかにし知事へ調達斡旋を要請する。

市の要請事項	県の実施事項
① 調達斡旋を必要とする理由 ② 必要食料品目 ③ 必要数量 ④ 引渡しを受ける場所及び引受責任者 ⑤ 連絡課及び連絡責任者 ⑥ 荷役作業員の有無 ⑦ その他参考となる事項	① 応急食料の調達斡旋 ② 輸送車両の斡旋

○ 交通及び通信が途絶して知事に調達斡旋を要請することができない場合は、農林水産省農産局(※2)に対して政府所有米穀の緊急引渡しを要請する(※3)。

※2 関東農政局静岡県拠点
※3 米穀の買入れ・販売等に関する基本要領による。

4 市民及び自主防災組織の活動

○ 緊急物資は、家庭や自主防災組織の備蓄を市民相互の共助により賄う。ただし、賄えない場合は市に供給を要請する。

○ 市が行う緊急物資の配分に協力する。

○ 炊き出しは避難所で行い、食事を提供する。

第15節　被服、寝具その他生活必需品及び燃料の供給計画

【災害対策本部事務局、福祉支援部、物資管理部】

○ この計画は、災害により物資の販売機構等が混乱し、生活必需品を直ちに入手することができない状態にある者に対して、被服、寝具その他生活必需品（以下、この節において「物資」という。）及び燃料を一時的に配給又は貸与をする事項を定めるものである。

1 「災害救助法」の基準

対象	全半壊等により生活上必要な生活必需品を喪失、毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者
費用	（全壊 4 人世帯の場合） 夏季 46,200 円以内　　冬季 70,900 円以内(※1) （半壊、半焼、床上浸水 4 人世帯の場合） 夏季 16,300 円以内　　冬季 23,600 円以内
期間	災害発生日から 10 日以内(※2)

※1 この季別は夏季4月1日～9月30日、冬季 10 月 1 日～3 月 31 日とし、災害発生の日をもって決定する。
（令和 7 年 7 月 1 日改訂の金額）
※2 内閣総理大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる。

2 実施方法

○ 市物資管理部災害時初期対応マニュアルに基づき調達する。調達に際しては、被災状態、必要な物資の種類、数量等をもとに物資購入(配分)計画表を作成し行う。

○ 生活必需品の運送は、当該物資発注先の業者等において依頼するものとし、不可能な場合は、「本章　第 24 節　輸送計画」に基づき市が実施する。

○ 生活必需品の配給(貸与)を実施する場合、市長は責任者を指定し、配給(貸与)の状況を

把握する。

○ 市は、炊き出しに必要な LP ガス及び器具等の支給又はあっせんを行う。

○ 避難所等において必要とされる物資は刻々と変化するため時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者等のニーズの違いに配慮するものとする。

3 市長の要請と県の実施

○ 市長は、物資及び燃料の調達斡旋を必要とする場合は、次の事項を明らかにし知事へ要請する。

市長の要請	県の実施
① 必要品目 ② 必要数量 ③ 引渡し場所及び受取責任者 ④ 連絡課及び連絡責任者 ⑤ 荷役作業員の有無 ⑥ 経費負担区分 ⑦ その他参考となる事項	① 物資及び燃料の調達斡旋 ② 輸送車両の調達

4 市民及び自主防災組織の活動

○ 緊急物資は、家庭や自主防災組織の備蓄を市民相互の共助により賄う。ただし、賄えない場合は市に供給を要請する。

○ 市が行う緊急物資の配分に協力する。

○ 地域内の LP ガス販売業者等の協力を得て、使用可能な LP ガス及び器具等を確保する。

第16節　給水計画

【保健医療調整本部、福祉支援部、上下水道復旧部】

○ この計画は、災害により飲料水の供給が停止し、又は汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、必要な量の飲料水を供給するために県、市、水道事業者、市民及び自主防災組織の実施する事項を定めるものである。

1 「災害救助法」の基準

対象	飲料水(飲用、炊事のための水)を得ることができない者
費用	実費 ①水の購入費、②給水又は浄水に必要な機械または器具の借上費･修繕費･燃料費、③浄水に必要な薬品又は資材費
期間	災害発生日から 7 日以内(※1)

※1 内閣総理大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる。

2 実施方法

（令和６年４月１日現在）

種　別	事業数	給水人口
市上水道	1	762,997 人
飲料水供給施設	142	2,811 人
専用水道	70	8,424 人

○ 水道事業者は、断水が発生した場合、速やかに、断水状況を把握した上で応急給水計画を策定するとともに、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保して、応急給水の実施に努めるものとする。

○ 給水が必要とされる地域に対して、給水用車両及び地区別給水人口を考慮して給水する。

・ 給水は、給水資機材を利用するほか、地区別に貯水用の水槽等を用意し、給水の迅速化を図る。

・ 給水に際して給水時間、給水場所を住民に周知する。

○ 市内の水道施設は別(※2)に示すとおりである。

○ 飲料水の補給は避難所の受水槽及び飲料水専用耐震性貯水槽(※3)より行う。消火栓からの給水が可能な場合は、必要に応じて実施する。

○ 災害発生後できる限り早く仮設共用栓等を各給水拠点に設置し、生活に必要な最低限の水を供給するよう努める。

○ 自ら飲料水を確保する住民に対し衛生上の注意を広報する。

○ 浄水用薬品の調達は、上下水道部風水害等対応マニュアル等による。

○ 被災による損傷箇所の緊急復旧作業は、上下水道部の非常体制により進める。

○ 給水を実施する場合は、衛生上の注意を払い進める。

○ 災害発生後８日以降は、１人１日 20L を目標とする。

○ 水道施設に対し、早期に各戸給水を目標とした復旧計画を策定する。

○ 浄水場、配水場等の水道基幹施設の復旧について、二次災害の防止と給水機能を保持するために各施設勤務者は、被災後直ちに施設の点検、補修及び操作に努める。

○ 地域の被害状況の調査活動を行い、取水施設、導送配水管の復旧作業にあたる。

○ 救護病院、透析施設、避難所等への優先的な応急給水に努める。

※2 市水道施設・飲料水供給・専用水道/資料編 18-3

※3 飲料水専用耐震性貯水槽/資料編 18-2

3 市長の要請と県の実施

○ 市において給水措置が困難な場合には、(社)日本水道協会静岡県支部及び 19 大都市水道局災害相互応援に関する覚書により給水応援を要請するほか、次の事項を明らかにし県へ要請する。

市長の要請	県の実施
① 給水対象人員 ② 給水期間及び給水量 ③ 給水場所 ④ 給水器具、薬品、水道用資材等の品目別必要数量 ⑤ 給水車両のみ借上げの場合、その台数 ⑥ その他必要事項	① 隣接市町、自衛隊又は国に対する協力要請 ② 資機材等の調達に係る市町間での調整、又は国に対する協力要請

4 市民及び自主防災組織の活動

○ 災害発生後 7 日間はできる限り各家庭の備蓄による。

○ 災害発生後 8 日目から、自主防災組織による給水及び市の応急給水により飲料水を確保する。

○ 衛生上の注意を払い、井戸、湧水等を活用する。

○ その他、市の応急給水に協力し、飲料水の運搬、配分を行う。

5 生活用水（非飲用）の確保

○ 飲料水の安定した供給につなげるため、小中学校のプールの水、防災井戸 (※4) 及び応急水源等を活用し、災害時に洗濯やトイレの洗浄などに必要となる生活用水の確保に努める。

※4 大規模災害により、水の濁りなどが発生した場合において、地域住民等の生活用水の供給を目的に井戸の所有者（管理者）の善意により利用できる井戸。

第17節 被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画

【廃棄物処理部、都市復興部、土木復旧部、福祉支援部、警備（消火・救出）部】

※1 原則として、県が設置、市は場所の確保を行う。
※2 原則として、県が民間賃貸住宅を借上げ、市は情報提供、斡旋を行う。
※3 災害救助法適用時に県から事務委任を受け市が管理運営を実施する。
※4 災害救助法適用時に県から事務委任を受け市が実施する。

○ この計画は、地震により建築物、宅地等が被害を受けたときに、その後の余震等による二次災害を防止するため次の安全対策を実施するほか、地震、津波等により著しい危険が生じるおそれのある区域を、必要に応じて、建築基準法第 39 条に基づき災害危険区域に指定するためのものである。また、「災害救助法」が適用された際に被災者の居住の安定を図るためのものである。

- 災害のため住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対しては、住宅の建設(※1)又は民間賃貸住宅の借上げ(※2)により、一時的な居住の安定を図る (※3)。
- 災害のため被害を受けた住家に対し、居住のために必要な最小限度の部分を応急的に補修し、もって居住の安定を図る (※4)。
- 災害のため屋根等に被害を受けた被災者の住家の損傷被害の拡大を防止する (※4)。
- 災害のため住家に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障のある者に対し、居住のために必要最小限度の部分の土石障害物等を除去し、居住の安定を図る(※4)。
- なお、他の都道府県への応急仮設住宅等への受入れについては、「本章　第 9 節 避

難救出計画　11 広域避難・広域一時滞在」による。

1 被災建築物等に対する危険度判定及び安全対策

○ 「地震・津波対策編　第 5 章　災害応急対策計画　第 6 節　災害の拡大防止及び二次災害防止活動」に準ずる。

2 災害危険区域の指定

○ 市は、災害から住民の生命を守るために、危険の著しい区域を指定して、住居の用に供する建築物の建築を禁止する。

○ 市は、条例により区域を指定し、周知する。

3 応急住宅の確保

（1） 「災害救助法」の基準

応急仮設住宅の供与	対象	住家が全壊、全焼又は流失するなど、居住する住家がない者で、自らの資力では住家を取得できない者。
	費用	1 戸当たり平均 7,089,000 円以内
	期間	災害発生日から 20 日以内に整備開始(※5) 救助期間は完成の日から最長 2 年(必要に応じて 1 年を超えない期間ごとの延長が可能)
住宅の応急修理（日常生活に必要な最小限度の部分の修理）	対象	住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力で応急修理ができない者又は大規模な補修を行わなければ居住できない程度に住家が半壊した者。
	費用	居室、炊事場、便所等日常生活に必要な部分 (半壊または半焼の被害を受けた世帯)739,000 円以内/世帯(※6) (これらに準ずる程度の被害を受けた世帯)358,000 円以内/世帯
	期間	災害発生日から 3 か月以内に完了(※6) (ただし、国の災害対策本部が設置された災害においては6か月以内)
住宅の応急修理（住家被害の拡大を防止するための緊急の修理）	対象	住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者。
	費用	屋根、外壁、建具(玄関、窓やサッシ等)等の必要な部分。 (雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある世帯)53,900 円以内/世帯
	期間	災害発生日から 10 日以内
障害物の除去	対象	半壊(焼)又は床上浸水した住家であって、住居(居室、台所、玄関、便所等の生活上欠くことができない場所)又はその周辺(住家の入口が閉ざされている場合の玄関回り)に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない者(※7)。
	費用	143,900 円以内/世帯
	期間	災害発生日から 10 日以内

※5 内閣総理大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる。

※6 全壊の場合でも応急修理を実施することで居住が可能な場合は対象となる。

※7 応急仮設住宅の供与との併給はできない。

（２） 実施方法

○ 被災状況や滅失世帯数、避難所生活世帯数等を把握し、応急仮設住宅の必要戸数を算定する。

○ 建設型応急住宅の建設可能敷地は、市管理用地(公園、普通財産、運動広場等)を基本とし、災害の状況に応じて選定する。また、プレハブ建築協会等の協力を得て建設する応急住宅の工事監理及び検査業務を実施する。

○ 賃貸型応急住宅の借り上げ事務の受付業務を不動産関係団体の協力を得て実施する。

○ 応急仮設住宅の入居要件及び住宅の種別（高齢者対応、障がいのある者対応等）について健康福祉部等と協議の上、優先入居等も含め検討する。必要に応じて第三者機関による入居要件の検討も実施する。

○ 応急仮設住宅への入居者の選考は、原則として被災者の資力その他生活条件を充分調査するとともに、要配慮者の優先的入居に努めるものとする。

○ 応急仮設住宅等入居申込書と応急仮設住宅台帳を作成し、応急仮設住宅の入退居手続き、維持管理を行う。

○ 住宅の応急修理及び障害物の除去に際しても、上記の入居要件等に準じ、資格要件の検討を実施する。

○ 応急仮設住宅、住宅応急修理及び障害物の除去の情報提供を実施する。

○ 建築資材、労働者等については、別に定めるところにより措置するものとする。また、調達した建築資材等の輸送は、原則として物資発注先の業者等に依頼するものとするが、当該発注先業者等においてできないときは、「共通対策編　第 3 章　災害応急対策計画　第 24 節　輸送計画」に基づき行う。

○ 障害物の除去には、市職員、消防団、水防団、建設業者、自衛隊等があたり、被害の状況に応じ適宜動員する。

○ 除去用車両、除去作業用機械器具等については、「共通対策編　第 3 章　災害応急対策計画　第 24 節　輸送計画」に定めるところによる車両及び一般社団法人静岡県西部解体工事業協会との協定等に基づき調達する。

○ 障害物の集積は、住民の日常生活に支障のない場所に一時的に集積する。

（３） 市長の要請と県の実施

○ 市において災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、資材等の調達が不可能又は困難な場合、若しくは市の区域外又は県外への広域的な応急仮設住宅への収容が必要であると認めた場合には、市長は次の事項を明らかにし知事へ要請を行う。

	市長の要請	県の実施
応急仮設住宅	① 被害世帯数(全焼･全壊･流失･半壊) ② 応急仮設住宅必要戸数 ③ 広域的な収容が必要となる世帯数 ④ 連絡責任者 ⑤ その他参考となる事項	① 広域避難収容の支援 ② 建築資材、建築業者等の調達斡旋 ③ 輸送 ④ 災害復旧用材(国有林材)及び県有林材の活用
住宅応急修理(日常生活に必要な最小限度の部分の修理)	① 被害世帯数(半焼･半壊･準半壊) ② 修理戸数 ③ 修理に必要な資材品名及び数量 ④ 修理に必要な建築業者及び人数 ⑤ 連絡責任者 ⑥ その他参考となる事項	
住宅応急修理(住家被害の拡大を防止するための緊急の修理)	① 被害世帯数(半焼･半壊･準半壊) ② 修理戸数 ③ 修理に必要な資材品名及び数量 ④ 修理に必要な建築業者及び人数 ⑤ 連絡責任者 ⑥ その他参考となる事項	
住宅の障害物の除去	① 被害世帯数 ② 除去戸数 ③ 除去に必要な資材品名及び数量 ④ 除去に必要な建築業者及び人数 ⑤ 連絡責任者 ⑥ その他参考となる事項	
宅地内の土砂の除去	① 除去を必要とする住家戸数(半壊、床上浸水別) ② 除去に必要な人員 ③ 除去に必要な期間 ④ 除去に必要な機械器具の品目別数量 ⑤ 除去した障害物の集積場所の有無	① 障害物除去要員の派遣及び機械器具の調達･あっせん

（４） 要配慮者への配慮

○ 応急仮設住宅への受入れに当たっては高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮する。

○ 特に応急仮設住宅への優先入居、福祉仮設住宅の設置等を検討する。

○ 要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮する。

○ 応急仮設住宅入居者によるコミュニティの形成及び運営等に関して、原則として団地

ごとに行う等、多様な生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

（５） 非常災害時における特例

○ 著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、次のとおり、平時の規制の特例措置が講じられる。

区 分	内 容
特例措置	政令で定める区域及び期間において、地方公共団体の長が設置する応急仮設住宅については、消防法第17条の規定は、適用しない。
市長、知事の措置	・ 上記の指定があったときは、消防の用に供する設備、消防用水、消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定める。 ・ 応急仮設住宅等における災害の防止、公共の安全確保のための必要な措置。

（６） 災害の拡大と二次災害の防止活動

○ 市は、災害時に、適切な管理のなされていない工作物等に対し、緊急に安全を確保するため必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる工作物等の全部又は、一部の除却等の措置を行うものとする。

第18節 医療及び助産計画

【警備（消火・救出）部、保健医療調整本部、福祉支援部】

○ この計画は、災害により医療、助産機関が混乱し、被災した市民が医療又は助産の途を失った場合に、浜松市医療救護計画に基づき応急的に医療又は助産を施し、被災者の保護を図るためのものである(※1)。

※1 災害救助の内容/資料編 22-1

１ 「災害救助法」の基準

対象	医療･助産の途を失った者
費用	薬剤、治療材用等の実費、診療報酬の額以内
期間	災害発生日から 14 日以内、分べんした日から 7 日以内

２ 実施事項

市	① 救護所の開設場所(※2)及び救護病院(※3)をあらかじめ定める。 ② 病院施設･診療所について、施設･設備の被害状況を把握し、診療を再開するための応急措置を講じる。 ③ 被災の状況に応じて、救護班の出動を医師会、医療機関及び医療関係団体(※4)に要請し、救護所を開設する。 ④ 医療救護活動の実施に当たっては、必要に応じてトリアージ(※5)を行い、効率的な活動に努める。 ⑤ 自主防災組織等と協力して、重症患者及び中等症患者を救護所から救護病院まで搬送する。 ⑥ 保健医療調整本部を設置し、救護所及び救護病院の状況等を把握するとともに、必要な調整を行う。

※2 救護所/資料編 16-2
※3 救護病院/資料編 16-1

※4 医療関係団体/資料編 16-3

※5 重症度、緊急度による患者の振分け。

	⑦ 救護所の業務 ・トリアージ ・軽症患者に対する処置の看護師等への指示 ・死亡の確認及び遺体搬送の手配 ・重症患者及び中等症患者への応急処置 ・救護病院等への搬送手配 ・医療救護活動の記録、市災害対策本部への措置状況等の報告 ・地区防災班への救援要請 ・その他必要な事項 ⑧ 救護病院の業務 ・トリアージ ・重症患者及び中等症患者の処置と収容 ・航空搬送拠点への搬送手配 ・死亡の確認及び遺体搬送の手配等 ・医療救護活動の記録及び広域災害救急医療情報システム(EMIS)への入力等による市災害対策本部への受入れ状況等の報告 ・その他必要な事項 ⑨ 市において医療救護が困難な場合は、必要事項を示して県へ応援を要請する(※6)。 ⑩ 市内の救護病院等だけでは治療・受入れすることができない重症患者を広域搬送する場合は、静岡県医療救護計画に基づき、航空搬送拠点又は救護病院の最寄りのヘリポートまで、重症患者を搬送する。 ⑪ 医療救護活動状況等の情報を広域災害救急医療情報システム(EMIS)等により把握し、応援の派遣等を行う。
市民及び自主防災組織等	① 軽症者は、自己及び共助により処置する。 ② 医師の処置が必要な重症患者及び中等症患者を救護病院へ搬送する。 ③ 重症患者、中等症患者の救護所から救護病院までの搬送に協力する。

※6 DMAT、DPAT、災害支援ナース等医療チーム

3 市長の要請と県の実施

○ 市長は市において救護が困難な場合は、次の事項を明らかにし知事へ要請する。

市長の要請	県の実施
＜医療・助産の供給＞ ① 必要な救護班数 ② 救護班の派遣場所 ③ その他必要事項(※7)	① 救護病院等への救護班(※6)の派遣 ② (一社)静岡県医師会への日本医師会災害医療チーム(JMAT)の派遣要請 ③ 静岡県医薬品卸業協会、静岡県医療機器販売業協会、(一社)日本産業・医療ガス協会東海地域本部及び(一社)静岡県薬事振興会からの医薬品等の調達・斡旋

※7 災害発生の原因。

	④ 静岡県赤十字血液センターからの輸血用血液の調達･斡旋 ⑤（公社）静岡県薬剤師会への薬剤師等の確保及び派遣の要請 ⑥ 災害拠点病院に対する重傷患者受入れ等の要請

4 非常災害時における特例

○ 著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、次のとおり、平時の規制の特例措置が講じられる。

区 分	内 容
特例措置	政令で定める区域及び期間において地方公共団体の長が設置する臨時の医療施設については、医療法第4章及び消防法第17条の規定は、適用しない。
市長、知事の措置	･上記の指定があったときは、消防の用に供する設備、消防用水、消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定める。 ･臨時の医療施設における災害の防止、公共の安全確保のための必要な措置を講じる。

第19節 健康支援計画

【保健医療調整本部、福祉支援部、区本部】

○ この計画は、災害により避難所が開設された場合に、浜松市災害時健康支援活動マニュアルに基づき避難者の健康管理を実施する等、被災者の健康保持のため、保健師等による健康支援を実施するための事項を定めるものである。

1 健康支援活動の実施

○ 被災者の健康保持のため、保健師等による巡回健康相談等を実施し健康管理を行う。特に、要配慮者の健康状態には注意し、必要に応じて医療受診へつなげる。

- 健康状態の確認
- 健康相談
- 医療チームとの連携した活動
- エコノミークラス症候群、生活不活発病等の予防啓発
- 栄養・食生活支援、歯科保健活動

○ 被災地区住民の健康状態把握を行う。

- 全戸訪問の実施

○ ふじのくに防災情報共有システム等にて保健師・栄養士の派遣要請を行う。

○ 市民及び自主防災組織の行う保健活動の指導をする。

○ 単身生活が困難な場合等は、福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子や福祉用具等の手配等を保健福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

○ 市民は、市が行う保健活動の協力に努める。

2 市長の要請と県の実施

○ 市長は市において救護が困難な場合は、次の事項を明らかにし知事へ要請する。

市長の要請	県の実施
＜保健師･栄養士の派遣＞ ① 救護所･避難所の数 ② 必要な保健師･栄養士数 ③ 派遣期間	① 他市町若しくは国等への保健師･栄養士の派遣要請

第20節　遺体の捜索及び措置・火葬計画

【遺族･遺体部】

○ この計画は、災害により現に行方不明の状態にあり、すでに死亡していると推定される者の捜索並びに遺体の措置及び火葬(※1)に伴う事項を定めるものである。

※1 埋葬(土葬)を含む。

1 「災害救助法」の基準

	対象者	費用の限度額、対象経費	期間
埋葬	災害の際死亡した者を対象に実際に埋葬する者に支給	【費用の限度額】 1 体当たり 大人(12 歳以上) 232,200 円以内(※2) こども(12 歳未満) 185,700 円以内(※2) 【対象経費】 ①棺(付属品を含む)、②埋葬又は火葬(賃金職員雇上費を含む)、③骨壺及び骨箱	災害発生から 10 日以内(※3)
遺体の捜索	災害のため現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者を捜索する	【対象経費】 舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費	同上
遺体の措置	災害の際死亡した者について、遺体安置所等において遺体を措置する(埋葬を除く)。	【費用の限度額】 ①遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置 1 体当たり 3,700 円以内 ②遺体の一時保存 一時収容施設利用時：通常の実費 上記が利用出来ない場合 1 体あたり 5,900 円以内(ドライ	同上

※2 被災市町村の火葬場が被災で使用できない等で他の市町村に運ぶ必要がある等の特殊な事業がある場合に限る
※3 内閣総理大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる。

		アイス購入費の実費加算可） （※4）	

※下線部は特別基準の設定が可能なもの。

※4 ②既存施設利用の場合は、借上費。既存施設を利用できない場合は、賃金職員雇上費及び輸送費。

2 実施方法

○ 行方不明者等の捜索は、市、警察、自衛隊等により行う。

○ 捜索に当たっては時間的経緯によって流失等のおそれがある方面を優先して実施する。

○ 遺体の措置は、原則として市遺族遺体部において行う。

○ 遺体の措置に際しては、市職員、消防団員、水防団員等により班を編成し行うこととし、埋葬に際しては遺族と協議の後、市職員及び民間事業者等で対応する。なお、火葬を通例とし、埋葬（土葬）はできるだけ避ける。また、外国人遺体については、風俗・習慣・宗教等の違いに十分配慮し、適切に対応する。

○ 遺体の措置は遺体安置所(※5)のほか、了解を得て付近の寺院を使用する。適当な場所がないときは、広場、避難所等へ仮置きすることとする。

※5 遺体安置所/解説・運用編 7-1

○ 遺体の氏名等の識別を行ったのち、親族等に引き渡す。遺体の氏名の公表について親族に確認をする。相当期間引き取り人が判明しない場合は、所持品等を保管のうえ火葬する。

○ 遺体の火葬は、斎場(※6)においてのみ行う。

※6 斎場/資料編 19-1

○ 遺体安置所から火葬場へ遺体を搬送するのは、遺族等の手によることを原則とする。ただし、交通規制が行われるなど、遺族等が遺体を火葬場等に搬送することが困難な場合は、市は火葬依頼、搬送等に関して調整を行う。

○ 遺体の措置・埋葬等に必要な車両については、「共通対策編　第 3 章　災害応急対策計画　第 24 節　輸送計画」に基づき配備する。

3 市長の要請と県の実施

○ 市長は、市等において遺体の捜索・処置、火葬（埋葬）が困難又は不可能な場合は、次の事項を明らかにし知事へ要請する。

市長の要請	県の実施
① 必要な医師数 ② 処置、火葬(埋葬)に必要な職員数 ③ 捜索が必要な地域 ④ 火葬施設の使用可否 ⑤ 必要な輸送車両の台数 ⑥ 遺体の措置に必要な器材･資材の数量 ⑦ 広域火葬の応援が必要な遺体数	① 遺体の捜索･処置に必要な要員の派遣 ② 遺体の処置に必要な器具、資材の調達斡旋 ③ 輸送車両の斡旋 ④ 大規模な遺体安置所の設置 ⑤ 火葬要員の斡旋 ⑥ 他の市町又は各都道府県に対する広域火葬の依頼、調整

4 非常災害時における特例

○ 著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、次のとおり、平時の規制の特例措置が講じられる。

区　分	内　　容
特例措置	政令で定める期間内に政令で定める地域において死亡した者の死体に係る墓地、埋葬等に関する法律第 5 条第 1 項の規定による埋葬又は火葬の許可については、当該死体の現に存する地の市町村長その他の市町村長が行うことができるほか、第 14 条に規定する埋葬許可証又は火葬許可証に代わるべき書類として死亡診断書、死体検案書その他当該死体にかかる死亡事実を証する書類を定める等の手続の特例が定められる。

第21節　防疫計画

【保健医療調整本部】

○ この計画は、被災地の消毒措置を迅速かつ強力に実施し、環境衛生の確保、感染症の流行の未然防止を図るためのものである。

1 実施事項

○ 感染症の発生の状況、動向及び原因の調査・健康診断(※1)

○ 感染症の病原体に汚染された場所の消毒(※2)

○ ねずみ族、昆虫等の駆除(※3)

○ 生活用水(井戸水等)の使用制限又は禁止(※4)

○ 感染症伝播の媒介となる飲食物の販売、授受の禁止又は廃棄(※5)

○ 患者の移送(※6)

○ 避難所の衛生管理及び消毒指導

○ 緊急的な臨時の予防接種の実施(※7)

2 実施要領

○ 災害の状況に応じて防疫に関する班を編成し、消毒等を実施する。

○ 実施する優先順序は次のとおりとする。

① 下痢患者、有熱患者が多発している地域

② 集団避難場所

③ 浸水地域その他衛生条件が良好でない地域

○ 実施方法、薬品等は別に定める。

○ 市民及び自主防災組織は、飲食物の衛生に注意して食中毒及び関連する感染症の発生を防止するとともに、市が行う消毒活動に協力する。

○ 関係団体は、飲食物に起因する感染症及び食中毒の発生防止に努める。また、市から要請があった場合は、積極的に協力する。

3 市長の要請と県の実施

○ 市長は、市において防疫の実施が困難な場合は、知事等へ応援・協力を要請する。

県	防疫薬剤の種類、数量及びその他必要事項を示し、応援を要請する。
静岡県ペストコントロール協会	協定に基づき、防疫活動の実施等の消毒活動及び、害虫の駆除などについて協力を要請(※8)する。

※1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 15 条、第 17 条
※2 同法第 27 条
※3 同法第 28 条
※4 同法第 31 条
※5 食品衛生法第 6 条第 1 項第 3 号
※6 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 21 条
※7 予防接種法第 6 条知事の指示による。

※8 大規模災害時における防疫活動に関する協定(平成 22 年 5 月 25 日締結)に基づく。

日本環境感染学会災害時感染制御支援チーム（DICT）	避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、派遣を迅速に要請するものとする。

第22節　廃棄物処理計画

【廃棄物処理部】

○ この計画は、災害時の廃棄物の処理業務を適切に行い、生活環境の悪化を防止するための事項を定めるものである。

1 実施内容

○ 浜松市災害廃棄物処理計画等に基づき、各種災害に対応した必要な措置を講じる。

○ 施設・設備等の点検巡視を行い、被害状況を把握する。

○ 受配電設備の安全確認を行い、運転再開のための復旧措置を講じる。

○ 既存処理施設での処理が困難な場合は、県、民間事業者団体等へ支援を要請する。

○ 家庭から排出される生活ごみや避難所での生活に伴い発生する避難所ごみ、仮設トイレ等のし尿の処理を実施する(※1)。

○ 被災した家屋の解体等によって発生したがれき類（片付けごみ(※2)を含む）の処理を実施する。

※1 もえるごみ、もえないごみ、資源物、連絡ごみ(粗大ごみ)等。
※2 解体を免れた家屋の片付けにより発生した廃棄物。

2 初期対応

○ 生活ごみは、被災の状況により通常収集及び自己搬入を一時中止し、排出元に留め置く。その際、ごみ、し尿の収集が可能になるまでの間、市民及び自主防災組織に対して、次の指導を行う。

・ 平常時の分別方法に基づき、発生場所等にて分別してまとめておく。

・ 下水道の普及地域においては、被災状況を把握できるまでは、水洗トイレは使用せず、避難所の仮設トイレ等を使用する。

・ 使用済の携帯トイレ等は、密封した上で「もえるごみ」として排出する。ただし、避難所から発生した使用済みの携帯トイレ等は、ごみとは別に集積する(※3)。

※3 分別や集積については「浜松市災害廃棄物処理計画」による。

○ がれき類については、災害の状況からがれき類発生量を推計し、公有地等から仮置場を選定する。また、がれき類の搬入については、仮置場への搬入の方針が決まるまで個人で保管する。

○ 中間処理施設及び最終処分場については、被災状況を調査し、処理能力を把握する。また、施設の処理能力に関係する被災箇所の応急修繕を実施する。

○ 収集運搬車両の被災状況を調査し(※4)、収集運搬能力を把握する。

○ 市災害対策本部、諸関係機関等との連絡・調整を実施し、情報収集を行うとともに、避難所の状況や、仮設トイレの設置状況について把握する。

※4 委託・許可業者を含むものとし、対象となる業者は別に定める。

3 収集・処理計画

○ 生活ごみ及び避難所ごみについては、それぞれ発生量を推計し、収集人員及び車両の必要量を把握し、処理方針を検討・決定する。

○ し尿等については、避難所別の避難者数や避難所の仮設トイレの設置状況からし尿発生量を推計し、必要収集車両及び人員数を把握して収集・処理計画を作成する。

○ がれき類については、災害の状況から発生量を推計し、仮置場を設置して、管理・運営のための体制を整備する。

○ 大量の災害廃棄物が発生し、解体・収集運搬及び処分を行うにあたり、発生現場や仮置場での分別を徹底し、減量化、資源化及び処理の円滑化を推進する。

○ 損壊家屋等の解体・撤去は、原則として所有者が自ら行うべきものであるが、生活環境の保全及び公衆衛生の向上のため、市が解体・撤去を行うことがある。また、所有者が自主撤去した場合についても、撤去に要した費用を償還する場合がある。

○ 種類別の発生量を把握し、既存の処理施設において処理することが困難な場合は、本市内外の民間処理施設や他自治体の処理施設の使用について協議・検討するほか、仮設処理施設を設置して処理を行う。なお、災害廃棄物を計画的に処理するため、関係機関(※5)に協力を求め、収集運搬・処理体制の確立を図る。

※5 県、災害協定締結先、浜松建設業協会、重機建設工事組合、静岡県西部解体工事業協会等。

○ 収集した情報等のうち、次の内容を整理し県に報告する。

- 廃棄物処理施設の被災状況
- 災害廃棄物の発生推計
- 仮置場の開設状況

○ 災害協定に基づき締結団体に要請して収集運搬を行う。またごみの処理が困難な場合は、関係機関(※6)を通じて他都市へ支援を要請する。

※6 国、県、(公社)全国都市清掃会議

○ し尿については、災害協定に基づき締結団体に要請し、避難所に設置された仮設トイレから定期的に収集する。また、し尿の収集・処理が困難な場合は、関係機関（県等）を通じて支援を要請する。

4 市長の要請事項と県の実施事項

○廃棄物処理業務が不可能又は困難な場合、市長は下記事項を明らかにし知事へ要請する。

市長の要請事項	県の実施事項
①要請理由 ②場所及び期間 ③必要とする設備 ④廃棄物の種類及び必要処理量 ⑤物資･資機材等の品名及び数量 ⑥必要とする人員 ⑦業務の内容 ⑧連絡責任者 ⑨その他特記事項	① 市外の処理施設の斡旋 ② 廃棄物運搬機材(市町又は廃棄物収集運搬許可業者等)の斡旋 ③ 死亡獣畜処理場の斡旋 ④ 災害廃棄物処理対策組織の設置、情報の収集、関係団体等への協力要請、処理方法の市町への周知等

5 非常災害時における特例

○ 著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、次のとおり、平時の規制の特例措置が講じられる。

区　分	内　　容
災害対策基本法に基づく特例措置	災害対策基本法第 86 条の 5 第 6 項に基づき、政令で定める期間及び廃棄物処理特例地域において、地方公共団体の委託を受けて、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うものは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条 1 項若しくは第 6 項、第 14 条第 1 項若しくは第 6 項又は第 14 条の 4 第 1 項若しくは第 6 項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該委託に係る廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うことができる。
廃棄物処理法に基づく特例措置	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条の 3 の 3 に基づき、市から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けたものは、知事への届出で一般廃棄物処理施設を設置することができる。 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 2 の 5 第 2 項に基づき、非常災害時には、産業廃棄物処理施設の設置者が、当該施設において、当該施設で処理するものと同様の性状を有する一般廃棄物を処理する場合、設置の届出は事後でも可能とする。
市長、知事の措置	上記の規定により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により廃棄物処理特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたときは、その者に対し、期限を定めて、当該廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。
市民及び自主防災組織	① ごみの分別、搬出については、市の指導に従う。 ② 下水道施設等の被災に伴い水洗トイレが使用できない場合は、仮設トイレ等を使用する。

第23節　社会秩序維持計画

【災害対策本部事務局、物資管理部】

○ この計画は、災害による地域社会の混乱を鎮め、人心を安定し、社会秩序を維持するために市が実施する対策について定めるためのものである。

1 住民に対する呼びかけ

○ 市長は、流言飛語を始め各種の混乱が発生し又は発生するおそれがあるときは、地域住民がとるべき措置等について速やかに呼びかけを行う。

2 警察に対する要請

○ 市長は、地域社会の混乱を鎮めるために必要と認めるときは、警察に対し緊急措置の実施を要請する。

3 県に対する要請

○ 市長は、当該地域の社会秩序を維持するために必要と認めるときは、知事に対し応急措置及び広報の実施を要請する。

4 生活物資の価格等の調査及び対策

○ 生活物資の価格、需給動向、買い占め、売り惜しみ等の調査及び対策(※1)を実施する。

※1 対象となる事業者の事務所、工場、事業所、店舗及び倉庫がいずれも市の管轄区域内に所在するものに限定

① 生活物資の価格及び需給動向の把握に努める。

② 特定物資の報告徴取、調査等

・ 状況により特定物資を適正な価格で売り渡すよう指導し、必要に応じ勧告又は公表を行うよう県に要請する。

・ 特定生活物資を取り扱う事業所、工場、店舗又は倉庫の調査を実施する。

第24節　輸送計画

【災害対策本部事務局、遺族・遺体部、福祉支援部、物資管理部、土木復旧部】

○ この計画は、災害応急対策が円滑に実施されるよう、被災者をはじめ災害応急対策に従事する者並びに災害応急対策用物資・資材の円滑な輸送を図るためのものである。

○ 災害時の緊急輸送活動のために多重化や代替性を考慮しつつ、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設も含め確保すべき輸送施設及び輸送拠点について把握するとともに、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ輸送業者と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努める。その際、市は、災害時に物資の輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点の選定に努める。

○ 物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進する。

1 「災害救助法」の基準

対　象	費　用	期　間
被災者の避難 医療及び助産 被災者の救出 飲料水の供給 遺体の捜索･処理 救済用物資の整理配分	実費	救助の実施が認められる期間

2 輸送の基本方針

○ 市は、地域内輸送拠点の運営及び避難所等への物資の輸送について効率的に行うため、速やかに、運送や輸送に必要な人員や資機材等を輸送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。

3 実施方法

○ 交通施設の被害状況を勘案し、状況に応じた緊急輸送計画(※1)を作成する。

※1 乗員、機材、燃料の確保状況、輸送施設の被害状況、復旧状況、輸送必需物資の量を検討し、作成する。

＜輸送路及び輸送施設＞

・ 道路管理者は警察、自衛隊、協定締結先、自主防災組織等の協力を得て、通行が可能な道路、道路施設の被害復旧見込み等緊急輸送計画の作成に必要な情報を把握する。

・ 市災害対策本部は、緊急輸送ルートの被害状況を把握し、通行可否を確認する。

・ 道路管理者は、選定された緊急輸送ルートの確保に努めるとともに応急復旧を行い、輸送機能の充実を図る。
・ ヘリコプターの離着陸は、あらかじめ定めたヘリポートで行うことを原則とする。
・ 市はあらかじめ定めたヘリポートの緊急点検及び保守管理を行い、使用可能状況を県に報告する。

＜輸送手段の確保＞

・ 輸送は公用車両(※2)を活用して行う。なお、車両の管理は、市災害対策本部において集中管理する。
・ 輸送に民間保有車両の協力が必要な場合、被災程度が軽いときは、市災害対策本部が次表の関係機関又は車両に関する応援協定事業者(※3)等に依頼し、それを超えるときは県若しくは応援協定を締結している他市町村へ要請する。

※2 公用車保有状況/資料編 11-7

※3 主な協定等締結先/資料編 21-1

≪輸送機関一覧表≫　（令和 6 年 4 月現在）

名　称	所　在　地	電話番号
浜松市タクシー協会	中央区上島一丁目 11-15(※4)	472-8419
静岡県タクシー協会浜名湖北遠支部	浜名区横須賀 271(※5)	587-8070
名　称	所　在　地	電話番号
(一社)静岡県トラック協会西部支部	中央区大島町 620	435-0109
(一社)静岡県トラック協会北遠支部	浜名区高薗 171	584-3055
遠州鉄道(株)	中央区旭町 12-1	454-2211

※4 遠鉄タクシー㈱内
※5 外山タクシー㈱内

○ 漁船への協力要請は、市災害対策本部(※6)が次表の関係漁業協同組合に行う。

≪漁業協同組合所属船一覧表≫　（令和 6 年 10 月末現在）

名　称	所　在　地	電　話
浜名漁協本所	中央区舞阪町舞阪 2119-19	592-2911
同　雄踏支所	中央区雄踏町宇布見 9985-3	（雄踏支所）592-1063
同　白洲支所	中央区白洲町 3864	
同　村櫛支所	中央区村櫛町 4260-8	
同　天竜支部	中央区遠州浜 3-38-12	426-0559
同　気賀支所	浜名区細江町気賀 11089-1	522-0054
天竜川漁協	天竜区米沢 273-1	926-0813

※6 産業部/農林水産班

○ 浜名湖内において、災害時に避難者、緊急物資及び応急対策に必要な人員、資機材等の輸送が必要と判断された場合には、市は、（公財）浜名湖総合環境財団及び静岡県マリーナ協会（西部支部）に対して協力を要請する。

≪連絡先一覧表≫

名　称	所　在　地	電話番号
(公財)浜名湖総合環境財団	中央区中央一丁目 12 番 1 号 静岡県浜松総合庁舎 10 階	458-6043
静岡県マリーナ協会(西部支部)	湖西市入出字長者 1380 番地	053-578-1114

＜燃料の確保対策＞

- 公用車両の燃料、その他市の応急対策を実施するために必要な燃料は、浜松石油業協同組合、静岡県 LP ガス協会等の協力を得て確保に努める。
- 市は、緊急車両等に対する優先的な給油が実施されるよう調整を行うと共に、燃料の不足が見込まれる場合は、県に供給を要請する。
- 給油所等の稼動状況及び燃料保有状況について、関係者間で共有する。

＜緊急輸送の調整等＞

- 市及び防災関係機関の緊急輸送を円滑に実施するため必要があるときは、市災害対策本部において調整を行う。
- 優先する順番は、①市民の生命の安全確保　②災害の拡大防止　③災害応急対策とする。

4 市長の要請と県の実施事項

○ 市長は市において実施が困難な場合は、輸送の内容を明らかにし知事へ応援の要請を行う。

市長の要請事項	県の実施事項
・輸送の応援の要請	・県有車両、船舶の活用 ・自衛隊(陸･海･空)の要請 ・JR の利用 ・海上保安庁への支援要請 ・運送業者等の車両借上げ ・民間船舶の協力要請 ・海上輸送連絡所の設置

第25節　交通応急対策計画

【災害対策本部事務局、警備(消火・救出)部、土木復旧部】

○ この計画は、被災者、救援物資等の輸送の円滑化を推進し、応急作業の効率化を期すため主要交通路の確保、交通規制の実施、道路・橋梁等の応急復旧を行うことを定めたものである。

1 陸上交通の確保

(1)交通確保の基本方針

○ 道路管理者は、県公安委員会（県警察）と相互に連絡を保ち、交通規制の適切な運営を図る。

○ 道路管理者は、道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合は、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限する。この場合において、通行の禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を記載した道路標識を設ける。

○ 緊急交通を確保するため、区域又は道路の区間を指定して、一般車両の通行を禁止又は制限する。

○ 道路管理者は、県公安委員会が選定した緊急交通路、その他の道路が早急かつ円滑に利用できるよう、必要な措置を行う。

2 道路管理者等の実施事項

（1）主要交通路等の確保

○ 主要な道路、橋梁、漁港等の状況を把握し、交通路の確保に努める。

○ 災害発生の状態により、随時迂回路を設定する。

○ 道路施設の点検巡視を行い、被害箇所を迅速に把握する。

○ 緊急輸送路及び幹線避難路の早期確保に努める。

○ 応急復旧に要する重機械、資材、人員等を確保し、道路啓開に努める。

○ 交通信号、電柱等が倒壊、断線等により機能を失った場合は、県公安委員会、電気事業者等に対し応急復旧工事の実施を要請する。

（2）災害時における通行の禁止又は制限

○ 道路管理者(※1)は破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合には、区間を定めて、道路の通行を禁止し又は制限する。

※1 国土交通大臣（中部地方整備局長）、知事、市長

○ 市長は、他の道路管理者が管理する道路・橋梁で、通行が危険であると認められる場合は、その管理者及び警察に通報する。

○ 警察は、当該情報により危険を防止するため、緊急の必要があると認める場合、道路交通法に基づく規制を行う。

○ 道路管理者は、道路の通行を禁止又は制限しようとする場合は、禁止又は制限の対象区間及び理由を明瞭に記載した道路看板等を設け、必要がある場合は、迂回路を設定し道路標識をもって明示する。

○ 道路管理者は、通行禁止及び制限を実施しようとする時、又は実施した時は、直ちに管轄警察署長へ通知する。

○ 県公安委員会（県警察）は、交通規制を実施した場合、警察庁、管区警察局、日本道路交通情報センター、交通管制センター、報道機関等を通じ、交通規制の内容等を広く周知徹底させ、秩序ある交通を確保する。

（3）放置車両の移動等

○ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合かつ、緊急通行車両の通行を確保するための緊急の必要があるとき、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本節において「道路管理者等」という。）は災害対策基本法に基づく区間指定を行い運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者等自ら車両の移動等を行う(※2)。

※2 災害対策基本法第 76 条の 6

（4）道路の応急復旧

○ 道路の応急復旧実施責任者は当該道路の管理者とする。

○ 市長は、市内の他の管理者に属する道路が損壊等により通行に支障をきたしたとき

は、速やかに当該道路管理者に通報し応急復旧の実施を要請する。

○ 市長は事態が緊急を要し、当該道路管理者に通報し、応急復旧を待ついとまがないときは、輸送の確保その他住民の利便を図るため、必要とする最小限度の応急復旧を行う。

○ 市長は、自己の管理する道路の応急復旧が不可能又は困難な場合には、知事に対し応急復旧の応援を求める。

○ 市長は、既設道路が著しい損傷により通行が不能となり、他に迂回路がなく仮設道路設置の必要が生じた場合は、所要の措置を講じる。なお、他の道路管理者が管理する道路を含む場合は、当該道路管理者と協議し実施の範囲を定める。

（５）経費負担区分

○ 道路等の応急復旧に要した経費は、原則として当該管理者の負担とする。

○ 市長が区域内で他の管理者に属する道路を、緊急応急復旧した場合の経費は、当該道路の管理者が負担する。ただし、当該管理者が支弁するいとまがない場合は、応急復旧を実施した市長が、その経費の一時繰替支弁をすることができる。

○ 新たに応急仮設道路を設置した場合の経費は、その都度、当該道路管理者と市が協議してその負担区分を定める。

３ 海上交通の確保

（１）情報の収集

○ 市は、浜名漁業協同組合等の協力を求め、漁港施設の被害状況等について情報収集を行う。

（２）海上交通の制限

○ 海上保安庁は、海難船舶、危険物の流出域、損壊した係留施設・海上構築物及び流出した船舶、木材、筏等が船舶交通に及ぼす影響を調査し、必要な安全対策を講じる。

○ 海上保安庁は、海難船舶、漂流物又は沈没した物件等が船舶交通に障害となる場合には、これらの所有者に除去を命じ又は勧告を行う。

○ 海上保安庁は、船舶交通の安全を図るため、必要に応じ船舶交通の整理・指導を行う。

（３）海上交通確保の措置

○ 海上保安庁等は、水路の水深に異常が生じたときは、必要に応じ調査を行い、標識等の設置により航路の安全を確保する。

○ 海上保安庁等は、航路標識が損壊又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要な応急措置を講じる。

○ 海上保安庁は、警報の伝達、排出油等の防除、危険物の保安、海難救助等の適切な措置を講じる。

４ ヘリポートの設置

○ 道路の損壊等の通行障害により陸での交通手段がなくなった場合は、ヘリコプターを利用することにより必要最小限度の輸送手段を確保するものとし、輸送に際しては、県、自衛隊と緊密な連携をとる。

○ 原則として、あらかじめ指定した防災ヘリポート(※3)を利用し、これを利用できない場合は、別に定める要件(※4)に適合するものを利用する。

○ ヘリポートに使用した用地等の損失補償については、その都度関係者と協議のうえ負担

※3 防災ヘリポート所在地/資料編 11-1
※4 ヘリポートの具備すべき条件/資料編 11-4

額を定める。

5 交通マネジメント

○ 市は、災害応急復旧時の渋滞緩和や交通量抑制のため、国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所が設置した「静岡県災害時交通マネジメント検討会」（以下、「検討会」という。）に参画する。

○ 市は、平時から連携に必要な情報等を検討会の構成員と共有するとともに、連携強化のための協議や訓練の実施に努める。

第26節　文教対策計画

【学校管理部、福祉支援部、遺族・遺体部】

○ この計画は、災害による学用品の喪失や毀損、文教施設の被害などにより教育活動等を行うことが困難となった場合、児童生徒に対する就学に必要な措置や、早期に教育活動を再開するための指針等を示すとともに、文化財及び社会教育施設の応急対策を進めるための事項を定めるものである。

1 教科書、学用品等の給与措置

○ 市教育委員会は、「災害救助法」に基づき教科書、学用品等の給与措置を行う。

（1）「災害救助法」の基準(※1)

※1 災害救助の内容/資料編 22-1

対　象	費　用	期　間
住家の全壊等により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学生、中学生、高校生	教科書等は実費 文房具、通学用品は 小学生　5,500 円以内 中学生　5,800 円以内 高校生　6,300 円以内	災害発生日から 教科書　1 か月以内 文房具、通学用品 15 日以内(※2)

※2 内閣総理大臣の同意を得て延長することができる。

（2）実施方法

学用品給与の方法	・ 給与の対象となる児童・生徒の人員は、被災者名簿と当該学校における学籍簿等と照合し、被害別・学年別に正確に把握するものとする。 ・ 児童・生徒の判定の時点は原則として災害発生の日とする。 ・ 教科書は学年別、学科目別、発行所別に調査集計し購入配分するものとする。 ・ 通学用品、文房具は被害状況別、小中学生別に学用品購入(配分)計画表を作成し、これにより購入配分するものとする。 ・ 給与品目は各人の被災状況、程度等実情に応じ特定の品目に重点を置くこともできるものとする。 ・ 教材は教育委員会に届け出て使用している事実をあらかじめ確認のうえ給与するものとする。
応急教育等の実施事項	・ 市有施設、近接小中学校や県立高校等を一時借用し、教職員を確保して分散授業又は二部授業により、実施する。 ・ 文教施設の応急復旧対策を進める。 ・ 学校給食について別に定める食料供給計画により実施する。

2 応急教育

（1）基本方針

○ 市及び市教育委員会は、学校等に対し、浜松市立小中学校・幼稚園防災対策基準により、災害応急対策及び応急教育に係る指針を示し、対策等の円滑な実施を指導する。また、市は私立の学校に対し、この指針に準じた対策等を実施するよう指導する。

○ 市及び市教育委員会は、応急教育のための施設又は教職員の確保等について必要がある場合は県へ要請する。

○ 学校等は、地域の特性や学校の実態及び大規模な地震が発生した場合に予想される被害状況等を踏まえ、設置者や保護者等と協議・連携して災害応急対策及び応急対策に係るマニュアル (※3) を策定するとともに、対策を実施する。

○ 中学生及び高校生は、教職員の指導監督のもと、学校の施設、設備等の応急復旧整備作業や地域における応急復旧、救援活動等に可能な範囲で協力する。

※3 危機管理マニュアル（災害安全編）

（2）災害応急対策

○ マニュアルの作成及び実施に当たっては、生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別や、学校等の施設の緊急避難場所・避難所指定の有無等を考慮する。

○ マニュアルに定める項目は、次のとおりとする。

- 学校の防災組織と教職員の任務
- 教職員動員計画
- 情報連絡活動
- 生徒等の安全確保のための措置
- その他、各学校が実態に即して実施する対策

（3）応急教育に際しての留意事項

被害状況の把握	・ 生徒等、教職員及び学校等の施設、設備の被害状況を把握する。
施設･設備の確保	・ 学校の施設、設備の応急復旧整備を行い、授業再開に努める。被害の状況により、必要に応じて市又は地域住民等の協力を求める。
教育再開の決定･連絡	・ 生徒等及び教職員の状況並びに学校等の施設･設備等の状況を総合的に勘案して教育再開の時期を決定し、学校の設置者、生徒等及び保護者に連絡する。また、教育活動の再開に当たっては、生徒等の登下校時の安全確保に努める。
教育環境の整備	・ 不足教科書の確保、学校以外の施設を利用した応急教育活動の実施、生徒等の転出入の手続き等、必要に応じた教育環境の整備に努める。
給食業務の再開	・ 施設･設備の安全性等を確認するとともに、食材の確保、物資や給食の配送方法等について協議する。
学校が地域の避難所となる場合の対応	・ 各学校は、避難所に供する施設、設備の安全を確認するとともに、市、関係する自主防災組織と協議･連携して、施設内に設置される避難所運営組織が円滑に機能するよう、避難所運営の支援に努める。 ・ なお、避難所生活が長期化する場合は、応急教育活動と避難所運営との調整について、市と必要な協議を行う。

生徒等の心のケア	・ 生徒等が災害により様々な心の傷を受けることが懸念されるため、学校等は、生徒等の実態を踏まえ、学校の設置者、保護者、校医、スクールカウンセラー、関係医療機関等と協議･連携して、生徒等の心の健康保持あるいは回復を図るための対策を行う。 ・ 各学校は、被災者に対する SNS 等による、差別や偏見、誹謗中傷等の予防に努める。

3 市長の要請と県の実施事項

○ 市長は、市において教育の実施が困難な場合は、知事へ応援の要請を行う。

市長の要請	県の実施
応急教育の実施等への応援	・ 応急教育施設の斡旋確保 ・ 集団移動による応急教育の施設の斡旋及び応急教育の実施指導 ・ 応急教育の指導及び教育施設の復旧指導 ・ 教職員の派遣充当 ・ 学校給食に必要な食料等の調達

4 文化財の応急対策

○ 文化財の所有者又は管理者は、各文化財の状態に応じ、災害に対処して措置を講じる。指定文化財が被災した場合は、市または県に報告する。

○ 静岡県文化財救済ネットワークに参加し、県内各市町教育委員会、文化財保護活用団体等との連携を進め、市内の文化財の被災防止と被災時の保護等に努める。

○国指定等文化財の被害状況照会について、静岡県へ回答する（最終回答先　文化庁）

○地方指定文化財及び未指定文化財等の被害状況について、静岡県へ情報提供する（最終情報提供先　独立行政法人国立文化財機構　文化財防災センター）

第27節　社会福祉計画

【福祉支援部】

○ この計画は、市が被災者に対する生活保護法の適用、生活福祉資金等の貸付を行うとともに、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うほか、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備について定めたものである。

1 実施方法

事業	実施機関／協力機関	内容
義援金の募集･配分	市･県／市社会福祉協議会、市自治会連合会	・ 義援金の募集･配分 災害の程度を考慮して、市及び関係機関で募集･配分委員会を設け協議決定する。 ・ 配分の方針 対象者をり災者名簿により被害状況別、地区別に把握し、原則として被害状況別に一律方式に

		より配分する。
生活相談窓口の開設	市(被害が大きい場合は県と共催)／県、静岡県災害対策士業連絡会、日本司法支援センター静岡地方事務所(法テラス静岡)、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、日本赤十字社静岡県支部、浜松国際交流協会、その他関係機関	・ 相談種目 生活、資金、法律、健康、就職、身上等の相談
一時保護等	市	・ 社会福祉施設の入所者を他施設等へ一時保護のための斡旋を行う。 ・ 臨時保育所の開設の指導及び職員の斡旋を行う。
生活保護の適用	市	・ 被災低所得者に対して生活保護を適用する。
生活福祉資金の貸付け	社会福祉協議会(市、県)／市、県、民生委員・児童委員	・ 被災低所得者に対する生活福祉資金の貸付けを行う。 ・ 貸付額は、生活福祉資金貸付金制度要綱による。
母子父子寡婦福祉資金の貸付け	市／民生委員・児童委員、母子・父子福祉協力員	・ 貸付対象 被災母子・父子・寡婦世帯 ・ 貸付額 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第7条、31条、36条に規定する額
被災身体障がい児者に対する補装具の交付等	市／ ▼児童：民生委員・児童委員 ▼18歳以上：民生委員・児童委員	・ 対象　被災身体障がい児者 ・ 交付等の内容 (1)災害により補装具を亡失又はき損した者に対する修理又は交付 (2)災害により負傷又は疾病にかかった者の更生医療の給付 (3)被災身体障がい児者の更生相談
災害弔慰金等の支給及び 災害援護資金の貸付け	市	支給及び貸付対象 ・ 災害弔慰金 自然災害により死亡した者の遺族 ・ 災害障害見舞金 自然災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた者

		・災害援護資金　被災世帯主 ・支給及び貸付額 災害弔慰金の支給等に関する法律第 3 条、第 8 条、第 10 条の規定に基づき市が条例で定める額
被災者(自立)再建支援金の支給	(財)都道府県会館(県単制度は県)／市	・支給対象 被災者生活再建支援法第 2 条に定める被災世帯 ・支給額 被災者生活再建支援法第 3 条に定める額

第28節　水防計画

【災害対策本部事務局、警備(消火・救出)部、土木復旧部】

○ 水防法及び災害対策基本法の趣旨に基づき、河川、湖沼、海岸の洪水、内水、津波及び高潮による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減するための必要な情報の収集、予警報の伝達、避難、水防資材の整備運用等について定める。

○ 当計画の詳細は別に定める浜松市水防計画書による。

1 水防体制

(1)水防責任等

○ 市は、市区域内における水防を十分に果たすべき責任を有する(※1)。

※1 水防法第 3 条

○ 市長、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、市内に居住する者、又は水防の現場にある者を水防に従事させることができる(※2)。

※2 水防法第 24 条

(2)水害等に対する配備体制等

○ 水害等に対する警戒及び応急対策を行うための組織等は、第 3 節組織・動員計画の規定による。

○ 水防団の組織及び管轄区域は、別に定める(※3)。

※3 水防団の組織と管轄区域/資料編 6-4

○ 水防法第 20 条による水防信号は、第 1 信号から第 4 信号とし、別に定める(※4)。

※4 水防信号/資料編 6-5

2 気象又は水防に関する情報等の伝達

○ 市は、静岡地方気象台等(※5)が発表する気象や津波、水防に関する情報を受けたときは、これに応じた配備体制を整えるとともに、その内容を速やかに水防団、消防団に周知し、必要に応じ住民への広報等を行う。

※5 他に気象庁及び国土交通省浜松河川国道事務所及び静岡県。

○ 気象業務法に基づき、静岡地方気象台は、大雨注意報、大雨警報、大雨特別警報、高潮注意報、高潮警報、高潮特別警報、洪水注意報及び洪水警報を発表し、並びに気象庁は津波注意報、津波警報及び大津波警報を発表する。

3 水位の観測及び通報

○ 本市内の 2 級河川における水防団待機水位(通報水位)及び氾濫注意水位(警戒水位)は、別(※6)に示すとおりである。

※6 水位観測所/資料編 6-6

4 ダム

○ 市内及び近隣のダムは、別に示すとおりである(※7)。

※7 ダム/資料編 6-7

5 水防施設器材

○ 水防施設器材は、別に示すとおりである(※8)。

※8 水防倉庫及び資器材/資料編 14-1

第29節　隣保互助・民間団体活用計画

【災害対策本部事務局】

○ この計画は、被災した地域の応急作業や復旧を市民とともに支援するため、民間団体等に応援協力を要請することを定めるものである。

1 要請の進め方

○ 市長は民間団体の支援・協力を必要と認めたときは、必要な人員、作業の内容、作業場所等の内容を示し、次の団体等に依頼する。

自治会(※1)／自主防災組織(※2)／赤十字奉仕団／大学、専門学校、高校等(※3)／NPO 団体、その他奉仕活動を申し入れたボランティア団体等

○ 市は発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるものとする。

※1 自治会連合会/資料編 13-1
※2 自主防災組織/資料編 13-3
※3 大学及び高校/資料編 13-2

第30節　ボランティア活動支援計画

【災害対策本部事務局、福祉支援部】

○ この計画は、市が被災地の復旧・復興支援において重要な役割を果たす災害ボランティア活動が効果的に行われるよう、ボランティアの自主性を尊重するとともに、災害ボランティアセンターを運営する市社会福祉協議会と連絡を密に行い、可能な限り支援することを定めたものである。

1 役割

○ 市社会福祉協議会は、ボランティア活動に必要な人材、活動資金を確保するとともに、これを運営する。

○ 市は、ボランティアの宿営地に適当な場所、施設の候補をあらかじめ定めるよう努める。

○ 市は、市社会福祉協議会が行う被災者への救援・支援活動等が円滑に行われるよう、必要な情報を提供する。

○ 市及び市社会福祉協議会は、災害ボランティア活動に必要となる拠点を確保するほか、県、NPO、ボランティア等と連携するとともに、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。

○ 市及び市社会福祉協議会は、平時の人材の登録や研修、訓練、災害時におけるボランティアの受入調整等に係る体制を整備する。また、ボランティア活動上の安全確保の周知・啓発を図るとともに、被災者ニーズ等をボランティアに情報提供する方策等について整備を推進する。さらに、災害時において、意見交換を行う情報共有会議を開催するための体制整備を推進する。

2 災害ボランティアセンター等の設置

○ 市社会福祉協議会は、災害時の被災者支援を円滑に行うため、災害ボランティア本部を浜松市福祉交流センターに、また被災状況に応じたきめ細かな支援を行うため、区ごとに区災害ボランティアセンター(※1)を設置する。

○ 本部は市社会福祉協議会が運営し、区の災害ボランティアセンターは、市社会福祉協議会地区センターが中心となり運営する。状況により、区内にボランティアの活動拠点として、区災害ボランティアセンターサテライトを設置する。

3 業務

≪災害ボランティア本部≫

○ 全国社会福祉協議会との調整及び関東ブロック都県・指定都市社会福祉協議会等との災害協定に基づいた連絡調整

○ 関係機関等との調整(※2)

○ 広報(※3)

○ 情報収集(※4)

○ 調査統計(※5)

○ 各種相談、問合せ等窓口(※6)

○ 区災害ボランティアセンターの各種支援(※7)ほか、総務関係業務

≪区災害ボランティアセンター・区災害ボランティアセンターサテライト≫

○ 区災害ボランティアセンターは、ボランティア活動希望者やボランティア派遣希望者の受付け、ボランティアの派遣に係るコーディネート業務等を行う。

○ 区災害ボランティアセンターサテライトは、ボランティア活動従事者の休憩所管理、ボランティア活動に必要な資材管理、活動現場からの情報収集等を行う。

※1 区災害ボランティアセンター活動拠点候補地/資料編13-4
※2 行政、社会福祉協議会、共同募金会、NPO、ボランティア団体等。
※3 災害ボランティアセンター情報の発行、マスコミ対応、ボランティア支援情報提供等。
※4 被災地・被災者、行政、社会福祉協議会、区災害ボランティアセンター等からの情報収集。
※5 ボランティア活動関係(データ、ボランティア活動保険加入者取りまとめ等。
※6 ボランティア、区災害ボランティアセンター等に関する相談、問合せ、苦情等への対応。
※7 備品及び資材補充、人員管理等。

第31節　上下水道災害応急対策計画

【上下水道復旧部】

○ 水道事業者及び下水道管理者は、災害の発生時において、公共上下水道等の構造等を勘案して、速やかに、上下水道等施設の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、上下水道一体となって施設の機能を維持するために必要な応急措置を講じるものとする。

○ 管路施設については、被害の拡大や二次災害の防止のための調査、重要な区間の被害概要を把握し、必要に応じ応急措置を講じる。

○ 各処理場・ポンプ場については、人的被害につながる二次災害の未然防止や薬品、燃料の流出防止等のための元弁の完全閉止等の緊急点検を行う。また、施設の暫定機能確保のための調査など被害状況の概要を把握して、必要に応じ応急措置を講じる。

第32節　　市有施設・設備等の対策

【災害対策本部事務局、警備（消火・救出）部、福祉支援部、物資管理部、土木復旧部、上下水道復旧部】

○ 災害応急対策の遂行上、重要な市有施設・設備等の速やかな機能回復を図るための措置を示す。

1　無線通信施設

○ 災害により基地局用無線機が使用不能となった場合は、携帯無線機などを代用するほか速やかに応急措置を講じ、通信の確保を図る。

2　公共施設等

○ 災害応急活動を実施するうえで重要な市有施設等の可及的速やかな機能回復を図るための措置を示す。

市庁舎等	・ 防災上重要な庁舎(※1)の管理者は、施設及び設備を点検し、防災機関としての機能に支障のないよう応急措置を講じる。
病院施設･診療所	・「本章　第 18 節　医療及び助産計画」に示す。
水道施設	・「本章　第 16 節　給水計画」に示す。
河川施設･漁港施設等	・ 施設の被害状況を確認し、必要に応じ応急措置を講じる。
ため池及び用水路	・ 施設等が決壊又は決壊の危険が生じた場合は、応急措置を講じる。
下水道施設等	・「本章　第 31 節　上下水道災害応急対策計画」に示す。
道路	・「本章　第 25 節　交通応急対策計画」に示す。
廃棄物処理施設	・「本章　第 22 節　廃棄物処理計画」に示す。
工事中の公共施設、建築物、その他	・ 工事を中止し、必要に応じて安全確保のための措置を講じる。
コンピュータ	・ コンピュータ･システムの障害点検を行い、被害状況を把握する。 ・ コンピュータ･システムに障害が生じた場合には、速やかに復旧対策を講じ運用の再開を図る。

※1 本庁、区役所、行政センター、支所、市民サービスセンター、協働センター・ふれあいセンター、学校、消防庁舎、消防署所、保健所等。

第４章　復旧・復興対策計画

第１節　市・防災関係機関の活動

【災害対策本部事務局、都市復興部、土木復旧部、上下水道復旧部】

○ 市は、復旧・復興対策組織を設置し、計画を作成することで、必要な対策を講じる。また、防災関係機関においては、市と調整を図りながら復旧活動を迅速に実施する。

１ 浜松市災害復旧・復興本部

設置	・ 市長は、災害が発生し、災害応急対策に一定の目途が立った後、復旧･復興対策を実施する必要があると認めたときは、浜松市災害復旧･復興本部（以下「復興本部」という。）を設置する。 ・ 復興本部の規模は、災害の規模に応じて別に定める。 ・ 復興本部は市災害対策本部と併設できる。復興本部の運営に当たっては、市災害対策本部が実施する事務との整合性の確保に配慮する。
組織及び使命･事務	・ 復興本部の編成及び運営は、別に定める。 ・ 復興本部が果たすべき事務の主なものは、次のとおりである。 ① 災害復旧･復興計画の策定 ② 災害復旧･復興状況その他復旧･復興対策に必要な情報の収集及び伝達 ③ 県その他防災関係機関に対する災害復旧･復興対策の実施又は支援の要請 ④ 相談窓口等の運営 ⑤ 人心安定上必要な広報 ⑥ その他の災害復旧･復興対策

２ 市災害対策本部との調整

○ 復興本部は、災害応急対策との調整を図りながら、円滑な災害復旧・復興対策を推進するため、必要に応じ、市災害対策本部との連絡調整会議を開催する。

３ 防災会議の開催

（１）復興本部が設置された場合、必要に応じ、浜松市防災会議を開催し、情報の収集、伝達及び復旧・復興対策に係る連絡調整などを行う。

（２）招集される防災会議の委員は、復旧・復興対策の内容に応じて防災会議の会長が必要と判断した範囲とする。

（３）防災会議は、復興本部との調整を図る。

４ 災害復旧・復興対策会議

（１）市長は、復旧・復興対策を協議するため、必要に応じ災害復旧・復興対策会議を設置する。

（２）災害復旧・復興対策会議の構成及び運営は、別に定める。

5 他都市等に対する応援要請

○ 市長は、他都市の応援を得て復旧・復興対策を実施する必要があると認めたときは、他の市町村長とあらかじめ締結した災害時の応援に関する協定に基づき応援を要請する。

6 県警察（浜松市警察部ほか市域を管轄する警察署）

○ 社会秩序を維持するための活動(※1)を行うほか、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるとともに、交通の確保対策(※2)を行う。

7 指定地方行政機関

○ 復旧・復興対策として講じる主要な措置事項は次のとおり

総務省 東海総合通信局	・ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 ・ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況の調査 ・ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与
総務省 中部管区行政評価局（静岡行政監視行政相談センター）	・関係機関との緊密な連携の下、特別行政相談活動（被災者への生活支援情報の提供、専用電話を備えた相談窓口の開設、特別行政相談所の開設）を実施
財務省 東海財務局(※3)	・ 被災者の資金の需要状況等に応じ、適当と認められる機関又は団体と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関、保険会社及び証券会社等に対して、災害関係の融資、預貯金の払戻し、保険金の支払い、預り金の払戻し等の業務に関し適切な措置を講じるよう要請 ・ 地方公共団体において、国有財産（普通財産）を復旧・復興対策の実施の用に供するときは、当該公共団体に対する適切な措置
厚生労働省 静岡労働局(※4)	・ 復旧・復興事業等における労働災害防止対策の強化 ・ 労災保険給付等に関する措置、雇用保険の失業等給付に関する措置 ・ 離職者の早期再就職等の促進（職業相談、雇用維持の要請等）
農林水産省 関東農政局(※5)	・ 食料需給に関する情報収集及び災害時における農林水産省に係る関係機関、団体の被災状況の把握 ・ 農林水産省が所掌する応急食料・物資の支援要請状況の把握及び調達・供給支援 ・ 被災地の食料事情の把握 ・ 農林水産業に関する被害状況の把握
関東森林管理局(※6)	・ 災害復旧用材（国有林材）の供給 ・ 国有林内の山腹崩壊、河道閉塞、林道等の災害の復旧について、工事の可否を検討し必要な調査・設計を行い復旧事業を実施する。
国土交通省 中部地方整備局(※7)	・ 管轄する基盤施設（河川、ダム、道路など）が被災した場合には、被災状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能の向上

※1「共通対策編 第3章 第23節 社会秩序維持計画」及び「地震・津波対策編 第5章 第8節 社会秩序を維持する活動」に準じた活動。

※2「地震・津波対策編 第5章 第9節 交通の確保対策」に準じた活動。

※3 静岡財務事務所

※4 浜松労働基準監督署、浜松公共職業安定所

※5 静岡県拠点

※6 天竜森林管理署

※7 浜松河川国道事務所

	を含めた復興を行うかを迅速に判断し、復旧･復興事業を実施する。 ・ 復旧･復興事業の実施に当たっては、関係機関と調整を図り実施する。 ・ 復旧･復興事業に関する広報を実施する。
国土交通省 中部運輸局(※8)	・ 陸上輸送に関すること ① 緊急輸送の必要があると認める場合は、自動車運送事業者に対する輸送力の確保に関しての措置 ② 県からの要請に対する車両等の調達の斡旋 ・ 海上輸送に関すること ① 県内海上輸送事業者に対する緊急海上輸送の協力要請 ② 県内船舶が使用できない場合の他県に対する支援要請
国土地理院 中部地方測量部	・ 国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の活用を図ること ・ 地理情報システムの活用を図ること ・ 位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施
気象庁 東京管区気象台(※9)	・ 大津波警報、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報（南海トラフ地震に関連する情報を含む。）等の発表又は通報並びに解説
海上保安庁 第三管区海上保安本部(※10)	・ 船舶がふくそうすることが予想される海域において、必要に応じて船舶交通の確認･指導 ・ 広範囲かつ同時に多数の工事関係者により工事が施工される場合は、事故防止に必要な指導
環境省 関東地方環境事務所	・ 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 ・ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 ・ 行政機関等との連絡調整、動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等
環境省 中部地方環境事務所	・ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
防衛省 南関東防衛局(※11)	・ 所管財産使用に関する連絡調整 ・ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整 ・ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援

※8 静岡運輸支局

※9 静岡地方気象台

※10 清水海上保安部

※11 浜松防衛事務所

8 指定公共機関

(独)国立病院機構(※12)	・ 病院における復旧･復興対策の推進
日本赤十字社(※13)	・ 日本赤十字社の義援金の募集･義援金配分委員会への参加 ・ 協力奉仕者の連絡調整

※12 天竜病院

※13 静岡県支部

日本放送協会(※14)	・復旧・復興時の時節に応じた混乱防止、人心の安定及び復旧・復興対策に資するための有効適切な関連番組の編成 ・復旧・復興状況に関する迅速かつ的確な放送の実施 ・生活再建支援策等を広報・PR する番組の的確な放送の実施 ・県外疎開者を対象とした災害関連情報番組の放送の実施
中日本高速道路(株)(※15)	・災害の復旧について、応急復旧工事の終了後速やかに本復旧計画を立て、これを実施することとする。 ・本復旧作業の実施に当たっては、市等関係機関と調整を図りつつ策定し、これを行う。 ・復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。
東海旅客鉄道(株) 日本貨物鉄道(株)	・災害の復旧について、応急復旧工事の終了後速やかに本復旧計画を立て、これを実施することとする。本復旧計画の実施に当たっては、被害原因の調査分析の結果に基づく必要な改良事項を考慮して、その適正を期する。
NTT 西日本(株) (株)NTTドコモ東海支社	・施設が被災した場合、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 ・復旧・復興事業の実施に当たっては、市と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 ・復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。
岩谷産業(株) アストモスエネルギー(株) (株)ジャパンガスエナジー ENEOS グローブ(株) ジクシス(株)	・LP ガスタンクローリー等による LP ガス輸入基地、2 次基地から充填所への LP ガスの配送
日本郵便(株)東海支社(※16)	・被災地あて救助用郵便物の料金免除 ・被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄付金の配分 ・被災者に対する郵便はがき等の無償交付 ・被災者が差し出す郵便物の料金免除 ・可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。
日本通運(株)(※17) 福山通運(株)(※18) 佐川急便(株)(※19) ヤマト運輸(株)(※20) 西濃運輸(株)(※21)	・復旧・復興事業に関連する車両の確保及び運行

※14 静岡放送局

※15 浜松保全・サービスセンター

※16 浜松西郵便局ほか市内の各郵便局

※17 静岡支店
※18 浜松支店
※19 浜松営業所
※20 浜松東若林センター
※21 浜松支店

中部電力(株) 中部電力パワーグリッド(株)(※22)	・ 変電所や配電施設等の設備が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 ・ 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び市と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 ・ 復旧・復興事業の進捗状況や公衆感電防止及び漏電防止に関する広報を実施する。
電源開発(株)(※23) 電源開発送変電ネットワーク(株)	・ 発電所、変電所等が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 ・ 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び市と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 ・ 復旧・復興事業の進捗状況等に関する広報を実施する。
KDDI(株)(※24) ソフトバンク(株)(※25) 楽天モバイル(株)	・ 施設が被災した場合、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 ・ 復旧・復興事業の実施に当たっては、市と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 ・ 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。
(一社)日本建設業連合会(※26) (一社)全国中小建設業協会	・ 公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
(株)イトーヨーカ堂 イオン(株) ユニー(株) (株)セブン-イレブン・ジャパン (株)ローソン (株)ファミリーマート (株)セブン&アイ・ホールディングス	・ 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する

※22 浜松支社、浜北営業所ほか関係事業場。

※23 佐久間電力所ほか市内の各事業所。

※24 中部総支社管理部
※25 名古屋事業所

※26 中部支部

9 指定地方公共機関

土地改良区	・ 管轄する施設(用水路、取水門等)が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 ・ 復旧・復興事業の実施に当たっては、国・県及び市と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者とも調整する。 ・ 復旧・復興事業の進捗状況等に関する広報を実施する。

サーラエナジー(株)(※27)	・ ガス管等の設備が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 ・ 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び市と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 ・ 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。	※27 浜松支社
(一社)静岡県 LP ガス協会(※28)	・ LP ガス等の設備器具が被災した場合は、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 ・ 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び市と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 ・ 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。	※28 西部支部、浜北地区会、浜松北地区会、浜松中地区会、浜松東地区会、浜松南西地区会
遠州鉄道(株) 天竜浜名湖鉄道(株)	・ 鉄道施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 ・ 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び市と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 ・ 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。	
(一社)静岡県トラック協会(※29)	・ 復旧・復興事業に係わる車両の確保及び運行	※29 西部支部、北遠支部
静岡県道路公社	・ 管轄する基盤施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状回復か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 ・ 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び市と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 ・ 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。	
静岡放送(株)(※30) (株)テレビ静岡(※31) (株)静岡朝日テレビ(※32) (株)静岡第一テレビ(※33) 静岡エフエム放送(株)	・ 復旧・復興時の時節に応じた混乱防止、人心の安定及び復旧・復興対策に資するための有効適切な関連番組の編成 ・ 復旧・復興状況に関する迅速かつ的確な放送の実施 ・ 生活再建支援策を広報・PR する番組の的確な放送の実施 ・ 県外疎開者を対象とした災害関連情報番組の放送の実施	※30 浜松総局 ※31 浜松支社 ※32 浜松支局 ※33 浜松支局
(公社)静岡県栄養士会	・ 要配慮者等への食料供給に関する協力 ・ 避難所における健康相談に関する協力	
(一社)静岡県建設業協会他(※34)	・ 公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力	※34 (一社)浜松建設業協会、(一社)天竜建設業協会

10　その他防災関係機関

浜松商工会議所 その他商工業関係団体	・ 管内事業所の復旧支援（金融その他の情報提供）
浜松エフエム放送(株) 浜 松 ケーブルテレビ(株)	・ 復旧･復興時の時節に応じた混乱防止、人心の安定及び復旧･復興対策に資するための有効適切な関連番組の編成 ・ 復旧･復興状況に関する迅速かつ的確な放送の実施 ・ 生活再建支援策を広報･PR する番組の的確な放送の実施
(公財)浜松国際交流協会	・ 復旧･復興状況や生活再建支援策に関する情報の多言語化 ・ 外国人住民に対する広報

第２節　　激甚災害の指定

【災害対策本部事務局】

○ 大規模災害発生後に迅速かつ的確な被害調査を行い、当該被害が法(※1)に基づく激甚災害の指定を受けるための手続きを行う。

○ 市は、被害調査に基づき、当該災害が激甚災害法及び同法に基づく激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助又は被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、政令指定を得るため適切な措置を講じる。

・ 市長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を考慮して被害状況等を調査し、知事に報告する。

・ 市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し県関係部局に提出する。

※1 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(以下「激甚災害法」という。)

第３節　　災害復旧・復興計画の策定

【災害対策本部事務局、物資管理部、都市復興部、土木復旧部、上下水道復旧部】

○ 災害復旧計画は、災害発生後被災した各施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業の対策について定めるものである。

○ 災害復興計画は、単に被災前の姿に戻すことにとどまることなく、総合的かつ長期的な視野に立ち、より安全で快適な空間創造を目指すことについて定めるものである。

○ これらの計画を策定するにあっては、性別が偏ることなく、また障がい者や高齢者、外国人、その他要配慮者などの多様な主体の参画が図られるよう努める。

１ 災害復旧計画の策定

○ 災害復旧計画は、第 3 章災害応急対策計画に基づく応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して、概ね次に掲げる事業計画を作成する。

・ 公共土木施設災害復旧事業計画

・ 農林水産業施設災害復旧事業計画

・ 都市災害復旧事業計画

・ 上下水道災害復旧事業計画
・ 専用水道施設災害復旧事業計画
・ 公共用地災害復旧事業計画
・ 住宅災害復旧事業計画
・ 社会福祉施設災害復旧事業計画
・ 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
・ 学校教育施設災害復旧事業計画
・ 社会教育施設災害復旧事業計画
・ 被災中小企業復興計画
・ その他の災害復旧事業計画

2 災害復興計画の策定

○ 市長は、必要があると認めたときは、復興本部において災害復興計画を策定する。
○ 復興本部には、関係部局長級以上により構成する災害復興計画策定委員会（以下「計画策定委員会」という。）を置き、所管課長級以上で構成する部会を設置する。
○ 市長は、諮問機関として広く市民各層や学識経験者の参画を得て、浜松市災害復興計画審議会を設置する。
○ 市長は、計画策定委員会が策定した計画案を速やかに浜松市災害復興計画審議会に諮問する。
○ 計画は、基本方針（ビジョン）と、都市・農山漁村復興、住宅復興、産業復興等からなる分野別により構成する。
○ 計画の策定に当たっては、本市の総合計画等との調整を図る。
○ 計画策定後は、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ速やかに公表するとともに、臨時刊行物等の配布やインターネットを通じて市民に周知し、被災地の復興を推進する。
○ 計画策定に当たっては、国や県等と調整を行う。

第４節　　復興財源の確保

【災害対策本部事務局】

1 予算の編成

基本方針	・ 復旧･復興事業を迅速に実施するため、予算の執行方針、編成方針等を定める。
財政需要見込額の算定	・ 被災状況調査を基に、次の財政需要見込額を算定する。 ① 復旧･復興事業 ② 災害復興基金への出捐金及び貸付金 ③ その他

2 復興財源の確保

基本方針	・ 災害後の復旧･復興対策実施のための事業費は莫大になることが予想され、災害の影響による税収の落ち込み、財政状況の悪化が懸念される。復旧･復興対策を迅速かつ的確に実施していくため、財源確保に関する適切な措置を講じる。
国、県への要望	・ 復旧･復興対策実施に係る財政需要に対応するため、財源確保に関する特例措置、宝くじ発行等について被災自治体が連携して国、県に要望する。
地方債の発行	・ 復旧･復興対策に係る膨大な財政需要と大幅な税収減に対応するため、国等と調整を図りながら次の措置を講じ、財源を確保する。 ① 災害復旧事業債 ② 歳入欠かん債 ③ その他
その他の財源確保策	・ 復興を目的とした公営競技等の開催による復興財源の確保を検討する。

第５節　　復興基金の設立

【災害対策本部事務局】

○ 市長は、復旧･復興対策を円滑に実施するため、県の復興基金の設立に協力する。

○ 市長は、基金の運用に関して、県と所要の調整を図る。

第６節　　基盤施設の復旧

【物資管理部、都市復興部、土木復旧部、上下水道復旧部】

○ 被災者の一日も早い復興のためには、これらの活動を支える基盤施設（河川･道路･農業用施設など公共施設等）の迅速な復旧が必要不可欠であり、関連する他の基盤施設の被災状況･応急復旧状況、既存の計画、都市･農山漁村復興計画の動向等を踏まえ、関連する部署や他機関との調整を図った上で、迅速かつ計画的な復旧計画を策定する。

○ 基盤施設の管理者は、災害による地域の社会経済活動の低下を最小限にとどめるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図る。

1 復旧計画の策定

市	・ 各基盤施設の管理者は、施設の円滑な復旧のための措置を講じるため、被害について調査し、県へ報告する。 ・ 各基盤施設の管理者は、被害の状況、地区の特性等を勘案しながら、県の復旧計画と整合を図り、必要に応じ災害防止の観点も踏まえた復旧計画を作成する。

防災関係機関	・ 管理施設の円滑な復旧のための処置を講じるため、その被害について調査する。 ・ 被害の状況、地域の特性等を勘案しながら、必要に応じ関係機関と調整を図り、復旧計画を作成する。

２ 基盤施設の復旧

市	・ 復旧計画に基づき、国、県及び防災関係機関と調整の上、迅速かつ円滑な復旧を図る。 ・ 基盤施設の管理者は、復旧完了予定時期の明示に努める。 ・ 平時より地籍調査を実施し、被災後の円滑な復旧･復興事業の基礎資料を整備する。
防災関係機関	・ 復旧計画に基づき、必要に応じて関係機関と調整し、迅速かつ円滑な復旧を図る。 ・ 復旧完了予定時期の明示に努める。

第７節　都市・農山漁村の復興

【物資管理部、都市復興部】

１ 都市・農山漁村復興計画の策定

（１）基本方針

○ 被災者の生活確保及び生活再建のために、これらの活動を支える基盤施設の迅速な復興が必要不可欠であり、地域としての面的な被災状況や関連する他の基盤施設の被災状況、応急復旧状況、既存の計画、復旧計画等を踏まえ、必要に応じ新設を含む既存基盤施設の見直しを行い、都市・農山漁村復興計画を策定する。

○ 都市計画区域内の市街地、農山漁村が被災した場合、都市機能の向上が必要と判断した区域については、災害に強く健全な市街地の形成を図るため都市復興基本計画を策定し、その計画に基づき市街地を復興する。

○ 都市計画区域内外の農山漁村が被災した場合、居住環境の向上等を図る必要がある区域については、災害に強く健全な居住環境等の形成を図るため、単なる原状復旧ではなく復興を計画的に実施する。

（２）都市・農山漁村復興計画の策定

○ 復興本部に設置される計画策定委員会に、都市・農山漁村復興計画部会を設置し、都市・農山漁村の復興方針を定め、都市復興基本計画及び集落復興基本計画からなる都市・農山漁村復興計画を策定する。

２ 都市の復興

被害状況の把握	・ 市は、各機関と協力し被害状況調査を行い、県に報告する。
都市復興方針の策定	・ 市は、都市復興に向けての基本姿勢を示し、被災状況にあった都市復興方針を策定する。

緊急復興地区の検討･決定	・ 市は、被災状況を踏まえ、また県と連絡調整を図り、緊急復興地区の決定を行う。
建築制限の実施(※1)	・ 市は、必要に応じ緊急復興地区を対象に建築基準法第 84 条による建築制限区域を指定する。 ・ 必要に応じ建築制限期間を延長する。
被災市街地復興推進地域の都市計画案の作成	・ 緊急復興地区を対象に、被災市街地復興推進地域の都市計画案を作成し、都市計画決定を行う。
都市復興基本計画の策定	・ 県の都市復興基本計画及び浜松市防災都市づくり計画（共通編･事前復興編）を踏まえ、また県と連絡調整を図り、復興の目標、土地利用方針、都市施設の整備方針、市街地復興基本方針等を示した都市復興基本計画を策定する。
復興都市計画案等の作成及び事業実施	・ 緊急復興地区を含む被災地域全域について、実施する事業制度、活用する補助事業等を検討する。 ・ 都市計画事業を実施する場合には、都市計画案の作成･決定を行い、事業を実施する。
復興まちづくり支援事業の実施	・ 住民主体の復興まちづくりを行うために、応急危険度判定士の中から建築復興アドバイザーを養成し、住民組織やまちづくり活動への支援、助成等を行う。

※1 建築基準法第 84 条による。

3 農山漁村の復興（主に都市計画区域外）

被害状況の把握	・ 市は、各機関と協力し被害状況調査を行い、県に報告する。
集落復興基本計画の作成	・ 市は、県の復興基本方針を踏まえ、また、県と連絡調整を図り、復興の目標、土地利用方針等を定めた集落復興基本計画を作成する。
被災市街地復興推進地域の都市計画案の作成	・ 都市計画区域に編入した地区について、被害が甚大で緊急に面的整備が必要と判断される区域を対象に被災市街地復興推進地域の都市計画の作成･決定を行う。
復興都市計画案等の作成及び実施	・ 都市計画区域に編入した地区について、実施する事業制度等を検討する。都市計画事業等を実施する場合には、都市計画の作成･決定を行い、事業を実施する。
集落復興計画案の作成及び実施	・ 土木、農業、林業、漁業関係等の基盤整備事業を活用し復興を行うとした地区については、活用する事業制度等を検討し集落復興計画を作成し、実施する。
集落復興支援事業の実施	・ 住民主体の集落復興を行うために、応急危険度判定士の中から建築復興アドバイザーを養成し、住民組織やまちづくり活動への支援、助成等を行う。

第８節　　被災者の生活再建支援

【災害対策本部事務局、保健医療調整本部、福祉支援部、物資管理部、家屋調査部、都市復興部】

○ 被災者が新たな生活への意欲を持つことに重点を置き、市民生活の安定を図るための施策を講じるとともに、自力による生活再建を支援する。

１ 災害弔慰金等の支給

基本方針	・ 災害により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を、精神又は身体に著しい障がいを受けた者に対し災害障害見舞金を支給する。
支給対象者の把握	・「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、災害弔慰金と災害障害見舞金の支給対象者を把握する。
支給方法の決定及び支給	・ 災害弔慰金と災害障害見舞金の支給方法を定め支給する(※1)。

※1 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく。

２ 被災者の経済的再建支援

基本方針	・ 被災者が災害による痛手から速やかに再起し、生活の安定を回復するため、金銭の支給、資金の融資等の経済支援を行う。
市	・「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、必要があると認めるときは、被災者台帳を作成するとともに、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の取組を行う。 　また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、「総合相談窓口」、「地域支え合いセンター」等の開設等、相談や見守りの機会を提供する。 　被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を積極的に活用するよう努めるものとする。 【県への報告】 ・ 死亡者数 ・ 負傷者数 ・ 全壊、大規模半壊、半壊住宅数　等 【被災者台帳】 ・ 氏名、生年月日、性別 ・ 住所又は居所 ・ 住家の被害その他市町長が定める種類の被害の状況 ・ 援護の実施の状況 ・ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由　等 ・ り災証明書発行窓口を設置し、被災者から申請があったときは被災認定調査結果を基に、り災証明書を発行する。

	・ 被害認定調査の再調査等の窓口を設置し、再調査等の依頼に対応する。 ・ 被災世帯を対象に災害援護資金の貸付けを行う(※2)。 ・ 被災者生活再建支援金の申請受付等について、被災者に対する制度の説明、必要書類の発行、被災者からの申請書類の確認等、必要な業務を行う。 ・ 市への義援金を受け付けるために、受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設する。 ・ 市税の減免及び徴収猶予、申告等の期限の延長等の適切な措置を行う(※3)。 ・ 国、県に対し、国税・県税の減免や徴収猶予、社会保険関係の特例措置の実施等を要望する。
社会福祉協議会	・ 生活福祉資金の災害援護資金の貸付けを、被災世帯を対象に実施する。
義援金募集・配分委員会	・ 義援金の統一的配分基準を設け、1 次・2 次配分など多段階に義援金を配分する。 ・ 義援金が公正かつ適正に配分されたことを被災者に示すため、配分状況を公表し、義援金の処理に関する監査を行う。

※2 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく。

※3 地方税法及び浜松市税条例に基づく。

3 恒久住宅対策

基本方針	・ 被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅については、被災者による自力再建を基本とした支援を行うとともに、公的住宅の供給を行う。
住宅復興計画の策定	・ 住宅復興計画部会(※4)を設置し、住宅復興方針等を定めた浜松市住宅復興計画を策定する。 ・ 策定に当たっては県の住宅復興計画を踏まえるとともに、県と連絡調整を行う。
住宅再建支援	・ 被災者の自力再建に関する経済的負担を軽減するため、住宅再建に関する融資の利用者に対し、必要に応じ利子補給等を実施する。
民間賃貸住宅の供給促進	・ 民間賃貸住宅の供給を促進するため、建替えや新規整備を行う事業者に対し、必要に応じ利子補給等を実施する。
災害復興公営住宅に関する協議	・ 災害復興公営住宅の建設に関する役割分担について県と協議する。
住宅に関する情報提供	・ 相談窓口等において、自力再建支援及び公的住宅の入居に関する情報等を提供する。

※4 策定委員会の一部会。

4 雇用対策

基本方針	・ 公共職業安定所等と連携して、雇用状況を把握し、被災者の経済的な生活基盤を確保するため雇用維持対策を実施するとともに、災害により離職を余儀なくされた被災者の生活再建を図るため、再就職支援策を実施する。
事業者支援の実施	・ 市内の事業主や業界団体等に対し、雇用の維持を要請するとともに、雇用調整助成金制度の内容等を事業主に迅速に周知し、制度の積極的な活用を促す。
離職者への生活支援の実施	・ 雇用保険給付対象者の拡大、給付日数の延長、手続きの弾力的措置の実施等を国に要望する。
再就職の支援制度の周知	・ 離職者の再就職を促進させるため、各制度の周知及び活用を促す。 ① 職業訓練、能力開発等制度の PR ② 雇用開発助成金制度の活用の推進 ③ 合同就職説明会等の開催

5 要配慮者の支援

基本方針	・ 要配慮者は、災害による生活環境の変化等に対応することが一般の被災者よりも困難であることから、速やかに安定した生活を回復できるよう積極的な支援を行う。また、生活環境の変化や心理的不安等の理由から、身体的及び精神的変調をきたした被災者が、災害から早期に立ち直れるよう、精神的支援策を実施する。
被災状況の把握	・「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、情報が不足している地域には補足調査を行う。 ・ 要配慮者の被災状況及び生活実態 ・ 被災地内外の社会福祉施設の被災状況及び再開状況
一時入所の実施	・ 災害により新たに社会福祉施設への入所が必要となった者に対する支援を実施する。
福祉サービスの実施	・ 福祉サービスを提供している市施設を対象に、人員確保や必要となる設備の導入を図る。 ・ 緊急通報システムの整備、巡回の実施といった在宅福祉サービスの実施を図る。 ・ 被災児童等については、学校巡回相談等を実施する。
メンタルヘルスケアの実施	・ 精神相談窓口を設置するとともに、巡回相談を実施し、被災住民に対する相談体制を整える。
健康管理の実施	・ 応急住宅に居住する被災住民に対する健康支援を行う。 ・ 健康や栄養、口腔に関する相談等を実施する。

6 生活再建支援策等の広報

基本方針	・ 被災直後の応急復旧期から復興期にかけて、生活再建関連施策に関する情報提供ニーズは継続的に生じる。このため被災者の一日も早い生活再建を促進するよう、必要な支援施策等の情報提供を積極的に行う。
生活再建支援施策等の広報の実施	・ ラジオ、テレビ等のマスメディア、インターネット、「広報はままつ」等、市の広報媒体を用い、次のような生活情報等を整理し、広報する。 ① 各種相談窓口の情報 ② 災害弔慰金の支給等に関する情報 ③ 災害公営住宅等への入居や住宅再建支援策等に関する情報 ④ 被災者(自立)生活再建支援金に関する情報 ⑤ ボランティアに関する情報 ⑥ 雇用に関する情報 ⑦ 融資･助成情報 ⑧ 義援金の募集等 ⑨ その他生活情報等
外国人への広報	・ 市は、(公財)浜松国際交流協会等と連携し、多言語の情報を提供するように努める。
県外疎開者への広報の実施	・ 全国紙や全国版のテレビ･ラジオやインターネット、県外の地方公共団体の広報紙等を活用し、県外疎開者に対し災害関連情報を提供する。

7 相談窓口等の設置

基本方針	・ 被災者が、速やかに安全で安心できる生活を送られるよう、様々な問題解決への助言や情報提供等の各種生活相談を実施する総合的な相談窓口等を設置する。
相談窓口等の開設	・ 相談ニーズに応じ相談窓口等を設置するとともに、相談担当職員等を配置する。 ・ 相談窓口の設置に当たり、必要に応じ県に対して相談員の派遣を要請する。
相談窓口等の業務の遂行	・ 電話や面接等により、必要とされる情報を的確に提供し、様々な生活相談に対応する。 ・ 県と十分な連携を図り、相談体制の一層の充実を図る。

第９節　　地域経済復興支援

【災害対策本部事務局、物資管理部】

○ 被災地域の活性化を図り、市内に活力ある経済社会を実現するため、総合的できめ細やかな経済支援策を実施する。

１ 産業復興計画の策定

基本方針	・ 経済復興を迅速に行うため、県、市及び民間が密接に連携し、各々の役割分担を着実に実施するため、産業復興方針等を定めた産業復興計画を策定する。
産業復興計画の策定	・ 復興本部に設置される計画策定委員会に産業復興計画部会を設置し、産業復興方針等を定めた産業復興計画を策定する。 ・ 産業復興計画には、以下 2 から 4 の支援策を盛り込むこととする。

２ 中小企業を対象とした支援

基本方針	・ 被災した中小企業の自立再建を図るため、中小企業を対象とした事業の場の確保及び資金の調達に関する支援等を実施する。
中小企業の被災状況の把握	・ 各機関と協力し、中小企業の被災状況調査を行い、県へ報告する。 ・ 被災した事業者に対し、被災証明書を発行する。
支援制度、施策の内容の周知	・ 中小企業を対象とした支援制度、施策の内容を商工団体･業界団体等を通じ、県と連携し周知する。 ・ 次の施策を必要に応じ実施する。 ① 相談所の設置 ② 電話相談の実施 ③ パンフレットの作成･配布
資金需用の把握	・ 中小企業の被災状況を基に、再建資金等の需用を把握する。
事業の場の確保	・ 中小企業の事業の場を確保するため、必要に応じ、共同仮設工場、店舗等の建設等の支援策を実施する。
金融面の支援	・ 中小企業の経営基盤等の復旧･復興を支援するため、被災中小企業に対する災害復旧に係る融資を実施する。 ・ 融資を円滑に実施するため、県及び信用保証協会に対し協力を求める。
金融機関への協力の要請	・ 中小企業を対象とする資金貸付手続きの簡易･迅速化、既借入金の償還条件の緩和、貸付金利の低減等の特例措置を、信用保証協会や金融機関等に要請する。
国、県への要請	・ 特例措置(※1)及び政府系金融機関による災害特別融資枠の確保等を、県を通じて国に要請する。

※1 中小企業信用保険法による特例措置。

3 農林漁業者を対象とした支援

基本方針	・ 被災した農林漁業関連施設の迅速な災害復旧を図るとともに、経営、生活の維持･安定確保ため、農林漁業者を対象とした支援を実施する。
農林漁業者の被災状況の把握	・ 農林漁業協同組合等の機関と協力し、農林漁業者の被災状況調査を行い、県に報告する。
支援制度、施策の内容の周知	・ 協同組合等を通じ、農林漁業者を対象とした支援制度、施策の内容を県と連携し周知する。 ・ 次の施策を必要に応じ実施する。 ① 相談所の設置 ② 電話相談の実施 ③ パンフレットの作成･配布
天災融資法(※2)に関する措置	・ 地域指定を受けるため、必要な措置を講じる。
金融機関への協力の要請	・ 資金貸付手続きの簡易･迅速化、既借入金の償還条件の緩和、貸付金利の低減等の農林漁業者を対象とした特例措置を、農林漁業金融公庫、融資機関等に要請する。

※2 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法。

4 地域全体に影響を及ぼす支援

基本方針	・ 地域経済の復興を迅速に軌道に乗せるのみならず、地域をより発展させるため、県や関係団体等と連携して、地域全体に好影響を及ぼす支援策を実施する。
イベント、商談会等の実施	・ 地域全体の経済活動を活性化させるため、必要な施策を検討、実施する。

第10節　風評被害の影響の軽減

【物資管理部】

○ 市は、災害時における地理的な誤認識や消費者の過剰反応等による風評被害を防ぐため、正確な被害情報等を収集し、正しい情報を迅速かつ的確に提供する。

○ 市は、県と協力して科学的な知見に基づく客観的な根拠を示すデータ収集や事実を証明する検査などを実施し、数値や指数を用いた広報を実施する。

○ 必要に応じて、本部長（市長）等は安全宣言を行うほか、安全性を PR する広報を行うなど、風評被害の拡大防止に努める。

○ 市は、国や県、関係機関・団体等と連携し、市内産物の販売促進や観光客等の誘客を阻害する内容に対し積極的な風評被害対策を講じる。また、迅速な対策を講じることができるよう、平時から関係機関・団体との連携構築等を図る。

風 水 害 等 対 策 編

第１章　災害予防計画

第１節　計画の目的

【災害対策本部事務局】

○ 災害の予防計画は、災害の発生を未然に防止するとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある時（以下「災害時」という。）における被害の軽減を図るための施設・設備の整備を進めるなど、万一に備える方針を明らかにする。

○ 市は、治水、防災、まちづくり、建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討する。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努める。また、前述の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努める。

○ 市は、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずる。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、市が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討する。

○ 市は、浜松市都市計画マスタープランによる都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進に当たっては、浜松市立地適正化計画に、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定する。また、浜松市立地適正化計画における防災指針として位置付けた浜松市防災都市づくり計画に基づき、ハード・ソフト対策や自助・共助・公助を適切に組み合わせた取組みの推進に努める。

○ 市は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、都市的土地利用の誘導を検討するに当たっては、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価のほか、その地域の状況や地域でとり得る防災・減災対策を幅広く考慮して総合的に判断することとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努める。

○ 建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。

○ ここに定めのない事項については、「共通対策編　第２章　災害予防計画」及び「浜松市水防計画書」による。

第２節　道路・橋梁・鉄道計画

【土木部】

１ 道路・橋梁

○ 国・市管理道路の防災対策として、交通危険個所の解消を図るため災害防除事業等を実施するとともに、日常的に道路パトロールを実施し、事前交通規制の実施など災害の未

然防止に努め、また災害が発生した場合は、早急に交通確保のため応急処置を実施する。

○ 道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるものとする。

○ 道路管理者は、アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、道路の途絶による被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進するものとする。

2 鉄道

○ 東海旅客鉄道(株)は、新幹線における重要施設の浸水被害軽減のため、必要な対策を講ずるものとする。

○ 遠州鉄道(株)は、鉄道線における重要施設の浸水被害が想定される箇所において必要な対策を講ずるものとする。

○ 天竜浜名湖鉄道(株)は、路線沿線における危険箇所を把握するとともに、被害が懸念される箇所において必要な対策を講ずるものとする。

第３節　治水計画

【産業部、土木部、上下水道部】

1 河川の整備

（1）河川の現況

○ 市内の主要河川・水路の概況(※1)は、次のとおりであり、これらには、排水機場など(※2)が設置されている。

区　分		流路延長	流域面積
一級河川	天竜川など 41 河川	385,470m	2,956.54km^2
二級河川	馬込川など 29 河川	190,790m	1,034.17km^2
準用河川	曳馬川など 66 河川	175,295m	179.215km^2
計	136 河川	751,555m	4,169.925km^2

※1 河川･水路の概況/資料編12-1
※2 ポンプ場･排水機場の概況/資料編12-2、水門･ため池の概況/資料編12-3

○ 平野部は、水田や畑として利用されており、水路が多数あるが、台地では自然環境、土地利用の状況から河川・水路が少ない。

○ 一方、市中心部は雨水を取り入れる公共下水道である合流管が付設され、また都市下水路の整備が進んでいるが、宅地開発に伴う雨水の流出増加や主要河川の整備が十分に整っていないことから、集中した降雨時には水害の発生が懸念される。

○ 一級河川天竜川は県下最大の河川であり、中山間地の地質は脆弱で崩壊地が多いことに加え、地形が急峻なため、土砂生産が活発な河川である。上流部及び一雲済川や安間川などの各支川は、流下断面不足等のため相当の降雨量により溢水や低地の浸水のおそれがある。

○ 二級河川都田川は浜名湖に流入し、今切口から遠州灘へと注ぐ県内最大の流域面積を有する河川である。昭和 49 年七夕豪雨では、堤防が決壊し甚大な被害を生じた。支川の井伊谷川では、地形的狭さく部の上流に位置する浜名区引佐町において溢水による浸水被害が発生している。

○ その他の流域でも都市化の進展により水田等が減少し、雨水の流出増加に伴い、浸水被害が発生している。

（2）整備計画

河川整備	・ 市内の河川･水路系統は、天竜川水系、都田川水系及び馬込川水系に大別される。一級河川天竜川（長さ 95km）は、上流域では急峻な地形と相まって台風･集中豪雨等には、過去幾度かの洪水による被害が発生している。 ・ 一方、天竜川の下流部は築堤河川であり、すでに完成しているが、洪水を安全に流下させるには継続した対策が必要である。 ・ 一、二級河川については、国又は県が策定する河川整備計画を基に、積極的な改修を促進するとともに、準用河川、普通河川及び排水ポンプ場の改修や係留施設の整備を計画的に推進する。 ① 天竜川の改修促進（国管理） 天竜川下流部は、すでに築堤が完成しているが、計画規模の洪水に対する整備は未だ不十分である。本市内に関係する重要水防箇所(※3)について、今後なお一層の整備が必要である。 ② 天竜川ダム再編事業の促進 天竜川中下流部の洪水防御を図るため、利水専用の佐久間ダムに新たに治水機能を確保するとともに、土砂移動の連続性を図る天竜川ダム再編事業を促進する。 ③ 一、二級河川（県、市管理）の改修促進 本市域の県管理一級河川は 40 河川、延長 290km、二級河川は県管理 24 河川、市管理 5 河川、延長約 191km で、いずれも排水の根幹をなす重要河川(※4)であり、改修を促進する。 ④ 準用河川の改修推進 本市は準用河川 66 河川、延長 175km の河川を管理しているが、市街地の進展に伴い、雨水の流出量が増加し、台風･大雨時に浸水･溢水被害が発生している。このため、市街地周辺の中小河川について、河道整備、局部改良の整備を推進し、浸水被害の軽減に努める。また、建設から年数を経ている河川堤防等については巡回調査を行い、災害時も考慮した各種の改修を進める。
流域の治水対策	・ 一、二級河川の整備計画と整合した河川改修を進めるとともに、排水路改修、ポンプ場や雨水調整池の整備等の流域の治水対策を推進する。 ・ 近年浸水被害が多発している地域は、浜松市総合雨水対策計画(※5)に基づき、災害防止、治水対策を推進する。 ① 内水排除対策 **＜自然排水＞** 排水路、水門等の系統的な整備を促進する。

※3 天竜川重要水防箇所/資料編 4-2

※4 県管理区間重要水防箇所/資料編 4-3

※5 重点対策エリアの位置図/資料編 6-8

	＜ポンプ排水＞ 常に排水能力を維持するため、適切な維持管理を実施する。また、年々老朽化する施設を公共施設長寿命化基本方針により、長寿命化計画を策定し、更新時期の集中を避ける。 ② 雨水流出抑制 土地利用については、雨水の調整指導のほか、流域内に雨水貯留や浸透施設の設置又は普及を図り、治水安全度の向上に努める。 ③ 浸水想定区域の周知 市は、天竜川や安間川など浸水想定区域が示されている河川において、浸水想定区域ごとに、避難場所など避難のために必要な事項を地図に記載した(※6)洪水ハザードマップ(※7)の配付等を通して、市民への周知を図る。

※6 浸水想定区域内の地下街等/資料編 4-12
※7 ハザードマップ/資料編 23-1

（3）下水道整備計画

○ 本市の下水道事業は、昭和 34 年に旧市街地の浸水解消を当面の目標として事業に着手し、現在 10 箇所の終末処理場及び 4 箇所の農業集落排水施設(※8)を運転している。

○ 汚水処理のほか、浜松市総合雨水対策計画に基づく浸水対策に積極的に取り組んでいる。

※8 下水道終末処理場/解説・運用編 17-1

（4）農地保全計画

○ 農地の災害発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、併せて土地の保全に資するため、農地防災事業及びかんがい排水事業の推進を図る。

（5）海岸保全計画

○ 浜松海岸の侵食は、昭和 35 年頃から始まり、47 年頃までの汀線後退は 200～300m にも達した。後背地には公共施設、住宅団地等があり、海岸保全対策は重要な課題となった。

○ このため、昭和 35 年度より静岡県による局部改修事業が始められ、その後も建設省において昭和 46 年度までに海岸堤防(2,184m)を施工し、昭和 47 年度からは侵食対策として離岸堤の設置(6 基)等を行い、平成 2 年度に完了した。

○ 今後は、国による天竜川ダム再編事業、県の海岸侵食対策事業の早期促進を強く要望するとともに、汀線の変化等を注意深く見守り、養浜等による海岸保全を促進する。

（6）港湾・漁港整備計画

○ 舞阪漁港は、県の漁港漁場整備長期計画に基づき整備が進められてきた。今後も整備を進め、漁港施設の安全性確保に努める。

（7）高潮、高波、津波等予防計画

○ 高潮、高波、津波等による災害の未然防止と軽減を図るため、国、県と協力して港湾、護岸等を整備するとともに、危険区域の実態を把握し、予防措置を講じるよう検討し、被害防止に努める。

○ 遠州灘海岸や浜名湖に面している区域は、これまでも台風による高潮、高波、地震による津波の被害を受け、今後も被害を受けることが予想されるため、遠州灘海岸、浜名湖護岸の保全施設の補強整備を促進する。

2 ダムの管理

○ ダム施設管理者は、ダムの洪水の発生等を防ぐため、洪水時の対策、通知・通報の方法、ダムの放流に関するダム管理を実施する。

○ 河川管理者は、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、「ダム洪水調節機能協議会」等を組織し、利水ダム等の事前放流の取組を推進するものとする。

3 連携体制の構築

○ 水災については、国土交通省、県及び市町等が組織する洪水氾濫による被害を防止・軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等の既存の枠組みを活用し、国、県、市、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための、密接な連携体制を構築するとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時における具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

第４節　土砂災害防除計画

【災害対策本部事務局、消防局、都市整備部、土木部、区本部】

○ 土砂災害警戒区域等の災害の危険が予想される箇所を把握し、住民の早期避難等を促進するため、土砂災害防止法に基づく区域指定、防災情報の提供などソフト対策を実施するとともに、崩壊防止施設や砂防堰堤など土砂災害対策施設の整備などのハード対策を組み合わせ総合的な土砂災害対策を推進する。

1 現況・課題

○ 土砂災害は、一定の降雨量に達した時に必ず発生するものではなく、事前に発生を予測することは極めて難しいため、土砂災害に対する予防対策として、崩壊防止施設の設置や避難体制の整備、危険箇所からの移転等を進める。

○ 本市は、山地や丘陵地及びこれらに接近した住宅も極めて多いため、平時から土砂災害による危険性を周知するなどの啓発指導に努める。

2 土砂災害対策（ハード対策）に係る各種の区域指定

土砂災害警戒区域（土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊）（※1）	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害（河道閉塞による湛水を発生原因とするものを除く。）を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として政令で定める基準に該当するもの
砂防指定地（※2）	下流域への土砂の流出を未然に防ぐための砂防設備を設置したり、治水上砂防のための一定の行為を禁止又は制限すべき土地

※1 土砂災害防止法第７条/県知事による指定

※2 砂防法第２条/国土交通大臣による指定

急傾斜地崩壊危険区域 (※3)、(※4)	崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、崩壊の助長又は誘発を防ぐため一定の行為を制限すべき土地
地すべり等防止区域 (※5)、(※6)	地すべり区域(地すべりしている区域又は地すべりするおそれのきわめて大きい区域)及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発するおそれのきわめて大きいものであって、公共の利益に密接な関連を有するもの

※3 急傾斜地崩壊危険区域の指定状況/資料編 4-6
※4 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条/県知事による指定
※5 地すべり防止区域の指定状況/資料編 4-7
※6 地すべり等防止法第 3 条/国土交通大臣又は農林水産大臣による指定

3 土砂災害のハード対策

○ 県により急傾斜地崩壊危険区域に指定された場合には、県及び市は法に基づき急傾斜地崩壊防止施設の整備を図るものとする。

4 土砂災害のソフト対策

○ 県により土砂災害警戒区域に指定された場合(※7)には、市は法に基づき警戒避難体制の整備を図るものとする。また、指定される見込みがある区域についても警戒避難体制の整備を図るよう努める。

○ 土砂災害警戒区域内に、要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者(※8)が利用する施設をいう。以下同じ。)であって、急傾斜地の崩落等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、その施設名称及び所在地を別に定める(※9)。また、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める(※10)。

○ 重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、国又は県から市に対し、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報が提供されるため、市は関係機関と協力し、適切に対応する。

非常配備体制 (※11)	・ 気象予報・警報や降雨量、急な出水など、区域内の異常な現象等の情報をもとに、事前配備体制又は災害対策本部体制をとる。 **＜情報の収集＞** ① 危険区域を管轄する区役所及び行政センターのほか、引佐、三ヶ日、春野、佐久間、水窪、龍山の支所(以下、これらを「支所」という。)、消防署及び消防団によるパトロール隊を派遣し、次の情報を収集する。 ・ 危険区域及びその付近における降雨量 ・ 危険区域内の災害のおそれのある異常現象(※12) ・ 住民及び滞在者の数等 ② 危険箇所周辺の局所的な降雨状況を把握し、土砂災害の予測のため、インターネットで公表される以下の情報の把握に努める。 ・ リアルタイムの防災気象情報(気象注意報・警報・特別警報、雨量に関する情報) ・ 静岡県土砂災害警戒情報補足情報システム

※7 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定状況/資料編 4-8
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
※8 高齢者、障害者、乳幼児等
※9 要配慮者利用施設一覧表(浸水想定区域・土砂災害(特別)警戒区域内施設)/資料編 4-13
※10 「共通対策編第 3 章 第 3 節 組織・動員計画」による。

※11 災害時の配備体制とその基準/解説・運用編 2-1

※12 急傾斜地の地表水、湧水亀裂、竹木等の傾斜，人家等の破損等。

	・ 気象庁土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布） ・ 静岡県土木総合防災情報インターネット公開サービス（通称サイポスレーダー） ・ 浜松市土木防災情報システム ・ 土石流の発生を検知するワイヤーセンサー ・ 地すべりの移動を把握する伸縮計 **＜情報の伝達＞** ・ 別に定める方法(※13)により、気象警報・注意報、雨量、避難指示等を住民や報道等の関係機関に伝える。
警戒又は避難を行うべき基準の設定	・ 警戒又は避難を行うべき基準は、土砂災害警戒情報等を参考にあらかじめ定めておき、迅速かつ的確な避難ができるよう、別に定める基準(※14)に基づき避難指示等を発令する。 ・ このほか、「地面やがけに亀裂ができる、斜面から水が吹き出す、地鳴りがする」等の土砂災害の前兆となる現象が生じている場合、自主的に警戒避難を行うことを住民に周知する。
要配慮者利用施設の所有者等に対する指示等	・ 土砂災害警戒区域内に位置し、その名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために緊急避難場所までの避難路等を記載した避難確保計画を作成し、必要な訓練を実施しなければならない。なお、当該計画を作成したときは、遅滞なく、市長に報告しなければならない。計画を変更したときも同様とする。報告を受けた市長は、要配慮者利用施設所有者または管理者に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。 ・ 市長は、要配慮者利用施設所有者又は管理者が、上記計画を作成していない場合は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。 ・ 市長は、上記指示を受けたにも関わらず、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。 ・ 市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。
防災知識の普及・防災訓練	・ 土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害が発生するおそれがある場合における避難施設、その他の避難場所、その他の避難経路に関する事項、その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知するために、これらの事項を住民と協力して記載したハザードマップ等の作製・配付など必要な措置を講じる。

※13「共通対策編第3章 第3節 組織・動員計画」による。

※14「共通対策編第2章 第6節 住民の避難体制」による。

	・ 講演会、講習会、見学会等を開催し、土砂災害警戒区域等の周辺の住民に対し防災知識の普及に努める。 ・ 土砂災害の危険のおそれがある地域住民に対し、土砂災害への危険性が高まった際の警戒･避難を促すため、危険区域、発生原因、雨量等の情報を提供する。 ・ 避難経路･緊急避難場所等の所在、サイレン、電話連絡網等住民への情報伝達方法、避難のためのマニュアルを周知する。 ・ 土砂災害防止月間（6 月）に自主防災組織を中心に、地域の実情にあった防災訓練を実施する。 ・ 訓練は、突然発生する土砂災害を想定するものとし、台風･梅雨前線豪雨等を想定した避難･情報伝達等訓練など、県の指針を参考に、避難行動要支援者にも配慮し、実施する。

5 周辺の土地利用規制

がけ付近の建築物の建築規制(※15)	・ 2 メートルを超えるがけの近くに建築する場合には、擁壁の設置や建物を鉄筋コンクリート造等とする等、がけ崩れに対して安全対策を講じなければならない。
砂防指定地	・ 砂防指定地内においては、砂防堰堤、護岸工事等の砂防施設を損傷する行為が禁止されており、施設や工作物の新築、改築、竹木の伐採や運搬方法、土地の形状を変更する行為等には制限が付くことがある。
地すべり防止区域	・ 地すべり防止区域の指定地内においては、地下水や地表水の流れに影響を及ぼす場合、その土地を切土や掘削などで改良する場合やその土地に施設の新設又は改良を行う場合などには制限が付くことがある。
急傾斜地崩壊危険区域の指定(※16)	・ 急傾斜地崩壊危険区域の指定地内においては、水の放流、工作物の設置、立竹木の伐採等、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為が制限される。また、知事から防災措置の勧告、改善措置の命令等が出されることがある。
災害危険区域の指定(※17)	・ 急傾斜地崩壊危険区域及びその他危険の生じるおそれがあるとして指摘された災害危険区域においては、がけに対する安全で適正な防災措置が施されない限り、住居の用に供する建築物の建築は原則的に禁止されている。
土砂災害特別警戒区域の指定(※18)	・ 土砂災害特別警戒区域の指定地内においては、特定開発行為をする場合、知事の許可を受けなければならない。 ・ 土砂災害特別警戒区域内に居室を有する建築物の建築をする場合は、想定される土石等の衝撃があっても破壊が生じない構造としなければならない。
宅地造成等工事規制区域(※19)	・ 市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうる区域 ・ 一定規模以上の盛土、切土、土石の堆積を行う場合は、工事に着手す

※15 静岡県建築基準条例による。

※16 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく知事指定。

※17 静岡県建築基準条例による。

※18 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく。

※19 宅地造成及び特定盛土等規制法による。

	る前に許可が必要となり、その工事は技術的基準に従い、災害を防止するために必要な措置が講ぜられたものでなければならない。
特定盛土等規制区域(※19)	・ 市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうる区域 ・ 一定規模以上の盛土、切土、土石の堆積を行う場合は、工事に着手する前に許可が必要となり、その工事は技術的基準に従い、災害を防止するために必要な措置が講ぜられたものでなければならない。
都市計画区域(※20)	・ 都市計画区域内において、急傾斜地崩壊危険区域（災害危険区域）を含むときは、一定の条件を除き、開発行為は許可されない。

※20 都市計画法による。

６ 市の助成

○ がけ地の崩壊等の危険性の高い住宅を安全な土地に移転させ、危険住宅の解消を促進するため、必要な助成(※21)を行う。

※21 がけ地近接等危険住宅移転事業

第５節　　山地・林道災害防除計画

【産業部】

○ 治山事業は、荒廃地及び荒廃危険地が存在する森林区域において、間伐などの森林整備や治山ダム、土留工等の治山施設を設置して、災害の防止、軽減等を図るものであり、国、県に対して計画的な事業実施を要望していく。

○ 地形・地質・植生などの要因により山腹崩壊や土石流等が発生し、人家や公共施設等に被害を及ぼす危険性の高い箇所は、山地災害危険地区として国および県が設定し情報を提供している(※1)。

※1 関東森林管理局ホームページ、天竜森林管理署ホームページ及び静岡県ホームページ。

○ 市は、山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施、地域の避難体制との連携により、減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努めるものとする。特に、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進するものとする。

○ 本市では県とともに、山地災害対策として、治山パトロール等により、治山施設の点検や山地災害危険地区の周知及び保安林機能の状況を確認するなど、災害危険箇所の早期発見と災害発生の未然防止に努めている。

○ 林道の多くは、急峻な地形に開設されているため、幅員も狭く、急なカーブの箇所や落石等の危険な箇所もある。このため、計画的に危険箇所の改良を実施し通行の安全を図る。

第６節　　倒木被害防除計画

【災害対策本部事務局】

○ 市は、県、電気事業者及び電気通信事業者と協力し、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、予防伐採等による予防保全

や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携・協力の拡大に努める。

第７節　　避難情報の事前準備計画

【災害対策本部事務局、健康福祉部、土木部、区本部】

○ 原則として「共通対策編　第２章　第６節　住民の避難体制」による。

○ 市は、市域の河川特性等を考慮し、内閣府の「避難情報に関するガイドライン」（令和３年５月）を踏まえ、洪水、土砂災害に対する「避難判断・伝達マニュアル」を作成する。具体的な避難情報の発令基準の設定に当たって、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等による。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、策定した避難情報の発令基準に基づき運用する。また、安全な場所にいる人まで緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。

○ 市は、「高齢者等避難」、「避難指示」、「緊急安全確保」の避難情報の発令を行い、住民の迅速かつ円滑な避難を支援する。また、避難指示等の伝達文に５段階の警戒レベルを明記し、危険の切迫性に応じて内容を工夫するなど住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

○ 避難指示等が発令された際に、住民等が適切な避難行動をとれるよう、日頃から以下の点について住民への周知に努める。

- 緊急避難場所は洪水、地震、津波等の災害種別に応じて指定しており、発生するおそれのある災害に適した緊急避難場所を避難先として選択すること。
- 避難情報が発令された場合の避難行動としては、緊急避難場所、親戚・知人宅をはじめ とした近隣の安全な場所への移動（立ち退き避難・水平避難）を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で自宅・施設等の浸水しない上階への避難（垂直避難）、自宅・施設等の浸水しない上層階にとどまる（退避）等により「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、緊急避難場所への避難がかえって危険を伴う場合は「緊急安全確保」を行うべきこと。
- 避難とは難を避けることであり、安全な場所にいる人まで避難所に行く必要がないこと。
- 警戒レベル４で「危険な場所から全員避難」すべきこと。

１　避難指示等発令の判断・実施基準／水害・高潮災害・土砂災害

○ 避難指示等の発令について、水害・高潮災害は「避難指示等の判断・伝達マニュアル」の水害・高潮編により、土砂災害は同マニュアルの土砂災害編により判断する。

第８節　　避難誘導体制の整備計画

【災害対策本部事務局、健康福祉部、土木部、区本部】

○「共通対策編　第２章　第６節　住民の避難体制」に準ずる。

第９節　　防災知識の普及計画

【災害対策本部事務局】

○「共通対策編　第２章　第４節　防災知識普及計画」に準ずる。

第10節　　自主防災活動

【災害対策本部事務局、消防局】

○「共通対策編　第２章　第８節　自主防災組織の育成、第９節　事業所等の自主的な防災活動」に準ずる。

第２章　災害応急対策計画

第１節　計画の目的

【災害対策本部事務局】

○ 災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に、災害の発生を防御し、災害の拡大を防止するための措置について定める。

○ ここに定めのない事項については、「共通対策編　第 3 章　災害応急対策計画」及び「浜松市水防計画書」による。

第２節　市災害対策本部

【災害対策本部事務局、区本部】

1 災害対策体制

○ 本市の地域について災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、風水害警戒態勢、事前配備体制及び災害対策本部(※1)体制をとる。

※1 災害対策基本法第 23 条の 2 気象業務法第 13 条及び同施行令第 4 条

≪風水害警戒態勢≫

○ 台風等により、24 時間以内（接近予測が休日の場合は 48 時間以内）に、本市に大規模な風水害が発生する可能性が高いと市長が判断した時は、風水害警戒態勢をとる。

○ 風水害警戒態勢は、台風等の接近時には、必要に応じて市民への広報を実施するほか、全ての部署において職員に注意喚起を促し、所管業務の中で情報収集及び災害予防対策を講じる。台風等の通過後は、所管業務の中で被害情報の収集及び災害復旧対策を講じる。

≪事前配備体制≫

種別	体制(※2)	配備の判断基準	配備職員 （本庁／区／行政センター、支所）
台風 大雨 洪水 暴風 大雪　等	情報収集体制	（令和 8 年 5 月下旬まで） ・大雨、洪水、大雪注意報のいずれかが発表されたとき ・市内で突風等が発生したことを覚知したとき　など （令和 8 年 5 月下旬から） ・レベル 2 氾濫、大雨、土砂災害、高潮注意報が発表されたとき ・大雪注意報が発表されたとき ・市内で突風等が発生したことを覚知したとき　など	危機管理課、秘書課、土木部（大規模事故を除く）/区振興課/行政センター、支所

※2 災害時の配備体制とその基準/解説・運用編 2-1

	災害対策準備室体制	（令和 8 年 5 月下旬まで） ・大雨、洪水、暴風、大雪、高潮警報のいずれかが発表されたとき　など （令和 8 年 5 月下旬から） ・レベル 3 氾濫、大雨、土砂災害、高潮警報が発表されたとき ・レベル 4 氾濫、大雨、土砂災害、高潮危険警報が発表されたとき ・暴風、大雪警報が発表されたとき など	情報収集体制の関係各課に加えて 広聴広報課、国際課（風水害に限る）、健康福祉部（福祉部局）、産業部（農林水産部局）、公園課、公園管理事務所、消防局、上下水道部、学校教育部
	災害対策連絡室体制	・風水害により、避難情報を発令したときなど	災害対策準備室体制の関係各課に加えて 災害 11 部の代表課及び情報システム課、人事課、アセットマネジメント推進課、生活衛生課、環境部

○ 災害対策準備室及び連絡室は、本庁にあっては危機管理センターに置き、その他、区役所、行政センター及び支所に開設する。

○ 危機管理課、各区区振興課、行政センター及び支所は、必要に応じ関係課に気象情報等を通知する。関係課は、被害状況等を速やかに収集し、逐次、危機管理課、各区区振興課、行政センター及び支所に報告する。

≪災害対策本部体制(※3)≫

種別	体制(※4)	配備の判断基準	配備職員（本庁／区／行政センター、支所）
台風 大雨 洪水 暴風 大雪　等	1 次配備	台風の接近や記録的な大雨など、災害が発生し、又は近い将来に相当な被害の発生が見込まれる場合や、災害救助法の適用を要する場合など、その対策のため災害対策本部を設置する必要があると市長（本部長）が認めるとき （令和 8 年 5 月下旬まで） ・記録的短時間大雨情報が発表されたとき ・突風により複数の被害が発生したとき ・災害救助法の適用を要するとき　など （令和 8 年 5 月下旬から） ・気象防災速報（記録的短時間大雨）が発表されたとき ・突風により複数の被害が発生したとき	事前配備体制の関係各課に加えて 災害対策本部員、その他災害 11 部及び区／地域本部が必要と判断した職員
	2 次配備	その他相当な被害が発生し、又は発生する恐れがあり、その対策のため災害対策本部を設置する必要があると市長（本部長）が認めるとき （令和 8 年 5 月下旬まで） ・大雨、暴風、大雪、高潮特別警報のいずれかが発表されたとき ・台風等の風水害により、警戒レベル 5 緊急安全確保を発令したとき　など	原則として全職員 （ただし、災害 11 部や区／地域本部にて被害状況等を確認の上、配備人員を決定することができる。）

※3 災害対策基本法第 23 条の 2 に基づき設置。
※4 災害時の配備体制とその基準／解説・運用編 2-1

		（令和 8 年 5 月下旬から） ･レベル 5 氾濫、大雨、土砂災害、高潮特別警報が発表されたとき ･暴風、大雪特別警報が発表されたとき ･台風等の風水害により、警戒レベル 5 緊急安全確保を発令したとき	

○ 災害対策本部の体制

・ 「共通対策編　第 3 章　第 3 節　組織・動員計画」に準ずる。

○ 本部会議

・ 「共通対策編　第 3 章　第 3 節　組織・動員計画」に準ずる。

○ 災害対策本部区本部、地域本部、現地災害対策本部

・ 「共通対策編　第 3 章　第 3 節　組織・動員計画」に準ずる。

2 職員の配備基準及び体制

○ 「共通対策編　第 3 章　第 3 節　組織・動員計画」に準ずる。

第３節　　情報の収集、伝達計画

【災害対策本部事務局、消防局、土木部】

○ 原則として、「共通対策編　第 3 章　第 7 節　情報の収集、伝達計画」に準ずる。

○ 静岡地方気象台及び消防庁からの気象等の予報及び警報の収集及び伝達は通信情報網図による。

○ 本市における気象等の予報、警報等の種類及び発表基準は、別紙のとおり(※1)とする。

※1 気象等の予報及び警報/資料編 5-2

○ 土砂災害警戒情報については、静岡県と静岡地方気象台が共同で発表する。

○ 水防活動の利用に適合する（水防活動用）警報及び注意報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する特別警報、警報及び注意報をもって代える。

○ 気象等の特別警報、津波特別警報に位置付けられる大津波警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに住民、漁業・港湾関係者及び海水浴客等に対して、災害情報共有システム（L アラート）、緊急速報メール、防災ホッとメール、SNS 及び防災行政無線等、あらゆる手段をもって緊急に避難指示等を伝達する。

○ 天竜川下流の水防警報については、国土交通省中部地方整備局浜松河川国道事務所長が発表する(※2)。また、都田川(井伊谷川を含む。)については、静岡県浜松土木事務所長が発表する(※2)。

※2 水防法第 16 条第 1 項

○ 天竜川下流の指定河川洪水予報については、国土交通省中部地方整備局浜松河川国道事務所と静岡地方気象台が共同で発表する(※3)。また、都田川については、静岡県浜松土木事務所と静岡地方気象台が共同で発表する(※4)。

※3 水防法第 10 条第 2 項、気象業務法第 14 条の 2 第 2 項

※4 水防法第 11 条第 1 項、気象業務法第 14 条の 2 第 3 項

第４節　　災害広報計画

【災害対策本部事務局、土木部】

○「共通対策編　第 3 章　第 8 節　災害広報計画」に準ずる。

第５節　　避難救出計画

【災害対策本部事務局、消防局、市民部、健康福祉部、産業部、土木部、区本部】

○ この計画は、風水害等における避難指示等の発令判断・実施及び解除基準を定めるものである。

１　避難指示等発令の判断・実施基準／水害・高潮災害・土砂災害

○ 避難指示等の発令について、水害・高潮災害は「避難指示等の判断・伝達マニュアル」の水害・高潮編により、土砂災害は同マニュアルの土砂災害編により判断する。

第６節　　水防計画

【災害対策本部事務局、消防局、土木部】

○ 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づく水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項については、「共通対策編　第 3 章　第 28 節　水防計画」「浜松市水防計画書」に規定する。

地震・津波対策編

第１章　計画の作成に当たって

この計画は、「災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）」第 42 条の規定に基づき作成する「浜松市地域防災計画」の「地震・津波対策編」として定めるものであり、「大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）」第 6 条の規定に基づく「地震防災強化計画」、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）」第 5 条の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」を含むものである。

第１節　予想される災害

【災害対策本部事務局】

○ 本市に著しい被害を発生させるおそれがある地震・津波としては、その発生の切迫性が指摘されている駿河湾から駿河トラフ付近におけるプレート境界を震源域とする東海地震(※1)がある。このほか、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震として、東南海地震や南海地震(※2)があり、また、これらの地震が連動して、あるいは時間差を持って連続的に発生する可能性も考えられる。

※1 マグニチュード 8 クラス
※2 それぞれマグニチュード 8 クラス

○ また、東日本大震災の教訓から、発生する頻度は極めて小さいが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波として、南海トラフ巨大地震(※3)や元禄型関東地震などの巨大地震についても発生することを想定する必要がある。

※3 マグニチュード 9 クラス

○ 津波については、上記の地震によるもののほか、南北アメリカ大陸沿岸等の環太平洋地域で発生した地震による遠地津波についても警戒が必要である。

○ 市は、地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、これらのあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を含む様々な地震を想定し、その想定結果や切迫性等に基づき対策を推進する必要がある。

○ 国が令和 7 年 3 月 31 日に発表した南海トラフ巨大地震の被害想定では、被害地域全域における津波や建物倒壊等による直接死者数は最大で約 29.8 万人、災害関連死は少なくとも約 2.6 万人～約 5.2 万人との想定が示された。市は、直接死を減らすとともに、直接死を免れた被災者の命が災害関連死によって失われることを防ぐため、被害の絶対量を軽減するための住宅の耐震化や津波対策、適切な避難行動の促進、ライフラインや交通インフラの強靱化、救助体制の強化といった「命を守る」対策とともに、救急救命の強化、ライフライン、インフラ等の早期復旧・機能維持、避難生活の質の確保といった「命をつなぐ」対策について、特に重要な施策として位置付け、重点的に対策を推進する。

１ 第４次地震被害想定

○ 地震によって、県下の各地でどのような現象が発生し、どの程度の被害を受けるかを定量的に試算した結果を示し、的確かつ効果的な防災対策の樹立に資するものである。

○ 試算については、本県において最大級の災害が想定される地震として、駿河トラフ・南

海トラフ沿いなどで発生するレベル１・２の地震・津波を対象としている。

区分	レベル１の地震･津波	レベル２の地震･津波
駿河トラフ･南海トラフ沿いで発生する地震･津波	東海地震 東海･東南海地震 東海･東南海･南海地震 宝永型地震 安政東海型地震 ５地震総合モデル	南海トラフ巨大地震 （内閣府 2012）(※4)

※4 南海トラフ巨大地震（内閣府2012）の断層モデルは、現時点での科学的知見に基づき検討されたものであり、今後の科学的知見の蓄積を踏まえて検証され、場合によっては修正される可能性があることに留意する。

○ なお、この試算値は、今後、適切かつ効果的な地震対策の推進、さらに県民の防災への自助・共助の努力を積み重ねることによって、大幅に減少させることができるものと考えられる。

２ 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル１の地震・津波の被害想定の結果

≪対象／浜松市域≫

（１）概説

○ この試算は、駿河トラフから南海トラフの領域を震源域に、東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震等が発生した場合を想定して行ったものである。

○ 試算に当たっては、地質や地盤、海岸現況等の基本データを利用し、過去の地震被害例等を参考に数値計算を行い、地震動・液状化等の各種危険度の想定をしている。なお、強震断層モデルは、レベル１の地震とレベル２の地震との間で地震動の強さに本質的な差がないとの前提の下、暫定的にレベル２の地震と同じもの（内閣府（2012）の基本ケース）を使用している。津波断層モデルは、中央防災会議（2003）(※5)の東海・東南海・南海地震のモデルを使用している。

※5「東南海、南海地震等に関する専門調査会」（第16回）報告書。

○ これらの結果を基に、地震動・液状化、人工造成地、津波、山・崖崩れ及び延焼火災に起因する建物被害とともに、ブロック塀・石塀及び屋外落下物等の物的被害や人的被害の試算をしている。

○ また、地震予知がなく地震が発生した場合と警戒宣言が発せられた後地震が発生した場合について、それぞれ試算をしている。

（２）建物等被害に係る想定結果(※6)【対象／浜松市域】

（単位：棟）

建物棟数	276,532

※6 端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

項目	被害区分	予知なし			予知あり
		冬･深夜	夏･昼	冬･夕	
地震動	全壊(※7)	約 41,900	約 41,900	約 41,900	約 41,900
	半壊(※8)	約 37,000	約 36,800	約 35,000	約 37,800
液状化	全壊	約 210	約 210	約 210	約 210
	半壊	約 740	約 740	約 740	約 740

※7 災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊。
※8 災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊。

人工造成地	全壊	約 3,530	約 3,530	約 3,530	約 3,530
	半壊	約 10,700	約 10,700	約 10,700	約 10,700
津波	全壊	—（※9）	—	—	—
	半壊	約 70	約 70	約 70	約 70
山･崖崩れ	全壊	約 230	約 230	約 230	約 230
	半壊	約 580	約 580	約 580	約 580
火災	焼失	約 3,790	約 5,010	約 13,250	約 390
建物被害総数	全壊及び焼失	約 49,700	約 51,200	約 59,600	約 46,200
	半壊	約 49,200	約 49,100	約 47,100	約 49,700
建物被害率	全壊及び焼失	約 18%	約 19%	約 22%	約 17%
	半壊	約 18%	約 18%	約 17%	約 18%

※9 被害規模がわずかなものを示す。

ブロック塀等転倒数	約 5,010 件
屋外落下物が発生する建物数	約 11,000 件

（３）人的被害に係る想定結果（※10） 【対象／浜松市域】

（単位：人）

項目		被害区分	予知なし			予知あり（※12）		
			冬･深夜	夏･昼（※11）	冬･夕	冬･深夜	夏･昼	冬･夕
建物倒壊（※13、14）		死者	約 1,540（約 180）	約 800（約 120）	約 1,230（約 130）	約 430（約 50）	約 200（約 20）	約 380（約 20）
		重傷者（※15）	約 4,530（約 620）	約 7,260（約 490）	約 4,730（約 430）	約 1,310（約 140）	約 2,000（約 110）	約 1,320（約 80）
		軽傷者（※16）	約 10,900（約 2,500）	約 11,400（約 2,060）	約 9,700（約 1,960）	約 3,270（約 500）	約 3,370（約 450）	約 2,850（約 440）
津波	早期避難率高+呼びかけ	死者	—（※17）	—	—	—	—	—
		重傷者	—	—	—	—	—	—
		軽傷者	—	—	—	—	—	—
	早期避難率低	死者	—	—	—	—	—	—
		重傷者	—	—	—	—	—	—
		軽傷者	—	—	—	—	—	—
山･崖崩れ		死者	約 10	—	約 10	—	—	—
		重傷者	約 10	—	約 10	—	—	—
		軽傷者	約 10	—	約 10	—	—	—
火災		死者	約 140	約 110	約 510	—	—	—
		重傷者	約 90	約 120	約 310	約 10	約 10	約 10
		軽傷者	約 180	約 310	約 780	約 10	約 10	約 10

※10 端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。
※11 海水浴客の津波による死者数の増分は、約 10 人(早期避難率高+呼びかけ、早期避難率低)
※12 予知あり時における発災時の津波からの避難行動は、早期避難率低と同じとした。
※13 （ ）内は各被害者数のうち、屋内収容物移動･転倒、屋内落下物によるもの
※14 倒壊：建物が構造的に倒壊･崩壊した状態を指し、岡田･高井(1999)による建物破壊パターンチャートの D5 以上相当のもので、全壊に含まれる。
※15 1 ヶ月以上の治療を要する負傷者
※16 1 ヶ月未満の治療を要する負傷者
※17 被害規模がわずかなものを示す。

ブロック塀の転倒・屋外落下物		死者	―	―	―	―	―	―
		重傷者	―	約 10	約 10	―	―	―
		軽傷者	―	約 20	約 50	―	―	―
死傷者数合計	早期避難率高+呼びかけ	死者	約 1,750	約 920	約 1,650	約 430	約 200	約 380
		重傷者	約 4,730	約 7,370	約 5,030	約 1,310	約 2,000	約 1,320
		軽傷者	約 11,500	約 11,800	約 10,700	約 3,270	約 3,370	約 2,850
	早期避難率低	死者	約 1,750	約 920	約 1,650	約 430	約 200	約 380
		重傷者	約 4,730	約 7,370	約 5,030	約 1,310	約 2,000	約 1,320
		軽傷者	約 11,500	約 11,800	約 10,700	約 3,270	約 3,370	約 2,850
自力脱出困難者数・要救助者数		地震動	約 9,400	約 8,470	約 8,880	約 2,870	約 2,460	約 2,560
		津波	―	―	―	―	―	―

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル 2 の地震津波の被害想定の結果

≪対象／浜松市域≫

（1）概説

○ この試算は、東側を駿河湾における南海トラフのトラフ軸(※18)とし、南西側(※19)を九州・パラオ海嶺の北側でフィリピン海プレートが厚くなる領域までを震源域に、マグニチュード 9 程度の地震が発生した場合を想定して静岡県が行ったものである。

○ 試算に当たっては、地質や地盤、海岸現況等の基本データを利用し、中央防災会議（2011）(※20)等を参考に数値計算を行い、地震動・液状化等の各種危険度を想定している。

○ これらの結果を基に、地震動・液状化、人工造成地、津波、山・崖崩れ及び延焼火災に起因する建物被害とともに、ブロック塀・石塀及び屋外落下物等の物的被害や人的被害を試算している。

※18 富士川河口断層帯を含む。
※19 日向灘側。

※20 東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告による。

（2）建物等被害に係る想定結果(※21)

≪地震動：陸側ケース、津波ケース①≫【対象／浜松市域】　（単位：棟）

建物棟数	276,532

※21 端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

項目	被害区分	予知なし			予知あり
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
地震動	全壊(※22)	約 104,000	約 104,000	約 104,000	約 104,000
	半壊(※23)	約 39,200	約 38,800	約 36,400	約 40,200
液状化	全壊	約 210	約 210	約 210	約 210
	半壊	約 590	約 590	約 580	約 600
人工造成地	全壊	約 8,010	約 8,010	約 8,010	約 8,010
	半壊	約 24,330	約 24,330	約 24,330	約 24,330

※22 災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊。
※23 災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊。

津波	全壊	約 2,110	約 2,110	約 2,110	約 2,110
	半壊	約 4,530	約 4,430	約 4,230	約 4,630
山･崖崩れ	全壊	約 500	約 500	約 500	約 500
	半壊	約 1,210	約 1,210	約 1,210	約 1,210
火災	焼失	約 7,580	約 9,200	約 18,100	約 3,130
建物被害総数	全壊及び焼失	約 122,400	約 123,500	約 133,600	約 119,400
	半壊	約 70,700	約 70,700	約 66,000	約 71,000
建物被害率	全壊及び焼失	約 44%	約 45%	約 48%	約 43%
	半壊	約 26%	約 26%	約 24%	約 26%

ブロック塀等転倒数	約 10,100 件
屋外落下物が発生する建物数	約 46,200 件

（３）人的被害に係る想定結果(※24)

≪地震動：陸側ケース、津波ケース①≫【対象／浜松市域】　（単位：人）

項目		被害区分	予知なし			予知あり(※26)		
			冬･深夜	夏･昼(※25)	冬･夕	冬･深夜	夏･昼	冬･夕
建物倒壊 うち屋内収容物移動･転倒、屋内落下物(※27)		死者	約 5,150（約 400）	約 2,820（約 320）	約 4,140（約 330）	約 1,420（約 100）	約 760（約 70）	約 1,110（約 70）
		重傷者(※28)	約 11,200（約 1,420）	約 18,600（約 1,120）	約 11,900（約 1,110）	約 3,290（約 300）	約 5,300（約 260）	約 3,490（約 210）
		軽傷者(※29)	約 18,400（約 5,480）	約 24,500（約 4,460）	約 17,700（約 4,460）	約 5,200（約 1,120）	約 7,000（約 1,000）	約 5,000（約 900）
津波	早期避難率高+呼びかけ	死者	約 9,700	約 3,260	約 4,190	約 2,010	約 1,110	約 1,310
		重傷者	約 260	約 70	約 80	約 70	約 40	約 50
		軽傷者	約 400	約 120	約 120	約 140	約 80	約 100
	早期避難率低	死者	約 16,610	約 9,660	約 11,500	約 2,010	約 1,110	約 1,310
		重傷者	約 500	約 300	約 400	約 70	約 40	約 50
		軽傷者	約 1,200	約 700	約 800	約 140	約 80	約 100
山･崖崩れ		死者	約 50	約 10	約 30	—(※30)	—	—
		重傷者	約 20	約 10	約 10	—	—	—
		軽傷者	約 20	約 10	約 10	—	—	—
火災		死者	約 1,230	約 770	約 2,740	約 140	約 80	約 120
		重傷者	約 200	約 310	約 530	約 90	約 100	約 100
		軽傷者	約 540	約 700	約 1,430	約 220	約 220	約 220
ブロック塀の転倒･屋外落下物		死者	—	—	—	—	—	—
		重傷者	—	約 10	約 70	—	—	—

※24 端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

※25 海水浴客の津波による死者数の増分は、約 300 人(早期避難率高+呼びかけ)～約 800 人(早期避難率低)

※26 予知あり時における発災時の津波からの避難行動は、早期避難率低と同じとした。

※27 倒壊：建物が構造的に倒壊･崩壊した状態を指し、岡田･高井(1999)による建物破壊パターンチャートの D5 以上相当のもので、全壊に含まれる。

※28 1 ヶ月以上の治療を要する負傷者

※29 1 ヶ月未満の治療を要する負傷者

※30 被害規模がわずかなものを示す。

		軽傷者	—	約 80	約 160	—	—	—
死傷者数合計	早期避難率高+呼びかけ	死者	約 16,280	約 6,940	約 11,270	約 3,620	約 2,060	約 2,610
		重傷者	約 11,700	約 18,900	約 12,600	約 3,290	約 5,600	約 3,590
		軽傷者	約 19,400	約 25,600	約 19,400	約 5,700	約 7,400	約 5,400
	早期避難率低	死者	約 23,180	約 13,440	約 18,570	約 3,620	約 2,060	約 2,610
		重傷者	約 12,100	約 19,300	約 12,900	約 3,290	約 5,600	約 3,590
		軽傷者	約 20,000	約 26,100	約 20,100	約 5,700	約 7,400	約 5,400
自力脱出困難者数		地震動	約 35,900	約 36,200	約 35,300	約 10,450	約 10,340	約 10,040
要救助者数		津波	約 2,440	約 5,040	約 3,240	約 200	約 600	約 400

4 過去の浜松市周辺の津波災害

地点名	明応地震 1498 年	慶長地震 1605 年	宝永地震 1707 年	安政東海地震 1854 年	東南海地震 1944 年	南海地震 1946 年
篠原	---	---	---	津波高さ3.9m	---	---
玉蔵寺	---	---	---	津波高さ3.9m	---	---
旧坪井村	---	---	---	津波高さ3.7m	---	---
志都呂	---	今切番所の倒壊	---	---	---	---
天満宮 津島神社	---	---	---	津波来襲	---	---
雄踏町宇布見	津波高さ 3～4m	---	田畑 1,000 余 荒地	津波高さ 3m	---	---
馬郡村	---	---	32 軒流出	津波高さ3.2m	---	---
舞阪	津波高さ 6～8m 300 軒流出	津波高さ 5～6m	津波高さ5.3m	津波到達時間 15 分 津波高さ 2.4～10m 8 軒流出	津波高さ 3m	津波高さ1.2m
今切	今切ができた	---	今切が拡大 津波高さ 3～4m 344 軒流出 24 人溺死	360m から 1,260m に拡大 津波高さ 4～5m	---	---
浜名湖周辺	4,500 軒流出 1 万人溺死	津波高さ 4～5m	---	西町半分浸水	---	---
気賀	---	---	津波高さ 1～2m 240 軒流出	津波高さ 2～3m	---	---
細江神社	津波来襲	---	---	---	---	---
細江	---	---	津波高さ 5～6m	津波高さ4.5m	---	---
佐久米	津波高さ 4m 数百軒中 7 件のみ残	---	---	---	---	---
津々崎	津波高さ 3～4m	---	---	---	---	---
橋本 日々崎 北山	各 1,000 軒が 流出	津波高さ 5～8m 100 軒中 80 軒流出	---	---	---	---
新居	津波高さ	津波高さ	津波高さ	津波高さ	津波高さ	---

	6～8m 100 軒流出	5～8m	3～5m 344 軒流出 24 人溺死	2.5～8m 800 軒中 130 軒半壊 40 軒全壊	1m	
大倉戸	---	---	---	津波高さ 6m 以上 田畑に海水・ 土砂侵入	---	---
白須賀	津波高さ 5～6m	津波高さ 8m	津波高さ 9m 家屋全壊	津波高さ 6m	津波高さ 2m	---

≪出典≫

飯田汲事 1985 東海地方地震・津波災害誌（飯田汲事教授論文選集）	昭和 60 年	11 月
静岡県史 自然災害誌	平成 8 年	3 月
日本付近のおもな被害地震表 宇佐美龍夫 著	昭和 42 年	3 月
東海地方地震津波史料（Ⅰ・上巻）	昭和 54 年	3 月
東海地方地震津波史料（Ⅰ・下巻）	昭和 54 年	3 月
東海地方地震津波史料（Ⅱ）	昭和 58 年	3 月
明応 7 年・慶長 9 年の房総および東海南海道大津波の波源 羽鳥徳太郎 著	昭和 51 年	3 月
静岡県地震対策基礎調査報告書	昭和 52 年	1 月
第 16 回東南海、南海地震等に関する専門調査会報告 中央防災会議	平成 15 年	12 月
安政東海地震津波被害調査報告書	昭和 61 年	3 月
静岡県沿岸における宝永・安政東海地震の津波調査 羽鳥徳太郎 著	昭和 52 年	9 月
三重県沿岸における宝永・安政東海地震の津波調査 羽鳥徳太郎 著	昭和 53 年	8 月
東南海地震の全体像 静岡県における再調査	昭和 61 年	2 月
日本被害津波総覧[第 2 版] 渡辺偉夫 著	昭和 60 年	11 月

5 津波の区分

○ 津波には、近地津波と遠地津波の 2 種類がある。

○ 近地津波は、日本近海で発生した地震による津波をいい、南海トラフ地震等による津波も近地津波に属し、地震発生後 5 分程度で津波が来襲すると推定されている。

○ 遠地津波は、海外で発生した地震による津波をいい、チリ地震など太平洋岸地域で発生した地震に伴う津波は遠地津波に属す。

第２節　市、防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

【災害対策本部事務局】

○ 市及び防災関係機関等が、南海トラフ地震等(※1)の防災対策として実施する事務又は業務の大綱を示す。

○ 市、県、市域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び地震防災応急計画又は南海トラフ地震防災対策計画（以下、「対策計画」という。）を作成すべき者は、それぞれ南海トラフ地震等の防災対策を行うものとし、それぞれが実施すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

※1 南海トラフで発生する地震、その他市域における大規模な地震及び当該地震に起因する津波並びにこれらに伴う災害。

1 市

市	① 南海トラフ地震等の地震対策計画の作成及び市防災会議に関する事務 ② 地震防災に関する組織の整備 ③ 自主防災組織の育成指導及び住民の地震対策の促進 ④ 防災思想の普及 ⑤ 防災訓練の実施 ⑥ 地震防災のための施設等の緊急整備 ⑦ 地震防災応急計画及び対策計画の作成指導及び届出の受理 ⑧ 南海トラフ地震臨時情報、地震情報、大津波警報・津波警報・津波注意報その他地震・津波に関する情報の収集、伝達及び広報 ⑨ 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき対応行動の広報及び啓発 ⑩ 避難の指示に関する事項 ⑪ 消防、水防その他の応急措置 ⑫ 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関する事項 ⑬ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における市有施設及び設備の整備及び点検 ⑭ 緊急輸送路の確保 ⑮ 食料、医薬品その他物資の確保、廃棄物処理、防疫その他保健衛生活動の準備等の災害応急対策の準備及び実施 ⑯ 前各号に掲げるもののほか地震災害発生の防止、拡大防止のための措置又は災害応急対策

2 県

県	① 県地域防災計画「地震対策編」に掲げる所掌事務 ② 市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の地震防災応急対策及び災害応急対策の連絡調整
県警察(※2)	① 南海トラフ地震に関連する情報の受理、伝達及び広報 ② 危険区域への立入の規制 ③ 行方不明者等の捜索及び遺体の検視 ④ 犯罪の予防、交通規制その他社会秩序の維持 ⑤ 避難状況等に関する情報の収集 ⑥ 防災訓練の実施

※2 浜松市警察部ほか市域を管轄する警察署。

3 指定地方行政機関

総務省 東海総合通信局	① 災害時に備えての電気通信施設(※3)の整備のための調整及び電波の監理 ② 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の運用の監理 ③ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査 ④ 通信インフラに支障が発した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与 ⑤ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること ⑥ 非常通信協議会の運営に関すること
総務省 中部管区行政評価局（静岡行政監視行政相談センター）	① 被災者への生活支援相談の提供 ② 専用電話を備えた相談窓口の開設 ③ 特別行政相談所の開設
財務省 東海財務局(※4)	① 災害時における財政金融対策の適切な措置並びに関係機関との連絡調整 ② 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供
厚生労働省 静岡労働局(※5)	① 事業場に対する地震による労働災害防止対策の周知指導 ② 事業場の被災状況の把握
農林水産省 関東農政局(※6)	農林水産省各局庁、関東農政局企画調整室及び静岡県拠点地方参事官、森林管理局の指示により静岡県に連絡要員（リエゾン）を派遣し、以下の業務を実施する。 ① 農作物、営農施設、農地・農業用施設及び森林・林業施設等の被害状況や応急対策の措置状況等に関する、本市が把握している情報の収集及び地方農政局又は森林管理局への報告 ② 応急用食料・物資の支援に係る静岡県担当者、内閣府リエゾン及び農林水産本省（食料・物資支援チーム事務局等）との連絡調整 ③ 静岡県の食料・物資支援拠点における応急用食料・物資の到着状況に関する、食料・物資支援チーム事務局及び関東農政局への報告 ④ その他農林水産本省各局庁、関東農政局又は森林管理局が指示する業務
農林水産省 関東森林管理局 (※7)	① 災害復旧用材（国有林材）の供給

※3 有線電気通信施設及び無線通信施設。

※4 静岡財務事務所

※5 浜松労働基準監督署

※6 静岡県拠点

※7 天竜森林管理署

国土交通省 中部地方整備局 (※8)	管轄する河川、ダム、道路についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。 ① 災害予防 ・ 応急復旧用資機材の備蓄の推進、災害時にも利用可能な通信回線等の確保及び防災拠点の充実 ・ 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 ・ 中部地方整備局長が行う公共土木施設等の被災状況調査及び応急対策等に対する防災支援活動をボランティアとして行うエキスパート制度の活用 ・ 災害から地域住民の生命、財産等を保護するための所管施設等の整備(耐震性の確保等)に関する計画・指導及び事業実施 ・ 洪水予警報や道路情報、波浪観測情報等の発表・伝達及び住民・事業者への伝達手段の確保 ・ 河川管理者の水防への協力事項及び道路啓開に関する計画等の情報共有 ② 初動対応 ・ 地方整備局災害対策本部等の指示により情報連絡員(リエゾン)及び緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等を派遣し、被災地方公共団体等が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路管理者等で構成する協議会で策定した道路啓開計画に基づき、道路啓開を実施する。 ③ 応急・復旧 ・ 防災関係機関との連携による応急対策の実施 ・ 緊急輸送路を確保する等の目的で実施される交通規制への協力 ・ 水防・避難のための氾濫情報等の発表・伝達、水害応急対策、水防活動への協力及び著しく激甚な災害が発生した場合における特定緊急水防活動の実施 ・ 道路利用者に対して、道路障害規制等の情報提供を道路情報板や道の駅等の道路情報提供装置を用いた情報の周知 ・ 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施 ・ 道路啓開に関する計画に基づく路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保 ・ 中部地方における災害時の相互協力に関する申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施 ・ 所管施設の緊急点検の実施 ・ 情報の収集及び連絡

※8 浜松河川国道事務所

	・ 道路施設、堤防・水門等河川管理施設の被災に対する総合的な応急対策並びに応急復旧に関する計画・指導及び事業実施 ・ 要請に基づき中部地方整備局や他の地方整備局等が保有している防災ヘリ・各災害対策用建設機械等を被災地域支援のために出動
国土交通省 中部運輸局（※9）	① 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達 ② 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため、船舶の調達斡旋及び特定航路への就航勧奨 ③ 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導の実施 ④ 緊急海上輸送の要請への速やかな対応のための船舶運航事業者等との連絡体制の強化及び船舶動静の把握並びに緊急時の港湾荷役態勢の確保 ⑤ 必要と認めるときは、船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令措置 ⑥ 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督 ⑦ 陸上における物資及び旅客輸送を確保するため、自動車の調達斡旋、輸送の分担、迂回輸送、代替輸送等の指導 ⑧ 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応するため、関係運送事業者団体、運送事業者との連絡体制の確立及び緊急輸送に使用できる車両等の把握並びに緊急時の出動体制の整備 ⑨ 必要と認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送要請 ⑩ 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、被災地の早期復旧等に関する支援のための緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣
国土地理院 中部地方測量部	① 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図ること ② 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図ること ③ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図ること ④ 災害復旧・復興に当たっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施すること
気象庁 東京管区気象台 （※10）	① 地震情報の照会に対する応答と解説 ② 緊急地震速報（警報）の利用心得などの周知・広報、大津波警報、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報（南海トラフ地震に関連する情報を含む。）等の発表又は通報並びに解説 ③ 地震、津波観測施設の整備及び観測機器の保守

※9 静岡運輸支局

※10 静岡地方気象台

	④ 地震、津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力 ⑤ 異常現象に関する情報の通報があった場合は、速やかに気象庁本庁に報告し適切な措置を講ずること
海上保安庁 第三管区海上保安本部 (※11)	① 船舶等に対する南海トラフ地震に関連する情報に係る情報の伝達、船舶のふくそうが予想される海域において、必要に応じて船舶交通の整理･指導 ② 海水浴客等に対する南海トラフ地震（津波を含む）に関連する情報の情報伝達 ③ 海難等の海上における災害に係る救助救出活動 ④ 海上における治安の維持、海上交通の安全確保 ⑤ 危険物及び油の流出等海上災害に対する防除措置
環境省 関東地方環境事務所	① 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 ② 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 ③ 行政機関等との連絡調整、動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等
環境省 中部地方環境事務所	① 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
防衛省 南関東防衛局 (※12)	① 所管財産使用に関する連絡調整 ② 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整 ③ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援

※11 清水海上保安部

※12 浜松防衛事務所

4 指定公共機関

(独)国立病院機構(※13)	① 医療救護班の派遣による医療救護の準備又は実施 ② 可能な範囲での患者の受入れ及び治療
日本赤十字社(※14)	① 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること ② 血液製剤の確保及び供給のための措置 ③ 被災者に対する救援物資の配布 ④ 義援金の募集 ⑤ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整 ⑥ その他必要な事項
日本放送協会(※15)	① 地震災害に関連する解説、キャンペーン番組等の積極的な編成による視聴者の地震防災に関する認識の向上 ② 臨時ニュースの編成等各メディアを有効に活用し、南海トラフ地震に関連する情報及びその他の地震に関する情報の正確、迅速な提供 ③ 地方公共団体等の要請に基づく予報、警報、警告等の放送の実施 ④ 放送施設、設備の災害予防のための整備

※13 天竜病院

※14 静岡県支部

※15 静岡放送局

中日本高速道路(株)(※16)	① 大規模地震時業務継続計画の策定 ② 防災訓練の実施 ③ 交通状況に関する関係機関との情報連絡に関すること ④ 利用者の安全確保に関すること ⑤ 災害時応援協力会社との連絡体制
東海旅客鉄道(株) 日本貨物鉄道(株)	① 南海トラフ地震臨時情報、地震情報等の伝達 ② 列車の運転規制措置 ③ 旅客の避難、救護 ④ 南海トラフ地震臨時情報、列車運行状況、旅客の避難実施状況等の広報 ⑤ 発災後に備えた資機材、人員等の配備手配 ⑥ 施設等の整備
NTT 西日本(株) (株)NTTドコモ東海支社	① 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における重要通信の確保 ② 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における通信疎通状況等の広報 ③ 復旧用資機材等の確保及び広域応援計画に基づく手配
岩谷産業(株) アストモスエネルギー(株) (株)ジャパンガスエナジー ENEOS グローブ(株) ジクシス(株)	① LP ガスタンクローリー等による LP ガス輸入基地、2 次基地から充填所への LP ガスの配送
日本郵便(株)東海支社(※17)	① 郵便事業の運営に関すること ② 施設等の被災防止に関すること ③ 利用者の避難誘導に関すること ④ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保すること ⑤ 施設等の被災防止に関すること ⑥ 利用者の避難誘導に関すること
日本通運(株)(※18) 福山通運(株)(※19) 佐川急便(株)(※20) ヤマト運輸(株)(※21) 西濃運輸(株)(※22)	① 防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保
中部電力(株) 中部電力パワーグリッド(株)(※23)	① 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における電力の緊急融通等による電力供給の確保 ② 復旧用資機材等の整備 ③ 電力施設の災害予防措置及び広報の実施

※16 浜松保全・サービスセンター

※17 浜松西郵便局ほか市内の各郵便局

※18 静岡支店
※19 浜松支店

※20 浜松営業所
※21 浜松東若林センター
※22 浜松支店

※23 浜松支社、浜北営業所ほか関係事業場

電源開発(株)(※24) 電源開発送変電ネットワーク(株)	① 南海トラフ地震臨時情報発表時における電力施設の巡視、点検等災害予防措置
KDDI(株)(※25) ソフトバンク(株)(※26) 楽天モバイル(株)	① 重要な通信を確保するために必要な措置の実施
(一社)日本建設業連合会(※27) (一社)全国中小建設業協会	① 公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
(株)イトーヨーカ堂 イオン(株) ユニー(株) (株)セブン-イレブン・ジャパン (株)ローソン (株)ファミリーマート (株)セブン&アイ・ホールディングス	① 市からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施 ② 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する

※24 佐久間電力所ほか市内の各事業所
※25 中部北陸総支社中部管理部
※26 名古屋事業所
※27 中部支部

5 指定地方公共機関

土地改良区	① 災害予防 所管施設の耐震性の確保 ② 南海トラフ地震臨時情報発表時 関係機関等に対する用水状況の情報提供 ③ 応急・復旧 ・ 関係機関との連携による応急対策の実施 ・ 所管施設の緊急点検 ・ 農業用水及び非常用水の確保
サーラエナジー(株)(※28)	① 需要家に対する都市ガスによる災害の予防広報 ② 南海トラフ地震臨時情報発表時におけるガス供給の確保 ③ 施設、設備の耐震予防対策の実施 ④ 南海トラフ地震臨時情報発表時における広報、施設の点検等災害予防措置
(一社)静岡県LPガス協会(※29)	① 需要家に対するLPガスによる災害の予防広報 ② 施設設備の耐震化等、予防対策の実施 ③ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における広報や施設の点検等の災害防止措置の実施 ④ LPガス等の確保に関する協力 ⑤ 被害状況調査及び応急復旧
遠州鉄道(株) 天竜浜名湖鉄道(株)	① 南海トラフ地震臨時情報等の伝達 ② 列車の運転規制措置 ③ 旅客の避難、救護

※28 浜松支社
※29 西部支部、浜北地区会、浜松北地区会、浜松中地区会、浜松東地区会、浜松南西地区会

	④ 列車の運行状況、乗客の避難状況等の広報
(一社)静岡県トラック協会(※30) 商業組合静岡県タクシー協会(※31)	① 防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸送車両の確保
静岡県道路公社	① 避難路、緊急輸送路の道路施設及び占有物の点検 ② 緊急輸送路を確保するために緊急に対策を必要とする箇所の整備 ③ 緊急輸送路の利用を円滑に行うための交通規制広報、障害物の除去及び応急復旧
静岡放送(株)(※32) (株)テレビ静岡(※33) (株)静岡朝日テレビ(※34) (株)静岡第一テレビ(※35) 静岡エフエム放送(株)	① 地震防災に関するキャンペーン番組、地震防災メモのスポット、定時ニュース番組等による防災知識の普及 ② 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時において特別番組を編成し、地震予知情報、地震情報、その他の地震に関する情報、国、県、市、防災関係機関等の防災活動状況等を放送すること ③ 放送施設、機器類等の設備の事前点検と災害予防のための設備の整備
(一社)静岡県医師会 (一社)静岡県歯科医師会 (公社)静岡県薬剤師会 (公社)静岡県看護協会 (公社)静岡県病院協会	①医療救護施設等における医療救護活動の実施 ② 検案(※36) ③ 災害時の口腔ケアの実施(※37) ④ 災害支援ナースの派遣(※38)
(公社)静岡県栄養士会	① 要配慮者への食料供給 ② 避難所における健康相談に関する協力
(一社)静岡県建設業協会(※39)	① 公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

※30 西部支部、北遠支部
※31 浜松市タクシー協会、浜名湖北遠支部

※32 浜松総局
※33 浜松支社
※34 浜松支局
※35 浜松支局

※36 静岡県薬剤師会、静岡県看護協会及び静岡県病院協会を除く。
※37 静岡県歯科医師会
※38静岡県看護協会

※39 (一社)浜松建設業協会、(一社)天竜建設業協会

6 自衛隊

陸上自衛隊 東部方面隊 第１師団ほか	① 災害時における人命又は財産の保護のための救援活動 ② 災害時における応急復旧活動
海上自衛隊 横須賀地方隊	① 災害時における人命保護のための救助 ② 災害時における応急復旧活動
航空自衛隊 第１航空団(※40)	① 災害時における人命又は財産の保護のための活動 ② 災害時における応急復旧活動

※40 浜松基地

7 その他防災関係機関等

浜松市消防団	① 災害予防、警戒及び災害応急活動 ② 災害時における住民の避難誘導及び救助救出活動 ③ 予警報の伝達 ④ その他災害現場の応急作業
浜松市水防団	① 水防施設、資材等の整備及び水防活動

(一社)浜松市医師会 (一社)浜松市浜北医師会 (一社)引佐郡医師会 (一社)浜名医師会 (一社)磐周医師会 (一社)浜松市歯科医師会 (一社)浜松市薬剤師会	① 医療救護施設等における医療救護活動の実施 ② 検案時の協力(薬剤師会を除く) ③ 災害時の口腔ケアの実施(※41)
産業経済団体	① 浜松商工会議所その他商工業関係団体 ・ 市が行う商工業関係、被害調査についての協力 ・ 災害時における物価安定についての協力 ・ 救済用物資、復旧資材等の確保についての協力 ② とぴあ浜松農業協同組合(※42)、三ヶ日町農業協同組合、遠州中央農業協同組合(※43)、浜名漁業協同組合 ・ 農林水産物の被害調査についての協力 ・ 災害時における農産物、魚介類の確保 ・ 農林水産物等の災害応急対策についての指導 ③ 建設業関係団体等(※44) ・ 災害時における緊急対策及び復旧対策についての協力 ④ 観光協会 ・ 宿泊施設における防災上必要な教育、訓練の実施 ・ 災害時における宿泊者の救護 ・ 災害時における避難者の救護応援協力
浜松エフエム放送(株) 浜松ケーブルテレビ(株)	① あらかじめ市と締結した協定に基づく放送
(福)浜松市社会福祉協議会	① 災害ボランティア受入れ対策の実施
(公財)浜松国際交流協会	① 災害に関する情報の多言語化 ② 外国人住民に対する広報
自主防災組織 自治会等	① 市の実施する被害調査、応急対策についての協力 ② 住民に対する情報の連絡、収受 ③ 避難誘導及び避難場所の運営に関する協力 ④ 被災者に対する応急救護、炊出し、援助物資等の配分に関する協力
その他防災上重要な施設(※45)の管理者	① 所管する施設の防災管理 ② 防災に関する保安措置、応急措置の実施 ③ 当該施設に係る災害復旧

※41 (一社)浜松市歯科医師会

※42 本店ほか
※43 天竜支店ほか
※44 浜北建設事業協同組合、三ヶ日町建設業協会、春野建設事業協同組合、佐久間建設業協会、水窪建設業協会、一般社団法人 静岡県西部解体工事業協会、浜松上下水道協同組合、浜北上下水道協同組合、天竜北遠上下水道協同組合、細江町水道工事協同組合、三ヶ日水道工事協同組合、天竜森林組合、春野森林組合、佐久間森林組合、水窪町森林組合、龍山森林組合、引佐町森林組合ほか

※45 災害発生の確率の高い施設及びその施設に災害が及んだときは被害を拡大させるような施設並びに災害が発生した場合に被害の拡大を防止するような施設。

8 地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者

○ 対策計画の作成義務者は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第7条第1項第1号から第4号までに掲げる施設又は事業で政令で定めるものを管理し、又は運営する者である。

○対策計画の定めるところにより、概ね次の事項を実施する。

- 地震防災訓練
- 従業員、施設利用者等に対する避難方法等の周知
- 従業員等に対する防災教育及び広報
- 災害応急対策に必要な資機材等の確保措置
- 防災組織の整備
- 南海トラフ地震臨時情報の収集及び伝達
- 南海トラフ地震臨時情報発表時における従業員、施設利用者等の避難誘導
- 南海トラフ地震臨時情報発表時における火気の規制、施設・設備の点検、工事の中止等の安全措置
- 地震発生時における従業員、施設利用者等の避難誘導
- 上記のほか、津波の危険が予想される避難対象地区内の地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者が実施すべき防災対策は次のとおりである。

  ① 従業員、施設利用者等に対する津波避難方法等の周知

  ② 津波警報等の収集及び伝達

  ③ 地震発生時における津波からの円滑な避難を確保するための安全措置

第２章　災害予防計画

○ 災害の発生を未然に防止するとともに、南海トラフ地震臨時情報の発表時及び地震・津波発生時における被害の軽減を図るため、平時に行う防災対策について定める。

○ ここに定めのない事項については、「共通対策編　第２章　災害予防計画」による。

第１節　防災思想の普及

【災害対策本部事務局、消防局、健康福祉部（医療担当・保健所）、健康福祉部、市民部、都市整備、土木部、区本部、学校教育部】

○ 「共通対策編　第２章　第４節　防災知識普及計画」に準ずる。

第２節　自主防災活動

【災害対策本部事務局、消防局、市民部、健康福祉部、産業部】

○ 「共通対策編　第２章　第８節　自主防災組織の育成、第９節　事業所等の自主的な防災活動」に準ずる。

第３節　地震防災訓練の実施

【全部局】

○ 南海トラフ地震臨時情報の発表時及び地震発生時に的確な防災対策を実施するための訓練について定める。

○ 市民は自主防災組織及び事業所等の防災組織の構成員として、市の実施する訓練に積極的に参加し、的確な防災対応を体得する。

○ 避難行動要支援者に十分配慮した訓練を実施し、避難行動要支援者の支援体制の整備に努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等を認識し、男女共同参画の視点に十分配慮するよう努める。

１ 市の訓練

○ 市は、国、県、防災関係機関、自主防災組織等と協力し、又は単独で次表に掲げる訓練を実施する。

○ 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合及び突然地震が発生する場合、それぞれ各種の時間帯を想定して実施する。

○ 訓練のシナリオの改善や内容の高度化を図り、初動体制及び情報収集・伝達体制の強化等により実効性のある訓練を行う。

○ 防災対応への習熟度を高めるとともに、避難行動要支援者に対する避難誘導、救出・救助、自主防災組織と事業所との連携による防災活動など、地域の課題を意識した訓練を実施する。

○ 訓練終了後は、評価を実施し、課題・問題点等を明確にし、必要に応じ体制等の改善を

行う。

○ 随時、図上訓練を実施し、防災対策の見直しに資する。

総合防災訓練	・ 訓練は、中央防災会議が中心になって行う総合防災訓練や静岡県西部方面本部等と連携して実施する。 ・ 訓練内容は、南海トラフ地震臨時情報発表、地震発生を経て応急復旧に至る防災対策に係わる職員の動員をはじめ、突発的に大規模な災害が広域的に発生した際の適切な行動対応に重点を置いて実施する。 ・ 職員の動員 ・ 南海トラフ地震臨時情報、地震情報、その他防災上必要な情報の収集及び伝達 ・ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び地震発生時の広報 ・ 浜松市広域受援計画による受援活動 ・ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び地震発生時の避難誘導、避難の指示及び「共通対策編　第 3 章　第 9 節　避難救出計画」に定める警戒区域の設定 ・ 緊急地震速報の受信時における対応行動 ・ 食料、飲料水、医療その他の救援活動 ・ 消防、水防活動 ・ 救出･救助 ・ 避難生活 ・ 道路啓開 ・ 応急復旧 ・ 遺体措置
地域防災訓練	・ 12 月第 1 日曜日を地域防災の日と定め、自主防災組織を中心とした地域の実情にあった防災訓練を実施する。 ・ 突然発生の地震を想定するものとし、県及び市が作成した訓練内容に関する指針を参考にして実施する。
津波避難訓練	・ 3 月 11 日を含む 10 日間を津波対策推進旬間と定め、津波避難訓練を実施する。 ・ 津波警報が発表されたことを想定するものとし、県が作成した訓練内容に関する指針を参考に、避難行動要支援者にも配慮した中で実施する。
個別防災訓練	・ 総合防災訓練とは別に、個別防災訓練を実施する。 ・ 主な事項は次のとおり。 ① 情報の収集･伝達訓練 ・ 南海トラフ地震に関連する情報の発表時及び警戒宣言発令時には、特に情報の正確･迅速な収集及び伝達が重要であり、防

	災関係機関、自主防災組織等と協力して訓練を行う。 ・ 情報量や参加機関等を段階的に増やし訓練の高度化を図る。 ・ 訓練に当たっては、有線電話のふくそう、途絶や勤務時間外等の条件を加える。 ② 職員の動員訓練 ・ 交通機関又は交通用具の使用を制限又は禁止して実施する。 ③ 部門別の訓練 ・ 部、課、施設等は担当する防災業務について、単独又は関係機関と共同で訓練を実施する。重点事項は上記①･②を参考に各所属において定める。 **＜訓練内容の例＞** ・ 消防の災害活動訓練 ・ 上下水道部の給水等応急措置訓練 ・ 動物園の飼育動物の逃亡防止対策等の措置訓練 ・ 学校･病院･福祉施設等の避難等の安全対策訓練
消防団･水防団の訓練	・ 消防団の避難誘導、災害活動等の訓練 ・ 水防団の管内巡視、水防工法等の活動訓練
防災関係機関及び自主防災組織の訓練に対する協力等	・ 市は、防災関係機関及び自主防災組織に対し、市が実施する訓練への参加を要請する。 ・ 市は、防災関係機関及び自主防災組織が実施する訓練に、可能な限り協力する。 ・ 市は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し必要に応じて助言と指導を求める。
訓練の実施回数	・ 総合防災訓練、地域防災訓練、津波避難訓練、個別防災訓練 年１回以上
防災訓練の広報	・ 市は、住民等に訓練への積極的な参加を呼びかけ、交通等の混乱を防止するため必要な広報を行う。

２ 防災関係機関の訓練

○ 防災関係機関は、それぞれが定めた地震防災強化計画又は地震防災応急計画並びに南海トラフ地震防災対策推進計画、又は対策計画に基づき訓練を行う。

３ 訓練時における交通規制

基本方針	・ 訓練に当たって、訓練参加者の安全を確保するとともに、交通規制を適宜実施する。併せて、災害時の交通規則の理解を広めるため、交通規制方法等の訓練を行う。
交通規制の要請手続	・ 交通規制を要請するときは、実施日の１か月前までに、交通規制要請書(※1)により訓練場所を管轄する警察署長(※2)を経由して県公安委員会に提出する。

※1 交通規制要請書/資料編 11-5
※2 訓練場所が 2 以上の警察署の管内にわたるときは、そのいずれかの警察署長。

交通規制の実施方法	・公安委員会は、総理府令で定める手続きにより交通規制を実施するとともに、公安委員会及び訓練実施責任者は、事前に広報を行い、その周知徹底を図る。

第４節　地震災害予防対策の推進

【災害対策本部事務局、消防局、健康福祉部（医療担当・保健所）、健康福祉部、市民部、産業部、都市整備部、環境部、土木部、上下水道部、財務部】

○ 地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定し、その想定結果に基づき対策を推進する。

○ 地震による火災の発生、建築物などの倒壊等による災害の予防、被害を軽減するための対策、被災者を救出するための対策、生活確保のための措置など平時の予防対策を定める。

○ 市は、国の地震防災戦略及び県の「地震・津波対策アクションプログラム 2023」を踏まえ、浜松市地震・津波対策アクションプログラム （浜松市地域目標）を策定する。これに基づき、国、県と連携しながら、これまでの 10 年間の成果・課題を踏まえ、静岡県第４次地震被害想定で推計される犠牲者の更なる減少を図るための対策に加え、被災後の市民生活の健全化にも重点を置き、ハード・ソフト両面から防災・減災対策を推進する。

○ 業務継続計画の策定などにより、業務の継続性を図るとともに、実効性のある応急対策業務の実施体制を確保するため、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化に応じた体制の見直し、計画の改定などを行うとともに、災害時において地域の災害対策の拠点となる施設の整備に努める。

１ 緊急消防援助隊(※1)の受援体制

※1 被災地の消防力のみでは対応困難な大規模・特殊な災害の発生に際して、必要に応じて災害活動を行う消防部隊。

○ 市は、消防組織の確立及び消防施設の強化拡充並びに消防相互応援体制の充実を図るとともに、実践的な訓練等を通じて、緊急消防援助隊の受援体制の整備に努める。

２ 消防用施設の整備

○ 市は、所掌する業務に応じ、災害時に地域における消防活動の拠点となる以下の施設の整備に努める。

- 消防団による避難誘導のための拠点施設
- 緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設
- 消防局又は消防署若しくはその出張所の庁舎のうち、耐震改修が必要であるもの又は津波対策の観点から移転が必要であるもの
- 消防の用に供する自家発電設備又は自家給油設備
- 地震災害時における救助活動等に係る機能強化を図るための消防用車両、航空機又は資機材
- 消防救急デジタル無線、高機能消防指令センター、消防用高所監視施設及びヘリコプターテレビ電送システム
- その他、地震災害等に対応するために特に必要と認められる消防用施設

3 火災の予防対策

○ 市、関係行政機関、関係事業所と住民等が一体となって火災予防の徹底を図る。

一般家庭において実施すべき対策	**＜液体燃料を使用する器具＞** ・ 地震等により容易に可燃物が落下するおそれがある場所では使用しない。 ・ 地震等により容易に転倒又は転落しないようにする。 **＜気体燃料を使用する器具＞** ・ 液体燃料における注意のほか、LP ガス容器は鎖等により転倒を防止するとともに、不使用時には容器バルブを閉止する。 ・ 都市ガスの屋内のガス元栓は不使用時には閉める。 **＜固体燃料を使用する器具＞** ・ 前記、液体燃料を使用する器具による。 **＜その他の器具＞** ・ 石油、ガス類その他の引火性、発火性物品の保管場所を検討し、転倒、落下により出火することのないようにする。
事業所等において実施すべき対策	**＜火気使用設備（器具）＞** ・ 一般家庭における対策に準じるほか、地震発生時の燃料供給を遮断し、出火危険を防止する。また、感震器と連動した燃料の自動遮断装置等の取付けを行う。 **＜出火の危険性のある物品の整理と管理＞** ・ 石油類、ガス類その他の引火性、発火性物品は、それぞれの性状に応じて保管、取扱い場所を検討し、転倒、落下等による出火防止措置を講じる。特に、地下室及び雑居ビルにおけるガス施設の点検の強化やガス漏れ警報設備の設置を行う。
消防法に定める危険物製造所等において実施すべき対策	・ 危険物施設及びその附帯設備については、「危険物製造所等の地震対策指針」（県監修）に基づき、必要な安全対策を促進する。 **＜製造所、一般取扱所＞** ・ タンクの元バルブは緊急時に閉める。また、継手部等における耐震性を調べ、必要に応じ改修する。 ・ 危険物収納容器は、転倒、落下防止措置を行い、危険物の流出を防止する。 **＜屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所＞** ・ タンクの元バルブは、緊急時に閉める。また、屋外タンク貯蔵所にあっては、必要に応じ防油堤を補強する。 **＜給油取扱所、地下タンク貯蔵所＞** ・ 危険物収納容器の整理を行うとともに、懸垂式給油設備等の地盤面上の配管内の危険物は、地下タンクに直ちに収納する措置を講ずる。

	＜その他の製造所等＞ ・ 危険物収納容器の転倒、落下防止措置を講ずる。特にガラス製容器の破損流出を防止する。
市が実施する指導	**＜一般家庭＞** ・「一般家庭において実施すべき対策」に定める事項を、自主防災組織、自治会等の団体を通じて指導する。 **＜事業所等＞** ・ 事業所が実施しなければならない事項について、各種団体を通じて指導するとともに、立入検査等により対策の徹底を図る。 **＜少量危険物貯蔵(取扱)所、指定可燃物貯蔵(取扱)所＞** ・ 浜松市火災予防条例(※2)に基づく措置及び地震発生時の出火防止のため危険物タンクその他の容器の転倒、転落等の防止措置を講じるよう指導する。 **＜消防法(※3)に定める危険物製造所等の施設＞** ・ 消防法に定める危険物製造所等において実施すべき対策に定める事項について、立入検査等により対策の徹底を図る。 **＜幹線避難路に近接して設置される危険物、高圧ガス(LP ガスを含む)施設＞** ・ 避難路の安全を確保するため必要な指導を行う。 **＜防災関連設備等＞** ・ 住民等に対して消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー等の普及に努める。 **＜その他の施設＞** ・ 県その他の機関の行う指導に協力する。 ・ 高圧ガス(LP ガスを含む。)を取扱う事業所における対策 ・ ガス事業法(※4)に定めるガス事業を行う事業所における対策 ・ 火薬類取締法(※5)に定める火薬類の製造を行う事業所における対策

※2 同条例第 30 条ほか

※3 同法第 10 条ほか

※4 同法第 157 条ほか

※5 同法第 28 条ほか

4 建築物等の耐震対策

○ 市、事業者、建築主等が一体となって、建築物等の耐震化を図る。

建築主等が実施すべき事項	・ 所有する建築物等の適正な維持管理に努め、必要に応じて耐震診断及び耐震改修を実施する。
ライフライン事業者及び施設管理者が実施すべき事項	・ ライフライン関連施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、非常用電源の確保、拠点の分散等による代替性を確保する。 ・ 災害拠点病院等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を図る。 ・ ライフライン収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を進める。

市が実施すべき事項	浜松市耐震改修促進計画に基づき、以下の通り、耐震診断、耐震改修を計画的に推進する。 ≪耐震診断及び耐震改修の指導等≫ ・昭和 56 年 5 月以前の建築物の所有者等に対し、耐震診断、耐震改修の実施について指導助言を実施 ≪耐震化施策の推進≫ ・浜松市プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業により、昭和 56 年 5 月以前の建築物の耐震診断、耐震補強及び耐風改修工事等の実施を促進 ≪安心して耐震改修を行うことができる環境の整備≫ ・建築物等の耐震対策等の相談に応じる市の建築相談窓口を設置 ・ 施工事業者の登録制度を導入するなど専門技術者の体制整備を図る。 ≪その他の安全対策の促進≫ ・耐震化による対策が困難な住宅については、耐震シェルターや防災ベッドの設置など、耐震化以外の命を守る対策の実施を促進する。 ・ブロック塀等撤去改善事業を実施するほか、避難路(※6)沿いのブロック塀等の所有者等へ撤去、改善や危険なブロック塀等を把握するための点検の実施の啓発指導等を実施 ・家具転倒防止事業(※7)を実施するほか、家具等の転倒防止の啓発指導等を実施 ・家庭内の窓ガラス、家具のガラス等の安全対策の啓発指導等を実施 市が所有する建築物について、以下の対策を講じる。 ≪耐震性の公表≫ 耐震診断及び耐震補強の結果に基づき耐震性能を公表 ≪システム機器の安全対策≫ サーバ等システム機器は、機器の転倒、移動及び振動防止のため、免震床、転倒防止器具等による対策を実施(※8)

※6 浜松市耐震改修促進計画で定める安全上重要な避難路。

※7 家具の固定作業が困難な高齢者や障がいのある人のみの世帯等を対象に家具の固定に係る作業代を補助する。

※8 浜松市情報セキュリティポリシー・対策基準(市情報システム課)に基づく。

5 被災建築物等に対する安全対策

○ 市は静岡県地震対策推進条例(※9)に基づき、地震被災建築物の応急危険度判定を円滑に実施するための体制を整備するとともに、住民に対する啓発を行う。

※9 静岡県地震対策推進条例/資料編 22-2

6 災害区域の指定

○ 市長又は県知事は、地震、津波等により著しい危険が生ずるおそれのある区域を、必要に応じて、建築基準法第 39 条に基づき災害危険区域に指定する。

指定の目的	災害から住民の生命を守るために、危険の著しい区域を指定して、住居の用に供する建築物の建築の禁止、その他建築物の建築に関する制限を定める。
指定の方法	条例により区域を指定し、周知する。

7 落下倒壊危険物対策

○ 地震の発生により道路上及び道路周辺の構築物等が落下、倒壊することによる被害を予防するため、また、特に避難路、緊急輸送路を確保するため、当該構築物等の設置者、所有者、管理者等は、点検、補修、補強を行う。

○ 市は、当該構築物等の設置者等に対し、必要な措置等を実施するよう指導する。

物 件 名	措　　置　　等
横断歩道橋	・ 施設の点検を行い、落橋防止を図り、道路の安全の確保に努める。
枯死した街路樹等	・ 樹木除去等適切な管理措置を講ずるよう努める。
アーケード バス停上屋等	・ 新設については、安全性を厳密に審査する。既存のものは、各施設管理者による点検、補強等を進める。設置者又は管理者は、これらの対策･措置に努める。
看板、広告物	・ 許可及び許可の更新に際し、安全管理の実施を許可条件とする。 ・ 許可の更新時期に至っていないものについては、関係者の協力を求め安全性の向上を図る ・ 設置者又は管理者は、許可条件を遵守するとともに、安全性の向上に努める。
道路標識図 街路灯	・ 施設の点検を行い、速やかに改善し、危険の防止を図る。 ・ 施設の点検を行い、倒壊等の防止を図る。
ブロック塀	・ 既存のブロック塀の危険度を点検し、危険なものについては、撤去･改善等をする。 ・ 新設するものについては、安全な塀を設置する。
天　井	・ 脱落防止等の落下物対策を図る。
ガラス窓等	・ 破損落下により通行人に危害を及ぼさないよう措置する。
自動販売機	・ 転倒により道路の通行等に安全上支障が無いよう設置する。
樹木、煙突	・ 倒壊のおそれがあるもの、不要なものは除去に努める。

8 危険予想地域における災害の予防

○ 市は、下記の事項及び県が作成する「大規模地震対策『避難計画策定指針』」に留意して、避難計画の策定に努める。

要避難地区の指定	・「本編 第１章 第１節 １ 第４次地震被害想定」の結果等による家屋、人口の密集度、地質、がけ崩れ、津波等からみた危険度から判断して、広範囲に災害が発生するおそれが高く、人命に危険があり、避難対策を推進する必要がある地区を要避難地区(※10)として指定する。
避難対象地区の指定	・ 要避難地区のうち警戒宣言発令時の対象とする地域として、津波の浸水及び山･がけ崩れの発生の危険が予測される地域を避難対象地区(※11)として指定する。
災害予防措置	・ 要避難地区の実情に応じ、緊急避難場所、幹線避難路及び津波緊急避難場所を設定し、避難に関する留意事項等を住民に周知する。 ・ 避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等が協力しながら、平時からこれらの者に係る避難誘導体制の整備に努める。 **＜緊急避難場所＞** ・ 小･中学校等の公共施設を利用して、災害種別に応じて、緊急的に身の安全を確保するための避難場所として設置する。場所により、情報伝達、応急救護の機能を持たせる。 ・ 大学、高校、公園、緑地、広場等のオープンスペースを利用し、地震後発生する延焼火災から生命の安全を確保するため、周辺地区の避難者を受入れる。また、救援･情報活動等の拠点として機能させる。 **＜避難路＞** ・ 一時、避難していた緊急避難場所からより安全な緊急避難場所まで必要に応じて住民等を迅速に避難させるための道路を選定し、国･県の基準に適合する道路を幹線避難路(※12)として順次指定する。 ・ 緊急避難場所までの経路は、住民の自主判断若しくは自主防災組織ごとに定める。 ・ 山･がけ崩れ、津波危険予想地域の住民等に対し、当該災害による危険性を周知するなど啓発に努めるほか必要な対策を講じる。 **＜山･がけ崩れ危険予想地域(※13)＞** ・ 山･がけ崩れのおそれのある箇所について、地域住民への土砂災害危険箇所図の配布等により、当該地域の危険性を広報す

※10 要避難地区町別人口・面積/資料編 4-9

※11 避難対象地区/資料編 4-10 及び 4-11

※12 幹線避難路/資料編 15-3

※13 避難対象地区（山・がけ崩れ危険予想地域）/資料編 4-10

	る。 ・ がけ崩れの発生を監視するため、必要に応じ危険箇所を巡視、点検をする。危険箇所及びその周辺の住民に対し、がけの崩壊につながる行為の禁止を周知する。 **＜津波緊急避難施設(※14)＞** ・ 市は、突発地震に備え、建物所有者の協力を得て津波から逃れるための津波避難ビルなどの津波避難施設の確保に努めるとともに、避難行動要支援者の避難誘導体制を整備する。 **＜ため池＞** ・ ため池による洪水危険の認識を深めるため、危険が想定されるため池についてはハザードマップを作成し、地域住民に周知する。
避難所の指定	・ 市長は、要避難地区の状況に応じ、災害によって居住場所を確保できなくなった者の一時的な生活支援のため、避難所を指定する。

※14 緊急避難場所（津波避難場所）/資料編 15-2

9 被災者の救出活動対策

○ 建物の倒壊による被災者等に対する救出活動が迅速的確に行えるよう、平時から次の措置を行う。

市が実施すべき事項	① 自主防災組織、事業所及び住民に対する相互扶助による救出･避難活動についての意識啓発 ② 自主防災組織の救出活動用資機材の配備の促進 ③ 救出技術の提供、救出活動の指導 ④ 大規模･特殊災害に対応するため、高度な技術･資機材等を有する救助隊の整備の促進
自主防災組織、事業所等が実施すべき事項	① 救出技術、救出活動の習得 ② 救出活動用資機材の点検及び訓練の実施 ③ 地域における自主防災組織と事業所等との連携体制の確立と訓練の実施

10 要配慮者の支援

○ 要配慮者に対し、その援護が必要な内容、程度等に応じ、迅速で的確な避難者の支援を実施するための体制(※15)を整備する。

※15「共通対策編 第2章 第12節 要配慮者支援計画」による。

11 生活の確保

○ 南海トラフ地震臨時情報発表期間が長期化した場合及び地震が発生した場合の生活を確保するため、平時から次の対策を進める。

食料及び 生活必需品の確保	・ 各家庭での備蓄を基本に対策を講ずる。 ① 市が事前に準備する事項 ・ 静岡県第 4 次地震被害想定、各種の調査等を基礎に、調達が必要な緊急物資の品目及び必要量を定める。 ・ 緊急物資調達先は、協定締結先のほか、市内の食品業者等により調達する。 ・ 市内における緊急物資の調達可能量を調査する。 ・ 緊急物資の調達、配分方法を策定する。 ・ 応急復旧資材の調達計画を策定する。 ・ 事業所等との緊急物資の調達に関する応援協定を締結する。 ・ 緊急物資及び応援物資の集積場(※16)を定める。 ・ 市内で調達できない緊急物資については県の協力を得て調達の準備をする。 ・ 被災住民や旅行者等に対する食料の最低限の備蓄を行い、生活必需品については市民にその備蓄を促す。 ・ 給食計画を作成する。 ・ 全ての避難所に携帯トイレ等を備蓄する。 ② 市民が実施すべき事項 市は、緊急物資の備蓄等について市民に対し広報を通じて呼びかける。 **＜緊急物資の備蓄＞** ・ 米、乾パン、乾メン、粉ミルク、漬物、つくだに、缶詰、調味料等(1 週間分程度)、テント、寝具(毛布、寝袋等) **＜非常持出品(※17)の準備＞** ・ 準備すべきもの 長期保存可能な食料 7 日分(※18)及び飲料水、救急薬品、懐中電灯、携帯ラジオ、衣類、タオル、マッチ、携帯トイレ、トイレットペーパー、石けん、ビニール袋、食器類、貴重品(※19)など ・ 必要により準備すべきもの 燃料、工具、常備薬等 ・ 準備することが望ましいもの 毛布(保温シートを含む) **＜緊急物資共同備蓄の推進＞** ・ 地域の自主防災活動に必要な担架、医薬品、拡声器、トラン

※16 広域物資輸送拠点・物資集積場予定地/資料 14-4

※17 非常持出品の内容は、地域の危険度、避難距離、家族構成等により異なる。
※18 うち 3 日分は非常持出できるように備蓄
※19 個人の判断による

	シーバー、自家発電装置等を地域で装備するよう自主防災組織に働きかける。
飲料水の確保	① 市が実施すべき事項 ・ 浄水機等の非常用給水資機材(※20)を維持管理整備するとともに、飲料水専用耐震性貯水槽(※21)を設置する。 ・ 市民に対し、飲料水の備蓄･応急給水に関する啓発を行う。 ・（社）日本水道協会、19 大都市水道局、浜松市水道組合連合会との協力体制を確立する。 ・ 復旧資機材の備蓄を行う。 ② 市民が実施すべき事項 **＜一般家庭における飲料水の備蓄＞** ・ 飲料水の備蓄には衛生的で衝撃に強い容器を使用し、1 人 1 日 3L を基準として世帯人員の 7 日分を目標に飲料水を確保する。 **＜自主防災組織を中心とする飲料水の確保＞** ・ 応急給水を円滑に実施するため、給水班を編成する。 ・ 非常時に利用する井戸、貯水槽等を確認し、水質検査を実施する。 ・ 浄水器、給水ポンプ、水槽、ポリタンク、燃料等の応急給水に必要となる資機材を整備する。
燃料の確保	① 市が実施すべき事項 ・「共通対策編　第2章　第16節　重要施設･ライフラインの機能確保等に関する計画」に準じる。 ② 市民が実施すべき事項 ・ 自動車へのこまめな満タン給油を行う。
医療救護	① 市が実施すべき事項 ・ 直接地域住民の生命、健康を守るため、市医療救護計画を策定し、大規模災害時に地域住民の協力の下、医療救護活動を実施する。 ・ 大規模災害時に医療救護活動が実施可能な救護病院を指定し、その機能が十分発揮できるよう、施設、設備、運営体制を整備する。 ・ 医療救護用の資機材の備蓄及び調達の計画を作成する。 ・ 救護班(※22)の要請、重症患者の広域医療搬送等の対応策を作成する。 ・ 市民トリアージの普及を図る。 ② 市民が実施すべき事項 ・ 軽度の傷病については、自ら手当を行える程度の医薬品を準備するとともに、自己及び助け合いにより処置する。

※20 給水資機材/資料 18-1
※21 飲料水専用耐震性貯水槽/資料 18-2

※22 DMAT、DPAT 災害支援ナース等医療チーム

	・ 医療救護を受けるまでの応急処置及び救護看護技術を習得する。 ・ 献血者登録に協力する。 ③ 自主防災組織が中心となって実施すべき事項 ・ 応急救護活動を行う救出・救護班を編成する。 ・ 消防、医療関係団体等の協力を得て、患者搬送法(重症患者の判別法を含む。)、応急処置及び救急救護技術を習得する。 ・ 担架、救急医療セット等の応急救護資機材等を整備する。
廃棄物処理	・ 発災後の廃棄物(※23)の処理を適切に行うため、次の対策を講じる。 ① 市が実施すべき事項 ・ 浜松市災害廃棄物処理計画等の見直し ・ 災害協定締結先との避難所等のごみ・し尿の収集運搬に関する協議及び連絡体制の整備 ・ 災害廃棄物の処理体制の整備及び仮置場・仮設処理施設の候補地の選定 ・ 災害時における廃棄物の出し方に関する市民周知 ② 市民が実施すべき事項 ・ し尿等の自家処理に必要な器具・用具を準備 ・ 自主防災活動の一環として、避難所等におけるごみ・し尿の排出方法の検討
保健衛生	・ 市が実施すべき事項 ① 防疫実施計画の作成 ② 市民が行う防疫活動の指導 ③ 避難所等における健康支援活動に係る体制整備
避難所等の資機材の整備	・ 避難所等に防災倉庫を設置し、必要な防災資機材(※24)を整備する。
通信の確保	・ NTT 西日本(株)は、南海トラフ地震臨時情報発表時における避難住民の電話通話を確保するため、協議の上決定した、市指定の避難所へ特設公衆電話機を事前設置(※25)する。
緊急情報放送システムの活用	・ 市は、浜松エフエム放送(株)と連携し、地震災害時等に市域に密着した情報を定期的に提供する。
応急住宅	① 市は、建設型応急住宅の建設可能敷地を調査し、配置計画等を作成するなど、あらかじめ供給体制を整備する。 ② 市は、必要に応じ県が借上げた民間賃貸住宅を賃貸型応急住宅として活用することを周知し、災害時に迅速に斡旋できるよう、あらかじめ体制を整備する。 ③ 市は、災害時における被災者用の一時的な住居として利用可能な市営住宅の空家把握に努め、災害時に迅速に対応できるよ

※23 ごみ・し尿・がれき類等

※24 避難所の備蓄品/資料編 14-2、広域防災倉庫の備蓄品/同 14-3

※25 特設公衆電話機/資料 8-1

	う、あらかじめ体制を整備する。また、県営住宅等の管理者との協力体制も整備する。

12 緊急輸送活動体制の整備

○ 県は、被災地へのアクセスや人員・重症患者・物資・燃料等の輸送が迅速かつ円滑に行われるよう、緊急輸送ルート(※26)を事前に定めておく。

○ 県は、災害発生時の緊急輸送活動を実施するために必要な道路として、緊急輸送路を指定する。

○ 市は、災害時の緊急輸送活動のために多重化や代替性を考慮しつつ確保すべき輸送施設及び輸送拠点について把握する。

○ 道路管理者及び漁港管理者は、発災後の道路又は漁港の障害物除去、応急復旧等を迅速に行うため、あらかじめ応急復旧計画の策定に努める。

○ 緊急輸送が円滑に実施されるようあらかじめ輸送業者と協定を締結するなど体制の整備に努める。

○ 復旧に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努める。

○ 災害時に緊急輸送ルートや避難路の通行を確保するため、安全性・信頼性の高い道路整備の他、障害となる可能性がある沿道建築物等の耐震化を促進する。

※26 静岡県広域受援計画に定める、発災後における被災地及び拠点・施設等への進出経路。

13 公共土木施設等の応急復旧

○ 市は、所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うために、あらかじめ体制・資機材の整備に努める。

○ 人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制を強化する。

14 文化財等の耐震対策

○ 文化財建築物、記念物のうち不動産にあたる文化財、文化財所蔵施設の所有者・管理者等は、その耐震性の向上並びに地震による人的被害を防止するための安全性の確保に努める。

○ 有形文化財のうち彫刻や絵画等の美術工芸品の所有者・管理者等は、転倒防止・落下防止など安全性の確保に努める。

15 救援・救護のための標示

○ 市は、ヘリコプター等による空からの救援・救護活動を迅速かつ的確に行うため、小学校等の公共建物の屋上への番号標示(※27)に努める。

○ 市は、孤立するおそれがある地域について無線施設等の整備を推進する。

※27 公共建物番号標示/資料 11-6

16 情報システムの整備

○ 災害時において情報を迅速かつ的確に把握し、的確な防災対策を実施できるよう情報システムの高度化及び多重化に努める。

○ 情報のネットワーク化を推進し、関係機関の利用促進を図る。

第５節　　災害時避難行動要支援者支援計画

【災害対策本部事務局、健康福祉部、区本部】

○「共通対策編 第 3 章災害応急対策計画 第 11 節災害時避難行動要支援者の避難支援」に準ずる。

第６節　　津波災害予防対策の推進

【災害対策本部事務局、健康福祉部（医療担当・保健所）、環境部、学校教育部】

○ 南海トラフ地震等の発生時には、地震災害とともに津波による複合災害が懸念される。このような場合に市民が迅速かつ的確に避難するためには、津波の知識の普及、避難の対策等の平時の予防対策が必要である。

○ 市は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画の策定に努めるとともに、短時間で避難が可能となるよう計画的な避難施設の整備、民間施設の活用など、リスク軽減対策を講じながら、災害に強いまちの形成を図るものとする。

○ 市は、石油コンビナート等の危険物施設等、火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設、ボイラー施設等について、最大クラスの津波を含む津波の被害を軽減するための対策の強化、護岸等の耐津波性能の向上、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的実施等を促進するものとする。

○ 市は、地域防災計画、都市計画マスタープラン、立地適正化計画等の作成に当たり、津波防災の観点を踏まえ、検討段階から共同で取り組むなど、計画相互の有機的な連携を図るものとする。

○ 本節に記載のない事項については、第 4 節地震災害予防対策の推進に準じる。

○ 浜松市津波防災地域づくり推進計画に基づき、各推進施策（アクション）を計画的に推進する。

1 津波防災地域づくり推進計画

計画の理念	・ 本計画は、津波災害を対象とした計画であり、理念として「自助・共助と公助の連携により、津波災害から市民の生命・財産及び産業基盤を守り、安心して暮らすことができる魅力あるまちを目指す」を掲げる。
推進計画区域	・「第 4 次地震被害想定に基づく南海トラフ巨大地震（レベル 2）の津波浸水想定区域」と「安政東海地震における推定津波浸水域」に該当する区域とする。
土地利用	・ 津波浸水想定を踏まえつつ、地域の土地利用状況や社会情勢の変化を考慮し、総合計画及び都市計画マスタープランで示す将来都市構造や土地利用の方針に反映させた上で、安心安全な市民生活の実現に向けた地域づくりを進める。
目標と基本方針	・ 津波防災地域づくりの 3 つの目標に対応した以下の 9 つの基本方針で構成し、推進施策を今後、30 年間で実施する。

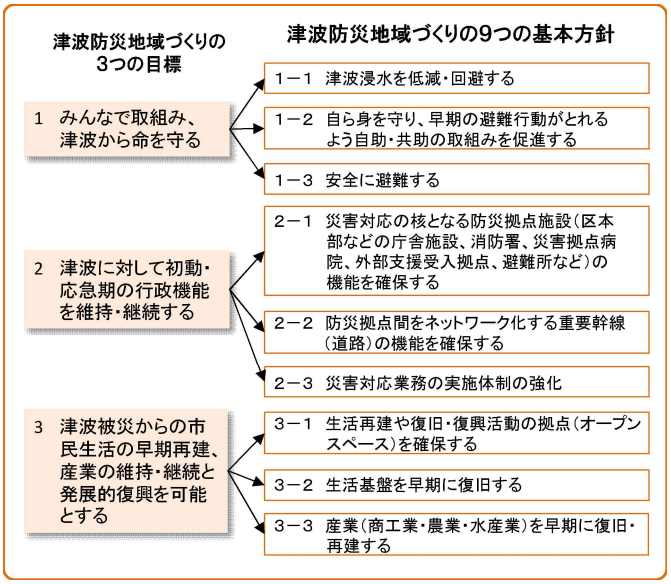

2 津波に関する知識の啓発

市民に対する津波の知識の啓発	・市は、津波発生時に、市民が的確な判断に基づき行動できるよう、津波についての正しい知識、防災対応について啓発する。 ・3 月 11 日を含む 10 日間を津波対策推進旬間と定めるほか、11 月 5 日を津波防災の日として、津波からの避難や突然地震が発生した場合の対応など、家庭での対策を中心に啓発活動を重点的に実施する。 ・自主防災組織の積極的な活用を図るとともに、地域コミュニティでの防災に関する教育の普及促進を図る。 ・市は、赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）による津波警報等の視覚的な伝達の実効性を高めるため、国等の関係機関と連携し、普及啓発を図る。 ① 一般的な啓発 **＜啓発・知識の内容＞** ・市の地形的特性 ・津波に関する基礎的な知識 ・過去の津波被害、災害史 ・津波警報等津波に関する情報発表時の行動指針 ・地域、事業所等における自主的な防災活動と連携の重要性 ・避難対策に関する知識 ・防災関係機関等が講ずる災害応急対策 ・津波危険予想地域に関する認識 ・避難行動要支援者に関する配慮

	＜手段･方法＞ ・ パンフレット、インターネット、報道機関等を活用して知識の普及を図る。 ・ 津波知識の普及を図るため、自主防災組織等が主催する津波防災に関する研修会･講座等に積極的に参加するとともに、講演会等を開催する。 ・ 地域の災害図上訓練(DIG 訓練)及び避難訓練を実施し、地震後の速やかな避難方法等を体得する。
生徒等に対する教育	・ 市及び市教育委員会は、学校等に対し、生徒等に対する津波防災教育の指針(※1)を示し、その実施を指導する。 ・ 市は県が、私立学校等に地震及び津波防災教育を実施する際に連携を図る。 ・ 学校等は、地域の特徴や過去の津波の教訓等について、市の防災担当課と連携し、継続的な防災教育に努める。 ・ 学校等は、生徒等に対して自らの安全を確保するための判断力や行動力の育成、生命の尊重や地域の安全のために貢献する心の育成、津波防災に関する知識･理解を深める学習等の指導を、教育活動の全体を通して実践する。 ・ 学校等における津波防災訓練の充実を図る。
防災関係機関	・ 東海旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)、NTT 西日本（株)、中日本高速道路(株)、中部電力パワーグリッド(株)、サーラエナジー（株）等の防災関係機関は、それぞれの業務に伴う津波防災対策、津波災害時の応急対策を進めるとともに、利用者が対応する事項等について広報を行う。

※1 静岡県安全教育目標、浜松市立小中学校･幼稚園防災対策基準等

3 危険予想地域における災害の予防

避難対象地区の指定	・ 静岡県第 4 次地震被害想定(※2)等による津波災害の危険度から判断して、広範囲に災害が発生するおそれが大きく、人命に危険があり、避難対策を推進する必要がある地区、警戒宣言発令時に津波の浸水が予測される地域を、避難対象地区(※3)として指定する。この避難対象地区は、後述の津波危険予想地域や浜松市津波防災地域づくり推進計画の推進計画区域と同義である。
災害予防措置	① 避難対象地区の実情に応じ、津波避難施設を設定し、平時から避難に関する留意事項等を住民に周知する。 ② 市は、浜松市津波防災地域づくり推進計画の推進計画区域において、津波避難施設の整備等の災害予防を講ずる。 **＜避難対象区域(津波危険予想地域、推進計画区域)(※4)＞** ・ 市は、当該地域の住民、船舶等に対して津波の危険や津波注意

※2 第1章第1節による。

※3 避難対象地区（津波危険予想地域)/資料 4-11

※4 避難対象地区（津波危険予想地域)/資料 4-11

	報･警報、避難指示（緊急）の意義、避難方法等の周知に努める。 ・ 海面監視所の設置(※5) 津波来襲に備え、地震発生後直ちに海面の異常を観測することができるよう海面監視所を設置し、観測器の整備、緊急連絡用の防災無線機配備、突発地震にも即応可能な監視体制の維持強化の対策に努める。 ・ 津波警告標示板の設置 突発地震による津波来襲に備え、海岸線等における避難対策の万全を期する。 ・ 防災行政無線（同報系）の設置 突発地震等による津波来襲に備え、地域住民の安全確保を図る。 **＜津波避難ビルの指定(※6)＞** ・ 市は、以下の基準に適合する建築物について、その所有者等の同意を得て津波避難ビルとして指定する。 ・ 構造は、鉄筋コンクリート（RC）又は鉄骨鉄筋コンクリート（SRC）、階数は 3 階以上であること。(※7) ・ 耐震性は、昭和 56 年 6 月に改正された建築基準法施行令のいわゆる新耐震設計基準に適合していること、又は耐震診断によって耐震安全性が確認されていること。

※5 津波監視カメラ設置個所（2 か所）西部清掃工場、今切団地

※6 緊急避難場所（津波避難場所）/資料 15-2

※7「津波避難ビル等に係るガイドライン」(平成 17 年 6 月内閣府)、「避難計画策定指針」(平成 21 年 3 月 24 改定静岡県)に準拠。

4 被災者の救出活動対策

○ 津波による被災者等に対する救出活動が迅速かつ的確に行えるよう、平時から次の措置を行う。

市が実施すべき事項	・ 自主防災組織、事業所など地域における相互扶助による避難活動についての意識啓発
自主防災組織、事業所等が実施すべき事項	・ 津波避難施設等の確認及び住民への周知 ・ 津波避難施設等までの避難経路の検討及び訓練の実施 ・ 地域における自主防災組織と事業所等との連携体制の確立と訓練の実施

5 要配慮者の支援

○ 要配慮者に対し、その要援護の内容、程度等に応じ、迅速で的確な支援を実施するため、自治会、自主防災組織等の地域コミュニティが主体となり連携して対応する。

6 生活の確保

○ 南海トラフ地震臨時情報発表期間が長期化した場合及び津波が発生した場合の生活を確保するため、平時から次の措置を行う。

（1）食料及び生活必需品の確保

○ 津波の避難対象地区においては、備蓄場所の再検討を行う。

（2）医療救護

○ 津波被害の発生が予測される地域においては、津波注意報の解除などの状況を見て活動を実施する。

（3）廃棄物処理活動

○ 発災後の廃棄物（ごみ・し尿）の処理を適切に行うため、市は、津波による災害廃棄物が一時期かつ膨大に発生することを踏まえ、地域性を考慮して、災害時に発生する災害廃棄物の処理体制の整備及び仮置場・仮設処理施設の候補地を公有地等から選定する。

7 防疫対策

○ 市は、感染症・伝染病のおそれが考えられる事項について対応策を事前に整備する。

第３章　地震防災施設緊急整備計画

○ 地震対策緊急整備事業(※1)、地震防災緊急事業(※2)、津波避難対策緊急事業(※3)及びその他の地震対策事業により、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の方針を示す。

※1「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第63号)」に基づき作成。
※2「地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)」に基づき作成。
※3「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)」に基づき作成。

第１節　地震防災施設整備指針

【災害対策本部事務局、消防局、健康福祉部(医療担当・保健所)、健康福祉部、市民部、産業部、都市整備部、土木部、上下水道部、学校管理部】

○ 東海地震等による災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を、整合性を図りながら総合的に行い、地震に強いまちづくりを進める。

＜目的＞

・ 多数の人的被害が発生するおそれがある地域の被害要因をあらかじめ除去又は軽減する。
・ 地震発生後の被災地域住民等の生活を確保する。
・ 地震発生後の混乱を緩和し、救援活動を中心とする災害応急対策を確保する。

１ 防災業務施設の整備

消防用施設の整備及び消火用水対策	・ 地震発生後に予想される火災に備え、多様な災害にも対応する消防車両、耐震性を有する消防水利、可搬式動力ポンプ等の消防用施設等の整備を図る。 ・ 河川、農業用排水施設等の流水を消火活動に活用するなど、多角的な水源の確保に必要な施設の整備を図る。
通信施設及び情報処理体制の整備	・ 地震発生時及び警戒宣言発令時に予想される電話のふくそう、途絶に対応する情報体制の整備を図る。 ・ このため、防災関係機関が災害情報等を迅速かつ的確に把握し、防災対策を円滑に実施するために必要な無線通信施設を整備するとともに、地域衛星通信ネットワークと市防災行政無線を接続するなど、災害情報等を瞬時に伝達するシステムの構築に努める。 ・ 情報を集約、分析するための情報システムの高度化を図る。

	・ 住民等の混乱を防止し、生活を支援するための情報提供システムの整備を図る。

2 地域の防災構造化

避難地の整備	・ 既成市街地の区域及びその周辺の地域において、避難困難地区の解消、避難者の受入れ能力の強化等のため、避難地の整備を図る。
避難路の整備	・ 幹線避難路等、市長が指定する避難路について、所要避難時間の短縮、避難有効幅員の拡大、避難路の安全性の向上等の避難の円滑化を図る。
消防活動用道路の整備	・ 人口密集地等で人家が連担し、それに比して道路が十分整備されていないため、十分な消防活動を行うことができないおそれがある区域について、道路の拡幅、直線化等により消防活動の円滑化を図る。
共同溝、電線共同溝等の整備	・ 災害時におけるライフライン機能の確保のため、共同溝、電線共同溝等の電線、水道管等の公益物件を収容するための施設について、各事業者及び地域と調整を行いつつ整備を図る。
老朽住宅密集市街地の地震防災対策	・ 建物の倒壊や延焼火災の危険性が高い老朽住宅密集市街地の解消のため、市街地の面的な整備、建築物の耐震、不燃化等により地震に強い都市構造の形成を図る。

3 緊急輸送路の整備

道路の整備	・ 緊急輸送ルートの確保を早期に図るため、安全性、信頼性の高い道路網の整備に努める。 ・ 発災時に予想される陸路の寸断に備え、緊急輸送のためにルートの多重化や代替性を考慮し、海路、空路を含めた緊急輸送ネットワークを構築する。 ・ 市の防災上重要な拠点と県が指定した緊急輸送路とを連絡する道路を整備し、事前に交通障害の防止又は軽減措置を図る。
港湾･漁港施設の整備	・ 人員、緊急物資、復旧用資機材等の輸送の機能を確保するために、耐震強化岸壁等の整備を図る。
防災ヘリポートの整備	・ 緊急輸送、救援活動等において空路を有効に利用するために防災ヘリポート及びその付帯設備の整備を図る。

4 防災上重要な建物の整備

医療救護施設の整備	・ 在院患者の安全と医療救護機能を維持するために必要な病院施設の耐震化を促進する。
社会福祉施設の整備	・ 社会福祉施設の入所者等を地震災害から守るため施設の耐震化を図る。

学校等施設の整備	・ 生徒等の生命の安全を確保するとともに、円滑な避難等の災害応急対策を実施するため、学校等の施設の保全に努める(※1)。
不特定多数が利用する公的建物の整備	・ 文化施設、集会施設、スポーツ･レクリエーション施設等の不特定多数の者が利用する公共施設の耐震化を図る。
庁舎、消防施設等の整備	・ 庁舎、消防施設、緊急物資集積場所に指定されている施設等の災害対策の拠点となる施設の耐震化を図る。
地域防災拠点施設	・ 地震発生時に地域の防災活動を円滑に実施するため、また、平時には防災に関する広報･訓練を実施するための拠点となる施設の整備を図る。 ・ 地震災害時に災害応急対策及び応急復旧工事の拠点として、駐車場、広場等のオープンスペースの整備を図る。

※1 通常の学校等運営において保全には努めるが、施設の拡充･新規整備等は検討を要する。

5 災害防止事業

山崩れ、地すべり等の防止	・ 地震による災害の発生を防止するため、土砂災害警戒区域（土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊）･保安林等について、管理者は防災施設の整備を図る。 ・ ため池等の破壊及び貯水の溢水による被害を防止するために、耐震補強を行う。
津波による災害の防止	・ 津波により著しい被害が生じるおそれがある地域における住民の生命･身体･財産を保護し、避難の円滑化を図るため、津波対策範囲の河川･海岸･漁港施設の津波対策の整備促進を図る。

6 災害応急対策用施設等の整備

飲料水･電源等を確保するための施設又は設備の整備	・ 飲料水を確保するため、配水池等の水道施設の耐震化並びに緊急遮断弁及び非常用電源の整備を図る。 ・ 応急対策、避難対策などの拠点施設等に飲料水･電源等を確保するための施設･設備、及びトイレ施設の整備を図る。
備蓄倉庫の整備	・ 食料、生活必需品等の物資及び防災資機材の備蓄のための備蓄倉庫の整備を図る。
応急救護設備等の整備	・ 負傷者の応急救護等の救護機能を確保･強化するため、救護設備その他の応急的な措置に必要な設備又は資機材の整備を図る。
緊急輸送用車両等の整備	・ 緊急輸送及び情報収集を迅速に行うため、車両及び航空機の整備を図る。

第２節　　地震対策緊急整備事業計画

【災害対策本部事務局、消防局、健康福祉部（医療担当・保健所）、健康福祉部、市民部、都市整備部、土木部】

○ 東海地震による災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等について、地震対策緊急整備事業(※1)を実施する。

○ 事業の実施期間は、昭和 55 年度から令和 11 年度までの 50 年間である。

※1 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律に基づき作成。

１ 防災業務施設の整備

消防用施設の整備	・ 事業の目的 地震発生後に予想される火災に備え、耐震性を有する消防水利、可搬式動力ポンプ等の整備を図る。 ・ 整備の基準 消防水利の基準に基づき、市街地等に耐震性を有する消防水利を整備するとともに、自主防災組織に可搬式動力ポンプを順次貸与し、初期消火力の強化を図る。
通信施設の整備	・ 事業の目的 地震発生時は、電話の集中による使用不能、施設の被害による途絶が予想されることから、情報の収集･伝達を円滑に実施するために必要な無線通信施設を整備する。 ・ 整備の水準 情報の収集･伝達を的確に実施するため、津波危険予想地域、山･がけ崩れ危険予想地域等を優先して無線通信施設を整備する。

２ 避難地・避難路の整備

避難地の整備	・ 事業の目的 地震火災時に周辺地域から避難者を受入れ、市街地大火から被災者の生命の安全確保を図るため、避難地を整備する。また、被災避難住民の最終避難場所としての防災上の機能を確保する。 ・ 整備の水準 要避難地区(※2)の近接を原則として、面積 10ha 以上の公共空地で、避難距離 2km 以内、避難圏域内の最大人口が受入れ可能人員を超えない避難地を確保することを目標に整備する。
避難路の整備	・ 事業の目的 避難地に通じる道路であって、避難圏域内の住民を当該避難地に迅速かつ安全に避難させるため、避難路の整備を図る。 ・ 整備の水準 要避難地区内で避難地へ通じる避難路のうち、安全確保のため特に必要と認められる道路について、幅員を 15m 以上に改良する。

※2 要避難地区町別人口・面積/資料編 4-9

3 緊急輸送路の整備

道路の整備	・事業の目的 緊急輸送路として県が指定した第1次緊急輸送路(※3)、第2次緊急輸送路(※4)及び第 3 次緊急輸送路(※5)について、人員･物資の輸送に支障のないようにする。 ・整備の水準 第1次、第2次、第3次緊急輸送路について、南海トラフ地震により大きな被害が予想され、緊急に対策を必要とする箇所(トンネル、盛土、切土、落石危険箇所、崩壊危険箇所等)の改良、災害防除及び橋梁の整備を行う。
漁港の整備	・事業の目的 緊急輸送路として、舞阪漁港を他の防災港との中継地とし、人員･物資の輸送に活用できるようにする。 ・整備の水準 地震により想定される推定波高等を考慮して、係留施設を整備する。

※3 高規格幹線道路、一般国道等広域的な重要道路及びアクセス道路で、輸送の骨格をなす道路。
※4 第 1 次緊急輸送路と重要な指定拠点とを連絡する道路。
※5 第1次又は第2次緊急輸送路と指定拠点とを連絡する道路。

4 防災上重要な建物の整備

医療救護施設の整備	・事業の目的 発災時における在院患者の安全と発災後の医療救護機能を維持する。 ・整備の水準 病院、診療所、救護所等が連携し、医療救護活動を迅速、的確に実施できるよう体制づくりを進める。また、医療救護活動の拠点となる公的医療機関は、整備の必要性が高いため、積極的に耐震化を促進する。
社会福祉施設の整備	・事業の目的 社会福祉施設の入所者等で自力による避難が困難な者等を地震災害から守る。 ・整備の水準 耐震診断の結果により改築、補強を行う。

5 災害の防止事業

山崩れ、地すべり等の防止	・事業の目的 地震防災応急対策及び災害応急対策を円滑に実施するため、地震により災害の発生が予想される土砂災害警戒区域(土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊)について、整備を促進する。 ・整備の水準

	＜急傾斜地崩壊対策事業＞ ・ 本市の急傾斜地崩壊危険区域指定箇所(※6)は、百数十箇所あるが、この中には県事業としての採択基準（高さ 10m 以上の自然がけ）に満たない地区もある。 ・ これらの県事業採択基準に満たない、がけ高 5～10m 未満の地区の施設については、市単独事業での施工を図るとともに、未指定地区の指定を目指し、事業の一層の促進を図る。 **＜がけ地近接危険住宅移転事業＞** ・ 急傾斜地崩壊地区の指定が早急にできない地区や指定基準を満たさない地区の家屋については、安全な土地への家屋移転を促す。 ・ 関係者に土砂崩壊の危険と家屋移転の必要性の理解を求め、移転を促進する。
津波対策	・ 事業の目的 津波により著しい被害が生ずるおそれがある地域における住民の生命･身体･財産を保護し、避難の安全を確保する。 ・ 整備の水準 人口が集中した後背地をもつ河川･海岸･漁港において、堤防等の施設高が予想される津波に対応できるよう、堤防護岸の新設、嵩上げ、補強及び防潮水門、陸閘等の整備を促進する。 ・ 馬込川･芳川の津波遡上による浸水を防止するため、河口部堤防の嵩上げ、馬込川へ流入する河川･排水路の逆水防止樋門の設置を促進する。また、同河川に設置されている排水機場樋門を関係土地改良区等と点検し機能を確認する。 ・ 天竜川河口の海岸堤防の堤防高不足により、浸水が想定される地域については、堤防の嵩上げを促す。

※6 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき指定。

第３節　　地震防災緊急事業五箇年計画

【災害対策本部事務局、消防局、都市整備部、土木部】

○ 地震防災上緊急に整備すべき施設等について、浜松市地震・津波対策アクションプログラム（浜松市目標）を目標とし(※1)、地震防災緊急事業五箇年計画を作成・実施する。

○ 平成 8 年度から平成 12 年度までの第 1 次五箇年計画、平成 13 年度から平成 17 年度までの第 2 次五箇年計画、平成 18 年度から平成 22 年度までの第 3 次五箇年計画、平成 23 年度から平成 27 年度までの第 4 次五箇年計画、平成 28 年度から令和 2 年度までの第 5 次五箇年計画、令和 3 年度から令和 7 年度までの第 6 次五箇年計画に続き、令和 8 年度からの第 7 次地震防災緊急事業五箇年計画を実施していく。

※1 地震防災対策特別措置法の規定に基づく。

名称	区名	事業名	事業の概要
避難地の整備	中央区	都市公園事業	東部やすらぎ公園(名塚公園)
緊急輸送道路の整備	中央区	道路事業	(主)浜松環状線
	中央区	道路事業	(一)湖東和合線
	浜名区	道路事業	(主)天竜浜松線
消防用施設の整備及び消火用水対策	中央区	消防防災施設等整備事業	耐震性貯水槽、消防救急デジタル無線設備
	中央区	消防防災施設等整備費補助事業	耐震性貯水槽
	中央区	消防防災施設等整備費補助事業	耐震性貯水槽
	中央区	消防防災施設等整備費補助事業	耐震性貯水槽
	浜名区	消防防災施設等整備費補助事業	耐震性貯水槽
	浜名区	消防防災施設等整備費補助事業	耐震性貯水槽
	天竜区	消防防災施設等整備費補助事業	耐震性貯水槽
共同溝の整備	中央区	道路事業	(国)257 号
	中央区	街路事業	(都)旭町鴨江線
	中央区	街路事業	(都)植松伊左地線
	浜名区	道路事業	(都)本通り線
	浜名区	道路事業	(都)小林駅前線
	中央区	土地区画整理事業	高塚駅北第二地区 (区画道路 1 号線ほか)
	浜名区	土地区画整理事業	浜北中央北地区 (区画道路 14-2 号線ほか)

第４節　　津波避難対策緊急事業計画

【災害対策本部事務局、都市整備部】

津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

○ 市は、南海トラフ地震に伴い発生する津波から避難するため緊急に実施すべき事業に関する計画を作成することができる。

○ なお、市はその計画の基本となるべき事項として、津波避難対策の推進に関する基本的な方針並びに津波避難対策の目標およびその達成期間について、浜松市津波防災地域づくり推進計画に定める。

第５節　その他の地震対策事業計画

【災害対策本部事務局、健康福祉部（医療担当・保健所）、都市整備部、上下水道部】

１ 水道施設等の整備

水道施設の整備

・ 事業の目的

水道施設の被害を最小限にとどめ、円滑な給水機能を確保するため、施設の補強整備を行い、耐震性の強化を図る。

・ 整備計画

＜水源施設＞

水源の多系統化を推進するほか、浄水場内施設の整備を図る。また、非常用水源として井戸の整備や耐震性貯水槽の設置を行う。

施設名	事業名	備考
水源施設	浄水場内施設整備	水源の確保 応急給水拠点整備 二次災害防止
	非常用井戸整備	水源の確保 応急給水拠点整備
	耐震性貯水槽整備	応急給水拠点整備

＜浄水･配水施設＞

浄水施設の耐震化や配水管の耐震化を推進する。

施設名	事業名	備考
浄水･配水施設	浄水施設 配水管耐震化	浄水 配水機能確保

＜給水資機材＞

浄水器、非常用給水袋及び簡易水槽の整備を図る。

下水道施設の整備

・ 事業の目的

下水道施設の被害を最小限にとどめ、円滑な排水機能を確保するため、施設の補強整備を行い、耐震性の強化を図る。

・ 整備計画

「浜松市下水道総合地震対策計画」等に基づき、効率的、効果的な耐震化を進める。

＜管渠＞

基幹管路の耐震化を推進する。

＜処理場、ポンプ場＞

①汚水、汚泥の漏出を防ぎ二次災害を防止する。

②土木、建築構造物の耐震診断を行い、耐震化を推進する。

③沈砂池等水槽構造物の亀裂による漏水、機械･電気設備等の配管の歪み、管接続部のズレ等を考慮した構造、工法を推進する。

医療設備の整備	・ 事業の目的 病院等の診療機能の維持を図るために必要な設備、医療資機材の充実を図る。 ・ 整備の水準 病院･診療所等の役割分担をもとに、これに必要な医療資機材備品を整備する。
地域防災活動の推進	・ 避難地における地震防災応急活動、災害応急活動、避難生活に必要な資機材、倉庫等を整備する。

2 市有施設等の整備

市有建築物の整備	・ 事業の目的 災害時の活動拠点となる市有建築物に必要な耐震性能を確保する。 ・ 整備の水準 国や県の耐震性能基準に基づき、耐震性能が劣る建物は計画的に耐震化を進める。
庁舎等の設備の整備	・ 事業の目的 室内のロッカー･書棚等の転倒防止及びガラス等の飛散防止に努める。 ・ 整備の水準 ロッカー･書棚の固定、飛散･落下のおそれがある窓ガラス等の改善を図る。
防災活動資機材の整備	・ 事業の目的 市災害対策本部及びその他市有施設における装備の充実強化を図る。 ・ 整備の水準 災害の拡大を防ぐとともに、災害応急復旧活動に必要な資機材を整備する。

第４章　地震・津波警戒対策計画

○ 国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画において、地方公共団体が南海トラフ地震防災対策推進計画で明示するものとされた南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応について、南海トラフ地震に関する静岡県版ガイドライン等の内容を踏まえて対応の概要を定める。

○ なお、東海地震については、平成 29 年 11 月 1 日から気象庁による、「南海トラフ地震に関連する情報」の運用の開始に伴い、東海地震のみに着目した「東海地震に関連する情報」の発表が行われなくなったことを踏まえ、東海地震注意情報の発表から警戒解除宣言が出されるまでのそれぞれの事態に対応した、市、住民、自主防災組織、民間事業所、防災関係機関が実施する応急対策については、別紙(※1)に移設する。

※1(別紙)浜松市東海地震関連情報及び警戒宣言に係る応急対策編

第１節　南海トラフ地震臨時情報への市の対応について

【災害対策本部事務局】

○ 国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画において、地方公共団体が南海トラフ地震防災対策推進計画で明示するものとされた南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応について、市は、国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画の内容を踏まえて対応の概要を定めるものとし、市の対応の概要を以下のとおり定める。

○ 市は、防災対応の概要を定めた後、引き続いて防災対応の詳細を検討し、地域防災計画またはその他の計画に位置付けるものとする。

○ 市は、南海トラフ地震臨時情報発表時に住民及び関係機関が円滑かつ確実に適切な防災対応をとることができるよう、平時から、南海トラフ地震臨時情報の内容、南海トラフ地震臨時情報発表時に実施する措置及び住民がとるべき行動等についての周知・広報を行うとともに、南海トラフ地震臨時情報発表時における地震リスクや防災対応に関する平時との違い、自らの行動を自ら考える意識を醸成し行動をあらかじめ決めておくことの啓発を行う。

≪南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置≫

１　南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達及び体制

○ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時の市の防災対応の概要について定める。

発表される臨時情報の種別	体制	主な業務(※1)
南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時	災害対策準備室体制(※2)	・情報収集、市民への広報 ・各部、各区等への情報伝達

※1 主な業務は事前に避難が必要な地域の選定や避難所の開設方針等、各種検討事項の具体化に合わせ見直しを行う。

※2 情報発表の前提である半割れの地震に伴い、「市内で震度6弱の地震を観測したとき」や「大津波警報（特別警報）が発表されたとき」等の災害対策本部設置基準を満たす場合には災害対策本部体制とする。

≪南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策に係る措置≫

１ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の伝達及び体制

○ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の市の防災対応の概要について定める。

発表される臨時情報の種別	体制	主な業務(※1)
南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)発表時	災害対策連絡室体制(※2)	･市民への広報 ･各部、各区等への情報伝達 ･日頃からの備えの再確認 ･すぐに避難を行える態勢を維持する ･県との情報共有

２ 災害応急対策をとるべき期間

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が対象とする後発地震に対しては、後発地震の発生を踏まえて、対象地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）の発生から１週間（対象地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間）、若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、通常と異なる変化が観測されていた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの間、注意する措置をとるものとする。

当該期間を経過した後は、後発地震に対して注意する措置は原則解除するものとする。

≪南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置≫

１ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達及び体制

○ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の市の防災対応の概要について定める。

発表される臨時情報の種別	体制	主な業務(※1)
南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)発表時	災害対策本部体制	・ 市民への広報 ・ 各部、各区等への情報伝達 ・ 必要な事業を継続するための措置 ・ 日頃からの備えの再確認 ・ 施設及び設備等の点検 ・ 地震に備えて普段以上に警戒する措置 ・ 防災対応実施要員の確保 ・ 職員等の安全確保 ・ 県との情報共有

2 避難対策等

○ 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、住民等が後発地震が発生してからの避難では、津波からの緊急避難が間に合わない地域（以下、「事前避難対象地域」という）の設定や、事前避難対象地域内の住民等への避難の呼びかけ及び避難先等について定める。

○ なお、計画は津波避難施設の整備状況及び被害想定の実施等を踏まえ、見直していくものとし、事前避難対象地域については、浜松市沿岸域防潮堤の効果を加味して設定していくものとする。

（1）地域住民等の避難行動等

基本方針	・ 市が津波避難施設等の整備状況や避難訓練等の実施状況等の地域の特性を踏まえて定めた事前避難対象地域内の住民等に対して、市長は、後発地震に備え1週間避難を継続するよう呼びかけるものとする。
事前避難対象地域の設定(※3)	・ 市は、津波による被害の発生が予想される地区等を参考に以下の地域を明示するものとする。 ・ 住民事前避難対象地域 事前避難対象地域のうち、全ての住民等が後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域 ・ 高齢者等事前避難対象地域 事前避難対象地域のうち、要配慮者に限り後発地震に備え1週間避難を継続すべき地域
指示の基準(※3)	・ 市長は、国から指示が発せられた後、事前避難対象地域内の住民等に対して、以下のとおり避難の指示等を行うものとする。 ・ 住民事前避難対象地域への避難指示 ・ 高齢者等事前避難対象地域への高齢者等避難
指示等の伝達方法	・ 市長は、避難の指示等をしたときは直ちに指示等が出された地域の住民等に対して、同報無線等により広報し、その旨の周知徹底を図る。
避難に関しての平時からの周知事項	・ 避難に関しての平時からの周知事項 ① 事前避難対象地域の地区名等 ② 家具の固定、備蓄物資の確認、非常持出品の確認等の日頃からの備えの再確認 ③ 安全な避難場所･避難経路等の確認 ④ 避難行動における注意事項 ・ 臨時情報は、極めて稀な状況で発表されるものであり、社会が混乱することなく防災対応を行うためには、住民等が、事前に南海トラフ地震臨時情報そのものを理解している必要がある。 ・ このため、市は、あらゆる機会を捉え、南海トラフ地震臨時情報の内容や情報が発表された場合にとるべき対応について広報に努め、住民等が正しく理解し、あらかじめ検討した対応を確実に実施できるよう努める。

※3 県河川砂防局が浜松市沿岸域防潮堤整備事業の事業効果として見込んでいる津波浸水想定を基に事前避難対象地域の設定について検証した結果、本市には事前避難対象地域は存在しない（防潮堤の整備効果を踏まえ、本市の津波浸水想定が県により正式に見直されるまでの暫定的な対応。）

避難計画の作成	・ 市は、後発地震に備えて避難を呼びかける地域の住民等が一定期間避難生活する避難所の選定、避難経路の選定等の避難実施に係る計画をあらかじめ定めるものとする。

（２）避難所の運営

基本方針	・ 避難先は、避難を継続する住民の知人宅等を基本とすることから、市は、知人宅等への避難が困難な住民等のために、あらかじめ定めた施設に避難所を設置するものとする。 ・ 市は、住民等と避難実施の具体的な方法などについて、あらかじめ検討するものとする。
避難所の設置及び避難生活	① 避難生活者 ・ 事前避難対象地域の住民等のうち、知人宅等への避難が困難な住民等とする。 ② 設置場所 ・ 市があらかじめ検討し、定めた施設に設置するものとする。 ③ 設置期間 ・ 国が「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」において、後発地震に備え避難を継続すべきとした1週間とする。 ④ 避難所の運営 ・ 避難者が自ら行うことを基本とし、市は、あらかじめ避難所を運営する際の体制や役割の検討に努めるものとする。

３ 消防機関等の活動

○ 市は、消防機関・消防団及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として、その対策を定めるものとする。

- 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- 事前津波避難対象地域における地域住民等の避難誘導、避難路の確保

４ 警備対策

○ 警察は、犯罪防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとする。

- 正確な情報の収集及び伝達
- 不法事案等の予防及び取締り
- 地域防犯団体、警備事業者等の行う民間防犯活動に対する指導・支援

５ 水道、電気、ガス、通信、放送関係

① 水道

市は、必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。

② 電気

電気事業者は、必要な電力を供給する体制を確保するものとする。

③ ガス

ガス事業者は、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。

④ 通信

電気通信事業者は、通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービスの運用、周知等の措置を取るものとする。

⑤ 放送

放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の正確かつ迅速な報道に努めるとともに、後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携を取り、実態に即した体制の整備を図るものとする。

また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合には、関係機関と協力して、地域住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震に備えて、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等の被害軽減のための取り組みなど、地域住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるものとする。なお、情報の提供に当たっては、聴覚障害のある人等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕等の活用に努めるものとする。

6 金融

○ 金融機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合及び後発地震の発生に備え、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等、事前の準備措置としてとるべき内容を定めておくものとする。

7 交通

① 道路

警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の運転者の取るべき行動について、地域住民等に周知するものとする。

② 海上及び航空

海上保安本部及び港湾管理者は、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を講ずる。

港湾管理者は、運航者に対し、必要な航空情報の提供等を行うものとする。

③ 鉄道

鉄道事業者は、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行うものとする。また、津波により浸水するおそれのある地域については、津波等への対応に必要な体制をとるものとする。また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表される前の段階から、当該情報が発表された場合の運行規制等の情報について、あらかじめ情報提供するものとする。

8 滞留旅客等に対する措置

○ 市は、滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。

○ 市以外の滞留旅客等の避難誘導及び保護すべき機関においては、滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等の斡旋、市が実施する活動との連携体制等の措置を行うものとする。

９ 災害応急対策をとるべき期間

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が対象とする後発地震に対しては、後発地震発生の可能性と社会的な受認の限度を踏まえ、対象地震の発生から1週間（対象地震発生から168時間経過した正時までの期間、以下同じ。）、警戒する措置をとるものとする。

対象地震の発生から１週間を経過した後は、後発地震に対しては警戒する措置は原則解除するものとし、さらに１週間（対象地震発生から336時間経過した以降の正時までの期間）後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

当該期間を経過した後は、後発地震に対して注意する措置は原則解除するものとする。

第５章　災害応急対策計画

○ 南海トラフ地震等が発生した場合の災害応急対策について定める。

海溝型巨大地震が発生した場合、甚大かつ広域的な被害が予想される。東日本大震災で見られたような広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、市町等の行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足などであり、こうした想定を越える事態が発生するおそれがあることに十分留意しつつ、災害応急対策を行う。

○ また、市域外において発生した大規模地震災害等に対して、被災自治体に円滑かつ適切に支援活動を実施する。

第１節　市・防災関係機関等の活動

【災害対策本部事務局、警備(消火・救出)部、土木復旧部】

○ 地震発生後の市、防災関係機関等の災害応急対策の組織、要員の確保及び活動の概要について定める。

１ 災害時の配備体制

○ 「共通対策編　第３章　第３節　組織・動員計画」に準ずる。

２ 市災害対策本部等の設置及び使命・事務

○「共通対策編　第１章　第５節　市・防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」及び「共通対策編　第３章　第３節　組織・動員計画」に準ずる。

３ 組織

○ 「共通対策編　第３章　第３節　組織・動員計画」に準ずる。

４ 職員の動員（配備）計画

○ 「共通対策編　第３章　第３節　組織・動員計画」に準ずる。

５ 消防機関の活動

消防局	① 組織 ・ 地震が発生したときは、「警備(消火･救出)部の編成」に基づき市災害対策本部警備(消火･救出)部を消防局に置き、出火防止、火災の早期鎮火及び延焼防止に当たるとともに、救助、救急活動を行い、地震災害から管内住民の生命と身体の安全を図る。 ② 重点的に果たすべき事務 ・ 被害状況等の情報の収集と伝達 ・ 消火･救急･救助活動 ・ 地域住民等への避難の指示の伝達、避難誘導及び避難路の確保 ・ 出火防止の広報

	・　津波警報、津波注意報、地震津波情報の収集及び伝達 ③ 配備体制 ・　1 号招集第三配備体制（職員全員招集）(※1)
消防団	① 組織 警備（消火・救出）部の編成のとおり ② 重点活動事項 ・　被害状況等の情報の収集と伝達 ・　消火活動及び救助活動 ・　緊急避難場所の安全確保及び避難路の確保 ・　避難住民等の緊急避難場所への誘導 ・　危険地域からの避難の確認 ・　自主防災組織との連携、指導、支援 ③ 配備体制 所定の場所へ配備

※1 浜松市警防規程

6　水防団の活動

水防団	①組織及び管轄 水防団の組織及び管轄区域は別に示すとおりとする(※2)。 ②重点所掌事項 ・　被害状況等の情報の収集と伝達 ・　地区防災班、各機関との連絡調整 ・　管内の巡視、資材器具の搬送及び水防工法の実施 ・　避難誘導と危険区域からの避難の確認 ・　自主防災組織救護班との連携活動 ・　その他各機関への協力応援 ③配備体制 所定の場所へ配備

※2 水防団の組織及び管轄区域/資料編 6-4

7　防災会議の開催

○ 必要に応じ浜松市防災会議を開催し、災害応急対策の実施推進を図る。

8　防災関係機関の活動

○「共通対策編　第 1 章　第 5 節　市・防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずる。

第２節　　情報活動

○ 「共通対策編　第 3 章　第 7 節　情報の収集、伝達計画」に準ずる。

【災害対策本事務局、警備（消火・救出）部、保健医療調整本部、土木復旧部、上下水道復旧部】

第３節　　広報活動

【災害対策本部事務局、上下水道復旧部】

○ 地震発生による被害地の混乱、動揺、流言飛語の流布等の防止のため、市民に対し必要な情報を提供し、人心の安定と災害応急対策を実施するための広報活動について定める。

１ 広報事項

○ 基本的な広報事項について項目・ルート・文案等をあらかじめ定め、適切・迅速な広報を行う。

① 地震発生時の注意事項、特に出火防止、津波及び余震に関する注意の喚起
② 地震情報等
③ 人心安定のため市民に対する呼びかけ
④ 電気、ガス、水道、電話、鉄道、道路等の被害状況
⑤ 医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報
⑥ 防災関係機関の対応状況及び復旧見込み
⑦ 給水など市民生活に関係の深い施設の応急活動の状況
⑧ 自主防災組織に対する活動実施要請

２ 広報実施方法

○ 「共通対策編　第３章　第８節　災害広報計画」に準ずる。

３ 住民等が災害応急対策上必要な情報を入手する方法

○ 住民等は各人がそれぞれ情報を正確に把握し、適切な行動及び防災活動を行うよう努める。

（1）ラジオ、テレビ、新聞、インターネット
　　地震情報、交通機関運行状況、避難所情報、生活情報等
（2）広報車、有線放送
　　主として市域内の情報、指示、指導等
（3）自主防災組織を通じての連絡
　　主として市災害対策本部からの指示、指導、救助措置等
（4）サイレン、警鐘
　　津波警報、火災の発生の通報
（5）防災行政無線（同報系）
　　地震津波情報、市からの指示等

第４節　　緊急輸送活動

【災害対策本部事務局、警備（消火・救出）部、保健医療調整本部、福祉支援部、都市復興部、土木復旧部、上下水道復旧部】

○ 応急対策要員、緊急物資、応急復旧資機材等の緊急輸送を円滑に行うため、必要な体制、車両、人員、資機材等の確保、緊急輸送の調整などについて定める。

○ 南海トラフ地震発生時における広域受援の受入れに係る緊急輸送活動については、静岡県広域受援計画による。

1 市

○ 「共通対策編　第 3 章　第 24 節　輸送計画」に準ずる。

2 防災関係機関の輸送

○ 防災関係機関が災害応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行う。

○ 防災関係機関からの要請により特に必要と認めた場合については、市災害対策本部が必要な措置をとる。

第５節　　他市町村等への応援要請

【災害対策本部事務局、警備（消火・救出）部、福祉支援部、遺族・遺体部、都市復興部】

○ 広域的な大規模災害に対応するため県、市区町村、自衛隊、民間団体等に対して市が行う応援要請等について定める。

○ 南海トラフ地震発生時における広域応援の受入れは、浜松市広域受援計画に基づく。

1　県、市区町村等に対する応援要請

○ 「共通対策編　第 3 章　第 4 節　相互応援協力計画」に準ずる。

2　自衛隊の支援

○ 「共通対策編　第 3 章　第 5 節　自衛隊派遣要請計画」に準ずる。

3　海上保安庁の支援

○ 「共通対策編　第 3 章　第 6 節　海上保安庁に対する支援要請計画」に準ずる。

4　民間団体等に対する応援協力の要請

○ 「共通対策編　第 3 章　第 29 節　隣保互助・民間団体活用計画」に準ずる。

第６節　　災害の拡大防止及び二次災害防止活動

【警備（消火・救出）部、物資管理部、都市復興部、土木復旧部】

※1 消防局災害対策活動指針及び消防団の震災活動（いずれも消防局）による。

○ 災害の拡大を防止するため消防活動、水防活動、救出活動及び被災建築物等に対する安全対策について市、自主防災組織及び市民が実施すべき事項(※1)を示す。

○ 降雨等による水害・土砂災害等に備え、二次災害防止対策を講じる。特に海岸保全施設に被害があった地域では、二次災害の防止に十分に注意する。

1　消防活動

○ 「共通対策編　第 3 章　第 12 節　消防計画」に準ずる。

2　水防活動

○ 「風水害等対策編　第 2 章　第 6 節　水防計画」に準ずる。

3　人命の救出活動

○ 「共通対策編　第 3 章　第 9 節　避難救出計画　7 人命の救出活動」に準ずる。

4　被災建築物等に対する危険度判定及び安全対策

○ 市は、地震被災建築物の応急危険度判定を要すると判断したときは、その実施本部を設置するとともに、その旨を県に連絡する。併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じるとともに、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、地震被災建築物応

急危険度判定士により被災建築物の危険度を判定する。

○ 市は、宅地の被害に関する情報に基づき、宅地危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象区域及び宅地を定めるとともに、必要に応じて危険度判定の実施のための支援を県に要請し、被災宅地危険度判定士の協力のもとに危険度判定を実施する。

○ 市民は、自らの生命及び財産を守るため、被災建築物及び被災宅地の安全性を確認するとともに、危険度判定の実施が決定されたときは協力する。

○ 市民は判定の結果に応じて、避難又は当該建築物、宅地等の応急補強その他必要な措置を講じるよう努める。

5 災害危険区域の指定

○ 「共通対策編　第 3 章　第 17 節　被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画」に準ずる。

第７節　　避難活動

【災害対策本部事務局、福祉支援部、遺族・遺体部、土木復旧部、区本部】

○ 南海トラフ地震等が発生したときの避難対策及び避難生活の基本的な事項を示す。

1　避難対策

○ 避難対策の基本方針

① 南海トラフ地震等の発生時においては、津波、山・がけ崩れ及び延焼火災の危険予想地域の住民等は、的確に状況を把握し、安全で効率的な避難活動を行う必要がある。また、危険予想地域外においても、建物倒壊その他の要因により、避難が必要となる場合がある。このため、市は適切な措置を講じ、住民等の生命、身体の安全確保に努める。

② 地震の発生及び津波警報等津波に関する情報が発表された場合には、避難対象地区（津波危険予想地域、推進計画区域）及びその周辺地域の住民等は、高所又は高台へ直ちに避難する必要があるため、市は適切な措置を講じ、住民等の生命、身体の安全確保に努める。

③ 住民は、避難活動を行う際、自らの身の安全を確保しつつ、出火防止措置に努める。

④ 住民等は、津波警報等津波に関する情報を入手した者が率先して避難する。また、避難に当たっては、津波の接近を呼びかけながら、避難していない住民等へ情報を伝達する。

⑤ 情報提供、避難誘導及び避難所の運営に当たっては、自らの身の安全を確保するとともに、要配慮者等に配慮する。

⑥ 災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等を考慮し、被災区域外又は県外への広域的な避難及び避難場所への収容が必要であると判断した場合には、必要に応じて県に広域避難収容に関する支援要請を行う。

⑦ 津波避難ビルの施設管理者等は、可能な限り入口の解放等を実施し、避難者を受け入れる体制をとる。

⑧ 夜間など、施設管理者等による解錠を待つ暇がないときには、窓や扉を蹴破るなど

して逃げ込む。この際の補償等については、後日市と施設管理者等で協議を行うものとする。

○ 災害時の配備体制 (※1)

① 市災害対策準備室

・ 静岡県沿岸に津波注意報が発表された場合は、市災害対策準備室を設置する。

② 災害対策本部

・ 静岡県沿岸に津波警報又は大津波警報が発表された場合など、市長が災害応急対策を実施する必要があると認めたときは、市災害対策本部を設置する。

※1 災害時の配備体制とその基準/解説・運用編 2-1

○ 津波情報等の種類

① 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等 (※2)

・ 気象庁は、地震の規模や位置を即座に推定し、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約 3 分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表する。

② 津波予報区

・ 日本の沿岸は 66 の津波予報区に分けられ、本市が属する津波予報区・区域は、静岡県となり、津波予報担当気象官署は気象庁本庁となる。

※2 大津波警報・津波警報・津波注意報、津波情報及び津波予報/資料編 5-3

※ 図は、静岡県及び周辺の県が属する津波予報区

○ 津波等の情報の収集・伝達

・ 避難指示の伝達は、「共通対策編　第 3 章　第 7 節　情報の収集・伝達計画」により行う。

○ 避難対策

情報･広報活動	① 市及び防災関係機関は、津波に関する情報の収集及び伝達を的確に行い、その内容は「共通対策編　第 3 章　第 7 節　情報の収集・伝達計画」による。 ② 市及び防災関係機関は、津波に関する情報を的確に住民に広報し、その内容は「共通対策編　第 3 章　第 8 節　災害広報計画」による。また、要配慮者への的確な情報提供に配慮する。 ③ 住民は、テレビ、ラジオ、防災行政無線（同報系）等を通じ、可能な限り津波に関する情報を入手するよう努める。
津波からの避難対策	① 津波注意報が発表された場合 ・ 安全確保の上、海面の監視及び情報収集を行い、被害を伴う津波

の発生が予想されるときは、市長は住民に対して避難指示を伝達するなどの必要な措置を講じる。なお、市長が行う避難指示については別に定める(※3)ところによる。

・ 住民、漁業・港湾関係者等に津波注意報を適切な手段により迅速に伝達し、ラジオ及びテレビによる報道並びに市が広報する情報に注意するよう呼びかける。

・ 海水浴客、釣人及びサーファー等(※4)に対し、避難指示の伝達に努める。

② 津波警報・大津波警報が発表された場合

・ 市長は、直ちに住民、漁業・港湾関係者等及び海水浴客等に対して、あらゆる手段をもって避難指示を伝達するなどの必要な措置を講じる。

③ 震度 6 弱以上の強い揺れを感じた場合

・ 市長は、直ちに避難対象地区（津波危険予想地域、推進計画区域）にある住民、漁業・港湾関係者等及び海水浴客等に対して、避難指示を伝達するなどの必要な措置を講じる。

④ 津波注意報又は津波警報は発表されていないが、震度 4 以上の強い揺れを感じた場合又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合

・ 海面の監視

気象官署から津波警報・注意報並びに津波予報が届くまでの間、少なくとも 30 分間は、安全を確保の上、津波監視カメラ等で海面の状態を監視する。

・ 報道の聴取

揺れを感じてから少なくとも 1 時間は、ラジオ及びテレビによる当該地震又は津波に関する報道を聴取する。

・ 避難指示

海面の監視、報道の聴取により、被害を伴う津波の発生が予想されるときは、市長は住民、海水浴客等に対して避難指示を伝達するなどの必要な措置を講じる。

⑤ 遠地津波が発生した場合

・ 気象庁から発表される津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報などの津波情報に注視し、情報収集や警戒体制の確立、海面の監視などの必要な措置を講じる。

・ 津波注意報又は津波警報が発表された場合は、上記の必要な措置を講じる。

・ 住民、漁業・港湾関係者、海水浴客等に対して、遠地津波の特性を周知し、避難等の必要な措置に万全を期す。

・ 市民等は、遠地津波により津波警報が発表され、津波到達までに

※3「本編 第 5 章 第 7 節 避難活動 1 避難対策」に定めるところによる。

※4 以下「海水浴客等」という。

	時間の猶予がある場合は、直近の津波避難ビル等への避難に限らず、避難情報発令区域外へ避難することを考慮する。 ⑥ 住民が実施する自衛措置 ・ 海浜付近の住民、海水浴客等は、強い揺れを感じた場合又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、避難指示を受けるまでもなく直ちに海浜から離れ、高台、津波避難ビル等の安全な場所に避難する。また、強い揺れを感じなかった場合でも津波警報又は津波注意報が発表された時には、同様の行動をとる。 ・ 市民等は、屋外で長時間の避難となる可能性があるため、季節及び天候に応じた非常持ち出し品（冷却パック、カイロ、雨がっぱ等）を準備する。

２　避難指示等解除の判断・実施基準(※5)

※5 浜松市津波避難計画 第 9 章 避難指示の発令基準。

○警戒宣言や大津波警報・津波警報が解除され、津波監視カメラ等で津波により、さらなる津波被害のおそれがないと判断した場合に行う。

○浸水被害が発生した場合の解除については、津波警報等が全て解除された段階を基本として行う。ただし、浸水等により、その後の避難に影響がある場合などは、この限りではない。

３　避難所の設置及び避難生活

○ 「共通対策編　第 3 章　第 9 節　避難救出計画」に準ずる

第８節　　社会秩序を維持する活動

【災害対策本部事務局、物資管理部】

○ 「共通対策編　第 3 章　第 23 節　社会秩序維持計画」に準ずる

第９節　　交通の確保対策

【土木復旧部】

○ 「共通対策編　第 3 章　第 25 節　交通応急対策計画」に準ずる

○ 地震発生時等に自動車運転者がとるべき措置は以下のとおり。

緊急地震速報を聞いたときの自動車運転者の取るべき措置	① ハザードランプを点灯し、まわりの車に注意を促す。 ② 急ブレーキをかけずに、緩やかに速度を落とす。 ③ 大きな揺れを感じたら、急ブレーキ、急ハンドルを避け、できるだけ安全な方法により道路状況を確認して、道路の左側に停止する。
地震が発生したときの	① 走行中の自動車運転者は、次の手順により行動する。

自動車運転者の取るべき措置	・ できる限り安全な方法により、車両を道路の左側に停止させる。 ・ 停車後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動する。 ・ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、できる限り道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックはしない。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。 ② 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときは、通行禁止区域等(※1)における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内にいる運転者は次の措置をとる。なお、災害対策基本法に基づき、道路管理者がその管理する道路について、緊急通行車両の通行を確保するため指定した区間（以下「指定道路区間」という）においても、同様とする。 ・ 交通の規制が行われたときは、指定区域・区間外の場所へ速やかに車両を移動させる。 ・ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。 ・ 通行禁止区域内又は指定道路区間において、警察官又は道路管理者の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車する。その際、警察官又は道路管理者の指示に従わないときや、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官又は道路管理者が自らその措置をとる場合があり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがある。(※2)

※1 交通規制が行われている区域又は道路の区間。

※2 災害対策基本法 5 章第 76 条の 6 第 3 項に基づく。

第10節　地域への救援活動

【災害対策本部事務局、警備（消火・救出）部、保健医療調整本部、福祉支援部、遺族・遺体部、物資管理部、都市復興部、廃棄物処理部、上下水道復旧部、区本部】

○ 地震発生後、日常生活に支障をきたした被災者等に対して行う食料、飲料水、その他生活必需品等の緊急物資及び燃料の確保並びに医療救護活動、廃棄物処理、防疫等の保健衛生活動、応急住宅の確保、遺体捜索活動、ボランティア活動への支援について、市、自主防災組織及び市民が実施する対策を定める。

○ 南海トラフ地震等の発生時における地域への救援活動に係る広域応援の受け入れについては、浜松市広域受援計画による。

1 食料、生活必需品等の緊急物資の確保

○ 「共通対策編　第 3 章　第 14 節　食料供給計画」及び「共通対策編　第 3 章　第 15 節　被服、寝具その他生活必需品及び燃料の供給計画」に準ずる。

２ 給水活動

○ 「共通対策編　第３章　第16節　給水計画」に準ずる。

３ 燃料の確保

○ 「共通対策編　第３章　第15節　被服、寝具その他生活必需品及び燃料の供給計画」に準ずる。

４ 医療救護活動

○ 「共通対策編　第３章　第18節　医療及び助産計画」に準ずる。

５ ごみ、し尿、災害廃棄物の処理

○ 「共通対策編　第３章　第22節　廃棄物処理計画」に準ずる。

６ 消毒活動及び感染症対策

○ 「共通対策編　第３章　第21節　防疫計画」に準ずる。

７ 健康支援活動

○ 「共通対策編　第３章　第19節　健康支援計画」に準ずる。

８ 行方不明者の捜索及び措置

○ 「共通対策編　第３章　第20節　遺体の捜索及び措置・火葬計画」に準ずる。

９ 応急住宅の確保

○ 「共通対策編　第３章　第17節　被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画」に準ずる。

10 災害ボランティア活動の支援

○ 「共通対策編　第３章　第30節　ボランティア活動支援計画」に準ずる。

第11節　学校等における災害応急対策及び応急教育

【災害対策本部事務局、区本部、学校管理部】

○ 「共通対策編　第３章　第26節　文教対策計画」に準ずる。

第12節　被災者の生活再建等への支援

【福祉支援部】

○ 「共通対策編　第３章　第27節　社会福祉計画」に準ずる。

第13節　市有施設・設備等の対策

【災害対策本部事務局、警備（消火・救出）部、保健医療調整本部、物資管理部、土木復旧部、上下水道復旧部】

○ 「共通対策編　第３章　第32節　市有施設・設備等の対策」に準ずる。

第14節　防災関係機関等の講ずる災害応急対策

【災害対策本部事務局】

○ 市民生活に密接な関係にある防災関係機関等が実施する災害応急対策の概要を示す。

電力(※1)	・防災活動体制については、大規模事故対策編(※2)による ① 電力供給設備に支障のない限り供給を継続するが状況によっては危険防止のため送電を停止する。 ② 電力が不足する場合は、電力広域的運営推進機関と協調し、電力供給の確保に努めるとともに、必要に応じて他電力会社へ資機材や要員派遣等の依頼を行う。 ③ 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。 ④ 電力の供給再開までに長期間を要する場合は、緊急に電力を供給すべきところから必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。	※1 中部電力パワーグリッド(株)(浜松支社、浜北営業所ほか関係事業場) ※2 第9章3節災害応急対策計画による。
ガス(※3)	・都市ガスは、ガス事業者が設置する地震計により、各社が定める停止基準値を超えた場合は、ガスの供給を停止する。 ・都市ガス及び LP ガスは、安全が確認されるまで使用しないよう広報する。 ・都市ガス及び LP ガスの施設の安全点検を実施し、安全が確認された区域から順次供給を再開する。 ・防災拠点、医療拠点等の緊急に必要なところに臨時供給を行う。 ・応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し応急復旧工事を行う。	※3 サーラエナジー(株)浜松支社、(一社)静岡県LPガス協会西部支部、浜北地区会、浜松北地区会、浜松中地区会、浜松東地区会、浜松南西地区会
通信(※4)	・通信のふくそう緩和及び重要通信を確保するため、次により必要な措置をとる。 ① 臨時回線の設定をとるほか、必要に応じ災害応急復旧用無線電話等を運用し、臨時公衆電話を設置する。 ② 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、一般利用の制限等の措置をとるほか、災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等を提供する。 ③ 防災関係機関が設置する通信網と連携協力する。 ④ 応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、通信の早期疎通を図るために必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。	※4 NTT 西日本(株)、(株)NTT ドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株) 、楽天モバイル(株)
放送(※5)	・放送機器の障害、中継回線の途絶等により放送が不可能となった場合は、常置以外の必要機器を仮設し、無線その他の中継回線を利用し放送の継続確保を図る。 ・応急復旧に必要な資機材の確保及び機器、設備等の機能確保の措置を講じる。 ・臨時ニュース、特別番組等を通して地震情報、被害状況、生活関連情報等の正確、迅速な放送に努め、社会的混乱の防止を図る。	※5 日本放送協会静岡放送局、静岡放送(株)浜松総局、(株)テレビ静岡浜松支局、(株)静岡朝日テレビ(浜松支局)、(株)静岡第一テレビ浜松支局、静岡エフエム放送(株)、浜松エフエム放送(株)、浜松ケーブルテレビ(株)
金融(※6)	・被災金融機関は営業の早期再開のために必要な措置を講じる。 ・災害復旧に必要な資金の融通のための迅速適切な措置を講じる。	※6 金融機関、保険会社及び証券会社

	・ 関係機関と協議し、利用者の利便につながる措置を講じる。
鉄道(※7)	・ 交通機関の運転停止基準については、別(※8)に定める。 ・ 不通区間が生じた場合は、自動車等による代替輸送の確保に努める。 ・ 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を図る。 ・ 早期の運転再開を図るため、応急復旧工事を行う。
道路(※9)	・ 道路管理者は、他の道路管理者その他の関係機関と相互に連携し、道路施設の点検巡視を行い、被害箇所を迅速に把握するとともに、緊急輸送路の早期確保に努める。 ・ 道路管理者は、道路の応急復旧のため必要な措置を講じる。 ・ 県警察は、交通信号が倒壊、断線等により機能を失った場合は、応急復旧工事を実施する。

※7 東海旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)、遠州鉄道(株)、天竜浜名湖鉄道(株)
※8 交通機関の運行停止基準/資料編11-8
※9 中日本高速道路(株)浜松保全・サービスセンター、静岡県道路公社

第15節 地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき施設・事業所の災害応急対策

【災害対策本部事務局、上下水道復旧部】

○ 地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき者が講ずる災害応急対策の主な内容は、前2節に定めるもののほか次のとおりである。

○ 平時対策との整合性の確保に留意する。

○ 津波に関する具体的な安全対策、避難対策等に関する事項については、津波避難対象地区内の対策計画の作成義務者に適用する。

1 各施設・事業所に共通の事項

○ 各施設・事業所に共通する事項として、次の点に留意する。

・ 災害応急対策を実施する組織の確立に関する事項

① 災害応急対策の実施に必要な防災要員及び組織体制

② 防災要員の参集連絡方法、参集手段等

・ 津波からの円滑な避難の確保に関する事項

① 地震及び津波に関する情報収集、伝達

② 利用者、顧客、従業員等の安全な避難誘導方法

・ 出火防止措置、消防用施設等の点検

2 各施設・事業所の計画において定める個別の事項

○ 各施設又は事業所の特殊性、公益性、地理的特性等を考慮の上、次の点に留意する。

○ 津波からの円滑な避難のための安全確保措置については、津波に関する情報を把握し、従業員等の避難に要する時間に配慮して実施する。

病院、診療所、百貨店、スーパー等	・ 患者、利用者、顧客等への情報伝達手段を確保する。 ・ 地震及び津波に関する情報並びに緊急避難場所、避難路等に関する情報を的確に伝達し、適切な避難誘導を実施する。 ・ 病院、診療所においては、移動が不可能又は困難な患者の安全確保

	に必要な措置等に配慮する。
石油類、高圧ガス、毒物・劇物等の製造、貯蔵、処理又は取り扱いを行う施設	・ 火災、流出、爆発、漏洩その他周辺地域に対して影響を与える現象の発生を防止するために必要な緊急点検・巡視の実施、充填作業・移し替え作業等の停止、落下・転倒その他施設の損傷防止等のために必要な応急的保安措置を実施する。
鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業	・ 利用者、顧客等への情報伝達手段を確保する。 ・ 鉄道においては、津波による被害が予想される区間がある場合、運行停止等の必要な措置を講じる。 ・ 旅客船においては、港湾施設被害が生じた場合又は津波による危険が予想される場合、航行停止、船舶の安全な海域への退避等の必要な措置を講じる。
学校等、社会福祉施設	・ 緊急避難場所、避難路、避難誘導方法等を定める。保護を必要とする生徒等の保護、移動が不可能又は困難な災害時避難行動要支援者の安全確保に配慮する。
水道(市)	・ 水道管の破損等による二次災害を防止、軽減するための措置を講じる。
電気	・ 火災等の二次災害を防止、軽減するため、ブレーカースイッチの操作等についての利用者への広報に配慮する。
ガス	・ 火災等の二次災害を防止、軽減するため、ガス栓の閉止等の措置について利用者への広報に配慮する。
道路	・ 津波による被害が予想される区間及び避難路として使用が予定される区間がある場合、交通規制等の必要な措置をとる。

第16節　市域外被災地支援活動

【災害対策本部事務局】

○ 市域外において発生した大規模地震災害等に対して、被災自治体に実施する支援活動について定める。

1　被災地支援対策本部等 (※1) の配備基準

市は以下の配備基準を満たす場合には、被災地支援対策本部等を設置する。

体制	配備基準	対応部（課）
情報収集	・国内のいずれかの市区町村で震度６弱以上の地震が観測されたとき又はそれに相当する災害が発生したと危機管理監が認めるとき ・その他、情報収集体制をとる必要があると危機管理監が認めるとき	危機管理課 ※その他、危機管理監が必要と認める課
被災地支援対策本部	・「広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画（指定都市市長会）」が適用された場合	関係する部（災害対策本部体制に基

※1 浜松市被災地支援対策本部設置要綱/資料編 1-4
浜松市被災地支援対策本部設置要綱の運用について/解説・運用編 1-1

	・災害時相互応援協定を締結している地域で地震等の災害が発生し、その災害の規模が被災自治体で対処できないものであると市長が認めるとき ・その他、被災地支援対策本部体制をとる必要があると市長が認めるとき	づく）

２　被災地支援体制

○ 被災地支援が決定した場合には被災地支援対策本部を設置し、被災地の情報収集や派遣職員の総合調整を行う。

○ 被災地の情報収集等を行う先遣隊、現地支援本部及び本市へ避難した被災者の相談窓口として被災地・被災者支援センターを必要に応じて設置する。

○ 市は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。

３　被災地支援対策本部会議

○支援活動の重要事項を協議するため、必要に応じて被災地支援対策本部会議を開催する。

○ 被災地支援対策本部会議では、必要に応じて各部局へ具体的な検討及び対策の指示をする。

大規模事故対策編

第１章　計画の作成に当たって

○ 本章は、浜松市防災計画「大規模事故対策編」の対象として想定する災害及び災害対策体制について定める。

○ 本編に定めのない事項は、共通対策編に基づき運用する。

第１節　想定する災害

【災害対策本部事務局】

１ 想定する災害

○ 本計画の対象として想定する災害は、災害対策基本法(※1)及び同施行令(※2)で定める災害のうち、大規模な火災若しくは爆発及びその他の大規模な事故等による災害であり、かつ、その災害が死傷者及び施設損壊等の人的・物的被害を伴い、社会的に著しい影響を与えるものをいう。

※1 第２条第１号
※2 第１条

２ 想定災害の種別

種　別	態　様
道路事故対策	自動車専用道路等における大規模な事故等
鉄道事故対策	多数の人命及び多くの物的損壊を伴う鉄道施設における災害等
海上事故対策	大規模な油等流出事故、船舶等の火災事故等
航空事故対策	人命及び物的損壊を伴う航空機事故
大規模火災事故対策	多数の人命及び多くの物的損壊を伴う火災等
危険物事故対策	都市ガス施設災害、危険物･火薬類･高圧ガス施設、放射性物質取扱施設及び輸送中の災害等
不発弾処理対策	不発弾等の埋没が予想される場所の発掘及び不発弾等の処理等
停電事故対策	大規模な停電事故

第２節　市災害対策本部

【災害対策本部事務局、区本部】

１ 災害対策体制

○ 本市の地域について災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、事前配備体制及び浜松市災害対策本部(※1)体制をとる。

※1 災害対策基本法第 23 条の 2

≪事前配備体制≫

体制(※2)	配備の判断基準	配備職員 （本庁/区/行政センター、支所）
情報収集体制	･連絡を受けた事故が相当な死傷者が発生し、その事故により情報収集体制をとる必要があると危機管理監（区危機管理監･地域危機管理監を含む。以下同じ）が判断したとき	危機管理課、秘書課/区振興課/行政センター、支所

※2 災害時の配備体制とその基準/解説･運用編 2-1

災害対策準備室体制	・連絡を受けた事故が相当な死傷者を伴う事故、又はその事故により拡大等危険な状態が続くおそれがあり、災害対策準備室体制をとる必要があると危機管理監が判断したとき	情報収集体制の関係各課に加えて 広聴広報課、産業部（農林水産部局）、土木部、消防局、上下水道部、学校教育部
災害対策連絡室体制	・連絡を受けた事故が相当な死傷者を伴う事故、又はその事故により拡大等危険な状態が続くことが見込まれ、災害対策連絡室体制をとる必要があると危機管理監が判断したとき	災害対策準備室体制の関係各課に加えて 災害 11 部の代表課、情報システム課、人事課、アセットマネジメント推進課、環境部

○ 災害対策準備室及び連絡室は、本庁にあっては危機管理センターに置き、区においては、区役所並びに行政センター及び支所に開設する。

○ 関係課は、被害状況等を速やかに収集し、逐次、危機管理課及び区役所の防災担当課、行政センター及び支所に報告する。

≪災害対策本部体制(※5)≫

体制(※6)	配備の判断基準	配備職員 （本庁/区/行政センター、支所）
災害対策本部体制	・災害救助法の適用を要するとき ・連絡を受けた事故が多数の死傷者を伴う大規模事故、又は大規模事故に移行するおそれがあり、その対策のため市の総力をあげて配備につき、活動する必要があると市長（本部長）が認めるとき	原則として全職員 （ただし、災害 11 部や区/地域本部にて被害状況等を確認の上、配備人員を決定することができる。）

※5 災害対策基本法第 23 条の 2 に基づき設置。
※6 災害時の配備体制とその基準/解説・運用編 2-1

○ 災害対策本部の体制

・ 「共通対策編　第 3 章　第 3 節　組織・動員計画」に準ずる。

○ 本部会議

・ 「共通対策編　第 3 章　第 3 節　組織・動員計画」に準ずる。

○ 災害対策本部区本部、地域本部、現地災害対策本部

・ 「共通対策編　第 3 章　第 3 節　組織・動員計画」に準ずる。

2 職員の配備基準及び体制

○ 「共通対策編　第3章　第3節　組織・動員計画」に準ずる。

第２章　道路事故対策計画

○ 浜松市内の国道、県道及び高速道路等の道路において、自然災害、車両の衝突、車両火災、道路構造物の破壊等により多数の死傷者を伴う大規模な事故が発生した場合に、迅速に負傷者を救出し被害の軽減を図るため、市及び防災関係機関等がとるべき行動を定める。

第１節　総則

【災害対策本部事務局、土木部】

１ 市、関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

○ 防災関係機関が処理すべき業務の大綱は、以下のとおりとする。

市(※1)	・ 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集 ・ 被災者の救出･救護(※2)に関すること ・ 事故拡大防止のための消火その他消防活動に関すること ・ 県又は他の市町に対する応援要請 ・ 救急救助資器材、車両等の整備 ・ 救急隊員及び救助隊員の知識、技術の向上、救急救命士の養成 ・ 携帯電話からの 119 番通報に対し的確に対応できる体制の確立
道路管理者(※3)	・ 管理道路の災害予防に関すること ・ 管理道路の防災体制の整備に関すること ・ 事故発生時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保に関すること ・ 道路施設の二次災害の阻止及び復旧に関すること
県	・ 的確な情報の収集･把握及び関係防災機関への連絡通報に関すること ・ 自衛隊や他の地方公共団体等に対する応援要請に関すること ・ 市町及び防災関係機関との連絡調整に関すること ・ 医療救護体制の確保に関すること
県警察(※4)	・ 災害関係情報の収集及び伝達 ・ 被害実態の早期把握 ・ 負傷者等の救出救助 ・ 緊急交通路の確保等交通上の措置 ・ 避難誘導及び二次災害の防止措置 ・ 検視及び行方不明者の捜索 ・ 県民の安全確保と不安解消のための広報 ・ 関係機関の行う災害復旧への協力 ・ その他必要な警察業務

※1 消防組織を含む。
※2 救急業務
※3 国土交通省中部地方整備局浜松河川国道事務所、県(道路公社)、市、中日本高速道路(株)
※4 浜松市警察部、浜松中央警察署のほか、市域を管轄する警察署

国土交通省 中部地方整備局(※5)	・ 事故状況の収集･把握及び関係防災機関への連絡通報に関すること ・ 関係防災機関との調整に関すること
静岡地方気象台	・ 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 ・ 気象、地象(※6)及び水象の予報及び警報 ・ 気象、地象及び水象に関する情報の収集及び発表 ・ 気象業務に係る各種の研究 また、これらの業務を適切に実施するため、気象庁は気象、地象、水象に関する各種観測網及び予報、警報等を発表、伝達する各種組織など、所要の施設及び体制を整備する。
建設事業者	・ 事故災害対応に必要な資機材の備蓄状況の把握

※5 浜松河川国道事務所

※6 地震にあっては地震動に限る。

2 予想される事故と地域

（1）市内の道路の状況

○ 浜松市内の道路の路線数及び延長は次のとおりである(※7)。

（令和 7 年 4 月 1 日現在）

道路の種類	路線数	実延長(km)
高速自動車国道	2	65.0
一般国道	6	248.2
県　　道	67	682.0
市 町 道	23,764	7,579.8
合　　計	23,839	8,575.0

※7 一般県道には浜松御前崎自転車道線、浜名湖周遊自転車道線を含む。

（2）市内の平均交通量（平日昼間 12 時間平均）

○ 浜松市内の平均交通量は次のとおりである。(※8)

道路の種類	平均交通量	平均大型車両混入率
高速自動車国道	18,787	45.0%
一般国道	11,294	13.0%
県　　道	5,483	9.9%
市 町 道	11,961	5.4%
合計　平均	8,703	13.6%

※8 参考:令和 3 年全国道路･街路交通情勢調査

（3）道路交通危険箇所

○ 市管理道路の落石等による道路交通危険箇所数は、次のとおりである。

（令和 7 年 10 月 1 日現在）

道路の種類	落石･崩壊	その他	合計
一 般 国 道	111	59	170
主要地方道	55	31	86

一 般 県 道	88	51	139
合　　計	254	141	395

（4）予想される道路事故の態様

○ 浜松市内で発生が予想される道路事故には、落石・土砂崩れといった自然災害に起因するもの、道路構造物の破損に起因するもの、大規模な交通事故によるものが想定され、態様としては以下のものが考えられる。

要　因	想定される事故
自然災害等に起因するもの	・ 落石･土砂崩れ等の道路法面の崩壊 ・ 河川の増水、津波等による橋梁･道路の流出
道路構造物の破損に起因するもの	・ 舗装、縁石、街路樹、街路灯等の破損
大規模な交通事故等に起因するもの	・ トンネル内での車両火災 ・ 道路上での危険物等の漏洩 ・ バスの転落等事故
その他	・ 沿道での大規模火災等

第２節　　災害予防計画

【災害対策本部事務局、消防局、健康福祉部（医療担当・保健所）、土木部】

１ 道路構造物の災害予防

○ 各道路管理者は、道路構造物の異常を早期に覚知するために点検を実施し、災害発生のおそれがある危険箇所を把握し、改修等を行う。

○ 被災した施設の早期復旧を図るため、平時から応急復旧資機材を保有又は調達できる体制を整備する。

○ 警察、市（消防）、県等関係機関は、道路管理者と連携・協力し、救助・救急、医療機関への搬送、不明者の捜索、交通規制、危険物の処理、住民の避難等を迅速に実施できるよう体制を整備するとともに、訓練等を通じて平時から災害対応の習熟に努める。

２ 道路管理者等の防災体制の整備

道路管理者(※1)	・ 情報連絡体制の整備 ・ 安全設備等の整備 ・ 防災体制の確立(※2) ・ 異常気象時の通行規制区間の指定 ・ 通行規制の実施及び解除(※3) ・ 通行規制の実施状況に関する広報 ・ 防災訓練の実施
市	・ 防災関係機関相互の情報伝達体制の整備 ・ 情報連絡体制の整備 ・ 救助･救急活動に必要な車両及び救急救助資器材の整備
県	・ 防災関係機関相互の情報伝達体制の整備

※1 国土交通省中部地方整備局浜松河川国道事務所、県、市、中日本高速道路(株)
※2 情報連絡を含む。
※3 異常気象時通行規制区間の指定、道路通行規制の実施及び解除、その他の道路通行規制。

県警察	・情報連絡体制の整備 ・防災体制の確立 ・通行の禁止等の措置(※4) ・信号機等の点検
静岡地方気象台	・気象観測予報体制及び地震･津波･火山監視体制の整備等 ・気象等の防災情報の提供等 ・気象知識等の普及
国土交通省 中部地方整備局(※5)	・防災関係機関相互の情報伝達体制の整備
建設事業者	・情報連絡体制の整備 ・応援業務に関連する情報連絡体制の整備 ・応援業務に必要な資器材の備蓄状況の把握

※4 異常気象時通行規制区間の指定、道路通行規制の実施及び解除、その他の道路通行規制。

※5 浜松河川国道事務所

3 危険物流出等に備えた資機材等の整備

○ 道路管理者等は、危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備に努める。

○ 特に危険物等の運搬事業者に対しては、運搬車両の安全対策及びイエローカード(※6)の携行の普及促進等を図る。

※6 化学物質の有毒性、事故発生時の応急措置、緊急連絡先等を記載したカード。

4 防災訓練

○ 市、県、防災関係機関、道路管理者及び地域住民等は、相互に連携し、消火、救助・救出等について、より実践的な防災訓練を実施する。

5 道路トンネル事故の予防対策

（1）主要なトンネルの現状

○ 本市にある防災上重要なトンネル（延長2km以上又はトンネル等級A以上）は、11箇所である。

○ トンネル内での追突事故及びこれに伴う車両火災事故は、大きな人的、物的被害をもたらすおそれがあることから、道路管理者等は事故防止のため設備及び体制の整備に努める。

名称	管理者	路線名	延長(m)	トンネル等級	非常用設備の有無							備考
					非常電話	ボタン通報	火災検知器	非常警報装置	消火器	消火栓	誘導表示板	
三岳山トンネル(上り)	中日本高速道路㈱	新東名高速道路	3,200	AA	○	○	○	○	○	○	○	
三岳山トンネル(下り)			3,262	AA	○	○	○	○	○	○	○	
引佐トンネル(上り)			1,497	A	○	○		○	○	○	○	
引佐トンネル(下り)			1,498	A	○	○		○	○	○	○	
奥山トンネル(上り)			1,347	A	○	○		○	○	○	○	
奥山トンネル(下り)			1,528	A	○	○	○	○	○	○	○	
富幕山トンネル(上り)			1,550	A	○	○	○	○	○	○	○	

富幕山トンネル(下り)			1,517	A	○	○	○	○	○	○	○	
別所トンネル	浜松河川国道事務所	(国)474号	948	B	○	○		○	○		○	三遠南信自動車道
渋川トンネル			1,598	B	○	○		○	○		○	
三遠トンネル			4,525	A	○	○	○	○	○	○	○	
三遠名号トンネル			1,056	A	○	○		○	○		○	
三遠大島トンネル			172	C								
浦川･奈根トンネル			3,436	A	○	○	○	○	○	○	○	
川合トンネル			2,408	B	○	○		○	○		○	

（２）事故防止対策

○ 道路管理者は、トンネルにおける消火、警報設備等の整備及び作動状況の点検並びに関係機関の連絡協調体制について改善に努める。

○ 大規模車両火災等を未然に防止するため、爆発性又は易燃性を有する物件その他の危険物を運搬する車両に対する安全運送の確保の指導取締りの強化に努める。

○ 道路利用者、運行管理者等に対する安全運転の励行、車両及び積荷の点検整備等の指導を行うとともに、広報等に努める。

○ 道路管理者、警察及び市（消防機関）等は交通量、トンネルの形状等により災害対策の必要性の高いトンネルについて、定期的に合同の防災訓練の実施に努める。

６ 関係機関との相互連携体制の整備

（１）連絡窓口の明確化

○ 関係防災機関は、事故情報、被害状況及び各機関の応急対策の実施状況等の情報を相互に共有し、情報の欠落や錯綜等を未然に防止するため、連絡窓口等をあらかじめ明確にしておく。

（２）防災訓練の合同実施

○ 道路管理者、市、警察等の防災関係機関は、合同の防災訓練を行い、情報の伝達方法、交通規制、救助・救出活動等における連携及び職務分担について、周知徹底を図る。

第３節　災害応急対策計画

【災害対策本部事務局、警備（消火・救出）部、保健医療調整本部、土木復旧部】

○ 大規模な道路事故が発生した場合の災害応急対策について定める。

１ 情報の収集・伝達

○ 道路災害発生の通報を受けた場合は、関係機関に内容を連絡する。また、災害報告取扱要領 (※1) に基づき、消防庁へ報告を行う。

※1 昭和 45 年 4 月 10 日付消防防第 264 号

○ 災害の発生状況及び被害の状況を収集し、把握できた内容を関係部局、その他関係機関と共有する。迂回路などの情報と併せて随時道路管理者のホームページに掲載するとともに、市は広報活動を行う。

○ 市、県及びその他防災関係機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

【情報連絡系統図】

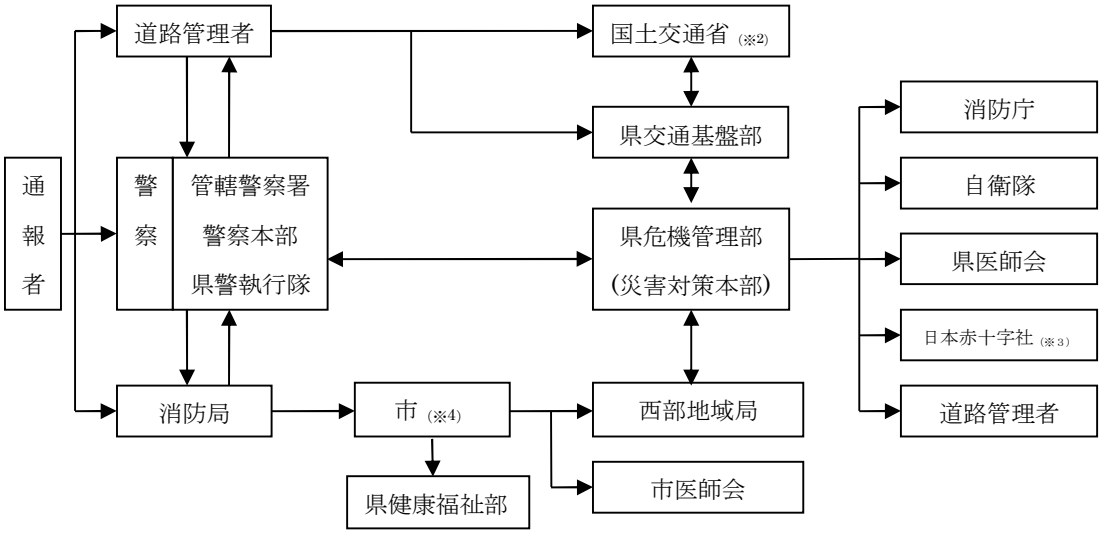

※2 中部地方整備局浜松河川国道事務所

※3 日本赤十字社静岡県支部

※4 危機管理課、広聴広報課、健康医療課

2 応急体制

（1）市の体制

○ 「共通対策編　第3章　第3節　組織・動員計画」によるもののほか、以下のとおり実施する。

≪事前配備体制≫

○ 事故の連絡を受けた市は、関係機関等から情報を収集し、事故の状況に応じて、事前配備職員の配置、関係課職員の参集等の初動体制の確立のために必要な措置をとる。

処理事項	・ 初期情報の収集･整理（危機管理課、各区区振興課、各行政センター、各支所） ・ 消火活動に関する応援体制の確立（消防局） ・ 救助活動に関する応援体制の確立（消防局） ・ 現場救護地区の設置及び負傷者搬送に係る調整の検討（健康医療課） ・ 災害対策本部設置の検討（危機管理課） ・ その他必要な活動の検討 ・ 消防庁への報告（消防局） ・ 広報に関する事項（広聴広報課）

≪災害対策本部≫

○ 連絡を受けた事故が、多数の死傷者等を伴う大規模事故又は大規模事故に移行するおそれがある場合は、市は災害対策本部の設置を協議する。

○ 市長（本部長）が災害対策本部の設置を決定した場合において、人命の救助その他の災害応急対策を迅速に実施するため、必要と認めた場合には、現地災害対策本部を設置する。

処理事項	・ 防災対策の総合調整（災害対策本部事務局） ・ 死傷者の捜索、救出、搬出及び災害現場の警戒並びに搬送等の調整（警備部） ・ 医療に関する連絡調整（保健医療調整本部） ・ 遺体の措置（遺族・遺体部） ・ 道路の応急復旧（土木復旧部）(※5) ・ 消火活動（警備部） ・ 被災者の救出、救護（警備部） ・ 負傷者の医療機関への搬送（警備部） ・ 行方不明者の捜索（警備部） ・ 情報収集、発信、広報（災害対策本部事務局） ・ 関係機関への支援要請（災害対策本部事務局）(※6) ・ 二次災害等発生防止措置（警備部） ・ 消防庁への報告（警備部） ・ 広報に関する事項（災害対策本部事務局） ・ その他必要な活動

※5 共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第25節 交通応急対策計画に準じる。

※6 県を通じた要請が基本。

≪現地災害対策本部≫

処理事項	・ 消火活動に関する調整（警備部） ・ トリアージ及び救急医療活動に係る調整（保健医療調整本部） ・ 負傷者搬送に係る調整（警備部） ・ 負傷者数の把握及び搬送先医療機関等に係る調整（保健医療調整本部） ・ 被災者情報に関すること（区本部） ・ 広報に関すること（災害対策本部事務局）(※7) ・ 遺体措置に関する調整（遺族・遺体部） ・ その他必要な活動

※7 緊急を要する事項

（２）防災関係機関の体制

≪処理事項≫

道路管理者	○ 負傷者の救助及び消火活動の実施のために必要な協力 ・ 主要交通路（迂回路）の確保 ・ 災害時における通行の禁止又は制限 ○ 道路施設の応急復旧活動に関すること ・ 道路の応急復旧 ・ 類似災害の再発防止のための被災箇所以外の道路施設に関する緊急点検の実施

県	○ 防災対策の総合調整 ○ 情報収集、発信、広報 ○ 関係機関への支援要請 ・ 自衛隊への災害派遣要請 ・ 海上保安庁への支援要請 ・ 消防庁、他都県等への支援要請 ・ 医療機関等への協力要請 ・ 消防庁への緊急消防援助隊の出動要請 ・ その他関係機関への応援要請 ○ 二次災害等発生防止措置 ○ 消防庁への報告 ○ 広報に関する事項
県警察	○ 災害関係情報の収集及び伝達 ○ 被害実態の早期把握 ○ 負傷者等の救出救助 ○ 緊急交通路の確保等交通上の措置 ○ 避難誘導及び二次災害の防止措置 ○ 検視及び行方不明者の捜索 ○ 県民の安全確保と不安解消のための広報 ○ 関係機関の行う災害復旧への協力 ○ その他必要な警察業務
建設事業者	○ 負傷者の救助及び消火活動の実施のために必要な協力

3 危険物等の流出・散乱に対する応急措置

○ 危険物等の流出が確認された場合、又は流出が想定される場合は、化学物質漏洩事故対応マニュアル(※8)に基づき、以下の措置を行う。

※8 静岡県危険物運搬車両事故防止等対策協議会編

（1）拡散防災措置等

区　　分	内　　容
流出危険物の拡散の防止及び除去	・ 警察及び消防は、危険物等の運搬車両に備えてあるイエローカード又は運搬車両所属事業所から流出危険物の名称、性状、毒性等の状況を把握する。 ・ 輸送業者及び消防、警察、道路管理者は連携して、危険物の防除作業を実施し、拡散防止に努める。
二次災害の防止	・ 消防機関等は、流出危険物から発生する可燃性ガス及び有毒ガスの検知を行うとともに火災等の防ぎょに努める。 ・ 流出危険物による飲料水汚染の可能性がある場合には、県及び河川管理者等は、水道水取水機関に直ちに連絡し、取水制限等の措置をとる。 ・ 流出危険物による河川海域等の公共用水域、地中及び大気汚

	染の可能性がある場合には、河川管理者及び保健所等は必要に応じて環境調査を実施する。 ・ 必要に応じて付近住民等の避難誘導等を行う。

（２）住民の安全確保

○ 市は、危険物が流出した場合に有毒物質等の拡散等により影響のある地域に対して、付近の住民などの避難、区域への立入禁止等の必要な措置を行う。また付近の住民などを避難させる際には、安全な地域に緊急避難場所を開設する。

○ 災害の概要及び警戒区域の指定状況、規制の内容 (※9) の情報を広報する。

○ 危険物の処理が終了し、安全が確認された場合、速やかに警戒区域を解除するとともに、その旨広報する。

※9「中毒危険」、「退去命令」、「火気の使用禁止」等

第４節　災害復旧計画

【災害対策本部事務局、保健医療調整本部、土木復旧部】

１ 災害復旧計画の策定

○ 関連する他の施設の被災状況・応急復旧状況及び既存の整備計画等の動向を踏まえ、関連する他機関との調整を図った上で、迅速かつ計画的な災害復旧計画を策定する。

２ 施設の復旧

○ 施設の管理者は、災害による地域の社会経済活動の低下を最小限にとどめるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。また、復旧完了時期の明示に努める。

３ 安全性の確認

○ 応急対策が概ね完了したときは、関係部局及び関係機関と協力して、早急に安全性の確認を行う。

○ 安全性の確認がなされた場合は、報道機関へ情報提供するとともに、広報紙やインターネットなど各種広報媒体を活用して広く市民に周知を図る。

４ 再発防止策の検討

（１）対応の評価

○ 当該危機事案への対応が収束した時点でそれまでの対応等の総括を行い、緊急連絡や応急対策の評価、反省点の抽出、改善策の検討を行う。

○ 関係機関に対し事後評価内容の情報提供、共有化を行い、対応の在り方の見直しを促進する。

（２）マニュアル等の見直し

○ 関係法令等の改正、事後評価による改善等がなされた場合は、対応するマニュアルを速やかに見直し、関係機関に周知する。

第３章　鉄道事故対策計画

○ 浜松市内の鉄道施設等において、列車の衝突、脱線等により多数の死傷者を伴う大規模な事故又は火災が発生した場合に、迅速に負傷者を救出し被害の軽減を図るため、市及び防災関係機関等がとるべき行動を定める。

第１節　総則

【災害対策本部事務局】

１ 過去の事故 (※1)

○ これまでの間、該当するような事故は発生していない。

※1 社会的な影響が著しく伴ったもの。

２ 予想される事故と地域

（１）事故の形態及び発生要因

事故の形態	内容
列車衝突事故	列車が他の列車又は車両と衝突し、又は接触した事故
列車脱線事故	列車が脱線した事故
列車火災事故	列車に火災が生じた事故
踏切障害事故	踏切道において列車又は車両が道路を通行する人又は車両等と衝突し、又は接触した事故
道路障害事故	踏切道以外の道路において、列車又は車両が道路を通行する人又は車両等と衝突し、又は接触した事故
鉄道人身障害事故	列車又は車両の運転により人の死傷を生じた事故（上記5種類の事故に伴うものを除く）
鉄道物損事故	列車又は車両の運転により500万円以上の物損を生じた事故（上記6種類の事故に伴うものを除く）

（２）浜松市内の鉄道事業者及び運行路線

会社名	路線名	区間	営業キロ(km)
東海旅客鉄道(株)	東海道新幹線	浜松～豊橋	36.5 の一部
	東海道線	天竜川～弁天島	17.1
	飯田線	出馬～小和田	28.4
天竜浜名湖鉄道(株)		天竜二俣～尾奈	31.9
遠州鉄道(株)		新浜松～西鹿島	17.8

第２節　　災害予防計画

【災害対策本部事務局、消防局、健康福祉部】

１ 防災体制の整備

市(※1)	・ 情報連絡体制の整備 ・ 消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備 ・ 災害発生の防止又は拡大防止のための措置関係機関との相互連携体制の整備 ・ 消火・捜索・救助・救出活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ・ 防災訓練の参加、協力 ・ 関係機関との相互連携体制の整備
鉄道事業者(※2)	・ 情報連絡体制の整備 ・ 鉄道施設の安全対策の推進、防災体制の整備等 ・ 職員に対する教育訓練、乗務員に対する適性検査の実施 ・ 車両や施設に関する安全確保の実施 ・ 安全管理規程、防災業務計画、防災業務実施計画、事故・災害等応急処理手続き等(※3)の作成 ・ 応急対策用資器材の整備 ・ 防災訓練の実施、参加、協力 ・ 関係機関との相互連携体制の整備
県	・ 情報連絡体制の整備 ・ 消火・捜索・救助・救出活動に係る資器材等の整備及び備蓄 ・ 防災訓練の参加、協力 ・ 関係機関との相互連携体制の整備
県警察(※4)	・ 情報連絡体制の整備 ・ 捜索・救助・救出活動に係る資器材等の整備及び備蓄 ・ 防災訓練の参加、協力 ・ 関係機関との相互連携体制の整備
中部運輸局	・ 情報連絡体制の整備 ・ 鉄道事業者に対する安全指導 ・ 防災訓練の参加、協力 ・ 関係機関との相互連携体制の整備
日本赤十字静岡県支部	・ 情報連絡体制の整備 ・ 医療救護活動に係る資機材などの整備及び備蓄 ・ 防災訓練の参加、協力 ・ 関係機関との相互連携体制の整備

※1 消防組織を含む。

※2 東海旅客鉄道（株）、遠州鉄道（株）、天竜浜名湖鉄道(株)

※3 交通機関の運転停止基準/資料編 11-8

※4 浜松市警察部、浜松中央警察署のほか、市域を管轄する警察署。

2 鉄道交通の安全確保

○ 各鉄道事業者は、列車の安全運行確保のために教育を徹底し、事故発生の防止に努めるとともに、一般公衆に対する啓発を積極的に行う。

踏切事故対策	・ 各鉄道事業者及び関係機関は、踏切での重大事故発生の防止のため、ポスター掲示や新聞･放送等の広告により啓発活動を実施する。 ・ 踏切通行車両のモラルの向上及びトラブル発生時の処置方法について、自動車運転者への普及に努める。
鉄道妨害の防止	・ 各鉄軌道事業者は、列車妨害行為の危険性を周知するため、駅利用者へのPR 活動、小学校、自治体、鉄道警察隊等への協力依頼、線路巡回の強化、立て看板の設置、線路内立ち入り防護柵の点検整備等を実施する。
鉄道交通の障害となりうる樹木等の除去	・ 鉄道事業者は、樹木等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合等には、所要の手続きを行った上で、伐採等を行うなど、鉄道の輸送の安全確保に努めるものとする。

3 防災訓練

○ 各鉄道事業者は、事故発生を想定した緊急対応訓練を定期的に実施し、習熟に努める。

○ 市、県、警察、その他関係する機関と合同で、列車の脱線・転覆等、大規模な鉄道事故災害の発生を想定した緊急対応訓練の実施に努める。

4 関係機関との相互連携体制の整備

○ 各鉄道事業者は、事故災害時の市、県、警察、その他関係する機関との連携について、あらかじめ協議・検討し、情報連絡体制及び相互の役割分担等について確認し、平時から関係強化に努める。

第３節　災害応急対策計画

【災害対策本部事務局、警備（消火・救出）部、保健医療調整本部、福祉支援部、土木復旧部】

1 情報連絡体制の整備

○ 鉄道事業者は、乗客、乗員、地域住民等の多数の死傷者の発生又は危険物の流出等により事故現場周辺に危険が及ぶような大規模鉄道事故が発生した場合は、速やかに次の経路により関係機関に通報する。

【情報連絡系統図】

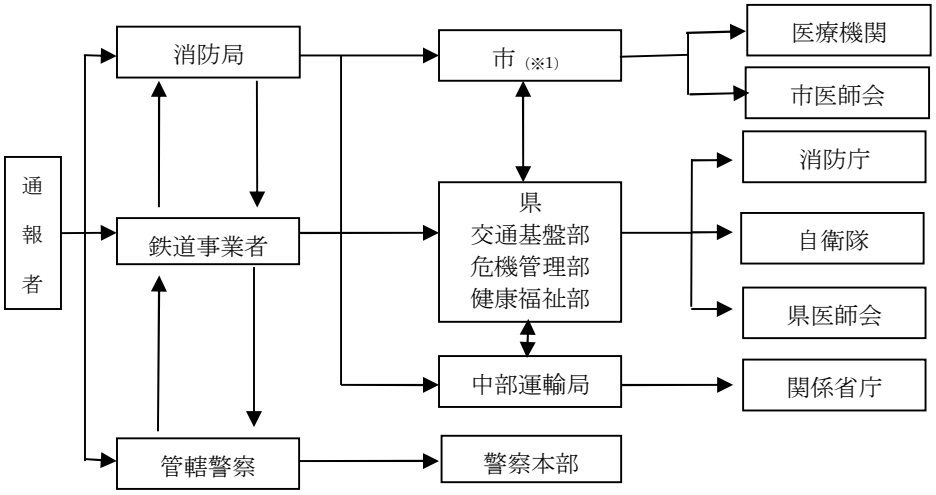

※1 危機管理課、広聴広報課、健康医療課

※　地域住民からの 110 番、119 番通報等により事故発生情報がもたらされる場合があるので、通報を受けた機関は上記関係機関に迅速かつ確実に情報を伝達する。

２ 応急体制

（１）市の体制

○ 「共通対策編　第3章　第3節　組織・動員計画」によるもののほか、以下のとおり実施する。

≪事前配備体制≫

○ 連絡を受けた事故が多数の死傷者等を伴い、地域の消防力では対応が困難と思われる場合は、市は関係機関等から情報を収集し、事故の状況に応じて、事前配備職員の配置、関係課職員の参集等の初動体制の確立のために必要な措置をとる。

処理事項	・ 初期情報の収集･整理（危機管理課、各区区振興課、各行政センター、各支所） ・ 消火活動に関する応援体制の確立（消防局） ・ 救助活動に関する応援体制の確立（消防局） ・ 現場救護地区の設置及び負傷者搬送に係る調整の検討（健康医療課） ・ 災害対策本部設置の検討（危機管理課） ・ その他必要な活動の検討 ・ 消防庁への報告（消防局） ・ 広報に関する事項（広聴広報課）

≪災害対策本部≫

○ 連絡を受けた事故が、多数の死傷者等を伴う大規模事故又は大規模事故に移行するおそれがある場合は、市は災害対策本部の設置を協議する。

○ 市長（本部長）が災害対策本部の設置を決定した場合において、人命の救助その他の災害応急対策を迅速に実施するため、必要と認めた場合には、現地災害対策本部を設置する。

処理事項	・ 防災対策の総合調整（災害対策本部事務局） ・ 情報の収集・伝達（災害対策本部事務局） ・ 消火活動（警備部） ・ 捜索活動（警備部） ・ 遺体の措置（遺族・遺体部） ・ 救出・救助・救急活動（警備部） ・ 負傷者の搬送（警備部） ・ 情報発信、広報（災害対策本部事務局） ・ 職員の非常参集、市災害対策本部設置など必要な体制の確立（災害対策本部事務局） ・ 避難誘導、緊急避難場所の開設（災害対策本部事務局） ・ 関係機関への支援要請（災害対策本部事務局）(※2) ・ 二次災害等発生防止措置（警備部） ・ 消防庁への報告（警備部） ・ 広報に関する事項（災害対策本部事務局）

※2 県を通じた要請が基本。

≪現地災害対策本部≫

処理事項	・ 消火活動に関する調整（警備部） ・ トリアージ及び救急医療活動に係る調整（保健医療調整本部） ・ 負傷者搬送に係る調整（警備部） ・ 負傷者数の把握及び搬送先医療機関等に係る調整（保健医療調整本部） ・ 被災者情報に関すること（区本部） ・ 広報に関すること（災害対策本部事務局）(※3) ・ 遺体措置に関する調整（遺族・遺体部） ・ その他必要な活動

※3 緊急を要するもの

（２）防災関係機関の体制

≪処理事項≫

鉄道事業者	・ 情報の収集と伝達 ・ 社内に事故対策本部の設置、事故現場付近への現地本部の設置 ・ 関係機関の現地本部の手配 ・ 市、県に対する必要な支援要請 ・ 事業者としての消火・捜索・救出・救助活動 ・ 後続列車の衝突等の二次災害防止活動 ・ 危険物積載の場合は被害防止対策の実施、消防や警察への報告 ・ 被災者の家族等への情報提供 ・ 被災者及び被災者家族に対する必要な手配 ・ 代行輸送等の手配

	・ 避難誘導 ・ 乗客等に対する広報
県	・ 防災対策の総合調整 ・ 情報収集、発信、広報 ・ 関係機関への支援要請 　・ 自衛隊への災害派遣要請 　・ 海上保安庁への支援要請 　・ 消防庁、他都県等への支援要請 　・ 医療機関等への協力要請 　・ 消防庁への緊急消防援助隊の出動要請 　・ その他関係機関への応援要請 ・ 二次災害等発生防止措置 ・ 消防庁への報告 ・ 広報に関する事項
県警察	・ 災害関係情報の収集及び伝達 ・ 被害実態の早期把握 ・ 負傷者等の救出救助 ・ 緊急交通路の確保等交通上の措置 ・ 避難誘導及び二次災害の防止措置 ・ 検視及び行方不明者の捜索 ・ 県民の安全確保と不安解消のための広報 ・ 関係機関の行う災害復旧への協力 ・ その他必要な警察業務
中部運輸局	・ 情報の収集･伝達

【特記事項】

情報の収集･伝達	・ 鉄道災害発生の通報を受けた場合は、関係各課に内容を連絡する。 ・ 災害の発生状況及び被害状況を収集し、把握できた内容を関係各課、その他関係機関と共有する。広報の必要がある場合には広報活動を行う。
広報活動	・ 鉄道事業者は、事故の応急対策の実施状況及び復旧見込み等についての情報を、定期的又は随時の記者会見等により、報道機関に提供する。
消防活動	・ 火災が発生している場合は、迅速な消火活動及び、二次災害の防止等の活動を実施する。
救助･救急活動	・ 救助･救急事案が発生している場合は、迅速な救助活動を行い、救助した負傷者を医療機関に搬送する。

現場活動等	・ 傷病者が多数発生した場合は、案内窓口、一時的な救護所を設け、必要に応じて遺体安置所を設置し、対応に当たる。
避難	・ 乗客を一時的に避難させる必要がある場合は、安全な地域に緊急避難場所を開設する。 ・ 避難誘導を行うと同時に、災害の概要及び危険箇所の情報を避難者に提供する。

（３）危険物等の搭載貨車事故に対する応急対策

区　　分	内　　容
初動対応	・ 危険物、毒劇物、高圧ガス等を積載した貨車が、事故により爆発・炎上した場合又はその危険性があると判断された場合は、乗務員又は駅員は直ちに消防機関や警察機関に通報し、安全な場所への隔離等応急措置を行う。
二次災害防止及び住民の安全確保	・ 現地における出動した消防隊の指揮者又は鉄道事業者の責任者は、流出した危険物等による爆発又は有害物質の拡散等により周辺に危険が及ぶと判断されるときには、直ちに周辺地域での火気の遮断及び地域住民の一時避難を市長に要請する。 ・ 流出した危険物等が河川、下水道等に流入した場合又はそのおそれがある場合は、河川管理者、下水道事業管理者等に連絡する。上下水道部については、「有害物質等流入事故対応マニュアル」に基づき対応する。

※ 災害復旧計画については、原則として「大規模事故対策編　第2章　道路事故対策計画　第4節　災害復旧計画」に準じる。
加えて、鉄道事業者は、所要の手続きを行った上で、隣接地等を復旧作業に必要な資材置場や土石の捨場等として一時的に使用することなどにより、鉄道の迅速な復旧に努めるものとする。

第４章　海上事故対策計画

○ 浜松市の周辺海域並びに河川において、船舶等の衝突、転覆、火災、浸水等の事故により、多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生した場合に迅速かつ適切に救助するほか、大量の油等が排出された場合の拡散防止と回収を実施し、沿岸の住民の安全を図るとともに、環境汚染を最小限に防ぐための市及び防災機関の措置を定める。

第１節　総則

【災害対策本部事務局】

１ 予測される船舶事故と地域

○ 海難とは、海上における船舶又は航空機の遭難その他海上において人命又は財産に被害が生じ、又は生じるおそれのある事態であって、保護を必要とするものであり、主な形態は以下のとおりである。

○ 海難とは、個々の形態が異なり、様々な複合的要素を持つため、衝突・浸水・火災・乗揚げによる船体断裂等による燃料油や貨物油等の排出など複合的な事故となることがある。

主な形態	内　　容
衝突	船舶が他の船舶又は物件(※1)に接触したことをいう。
乗揚	船舶が、陸岸、岩礁、浅瀬、捨石、沈船等水面下にあって大地に直接又は間接的に固定しているものに乗揚げ、乗切り又は底触して船舶の航行に支障が生じたことをいう。
転覆	船舶が外力、過載、荷崩れ、浸水、転舵等のため、ほぼ90度以上傾斜して復原しないことをいう。
浸水	船外から海水等が侵入し、船舶の航行に支障が生じたものをいう。
推進器障害	推進器及び推進軸が、脱落、若しくは破損し、又は漁網、ロープ等を巻いたため、船舶の航行に支障が生じたことをいう。
舵障害	舵取機及びその付属装置の故障、舵の脱落又は破損により、船舶の航行に支障が生じたことをいう。
火災･爆発	船舶又は積荷に火災が発生したことをいう。燃料その他の爆発性を有するものが引火、化学反応等によって爆発したことをいう。
機関故障	主機関（等）推進の目的に使用する機械が故障し、船舶の航行に支障が生じたことをいう。
安全阻害	転覆に至らない船体傾斜、走錨及び難船荒天難航をいう。

※1 岸壁、防波堤、桟橋、流氷等

○ 浜松市沿岸海域は、東西に往来する船舶が多いので、衝突、座礁による遭難、火災等の災害が予測される。

【参考】

＜海上災害に関する基本的な考え方＞

・ 海上災害のうち、船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関損傷等の海難の発生によって生ずる人命に対する救助義務は、当該船舶の船長にあり、また、船舶が衝突したときは、相互の船舶の船長は人命及び船舶の救助に必要な手段を尽くさなければならない。

・ 他の船舶又は航空機の遭難を知ったときは、船長は人命救助に必要な手段を尽くさなければならない。

・ 海難について人命救助を必要とする場合、第三管区海上保安本部が船長の救助活動の援助を行う。

・ 特に陸岸に近い海難については、最初に事件を認知した沿岸市町村が救助活動を行う。

≪海難による人身事故における対応（任務等）と責務等の内容≫

主体	根拠法令	責務等内容
当該船舶の船長	【国内法】 船員法 第 12 条～14 条	・ 人命の救助並びに船舶及び積荷の救助 ・ 船舶が衝突した時の人命及び船舶の救助 ・ 他の船舶又は航空機の遭難を知った時の人命の救助
海上保安庁	海上保安庁法 第 2 条	・ 海上保安庁法による海難救助等に関する事務を行う任務
市町村長	水難救護法 第 1 条	・ 遭難船舶救護の事務は最初に事件を認知した市町村長の責務
静岡県警察本部	水難救護法 第 4 条	・ 救護の事務に関し市町村長を補助

※ 海難により、人の生命に危険が及び、又は及ぼうとしている場合に、自らの危険をかえりみず、職務によらないで人命の救助に当たった者が災害を受けたときは、「海上保安官に協力した者等の災害給付に関する法律」及び「警察官の職務に協力した者の災害給付に関する法律」が適用され、国又は県から災害給付を受けることができる。

2 沿岸海域等排出油等流出事故の主な施策

○ 沿岸等排出油事故における主な対策は次のとおり。

・ 海上等における事故現場での応急防除措置

・ 油等が流出した場合の海上等での拡散防止及び回収

・ 流出した油等が陸地に漂着した場合の防除対策

・ 回収した油等の保管、運搬、処理に関する業務

3 重油等の種類と性質

種　類	性　　質
A 重油	・ 流出源から数百 m～数マイル漂流しながら、風浪等の影響で一部蒸発攪拌され、希釈分散する。 ・ 対応としては、閉鎖性海域で発生し、沿岸漂着が予測さ

	れる場合は、早々に洋上回収・処理を行う必要があり、既に沿岸漂着している場合は、被害を受ける海岸を最小にする工夫が必要である。 ・ オイルフェンスの活用による油の包囲、または誘導により回収を行う。 ・ 沖合の開放海域で、沿岸漂着の可能性のない場合は、漂着監視を実施し、漂着の可能性がある場合は、油処理剤を散布し、航走攪拌を実施する。 ・ 油処理剤の使用については、使用前にテストを行い、効果の確認を行うとともに、関係機関と協議のうえ、漁業関係者の同意を得たうえで使用する。
C 重油	・ 大型船の燃料として使用され、また火力発電用の燃料として大量に輸送されており、一旦事故が発生すれば流出量が多く、かつ、防除に要する日数も長くなるため、甚大な被害を発生させる可能性がある。 ・ C重油は蒸発せず、1～3日ほどで乳化(ムース化)する。 ・ 沿岸漂着により、漁業、工業プラント、観光産業等に被害を及ぼす。 ・ 対応としては、沿岸漂着が予測される場合は、オイルフェンスの活用により早期に洋上回収処理を行う必要があり、既に沿岸漂着している場合は、被害を受ける海岸を最小にする工夫が必要である。 ・ C重油は、油処理剤の効果がない場合もあり、使用前にはテストを行い、効果の確認を行う。また、沿岸漂着した場合は、長期間に及ぶことを念頭に作業員の手配を行う。
原油	・ 流出量が多いとき、油種によっては原油ガスの発生に注意が必要であり、風下は広範囲にわたり危険海域となる。 ・ 非防爆型の作業船の接近は避けなくてはならない。 ・ 原油の蒸発成分は、1～3日のうちに蒸発し、残油は急速に乳化(ムース化)していく。 ・ 対応としては、海上に流出した後、乳化(ムース化)前は、早々に洋上回収・処理を行い、軽質分が蒸発、又は乳化(ムース化)した時は、C重油と同じである。
ガソリン	・ ガソリンが海上に流出すると、引火性が高く非常に危険である。 ・ 早期に拡散、蒸発するので、その対応には最大限の注意を払わなければならない。 ・ 対応としては、基本的には、引火による爆発を防止するた

	め、風下側に危険海域を設定し、一定の時間帯住民の避難、火気に対する注意を喚起するほか、場合によっては住民に対し、避難を指示するなど二次災害の発生の防止を図る。 ・ やむを得ず防除活動の必要がある場合は、風上側から放水による拡散促進、または消火泡により油面を被覆する等、引火ガスの大気拡散を抑制する。
軽油	・ 軽油が海上に流出すると、早期に拡散する。 ・ 対応としては、基本的には、引火による爆発を防止するため、風下側に危険海域を設定し、一定の時間帯住民の避難、火気に対する注意を喚起するほか、場合によっては住民に対し、避難を指示するなど二次災害の発生の防止を図る。 ・ やむを得ず防除活動の必要がある場合は、風上側から放水による拡散促進、または油吸着マット等により回収を行う。
灯油	・ 灯油が海上に流出すると、早期に拡散する。 ・ 対応としては、風上側から放水による拡散促進、または油吸着マット等により回収を行う。
潤滑油	・ 潤滑油が海上に流出すると、早期に拡散する。 ・ 対応としては、風上側から放水による拡散促進、または油吸着マット等により回収を行う。
ケミカル類	・ 油以外の液体物質のうち、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(※2)第3条第3号に規定する物質のケミカル類は、海上に流出した場合の変化は、種類により浮上、沈降、水中浮遊とさまざまである。 ・ 多くの場合、引火又は有毒性の危険があり、更に複数の水溶性のケミカルが混じり合うと反応し合うこともあり、その都度専門家等による確認を要する。 ・ 対応としては、変化及び特性に合わせて、専門家の指示に従う。
液化ガス	・ メタンを主成分とする天然ガスを冷却液化したものを液化天然ガス又はLNG(Liquefied Natural Gas)という。 ・ LPG(Liquefied Petroleum Gas)とは、液化石油ガスのことで、石油系の炭化水素のうち、プロパン、ブタンを主成分とする混合物のことである。 ・ LNGについては、海上に流出後、直ちに気化し、大気中に拡散する。気化する際に形成される白い蒸気雲により危険範囲を把握し、着火源を近づけないことが肝要である。

※2 昭和 45 年 12 月 25 日法律第 136 号、以下「海防法」という。

	・ LPGについては、ガス比重が空気より重く、低部に滞留するため、取扱上最も注意をしなければならず、ガス検知器でガス濃度を測定するとともに、発火物を近づけないことが肝要である。

【参考】＜油等排出事故災害に関する基本的な考え方＞

○ 海洋での油等の防除義務者【指導・監督機関：海上保安庁】

（１）総括的な規定

主体	根拠法令	責務等の内容
船舶の船長又は船舶所有者、海洋施設等又は海洋危険物管理施設の管理者又は設置者その他の関係者	海防法第 2 条（総括的な規定）	油、有害液体物質等若しくは危険物の排出があった場合又は海上火災が発生した場合において排出された油又は有害液体物質等の防除、消火、延焼の防止等の措置を講じることができるように常時備えるとともに、これらの事態が発生した場合には、当該措置を適確に実施することにより、海洋の汚染及び海上災害の防止に努めなければならない。

（２）具体的な排出物ごとの規定

○ 海防法では、上記の一般的な防除義務の規定に加えて、排出物ごとに具体的な責任等を記している。

○ 排出物の定義については、海防法第 3 条に規定されている。

≪大量の油等が排出された場合≫

主体	根拠法令	責務等の内容
・ 船舶の船長又は管理施設の管理者 ・ 排出の原因となる行為をしたもの	海防法第 39 条－Ⅰ	排出された油等の広がり及び引き続く油等の排出の防止並びに排出された油等の除去のための応急措置を講じなければならない。
海上保安庁長官	海防法第 39 条-Ⅲ	当該船舶所有者等が講じるべき措置を講じていないと認められるときは、講じるべき措置を命じることができる。
定義	海防法施行規則第 29 条：特定油……蒸発しにくい油（原油等）	
濃度及び量の基準	海防法施行規則第 30 条：①特定油分の濃度が、特定油 1 万 cm^3 当たり 10cm^3 以上 ②特定油の量が、100L 以上の特定油分を含む量	

≪廃棄物等が排出された場合≫

主 体	根拠法令	責務等の内容
海上保安庁長官	海防法第 40 条	廃棄物その他の物（油及び有害液体物質を除く。）の排出により、又は船舶の沈没若しくは乗揚げに起因して海洋が汚染され、又は汚染されるおそれがあり、当該汚染が海洋環境

		の保全に著しい障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認める場合は、当該廃棄物その他の物を排出したと認められる者又は当該沈没し、若しくは乗り揚げた船舶の船舶所有者に対し、当該廃棄物その他の物の除去又は当該船舶の撤去その他当該汚染の防止のため必要な措置を構じるべきことを命じることができる。

※ 上記の2つの場合における海上保安庁長官による措置（海防法第41条-Ⅰ）

○ 措置を講じるべき者がその措置を講ぜず、又はこれらの者が講じる措置のみによっては海洋の汚染を防止することが困難であると認められる場合において、排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の物の除去その他の海洋の汚染を防止するため必要な措置を講じたときは、当該措置に要した費用で国土交通省令で定める範囲のものについて、当該船舶の船舶所有者又は海洋施設等の設置者に負担させることができる。

≪危険物が排出された場合≫

主 体	根拠法令	責務等の内容
船舶の船長又は管理施設の管理者	海防法 第 42 条-2-Ⅲ	直ちに、引き続く危険物の排出の防止及び排出された危険物の火災発生防止のための応急措置を講ずるとともに、危険物の排出があった現場付近にある者又は船舶に対し注意を喚起するための措置を講じなければならない。
海上保安庁長官	海防法 第42条-5-Ⅰ	当該排出された危険物による海上火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、海上火災が発生したならば著しい海上災害が発生するおそれがあるときは、海上火災が発生するおそれのある海域にある者に対し火気の使用を制限し、若しくは禁止し、又はその海域にある船舶の船長に対しその船舶をその海域から退去させることを命じ、若しくはその海域に侵入してくる船舶の船長に対しその進入を中止させることを命じることができる。

≪漂着・回収後の油等の処理・処分責任者【指導・監督機関：環境省・都道府県】≫

主 体	根拠法令	責務等の内容
船舶所有者	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	ロシア船籍タンカー「ナホトカ号」重油流出事故については、厚生省通知（平成 9 年 1 月 23 日）により「今回の事故により海岸に漂着した油について、回収し、一時保管場所に集積等された後の運搬・処理に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処理すること。また、集積された排油等の廃棄物に

		ついては、船舶所有者が運送活動に伴い排出した産業廃棄物として取り扱われたいこと。」となっており、この計画においてもその考え方を適用する。

≪重油等の防除に関する関係各機関の任務・権能等≫

主体	根拠法令	責務等の内容
海上保安庁	海上保安庁法 第 2 条 海防法 第 39 条-Ⅲ 第 42 条-15-Ⅲ	・ 海上保安庁法による一般的な海洋汚染防止の任務のほか、海防法により防除措置義務者に必要な措置を講じることを命じ、又は措置を構ずべき者がその措置を講じていないと認めるとき、又は措置を講ずべきことを命ずるいとまがないと認めるときは、指定海上防災機関に排出油等の防除措置を指示することができる。
指定海上防災機関	海防法 第42条-14	・ 海上保安庁長官の指示を受けて排出油等の防除の措置を実施するとともに、船舶所有者等の委託を受けて海上災害のための措置などを実施すること。
国土交通省 中部地方整備局 （港湾空港部）	国土交通省設置法 第 4 条-⑮ 第 4 条-103 号 第 31 条-②	・ 海洋の汚染及び海上災害の防止に関すること。 ・ 国が行う海洋の汚染の防除に関する業務に関すること。
地方公共団体	災害対策基本法 第 50 条-Ⅰ-⑥ 第 50 条-Ⅰ-⑨	・ 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項 ・ 災害の発生の防ぎょ又は拡大防止のための措置に関する事項
港湾管理者	港湾法 第 12 条-② 第 12 条-⑥ 第 34 条	・ 港湾区域及び港務局の管理する港湾施設を良好な状態に維持すること。（港湾区域内における漂流物、廃船その他船舶航行に支障を及ぼすおそれがある物の除去及び港湾区域内の水域の

		清掃その他の汚染の防除を含む。） ・ 消火、救難及び警備に必要な設備を設け、並びに港湾区域内に流出した油の防除に必要なオイルフェンス、薬剤その他の資材を備えること。
漁港管理者	漁港漁場整備法 第4条	・ 漁港漁場整備事業の一環として漁港における汚泥その他公害の原因となる物質のたい積の排除、汚濁水の浄化その他の公害防止のための事業を施行すること。

第２節　　災害予防計画

【災害対策本部事務局、消防局、健康福祉部（医療担当・保健所）、健康福祉部】

１ 船舶事故予防計画

○ 浜松市、静岡県、第三管区海上保安本部をはじめとする防災関係機関は、平時から次の施策を実施し、船舶事故発生の防止や発生した場合の被害の軽減に寄与する事前の対策を推進する。

市	・ 情報連絡体制の整備 ・ 消火･捜索･救助活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ・ 海上事故災害が発生した場合における消火活動及び救出救護活動を効率的･効果的に行うため、地域の実情に応じた資機材の整備等 ・ 防災訓練への参加 ・ 関係機関との相互連携体制の整備
県	・ 情報連絡体制の整備 ・ 消火･捜索･救助活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ・ 港湾施設の適正利用確保の措置 ・ 港内パトロール等を実施し、港湾施設の良好維持と適正利用の確保に努める。 ・ 防災訓練への参加 ・ 関係機関との相互連携体制の整備
県警察	・ 情報連絡体制の整備 ・ 捜索･救助･救出活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ・ 防災訓練への参加 ・ 関係機関との相互連携体制の整備

第三管区海上保安本部 (※1)	・ 情報連絡体制の整備 ・ 救難資機材等の整備及び備蓄 ・ 海上交通の安全確保のための措置 　・ 管轄海域及び本県の港湾内における航行制限及び海上交通情報の提供等の体制整備に努める。 　・ 海事関係者等に対する海難防止及び海上災害防止に関する講習会の開催や訪船指導等を実施し、海難防止、海上災害防止思想の普及に努める。 ・ 防災訓練への参加 ・ 関係機関との相互連携体制の整備
指定海上防災機関	・ 情報連絡体制の整備 ・ 海上交通の安全確保のための措置 ・ 防災訓練への参加 ・ 関係機関との相互連携体制の整備 ・ 海上輸送法第10条-3の規定に基づく「安全管理規程」の作成
静岡地区水難救済会	・ 連絡体制の整備 ・ 救難所の施設整備及び救難用資機材等の備蓄 ・ 海難救助訓練の実施
中部運輸局	・ 船舶の安全性を確保するため、船舶の定期的検査、立入検査等を踏まえた必要な指導を実施

※1 清水海上保安部

【特記事項】

海難防止指導	・ 清水海上保安部、下田海上保安部及び御前崎海上保安署は、海難事故防止講習会の主催や訪船等により、船長及び海事関係者を指導し、事故防止に努める。
異常気象時における 避難体制の確立	・ 第三管区海上保安本部は、気象、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報の通知を受けたときには、船舶に情報提供して事故防止に努める。
防災訓練	・ 市及び関係機関は、海上事故への対応及び防災関係機関との連携の習熟を図るため、訓練の推進に努める。
関係機関との 相互連携体制の整備	・ 海上事故災害等の場合における消火活動等を効果的に行うため、海上保安機関と消防機関は、概ね次の事項の調整をしておく。 　・ 資機材の保有状況等の資料の交換 　・ 消火活動要領及び連絡周知系統の作成 　・ 必要資機材の整備の促進 ・ 法令に定めるもののほか、入港船舶の危険物積載の状況、化学消火剤の備蓄状況等消火活動上あらかじめ掌握して

	おく必要があると認められる資料及び情報については、相互に交換する。 ・ 第三管区海上保安本部は、迅速かつ的確な救助活動の確立を図るため、医療機関との連絡･連携対策の整備を図る。 ・ 第三管区海上保安本部等は、迅速かつ的確な救助活動の確立を図るため、海難船舶に係わる情報など市町村等との連絡･連携体制を強化する。

2 沿岸排出油等事故予防計画

○ 浜松市、静岡県、海上保安庁をはじめとする防災関係機関は、平時から次の施策を実施し、排出油等事故発生の防止や発生した場合の被害の軽減に寄与する事前の対策を推進する。

市(※2)	・ 情報連絡体制の整備 ・ 消火･捜索･救助活動に係る資機材等の整備 ・ 防災訓練への参加 ・ 関係機関との相互連携体制の整備･段階的対応 ・ 静岡県沿岸排出油等防除協議会との連携 ・ 協力要請に基づく、防除活動の実施及び支援 ・ ボランティア等に対する支援
県	・ 情報収集体制の整備 ・ 消火･捜索･救助活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ・ 防災訓練への参加 ・ 関係機関との相互連携体制の整備 ・ 静岡県沿岸排出油等防除協議会との連携 ・ 協力要請に基づく、防除活動の実施及び支援 ・ ボランティア等に対する支援
県警察	・ 情報連絡体制の整備 ・ 捜索･救助･救出活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ・ 防災訓練への参加 ・ 関係機関との相互連携体制の整備
第三管区海上保安本部(※3)	・ 情報連絡体制の整備 ・ 消火･捜索･救助･救出･医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ・ 油流出事故発生時に必要な資機材を整備するとともに、緊急時の調達方法を定めておくものとする。 ・ 海上交通の安全確保のための措置 ・ 管轄海域及び本県の港湾内における航行制限及び海上交通情報の提供等の体制整備に努めるものとする。 ・ 海事関係者等に対する海難防止及び海上災害防止に関する

※2 消防組織を含む。

※3 清水海上保安部

	講習会の開催や訪船指導等を実施し、海難防止、海上災害防止思想の普及に努めるものとする。 ・ 防災訓練への参加 ・ 関係機関との相互連携体制の整備
静岡県沿岸排出油等防除協議会	・ 情報連絡体制の整備 ・ 排出油等の防除に関する計画の策定 ・ 排出油等の防除に必要な施設、資機材の整備促進 ・ 排出油等の防除に関する研修及び訓練 ・ 排出油等の防除活動の実施の推進 ・ 関係機関との相互連携体制の整備

3 防除資機材等の整備

市	・ 関係機関、関係団体の防除資機材について、保有状況を把握し、その調達方法を定めておく。 ・ 港湾管理者は、防除資機材を保有し、災害時、防災関係者等に貸出す場合に備えて、あらかじめ手続きを定めておく。
県	・ 関係機関、関係団体の防除資機材について、保有状況を把握し、その調達方法を定めておく。 ・ 港湾管理者は、防除資機材を保有し、災害時、防災関係者等に貸出す場合に備えて、あらかじめ手続きを定めておく。
第三管区海上保安本部(※4)	・ 海上運送事業者等に対してオイルフェンス、薬剤、その他必要な防除資機材の備付を指導する。
静岡県沿岸排出油等防除協議会	・ 会員の防除資機材について、保有状況を常時把握し、その整備促進に努める。

※4 清水海上保安部

4 沿岸海域及び海域利用情報の収集・整理

○ 排出油等の事故災害で大きな被害を受ける沿岸域において、その地域の特性に応じた防除措置を迅速かつ的確に行うためには、あらかじめ、沿岸域の利用状況等を把握しておくことが重要であることから、市は沿岸及びその地先海面について、重点的に保護すべき施設、地域等の情報を収集整理しておく。

○ 情報図として整備を行う場合、地域、海岸の形状環境及び経済側面から価値が高いとみなされる施設を地図上にプロットすることにより作成し、作成した情報図は関係団体のほか、防災関係機関において、防災対策の基礎資料として活用する。

○ なお、優先的に保護すべき施設等の優先順位について、あらかじめ検討しておく。

5 海上交通の安全確保

○ 海上保安部及び港湾関係者は、管轄海域及び本市の港湾内において、船舶の安全航行環境の整備、海上交通情報の提供体制の整備等に努める。

6 人材の育成

○ 排出油等の防除活動を的確に行うために、排出油の性状、資機材の操作等に関する知識、

ノウハウが必要であることから、関係団体等が実施する研修会等を活用し、人材の育成に努める。

7 防災訓練

○ 関係団体等は、海上保安本部等防災関係機関が実施する防災訓練に積極的に参加することとし、防災訓練を通じた相互の連携強化に努める。

○ 防災関係機関は、過去の災害状況、予測される油等の流出事故の規模、災害の程度等を想定するなどして、実践的な訓練の実施に努める。

8 関係機関との相互連携体制の整備

○ 関係機関は、排出油等の防除に関して専門的な知識、ノウハウを有する団体等との間で災害時の支援内容や方法等について、あらかじめ確認しておくとともに、必要に応じて応援協定を締結するなど、相互の連携強化に努める。

○ 防災関係機関等が実施する防除活動への支援のほか、防除資機材の調達や輸送を行う団体等の活動内容等をあらかじめ把握し、協力依頼等を行う。

第３節　災害応急対策計画（船舶事故）

【災害対策本部事務局、警備（消火・救出）部局、遺族・遺体部、福祉支援部、保健医療調整本部、区本部】

○ 海上災害が発生した場合は、市、防災関係機関等は、直ちに初動体制を確立して次の対策を行い、被害の拡大防止や軽減を図る。

1 情報の収集・伝達

○ 海上災害の発生及び被害の状況を収集し、把握できた内容を市の関係部局、県、防災関係機関と共有する。また、発生した事故の態様によっては、適宜、連絡先等を追加、変更するものとする。なお、広報の必要がある場合には、市のホームページ等に掲載するなど広報活動を行う。

【情報連絡系統図】

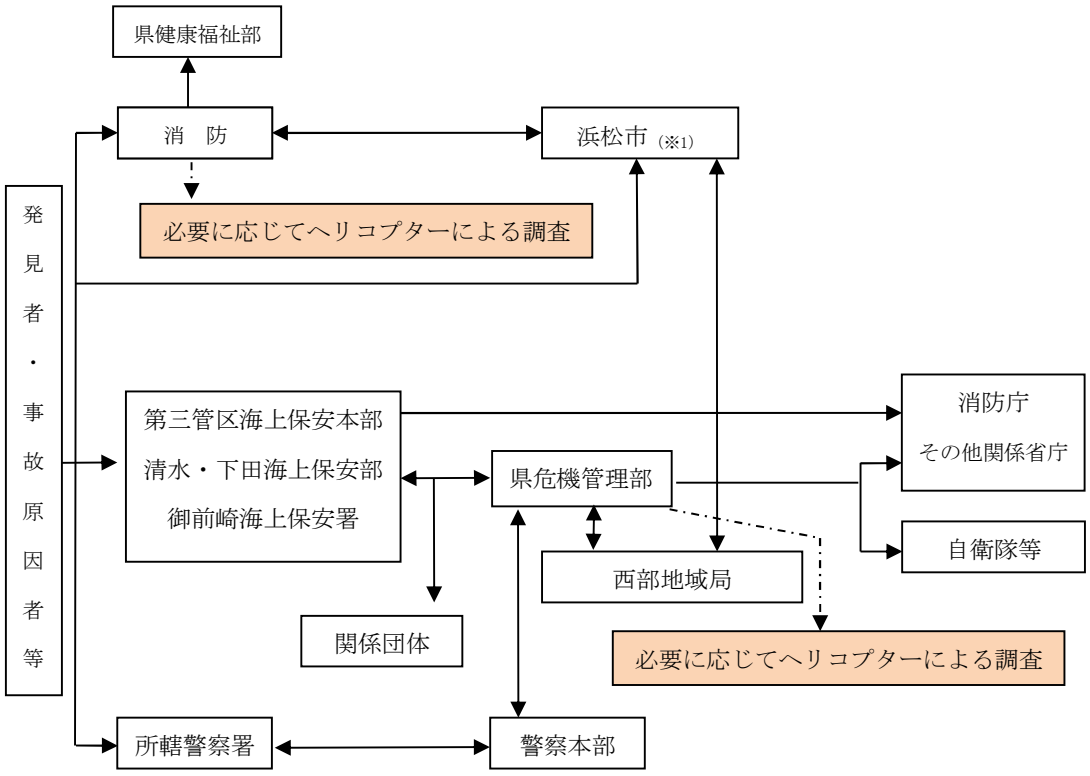

※1 危機管理課、広聴広報課

2 応急体制

（1）応急対策の流れ

○ 海難による人身事故の場合 (※2)

事項	船長等	国	県	市
海難の発生	最寄りの海上保安本部の事務所、警察署への通報	・海上保安本部による被害規模等の情報収集 ・海上保安本部から県等への情報連絡	災害対策本部及び方面本部の設置	災害対策本部の設置
捜索活動		海上保安本部のヘリ等による捜索活動	海上保安本部等と連携をとった県ヘリ等による捜索活動	海上保安本部等と連携をとった市消防ヘリ等による沿岸海域を中心とする捜索活動
救助・救急活動	救助・救急活動	海上保安本部による、県及び市と連携した救助・救急活動	海上保安本部等と連携をした救助・救急のための県、県警ヘリの出動	海上保安本部等と連携をした市消防ヘリ等による沿岸海域を中心とする救助・救急活動

※2 遭難者、行方不明者、死傷者等の数が多く、国の機関の通常の体制では対応不可能な場合を想定。

医療活動		海上保安本部から沿岸の関係市町への医療活動要請	市からの要請による医療機関への救護班派遣要請	・市は必要に応じて、県に対して、日本赤十字社静岡県支部等の派遣を要請 ・要請に基づく医療機関の医療救護活動に係る調整
消火活動 （必要な場合に応じて）		・海上保安本部による沿岸市町の消防機関と連携した消火活動 ・消防庁による緊急消防援助隊の派遣	消防庁を通じての緊急消防援助隊への応援 要請	・市による消火活動 ・市は必要に応じて、消防相互応援協定締結消防機関へ応援要請 ・市は、必要に応じて、県に対して緊急消防援助隊の派遣を県に要請
緊急輸送活動		・海上保安本部は、必要に応じて、緊急輸送を円滑に行うための船舶交通の制限又は禁止 ・中部運輸局静岡運輸支局、県旅客船協会は、県からの要請に基づく緊急輸送車両又は船舶の調達又は斡旋	県は、沿岸の市とともに、必要に応じて、航空機の臨着場及び緊急物資の搬入・搬出等に関する職員を手配	市は被害の状況に応じて、車両等の確保・配置 (※3)

※3 困難な場合には県に対して調達の斡旋依頼。

（注）その他、県知事等の要請に基づく自衛隊による捜索、救助、救急、医療、消火、緊急輸送活動等

沿岸市町とは、「静岡県地域防災計画」の「津波対策の巻」、第2節第2項の「沿岸市町一覧表」に同じ。

（２）市の体制

○ 「共通対策編　第3章　第3節　組織・動員計画」によるもののほか、次のとおり実施する。

≪事前配備体制≫

○ 連絡を受けた事故が、多数の死傷者を伴い、市の消防力では対応が困難と思われる場合又は、事故の発生に伴い、沿岸部へ小規模な被害が発生又は発生するおそれがある場合は、市は関係機関等から情報を収集し、事故の状況に応じて、事前配備職員の配置、関係課職員の参集等の初動体制の確立のために必要な措置をとる。

処理事項	・ 初期情報の収集･整理（危機管理課、各区区振興課、各行政センター、各支所） ・ 医療機関への協力要請（健康医療課） ・ 消防ヘリによる航空偵察及び救出･搬送（消防局） ・ 災害対策本部設置に先行した臨時ヘリポート等の確保（消防局） ・ 二次災害等の発生防止措置（土木部） ・ 静岡県への報告（危機管理課） ・ 広報に関する事項（広聴広報課）

≪災害対策本部≫

○ 連絡を受けた事故が、多数の死傷者等を伴う大規模事故又は大規模事故に移行する恐れがある場合は、市は災害対策本部の設置を協議する。

○ 市長（本部長）が災害対策本部の設置を決定した場合において、人命の救助その他の災害応急対策を迅速に実施するため、必要と認めた場合には、現地災害対策本部を設置する。

処理事項	・ 防災対策の総合調整（災害対策本部事務局） ・ 情報の収集･伝達（災害対策本部事務局） ・ 消火活動（警備部） ・ 捜索活動（警備部） ・ 遺体の措置（遺族･遺体部） ・ 救出･救助･救急活動（警備部） ・ 負傷者の搬送（警備部） ・ 沿岸等における排出油等の状況調査（廃棄物処理部） ・ 原因者等が沿岸において実施する防除活動に対する指導等（廃棄物処理部） ・ 情報収集、発信、広報（災害対策本部事務局） ・ 職員の非常参集、市災害対策本部設置など必要な体制の確立（災害対策本部事務局） ・ 避難誘導、緊急避難場所の開設（災害対策本部事務局） ・ 関係機関への支援要請（災害対策本部事務局）(※4) ・ 二次災害等発生防止措置（警備部）

※4 県を通じた要請が基本。

	・ 消防庁への報告（警備部） ・ 広報に関する事項（災害対策本部事務局）

≪現地災害対策本部≫

処理事項	・ 消火活動に関する調整（警備部） ・ トリアージ及び救急医療活動に係る調整（保健医療調整本部） ・ 負傷者搬送に係る調整（警備部） ・ 負傷者数の把握及び搬送先医療機関等に係る調整（保健医療調整本部） ・ 被災者情報に関すること（区本部） ・ 広報に関すること（災害対策本部事務局）（※5） ・ 遺体措置に関する調整（遺族・遺体部） ・ その他必要な活動

※5 緊急を要するもの。

（３）防災関係機関の体制

≪処理事項≫

県	・ 防災対策の総合調整 ・ 情報収集、発信、広報 ・ 関係機関への支援要請 　・ 自衛隊への災害派遣要請 　・ 海上保安庁への支援要請 　・ 消防庁、他都県等への支援要請 　・ 医療機関等への協力要請 　・ 消防庁への緊急消防援助隊の出動要請 　・ その他関係機関への応援要請 ・ 二次災害等発生防止措置 ・ 消防庁への報告 ・ 広報に関する事項
県警察	・ 災害関係情報の収集及び伝達 ・ 捜索活動 ・ 救助・救出活動 ・ 交通規制の実施
第三管区海上保安本部	・ 災害関係情報の収集及び伝達 ・ 海上における治安維持 ・ 海上における船舶交通の安全確保 ・ 海難の際の人命救助及び船舶の救助 ・ 現場保存、証拠資料の収集、関係者の確保及び取り調べ、検視等の応急的な捜査活動

海上輸送事業者等	・ 災害関係情報の収集及び伝達 ・ 各社の防災計画及び事故対策マニュアル等に基づき、直ちに社内に事故対策本部を設置 ・ 海上保安本部や市等に対する必要な支援の要請 ・ 事業者として消火･捜索･救出活動 ・ 二次災害の防止活動 ・ 危険物等を積載している場合は、被害防止対策の実施、海上保安本部、消防や警察への報告 ・ 被災乗員家族等への情報提供(※6) ・ 被災乗員及び被災乗員家族に対する必要な手配 ・ 代行輸送者、牽引船等の手配 ・ 乗員の避難誘導 ・ 乗員に対する広報
各港湾･漁港管理者	・ 関係先への事故情報の伝達 ・ 岸壁等港湾施設の使用制限 ・ 海上保安本部長等からの要請に基づく港湾利用に関する措置

※6 乗員に被害が出た場合。

【特記事項】

捜索･消火活動	・ 海上保安本部等及び関係機関が捜索･消火活動を実施する。
救助･救急活動	・ 遭難船舶を認知した場合は、海上保安本部、警察、関係市町に連絡する。海上保安本部、警察、関係市町は海岸等現場において必要な活動を実施する。
現場活動等	・ 傷病者が多数発生した場合には、市は、案内窓口、遺体安置所を設置し、対応に当たる。

第４節　災害応急対策計画（沿岸排出油等事故）

【災害対策本部事務局、警備（消火・救出）部、保健医療調整本部、区本部】

○ 海上災害が発生した場合は、市、防災関係機関等は、直ちに初動体制を確立して次の対策を行い、被害拡大防止や軽減を図る。

１ 情報の収集・伝達

○ 海上災害の発生及び被害の状況を収集し、把握できた内容を市の関係部局、県、防災関係機関と共有する。広報の必要がある場合には、市のホームページ等に掲載するなど広報活動を行う。

【情報連絡系統図】

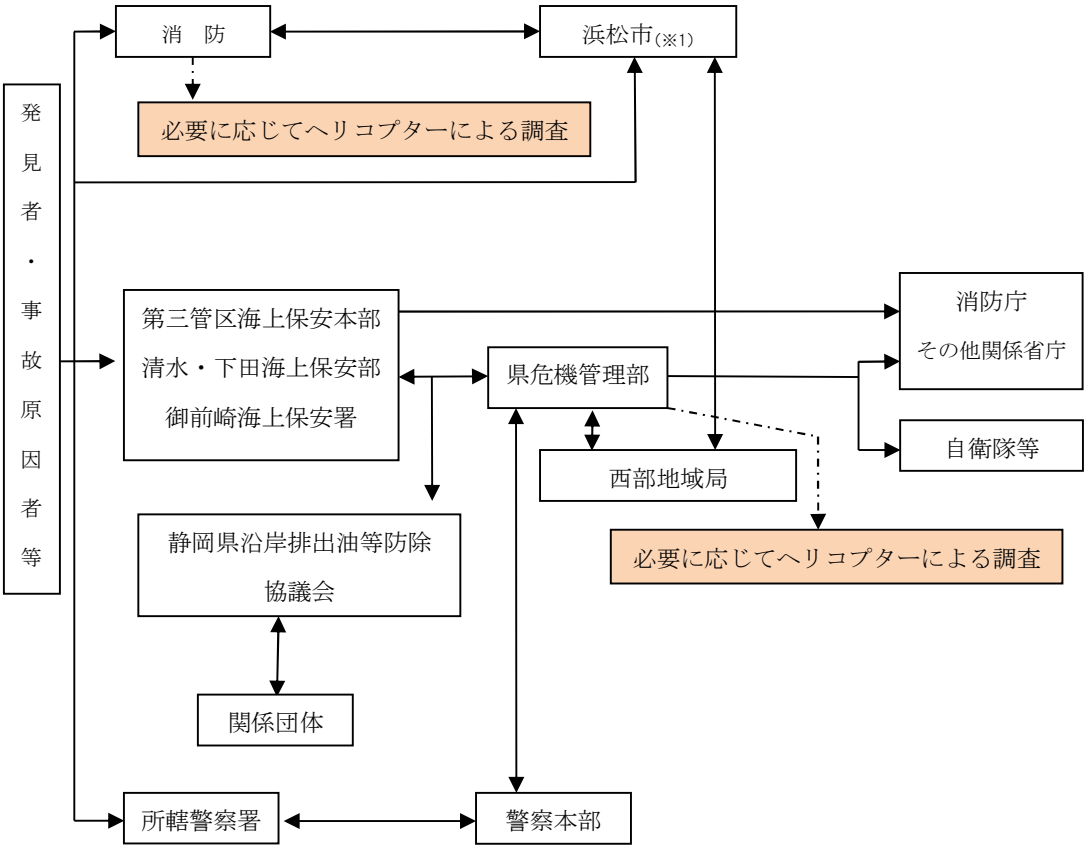

※1 危機管理課、広聴広報課

2 応急体制

（1）応急対策の流れ

事項	船長等の防除義務者	国	県	市
大規模な重油等の流出事故の発生	・防除措置の実施 ・最寄りの海上保安本部の事務所、警察署等への通報	・海上保安本部から県等に情報連絡 ・海上保安本部による防除義務者に対する防除作業の指導 ・防除資機材の調達	・情報収集 ・突発的応急体制の準備 ・防除関係者への情報提供	防除関係者は出動待機
発災海域における防除措置		海上保安本部は、緊急に防除措置をとる必要がある場合、指定海上防災機関に指示、及び自ら応急的な		海上保安本部等からの要請に基づく防除措置の実施

		防除措置を行うとともに、関係機関等に協力要請		
（沿岸に漂着する可能性がある）		船艇、航空機等による監視	・突発的応急体制の確保 ・防除資機材の調達	防除資機材の調達
（沿岸に漂着する可能性大）			・災害対策本部及び方面本部の設置 ・陸岸のパトロール	・災害対策本部の設置 ・陸岸のパトロール
沿岸海域における防除対策		海上保安本部の沿岸海域における防除作業	海上保安本部からの要請を受けた場合又は知事が必要と認めた場合の必要な対応	静岡県沿岸排出油等防除協議会会員等による沿岸海域での防除作業の協力
陸岸における回収作業		・海上保安本部は、県等からの要請に基づき、陸岸での防除作業の指導及び協力を実施 ・知事の派遣要請を受けた自衛隊の陸岸における回収作業や資機材の無償貸与又は譲与	・回収方針策定・沿岸市町の回収作業計画の総合調整 ・災害救援専門ボランティアの派遣調整 ・ボランティアの紹介窓口設置 ・必要により、自衛隊への派遣要請 ・必要に応じ、国や他都県への資機材提供要請又は民間からの買上げ、斡旋	・回収作業計画の策定 ・回収作業 ・ボランティアの受入窓口の設置
回収後の処理	〈産業廃棄物の場合〉 船舶所有者は、県の指導を受け、収集、運搬、処分を実施		〈産業廃棄物の場合〉 収集、運搬、処分について、実施船舶所有者を指導	

（２）市の体制

○ 「大規模事故対策編　第4章　海上事故対策計画　第3節　災害応急対策計画（船舶事故）」に準じる。

（３）防災関係機関の体制

県	・ 防災対策の総合調整 ・ 情報収集、発信、広報 ・ 関係機関への支援要請 　・ 自衛隊への災害派遣要請 　・ 海上保安庁への支援要請 　・ 消防庁、他都県等への支援要請 　・ 医療機関等への協力要請 　・ 消防庁への緊急消防援助隊の出動要請 　・ その他関係機関への応援要請 ・ 二次災害等発生防止措置 ・ 消防庁への報告 ・ 広報に関する事項
県警察	・ 情報の収集･伝達 ・ 警察用航空機、警察用船舶及び陸上からの目視等による事故及び被害情報の収集 ・ 事故及び被害状況の関係機関への連絡 ・ 被災区域周辺の警戒及び交通規制等の実施 ・ 住民の避難誘導及び立入禁止区域の設定 ・ 防災関係機関の防除活動への支援
清水(下田)海上保安部	・ 情報の収集･伝達 ・ 事故関連情報の収集･整理及び会員等関係先への通報 ・ 船艇等の現場への派遣 ・ 付近航行船舶等に対する措置 ・ 原因者等が実施する油等の防除活動及び事故船舶の船体措置に対する指導等 ・ 防除協力者等に対する指導等 ・ 海防法の規定に基づく権限等の発動 ・ 事故情報及び防除作業に関する広報等 ・ 医療救護活動(負傷者があった場合) ・ 現場保存、証拠資料の収集、関係者の確保及び取り調べ、検視等の応急的な捜査活動
静岡地方気象台	・ 情報の収集･伝達 ・ 静岡県沿岸排出油等防除協議会総合調整本部への参画及び気象情報等の提供

中部地方整備局	・ 情報の収集･伝達 ・ 直轄河川区域における状況調査及び自衛措置 ・ 原因者が直轄河川において実施する防除活動に対する指導等 ・ 関係業界等との協定に基づく資材の斡旋等
静岡県沿岸排出油等防除協議会	・ 情報の収集･伝達 ・ 沿岸等における排出油等の情報収集 ・ 流出油の防除活動の調整 ・ 総合調整本部の設置･運営
船舶運航者	・ 情報の収集･伝達 ・ 各社の防災計画及び事故対応マニュアル等に基づき、直ちに社内に事故対策本部を設置 ・ 海上保安部等や防除関係機関に対する必要な支援の要請 ・ 事業者としての消火･捜索･救出･救助活動 ・ 二次被害の防止活動 ・ 危険物等を積載している場合は、被害防止対策の実施、海保、消防や警察への報告 ・ 被災乗員家族等への情報提供(※2) ・ 被災乗員及び被災乗員家族に対する必要な手配 ・ 代行輸送者、牽引船等の手配 ・ 乗員の避難誘導
関係団体 各港湾･漁港管理者	≪静岡県漁業協同組合連合会≫ ・ 関係先への事故情報の伝達 ・ 排出油等を発見した場合の関係機関に対する情報提供 ・ 漁業施設等に関する自衛指導 ・ 原因者との契約に基づく防除活動 ・ 静岡県沿岸排出油等防除協議会総合調整本部への参画及び情報提供 ≪静岡県建設業協会≫ ・ 関係先への事故情報の伝達 ・ 排出油等を発見した場合の関係機関に対する情報提供 ・ 原因者との契約に基づく防除活動の実施 ・ 静岡県沿岸排出油等防除協議会総合調整本部への参画及び情報提供 ≪石油連盟海水油濁処理協力機構静岡支部≫ ・ 関係先への事故情報の伝達 ・ 排出油等を発見した場合の関係機関に対する情報提供 ・ 静岡県沿岸排出油等防除協議会総合調整本部への参画及び情報提供

※2 乗員に被害が出た場合。

	≪契約防災措置実施者≫ ・ 関係先への事故情報の伝達 ・ 原因者との契約に基づく防除活動 ・ 指定海上防災機関との委託契約に基づく防除措置 ・ 静岡県沿岸排出油等防除協議会長への情報提供
各港湾･漁業関係者	・ 関係先への事故情報の伝達 ・ 港湾、漁業区域内等における排出油等の状況調査 ・ 港湾･漁港区域内の自衛措置 ・ 原因者等が港湾･漁業区域内において実施する防除活動に対する指導等 ・ 静岡県沿岸排出油等防除協議会長への情報提供 ・ 海上保安本部長等からの要請に基づく防除措置 ・ 静岡県沿岸排出油等防除協議会への参画及び情報提供

【特記事項】

≪情報の収集・伝達≫

情報の収集･伝達	・ 油等流出事故が発生し、被害の発生又はその恐れがある場合は、市は海岸線のパトロールを実施し、その状況を海上保安本部、静岡県及び関係機関に報告する。 ・ 事故発生状況や異臭等による沿岸地域への影響等について、市は広報活動を行う(※3)。 ・ 漁協は、海上の流出油の漂流状況や今後の漂流予測情報を定期的に入手し、漁業関係者等に伝達する。 ・ 漁協は、自発的にまたは市の要請に応じて、漁船による海域のパトロールを実施し、収集した情報を漁業関係者及び市に伝達する。
流出油の防除措置	・ 市は、漂着油により海岸等が汚染される場合は、原因者の要請により除去作業を実施する。また、必要に応じて回収油に保管場所を確保する。 ・ 県漁連は、事故原因者あるいは市等の要請に基づき、関係漁協に対して流出油の防除活動の実施を指示する。 ・ 県漁連は、関係漁協の防除活動に動員可能な漁船の規模別隻数及び人数を把握し、作業日程、作業海域の分担等作業計画を策定する。 ・ 各漁協は、防除作業に必要な用具類を原則として各漁協で調達する。 ・ 関係漁協が海上で回収した流出油は、漁協が仮置き場に陸揚げをし、事故原因者が一時保管場所に運搬する。 ・ 各漁協は、必要に応じて漁業関係施設の防除、漁場等の漂

※3 ホームページ等への掲載。

	着油の除去及び地元海域での海上防除作業を実施する。 ・ 県及び県漁連は、必要に応じて県沖合で操業する大型の県外漁船に対して、漂着油防除活動に協力を要請する。
警戒区域の設定、 現場警戒及び避難	・ 市は、漂着した海岸において危険がある場合は、警戒区域及び立入制限を設定し、現場の警戒を行う。また、危険物資の拡散により健康等への影響がある地域に対し、避難指示を発令し、安全な地域の避難場所を開設する。
救助･救急活動	・ 市は、現場において救助･救急活動を行い、救助した負傷者を医療機関に搬送する。 ・ 遭難船舶を認知した場合は、海上保安本部、警察、関係市町に連絡する。海上保安本部、警察、市は海岸等現場において必要な活動を実施する。
漁業対策	≪漁業関係施設等の防除の基本方針≫ ・ 磯根漁場 可能な限り洋上で防除することとし、万一漂着した場合は、漂着油が認められない程度までの除去作業に努める。 ・ 定置網、養殖施設等 流出油の接近が確認された場合、安全海域への移動、安全水域への沈降、漁具等の一時的な撤去及びオイルフェンスによる囲い込み等により被害の回避に努める。 ・ 漁港施設 漁港施設のうち、物揚げ場、荷さばき場等は、流出油による汚染を防止し、常に清潔を保つよう努める。

※ 災害復旧計画については、「大規模事故対策編　第 2 章　道路事故対策計画　第 4 節　災害復旧計画」に準じる。

第５章　航空事故対策計画

○ 航空自衛隊浜松基地及びその周辺（以下「浜松基地等」という。）並びにその他の市域において、航空機の墜落等により、多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、市及び防災関係機関がとるべき行動を定める。

第１節　総則

【災害対策本部事務局】

１ 過去の顕著な事故 (※1)

※1 県内近郊

発生年月日	事故名	事 故 状 況
1958 年 8 月 12 日	全日本空輸DC-3 伊豆半島下田沖 (全日空伊豆沖墜落事故)	・ 羽田発名古屋行き全日本空輸25便DC-3（JA5045)が、伊豆半島下田沖に墜落 ・ 乗員3名、乗客30名、計33名全員が死亡
1966 年 3 月 5 日	BOAC(英国航空の前身) ボーイング 707 富士山上空 (BOAC 機空中分解事故)	・ ロンドン発サンフランシスコ・ホノルル・東京・香港経由ロンドン行きBOAC社911便ボーイング707-436（G-APFE)が、羽田空港離陸約15分後、富士山上空高度15,000フィートを飛行中に空中分解し、同山麓太郎坊付近の森林に墜落 ・ 乗員 11 名、乗客 113 名、計 124 名全員が死亡
1982 年 11 月 14 日	航空自衛隊浜松基地 航空祭 (T-2ブルーインパルス墜落事故)	・ 航空自衛隊松島基地所属のアクロバット飛行チーム「ブルーインパルス」のT2高等練習機1機が、航空ショーの曲技飛行中、市街地に墜落 ・ 市民14人が重軽傷を負い、民家1軒が全焼、パイロット1名が死亡
2001 年 1 月 31 日	日本航空(日本航空インターナショナルの前身) ボーイング747 と同社 DC-10 静岡県上空	・ 羽田発那覇行き日本航空907便ボーイング747-400D(JA8904)と韓国・釜山発成田行き日本航空958便DC-10-40(JA8546)が、焼津市上空37,000フィートを飛行中、ニアミスを起こし、907便は衝突回避のため急降下 ・ 907便の乗員16名、乗客411名、計427名のうち、重傷5名、軽傷37名(国土交通省調査：重軽傷者100名) ・ 958 便の乗員 13 名、乗客 237 名、計 250 名は全員無事

2 予想される事故

○ 航空機事故とは航空機が航行中に起きる事故であり、航空機事故の形態としては以下のような形があげられる。

墜落	・ 墜落は飛行中に突然発生することが多く、空港内だけでなく市街地、海、山など墜落場所を問わないため、墜落場所によっては乗員・乗客だけでなく数十～数百人の住民が巻き添えとなることがある。 ・ 胴体が寸断されるなど、空中で跡形もなくなるケースと原型を保ったまま墜落するケースがある。 ・「胴体が寸断」または「空中分解」すれば、乗客の生存はほぼ絶望的である。 ・ 「原型を保ったまま墜落」の場合では、機体が衝撃を吸収するため、墜落場所と座席位置によっては生存の可能性はある。
不時着	・ 降着装置が降りなかったり、燃料が尽きたり、操縦系統が故障したり、屋根が吹き飛んだりしながらも無事に着陸できるケースと、着陸態勢は取れたが場所が不適当だったため機体が破損するケースがある。 ・ 無事に着陸ができなくても、衝撃が墜落に比べコントロールできているので生存率は高い。
オーバーラン	・ 離陸できずに滑走路の先の障害物にぶつかるケースと、着陸の際に制動距離が長すぎてぶつかるケースがある。 ・ 地上で起きるので生存率は高いが、状況によっては多くの死傷者が出る場合もある。
火災	・ 飛行中あるいは地上にいる際に何らかの原因で火災が発生することがある。 ・ 火と煙が回りきる前に着陸できるかどうかで被害の様相が大きく変わる。
衝突	・ 空中衝突して墜落するケースもあるが、悪天候等で現在位置を把握することができず、地上に衝突するケースもある。 ・ 大半の事例では良くて片方、悪ければ両方が墜落して大惨事へと発展している。

○ 航空機 (※2) では、ひとたび事故が生じると、乗員・乗客のみならず、状況によっては地上にいる住民をも巻き込む大惨事となる危険性がある。

※2 特に旅客機。

第２節　　災害予防計画

【災害対策本部事務局】

１ 防災体制の整備

○ 浜松市、静岡県、防災関係機関は、平時から次の施策を実施し、航空災害発生の防止や発生した場合の被害の軽減に寄与する事前の対策を推進する。

市(※1)	・ 情報連絡体制の整備 ・ 消火･捜索･救助･救出活動に係る資機材等の整備 ・ 防災訓練の参加 ・ 関係機関との相互連携体制の整備
県	・ 富士山静岡空港株式会社による緊急時対応計画の整備、危機管理体制構築状況等の確認 ・ 情報連絡体制の整備 ・ 防災訓練への参加 ・ 関係機関との相互連携体制の整備
県警察	・ 情報連絡体制の整備 ・ 捜索･救助･救出活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ・ 防災訓練の参加 ・ 関係機関との相互連携体制の整備
航空自衛隊	・ 情報連絡体制の整備 ・ 捜索･救助･救出活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ・ 防災訓練の参加 ・ 関係機関との相互連携体制の整備
静岡地方気象台 東京航空地方気象台 静岡航空気象観測所	・ 情報連絡体制の整備 ・ 航空機の安全運航に必要な気象観測の実施 ・ 気象予警報の発表(※2) ・ 防災訓練の参加(※2) ・ 関係機関との相互連携体制の整備
海上保安庁	・ 情報連絡体制の整備 ・ 捜索･救助･救出活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ・ 防災訓練の参加 ・ 関係機関との相互連携体制の整備

※1 消防組織を含む。

※2 東京航空地方気象台静岡航空気象観測所を除く。

第３節　　災害応急対策計画

【災害対策本部事務局、警備（消火・救出）部、保健医療調整本部、区本部】

○ 本地域において、航空機事故が発生した場合、市及び防災関係機関等は、直ちに初動体制を確立するとともに次の対策を行い、被害の軽減を図る。

１ 情報の収集・伝達

○ 市及び防災関係機関は、航空機事故の発生を認知したときは、発生状況及び被害の状況を収集し、把握した内容を下図に示す連絡系統により、他の関係機関に連絡通報する。

【連絡系統図】

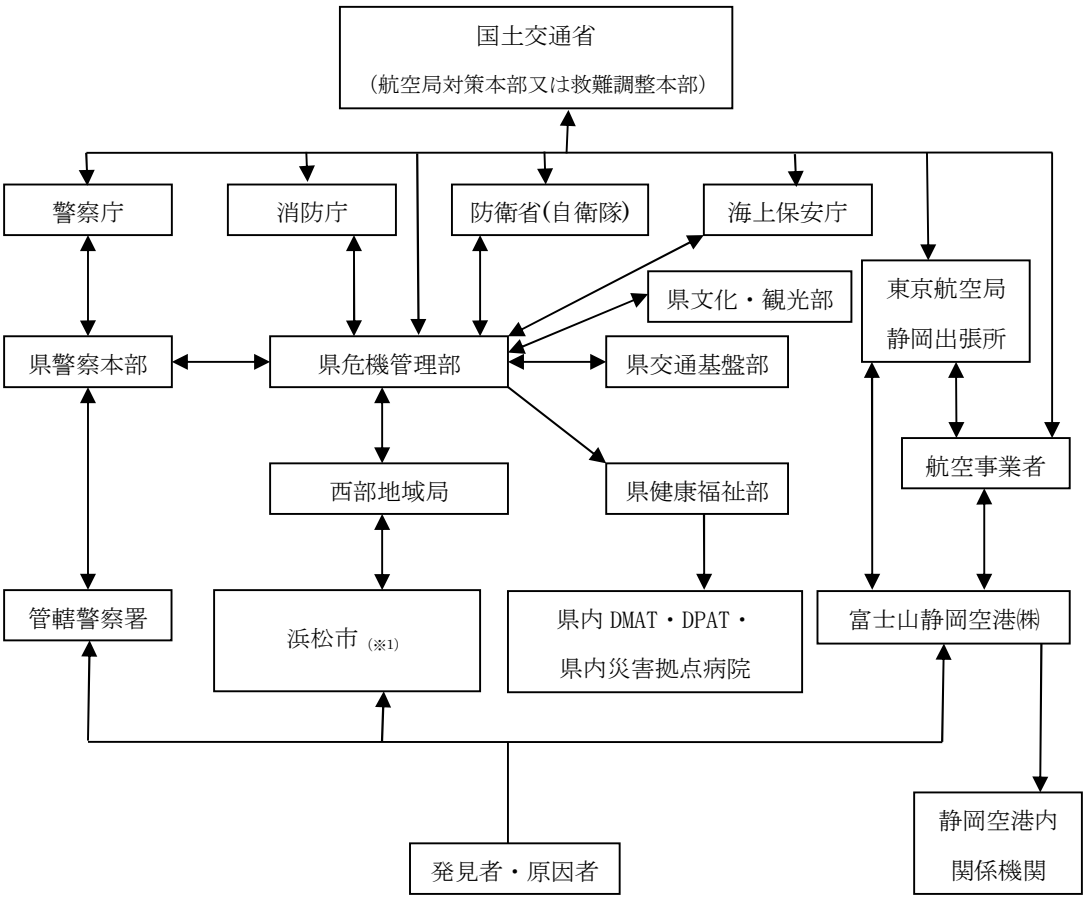

※1 危機管理課、広聴広報課、消防局

2 市の体制

○ 「共通対策編　第3章　第3節　組織・動員計画」によるもののほか、以下のとおり実施する。

≪事前配備体制≫

○ 連絡を受けた事故が、多数の死傷者を伴い、市の消防力では対応が困難と思われる場合などは、市は関係機関等から情報を収集し、事故の状況に応じて、事前配備職員の配置、関係課職員の参集等の初動体制の確立のために必要な措置をとる。

処理事項	・ 初期情報の収集･整理（危機管理課、各区区振興課、各行政センター、各支所） ・ 医療機関への協力要請（健康医療課） ・ 消防ヘリによる救出･搬送等（消防局） ・ 災害対策本部設置に先行した臨時ヘリポート等の確保（消防局） ・ 二次災害等の発生防止措置（土木部） ・ 静岡県への報告（危機管理課） ・ 広報に関する事項（広聴広報課）

≪災害対策本部≫

○ 連絡を受けた事故が、多数の死傷者等を伴う大規模事故又は大規模事故に移行するおそれがある場合は、市は災害対策本部を設置する。

○ 市長（本部長）が災害対策本部の設置を決定した場合において、人命の救助その他の災害応急対策を迅速に実施するため、必要と認めた場合には、現地災害対策本部を設置する。

処理事項	・ 防災対策の総合調整（災害対策本部事務局） ・ 情報の収集・伝達（災害対策本部事務局） ・ 消火活動（警備部） ・ 捜索活動（警備部） ・ 遺体の措置（遺族・遺体部） ・ 救出・救助・救急活動（警備部） ・ 負傷者の搬送（警備部） ・ 搭乗員名簿の入手及び確認（災害対策本部事務局） ・ 情報収集、発信、広報（災害対策本部事務局） ・ 職員の非常参集、市災害対策本部設置など必要な体制の確立（災害対策本部事務局） ・ 避難誘導、緊急避難場所の開設（災害対策本部事務局） ・ 関係機関への支援要請（災害対策本部事務局）(※2) ・ 二次災害等発生防止措置（警備部） ・ 消防庁への報告（警備部） ・ 広報に関する事項（災害対策本部事務局）

※2 県を通じた要請が基本。

≪現地災害対策本部≫

処理事項	・ 消火活動に関する調整（警備部） ・ トリアージ及び救急医療活動に係る調整（保健医療調整本部） ・ 負傷者搬送に係る調整（警備部） ・ 負傷者数の把握及び搬送先医療機関等に係る調整（保健医療調整本部） ・ 被災者情報に関すること（区本部） ・ 広報に関すること（災害対策本部事務局）(※3) ・ 遺体措置に関する調整（遺族・遺体部） ・ その他必要な活動

※3 緊急を要するもの。

3 防災関係機関の体制

≪処理事項≫

県	・ 防災対策の総合調整 ・ 情報収集、発信、広報 ・ 関係機関への支援要請 ・ 自衛隊への災害派遣要請 ・ 海上保安庁への支援要請 ・ 消防庁、他都県等への支援要請 ・ 医療機関等への協力要請 ・ 消防庁への緊急消防援助隊の出動要請 ・ その他関係機関への応援要請 ・ 二次災害等発生防止措置 ・ 消防庁への報告 ・ 広報に関する事項
県警察	・ 災害関係情報の収集及び伝達 ・ 捜索活動 ・ 救助･救出活動 ・ 避難誘導 ・ 行方不明者の捜索 ・ 検視及び死傷者の身元確認 ・ 警戒区域の設定、交通規制の実施
国土交通省航空局	・ 情報の収集･伝達 ・ 必要な飛行情報の提供 ・ 捜索救難調整
航空事業者(※4)	・ 情報の収集･伝達 ・ 各社の防災計画及び事故対策マニュアル等に基づき、直ちに社内に事故対策本部を設置及び事故現場近傍に現地復旧本部を設置 ・ 自社の現地復旧本部と近接して関係機関の現地本部が設置できるよう手配 ・ 市町や県に対する必要な支援の要請 ・ 事業者としての消火･捜索･救出･救助活動 ・ 危険物等を積載している場合は、被害防止対策の実施、消防や警察への報告 ・ 被災者の家族等への情報提供 ・ 被災者及び被災者家族に対する必要な手配 ・ 代行輸送等の手配 ・ 避難誘導 ・ 搭乗者等に対する広報

※4 事故機体所有事業者

静岡地方気象台 東京航空地方気象台	・ 必要な気象情報の提供
自衛隊	・ 情報の収集･伝達 ・ 捜索活動 ・ 救助･救出活動 ・ 医療従事者、負傷者等の搬送 ・ 現場医療活動の支援
海上保安庁(※5)	・ 情報連絡体制の整備 ・ 捜索活動 ・ 救助･救出活動 ・ 医療従事者、負傷者等の搬送 ・ 現場医療活動の支援

※5 所管区域内で航空機事故が発生した場合。

【特記事項】

捜索救難活動	・ 捜索救難活動は、東京航空局東京空港事務所に設置される救難調整本部が中心となり警察庁、消防庁、国土交通省（航空局）、海上保安庁及び防衛省（以下「救難調整本部等」という。）が連携して実施する。 ・ 市、県及び県内防災関係機関は、救難調整本部等から捜索救難の協力要請がある場合は、その指示に基づき、迅速的確に対応する。 ・ 静岡県は、救難調整本部等から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合は、捜索救難活動に関し次の措置を講じる。 ・ 防災ヘリコプターの出動 ・ 周辺市町･消防機関等への応援要請等 ・ 警察は、円滑な捜索救難活動のため必要があると認めるときは、交通規制を行い、緊急輸送のための交通路を確保する。 ・ 警察は、捜索救難活動を実施するとともに、必要に応じ所有するヘリコプターの出動、他都道府県警察に対する応援要請を行う。 ・ 市（消防機関）は、捜索救難活動を実施するとともに、必要に応じ他の消防機関に応援を求め、災害対策本部に対し防災ヘリコプターの出動を求める。 ・ 事故機体所有航空事業者は、捜索救難活動のため必要なときは、当該航空機の乗員･乗客名簿を関係機関に提出する。 ・ 自衛隊等防災関係機関は、救難調整本部等の要請に基づき捜索救難活動を実施する。

消火･救助活動	・県は、被災市町若しくは消防機関から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合は、消火･救助活動に関し次の措置を講じる。 ・防災ヘリコプターの出動 ・自衛隊、消防庁等への支援要請等 ・警察は、円滑な消火･救助活動のため必要があると認めるときは、交通規制を行い、緊急輸送のための交通路を確保する。 ・警察は、救助活動を実施するとともに、必要に応じ所有するヘリコプターの出動、他都道府県警察に対する応援要請を行う。 ・市（消防機関）は、消火･救助活動を実施するとともに、必要に応じ他の消防機関に応援を求め、県に対し防災ヘリコプターの出動、消防庁等防災関係機関への支援要請を求める。 ・事故機体所有航空事業者は、救助活動のため必要なときは、当該航空機の乗員･乗客名簿を関係機関に提出する。 ・自衛隊等防災関係機関は、県の要請に基づき救助、輸送活動等を実施する。
医療救護活動	・県は、浜松市から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合は、医療救護活動に関し次の措置を講じる。 ・防災ヘリコプターの出動 ・消防庁等への支援要請等 ・災害拠点病院、DMAT、DPAT 等医療機関に対する医師派遣、負傷者受入れ要請 ・救護所の設置、医薬品の手配等 ・警察は、円滑な医療救護活動のため必要があると認めるときは、交通規制を行い、緊急輸送のための交通路を確保する。 ・市（消防機関）は、医療救護活動を実施するとともに、必要に応じ他の消防機関に応援を求め、県に対し防災ヘリコプターの出動、消防庁等防災関係機関への支援要請を求める。
避難	・航空機事故の発生に伴う火災が周辺地域に延焼するおそれのある場合、あるいは煙･有毒物質等の拡散等の影響がある地域に対し、市は避難指示を発令し、安全な地域に避難所を開設する。また、開設した避難所にも同様の影響が及ぶおそれがある場合は、学習等供用施設(※6)などの周辺施設を避難所として開設する。なお、避難誘導の際、災害の概要及び災害危険箇所等の情報を提供する。

【創造都市･文化振興課】
※6 防衛省 一般助成事業対象施設

入国管理、検疫、 動植物検疫、税関	・ 被災航空機が国際線であった場合は、検疫所その他の関係機関と密接に連携して事態の対処を行う。
広報	・ 市及び県は、住民に対し、航空機事故の状況、応急対策の状況、安否等の情報を、ホームページ及び報道機関を通じて広報する。 ・ 航空機事故が発生した場合、航空機事故等空港現地対応本部は、航空機事故の状況、運航状況等を、空港利用者に対し適切な方法で広報するとともに、住民に対し報道機関を通じて広報する。 ・ 事故機体所有航空事業者は、乗客及び被災者家族等に対し、航空機事故の状況、安否情報、医療機関の情報等を適切な方法で広報する。

※ 災害復旧計画については、「大規模事故対策編　第2章　道路事故対策計画　第4節　災害復旧計画」に準じる。

第６章　大規模火災対策計画

○ 多数の死者が発生するおそれのある大規模な火災及び損傷が広範囲にわたる林野火災による被害を防止、軽減するための火災予防対策並びに火災が発生した場合の応急対策等について定める。

第１節　総則

【災害対策本部事務局、消防局】

１ 市及び関係機関の業務の大綱

実施主体	内 容	
市	消防体制の整備	・ 消防組織の確立 ・ 消防施設の整備 ・ 消防職員･消防団員の教育 ・ 消防団の活性化 ・ 緊急消防援助隊の受援体制の確立
	火災予防対策	・ 建物の不燃化の指導 ・ 消防用設備等の整備 ・ 防火管理体制の整備 ・ 防火対象物の火災予防
	林野火災予防対策	・ 林道(防火道)等の整備 ・ 予防設備の整備 ・ 消防資機材の配備
	災害応急対策	・ 消防活動 ・ 広域活動協力体制
県	消防体制の整備	・ 消防職員･消防団員の教育 ・ 消防団の活性化 ・ 緊急消防援助隊の受援体制の確立
	火災予防対策	・ 建物の不燃化の指導 ・ 消防用設備等の整備 ・ 防火管理体制の整備 ・ 防火対象物の火災予防
	林野火災予防対策	・ 林道(防火道)等の整備 ・ 予防設備の整備 ・ 消防資機材の配備
	災害応急対策	・ 県防災ヘリコプターによる支援 ・ 自衛隊等への支援要請 ・ 消防庁への応援要請
静岡地方気象台	火災気象通報の発表(※1)	

※1　消防法第 22 条による。

2 予想される災害

○ 風速、湿度などの気象条件は、火災の発生、拡大を助長する役割を果たす。

○ 大火の原因となる空気乾燥や強風をもたらす気圧配置には、次のものがあり、これらは火災の発生し易い条件をつくりだす。

・ 冬から春先にかけての西高東低の気圧配置(※2)

・ 春から初夏にかけて帯状の高気圧が、日本付近をおおう気圧配置(※3)

※2 北西の強風、太平洋側でフェーン現象による突風。
※3 連日晴天で、空気が乾燥し、実効湿度が低下。

○ 林野火災とは、森林、原野または牧野が焼損する火災をいう。林野火災は落雷等の自然現象によるものもあるが、そのほとんどは、一般火災と同様に煙草の投げ捨て、たき火等の人為的要因で起こる。

○ 林野火災を誘発し、被害を拡大する要因は自然条件が大きく影響する。特に地形、林況、気象は深い関係がある。

3 浜松市の気象

○ 浜松市の気候は温和で、平野部の年平均気温は 16～17℃となっている。しかし、浜松市天竜区内の山間部の地方では 1～2℃位低くなっていて、次第に内陸的な傾向が増す。浜松市各地の気温は県内の最高気温となることがしばしば起きている。

○ 冬期の季節風による強風は、10m/s 以上になる日数がひと月で 3～4 日となっている。一方、春から秋にかけては一般に風速は弱いが、台風の襲来時には 20m/s 以上の暴風となることがある。

第２節　災害予防計画

【消防局】

○ 火災の発生を未然に防止するとともに、拡大を防止し、被害の軽減を図るため予防対策を積極的に推進する。

1 消防体制の整備

○ 市は、地域における各種災害による被害の軽減を図るため、消防隊を編成し、効率的・効果的な運用を図る。

○ 市は、地域に即した消防活動に要する消防諸施設の強化拡充を図る。

○ 市は、消防職員及び消防団員を消防学校、消防大学校等に派遣するほか、教育訓練の充実を図る。

○ 市は、消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、消防団への参加の促進、住民や事業所の理解と協力を得るための事業を積極的に推進し、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努め、消防団の活性化を図る。

○ 市は、消防組織の確立、消防施設の拡充及び消防相互応援体制を充実させるとともに、実践的な訓練等を通じて、緊急消防援助隊の受援体制の整備に努める。

○ 市は、平時から災害時の情報通信手段の確保に努め、その整備・運用・管理に当たっては、山間地での利用を前提とした広範囲な情報連絡が可能な通信機器の整備を促進することとする。

2 火災予防対策

○ 火災から人命や財産を守るため、建物等の定期・特別査察等を実施し、不備欠陥事項等の是正及び火災予防の観点から適切な指導を行う。

○ 火災の早期発見、初期消火のための消防用設備等の設置及び維持を促進する。

○ 防火管理講習等を実施し、百貨店、旅館、ホテル、病院等の多数の者が出入りする施設の防火管理者等の養成と自主管理を促進するとともに、大型店舗、病院、社会福祉施設の防火協力団体を通じて防火管理の徹底を図る。

○ 各事業所等に対し火災予防の徹底を図るとともに、防火体制の整備充実、防火に対する意識の高揚を図る。

○ 市は、人命の危険性、延焼拡大のおそれ、防御の困難性の観点から、特殊建築物を対象に出火及び拡大危険の有無、消防隊、水利配置の事前計画等の警防計画を樹立し、被害の軽減を図る。

○ 市は、類似火災の予防などを図るため、火災の状況を調査(※1)する。

※1 原因(出火、延焼拡大等を含む。)及び損害(焼き、消火損害等を含む。)

○ 市は、林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いという人為的なものであることに鑑み、静岡県山火事予防運動等の機会や、ポスター、チラシ、広報誌、回覧、啓発物品、SNS等各種媒体を活用した火の取扱いや不始末による出火の危険性等の周知を行うとともに、山火事予防運動期間中、県、市町、協力団体の職員等による自主パトロールの実施などを通じ、ハイカー等の入山者、森林所有者、農林関係者、地域住民、小中高等学校生徒、各種団体等に対し、山火事予防を呼びかけ、自主的な運動参加を推進する。その際、枯れ草等のある火災が起こりやすい場所で喫煙・たき火をしないことや、たき火等の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火することなどを強く呼びかけ、広く市民に対し山火事予防意識の啓発を図るものとする。

○ 市は、本市の置かれた自然条件等についての住民の正しい理解を得るため、林野火災に関する広報資料の作成・周知等に努め、防火思想の普及啓発を図るものとする。

○ 市は、林野火災の未然防止と被害の軽減を図るため、林野火災の発生危険度等に係る情報の発信に努めるとともに、標識板や立看板などにより注意喚起を図るものとする。

○ 市は、火入れの許可申請の徹底やたき火等の把握に取り組むとともに、火入れやたき火等を行う者が火災予防上必要な措置の徹底を図るよう、適切な対応を行うものとする。また、市は、許可した火入れの情報等を消防機関に共有するものとする。

3 林野火災対策の推進

○ 森林資源を火災から守り、国土保全と自然保護に寄与するため、関係機関と協力し、林道（防火道）の整備、啓発事業の実施など、総合的、広域的な推進を図る。

○ 気象条件や地形、飛び火の発生等により急激な延焼拡大等に至る場合や、狭隘・急峻な林野内への進入・放水活動に困難な場合があること等に留意して備えを行う必要があることから、消防機関を始めとする市は、指揮体制の早期確立、速やかな応援要請、地上・空中消火の連携を基本とした災害対応等の実施のための備えを行うものとする。

○ 市は、林野火災を想定した消防計画や林野火災防御図などの策定等を行い、効果的な消火活動体制を構築するものとする。

○ 市は、林野火災における熱源探査を活用した効果的な延焼状況等の把握や消火活動のため、熱画像直視装置や無人航空機等の関連する資機材の活用を推進するものとする。

○ 市は、消防ヘリコプターによる空中消火を積極的に活用するため、消防ヘリコプターと地上部隊との連携体制の充実強化を図るものとする。

○ 林野火災においては迅速な初期消火が重要であることから、市は消防団について、消防局等と連携した実践的かつ効果的な訓練の充実強化により、火災対応能力の向上を図るものとする。

○ 市は、水利が限られる山間地での消火活動の実施のため、林野内への送水や放水を可能にする資機材の充実強化を図るとともに、建設業者等の所有車両の活用に向けて連携を強化するものとする。

4 消防資機材等の点検整備計画

○ 市民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、この災害による被害を軽減するため、消防に必要な機械器具(※2)を確保し、その整備に当たっては、消防力の整備指針を目標とする。また、消防資機材等の点検整備を行う。

※2 消防車両の配置状況/資料編10-1、消防特殊器具/資料編10-2、消防水利/資料編10-3

5 火災気象通報の取扱い

○ 「消防法」第22条-Ⅱの規定により、静岡県知事から市長に伝達される火災気象通報は、次により取り扱う。

火災気象通報の基準	○ 乾燥注意報、強風注意報の基準(※3)に該当または今後該当する場合、浜松北、浜松南を明示して通報する。 ・ 毎朝(5 時頃)、24 時間内の気象概況を気象概況通報として通報し、気象概況通報の中で、火災気象通報の基準に該当または該当するおそれがある場合は、注意すべき事項を見出し文に明示して通報する(降水予想の場合などは、明示しない場合がある)。 ・ 注意すべき事項は次の 3 つに区分する。 火災気象通報【乾燥】、火災気象通報【強風】、火災気象通報【乾燥・強風】 ・ 定時(毎朝 5 時頃)以外でも、乾燥注意報または強風注意報の発表基準に該当または該当するおそれがある場合は、臨時通報をする。
火災警報の発表	○ 市長は、火災気象通報の伝達を受け、あるいは気象の状況が火災予防上危険であると思われるときは、火災警報を発表後直ちに静岡県知事に連絡するとともに、その周知徹底と必要な措置を講じる。

※3 降雨や降雪時は通報されない場合がある。

第３節　　災害応急対策計画

【災害対策本部事務局、警備(消火・救出)部、保健医療調整本部】

○ 大規模火災が発生した場合の災害応急対策について定める。

1 情報の収集・伝達

○ 大火災による災害発生の通報を受けた場合は、関係機関に内容を連絡する。また、災害報告取扱要領(※1)に基づき、消防庁へ報告を行う。

※1 昭和45年4月10日付消防防第264号

○ 災害の発生状況及び被害の状況を収集し、把握できた内容を関係部局、その他関係機関と共有するとともに、市は広報活動を行う。

○ 市、県及びその他防災関係機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

【情報連絡系統図】

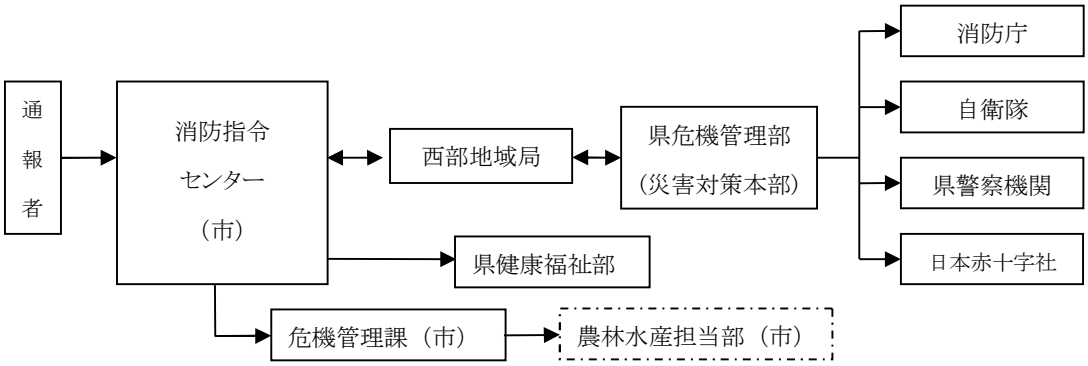

※ 状況により、通報先が警察機関となる場合が考えられるが、系統は基本的に同様。

2 応急体制

（1）市の体制

○ 「共通対応編 第3章 第3節組織・動員計画」及び「同編 同章 第12節 消防計画によるもののほか、以下のとおり実施する。

≪事前配備体制≫

○ 事故の連絡を受けた市は、関係機関等から情報を収集し、事故の状況に応じて、事前配備職員の配置、関係課職員の参集等の初動体制の確立のために必要な措置をとる。

処理事項	・ 初期情報の収集及び整理（危機管理課、各区区振興課、各行政センター、各支所） ・ 消火活動に関する応援体制の確立（消防局） ・ 救助に関する応援体制の確立（消防局） ・ 医療に関する連絡調整（保健医療調整本部） ・ 災害対策本部設置の検討（危機管理課） ・ その他必要な活動の検討 ・ 消防庁への報告（消防局） ・ 広報に関する事項（広聴広報課）

≪災害対策本部≫

○ 連絡を受けた事故が、多数の死傷者等を伴う大規模事故又は大規模事故に移行するおそれがある場合は、市は災害対策本部の設置を協議する。

○ 市長（本部長）が災害対策本部の設置を決定した場合において、人命の救助その他の災害応急対策を迅速に実施するため、必要と認めた場合には、現地災害対策本部を設置

する。

処理事項	・ 死傷者の捜索、救出、搬出及び災害現場の警戒並びに搬送等の調整（警備部） ・ 医療に関する連絡調整（保健医療調整本部） ・ 遺体の措置（遺族･遺体部） ・ 消火活動（警備部） ・ 被災者の救出、救護（警備部） ・ 負傷者の医療機関への搬出（警備部） ・ 防災対策の総合調整（災害対策本部事務局） ・ 情報収集、発信、広報（災害対策本部事務局） ・ 避難誘導、緊急避難場所の開設（災害対策本部事務局） ・ 関係機関への支援要請（災害対策本部事務局）(※2) ・ 二次災害等発生防止措置（警備部） ・ 消防庁への報告（警備部） ・ 広報に関する事項（災害対策本部事務局）

※2 県を通じた要請が基本。

≪現地災害対策本部≫

処理事項	・ 消火活動に関する調整（警備部） ・ トリアージ及び救急医療活動に係る調整（保健医療調整本部） ・ 負傷者搬送に係る調整（警備部） ・ 負傷者数の把握及び搬送先医療機関等に係る調整（保健医療調整本部） ・ 被災者情報に関すること（区本部） ・ 広報に関すること（災害対策本部事務局）(※3) ・ 遺体措置に関する調整（遺族･遺体部） ・ その他必要な活動

※3 緊急を要する事項。

（２）防災関係機関の体制

≪処理事項≫

県	・ 防災対策の総合調整 ・ 情報収集、発信、広報 ・ 関係機関への支援要請 　・ 自衛隊への災害派遣要請 　・ 海上保安庁への支援要請 　・ 消防庁、他都県等への支援要請 　・ 医療機関等への協力要請 　・ 消防庁への緊急消防援助隊の出動要請 　・ その他関係機関への応援要請

	・ 二次災害等発生防止措置 ・ 消防庁への報告 ・ 広報に関する事項
県警察	・ 災害関係情報の収集及び伝達 ・ 被害実態の早期把握 ・ 負傷者等の救出救助 ・ 緊急交通路の確保等交通上の措置 ・ 避難誘導及び二次災害の防止措置 ・ 検視及び行方不明者の捜索 ・ 安全確保と不安解消のための広報 ・ 関係機関の行う災害復旧への協力 ・ その他必要な警察業務

第４節　　災害復旧計画

【災害対策本部事務局、警備（消火・救出）部】

○ 災害発生後、被災した各施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業の対策についての計画とし、応急復旧活動が終了後、被害の程度を十分検討して、計画を策定する。

≪各機関が実施する対策≫

市	関係機関等との連携及び県との調整を行うとともに、住民の理解を得ながら、迅速且つ的確に被災地域を包含する事業計画を作成する。
県	市、関係機関等との連携及び国との調整を行うとともに、住民の理解を得ながら、迅速且つ的確に被災地域を包含する事業計画を作成する。
関係機関	市及び県等と連携を図り、整合性のある事業計画の作成に努める。

第７章　危険物事故対策計画

○ ガス、危険物、火薬類、放射性物質による事故の発生と発災による被害拡大を防止するため、予防対策をはじめ、事故発生時の応急対応、復旧対策等について定める。

第１節　総則

【災害対策本部事務局、消防局】

１ 想定する災害と関係法令

○ 本章において想定する災害の種別は、都市ガス、危険物、火薬類、高圧ガス、放射性物質の各施設災害及びこれらを輸送中の災害である。

○ 都市ガス、危険物等の取扱い及び取締りに関する法令は次のとおりであり、災害が発生した場合は、関係法令に基づき対策を講じる。

種　別	法　令	許 可 等
都市ガス	ガス事業法	経済産業大臣
危険物	消防法 危険物の規制に関する政令	市町村長
高圧ガス	高圧ガス保安法	市町村長（一部除く）
	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	市町村長（一部除く）
火薬類	火薬類取締法	市町村長（一部除く）
放射性物質	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律等(※1)	文部科学大臣

※1 その他の関係法令/医師法、薬事法、臨床検査技師・衛生検査技師等に関する法律等

２ 施設の概要

種　別	形　態
都市ガス	事業所(※2)
危険物	製造所等(※3)
高圧ガス	製造事業所(※4)(※5)
火薬類	製造事業所(※6)
放射性物質	事業所(※7)

※2 ガス施設/資料編 18-7
※3 大量石油類貯蔵所/解説・運用編 4-4
※4 液化石油ガス製造事業所/解説・運用編 4-3
※5 一般高圧ガス第一種製造事業所/解説・運用編 4-2
※6 火薬庫等/解説・運用編 4-1
※7 放射性物質貯蔵所/解説・運用編 4-5
※8 消防組織を含む。

３ 関係機関の業務の大綱

○ 防災関係機関が処理すべき業務の大綱は、以下のとおりとする。

市(※8)	・ 危険物、火薬類又は高圧ガスに係る許認可 ・ 災害時の消火、人命救助活動 ・ 危険物、火薬類又は高圧ガスに係る事故等の原因究明、再発防止指導

市	・ 危険物、火薬類又は高圧ガスに係る事業者等への保安指導 ・ 危険物、火薬類又は高圧ガスに係る事故発生時の国や関係機関との連絡調整
県	・ 火薬類又は高圧ガスに係る事故の原因究明、再発防止指導 ・ 大規模事故発生時の危機管理対応 ・ 危険物、火薬類又は高圧ガスに係る事故発生時の国や関係機関との連絡調整
県警察(※9)	・ 火薬類事業者の保安指導 ・ 高圧ガス、危険物、火薬類運搬車両等の路上安全対策 ・ 事故発生時の捜査
事業者	・ 自主保安体制の構築 ・ 危害予防規程、地震防災計画等の策定 ・ 防災資機材の整備 ・ 防災訓練等の実施 ・ 災害時の関係機関への通報 ・ 事故原因の究明、再発防止措置の実施

※9 浜松市警察部、浜松中央警察署のほか、市域を管轄する警察署。

第２節　災害予防計画

【災害対策本部事務局、消防局】

１ 都市ガス

○ 国は、事業者の自主保安体制の構築と事故防止措置を促進する。

○ 関係機関と連携し、保安講習会の開催や指導、防災訓練等によりガス保安の向上、防災意識の高揚を図る。

○ ガス事業者は、地震などの自然災害や事故等に際し、ガス施設を防護し、ガス供給を確保するため、次の保安体制を構築し、事故防止や被害の低減を図る。

・ 保安規程、非常災害対策規程等の策定
・ 従業員への教育、施設の定期検査の実施
・ 事故や災害に対する訓練の実施
・ 防災資機材の整備
・ 地震やガス漏れ発生時にガスの供給を遮断するマイコンメーターの設置促進

２ 高圧ガス

○ 市は、高圧ガスの製造、貯蔵、取扱、販売、消費等を法の基準に適合するよう指導又は命令により災害の発生を防止する。

○ 市は、状況により立入検査を実施し、保安に必要な強化措置を実施させる。

○ 事業者の自主保安体制の構築を促進するとともに、関係機関と連携し、講習会の開催や啓発指導等を行う。

○ 事業者や関係団体は、関係機関と連携の上、事故や地震等の災害を想定した防災訓練を実施し、防災能力の向上を図る。

3 危険物

○ 市は、危険物の製造、貯蔵、取扱等を法の基準に適合するよう指導又は命令により災害の発生を防止する。

○ 市は、状況により立入検査を実施し、保安に必要な強化措置を実施させる。

○ 事業者、危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理知識の向上を図る。

○ 危険物を扱う事業者は、以下の実施に努める。

・ 消防設備を点検し、機能を確保するとともに、自衛要員を増強し、自衛消防力を強化する。

・ 防災資機材を確保するとともに、貯蔵危険物の保安体制を強化する。

4 火薬類

○ 市は、火薬類の製造、販売、消費等を法の基準に適合するよう指導又は命令により災害の発生を防止する。

○ 市は、状況により立入検査を実施し、保安に必要な強化措置を実施させる。

○ 関係団体は、事業者等に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理知識の向上を図る。

5 放射性物質

○ 市及び県は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱施設の所在地及び取扱物質の種類等の把握に努める。

○ 市は、県、国及び事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制の整備に努める。

○ 施設関係者等は、関係法令を遵守し、放射性物質に係る安全管理に徹するとともに、関係者に対する防災教育及び訓練を積極的に実施し、防災体制の整備に万全を期するものとする。

○ 施設関係者は、災害時の施設における迅速且つ適切な対応措置が図られるよう、法令に定める機関への通報、連絡体制、事故発生時の応急措置、放射線防護資器材の確保などの整備に努める。

第３節　　災害応急対策計画

【災害対策本部事務局、警備（消火・救出）部、保健医療調整本部】

○ 大規模な危険物事故が発生した際の情報伝達、消火・救助活動、付近住民の避難、二次災害の防止等の応急対策について定める。

○ この計画は、「第６章 大規模火災対策 第３節 応急対策計画」によるもののほか、以下のとおり実施する。

○ 前節に掲げるもののほか、水蒸気爆発、粉塵爆発、高圧ガスや危険物以外の可燃性物質、有機物の腐敗や土壌由来の可燃性ガス等に起因する事故については、この計画に準じた対応を図る。

1 市の体制

（1）火薬類

○ 爆発又はそのおそれがあるときは、関係機関と連携をとり、製造業者、販売業者、消費者その他火薬を取扱う者に対して、火薬庫又は物件の保安その他必要な措置を指示する。

○ 爆発又はそのおそれがあるときは、関係機関と連携をとるとともに火災警戒区域を設定し、立入りの制限若しくは禁止又は退去を命じる。

○ 爆発又はそのおそれがあるときは、関係機関と連携をとるとともに消防車両及び消防用資機材を活用して、消防の人員、機材を動員し、災害の防御又は災害の拡大防止を行う。

○ 負傷者の救出、救護その他必要な措置を講じる。

（2）ガス類

○ 引火、爆発又はそのおそれがあるときは、関係機関と連携をとるとともに製造施設、販売施設、高圧ガス貯蔵所の保安上必要な措置を指示する。

○ 引火、爆発又はそのおそれがあるときは、関係機関と連携をとるとともに火災警戒区域を設定し、区域内の火気使用禁止又は防災関係者及び施設関係者以外に対する立入りの制限及び禁止若しくは退去を命じる。

○ 引火、爆発又はそのおそれのあるときは、関係機関と連携をとるとともに消防の人員、機材を動員し、災害の防御又は災害の拡大防止を行う。

○ 被害者の救出、救護等必要な措置を講じる。

（3）石油類

○ 施設内における一切の火気の使用の一時停止又は制限を命じ、場合によっては使用を禁じる。

○ 状況により立入検査を行い、保安に必要な強化措置を行わせるものとする。

○ 被害が広範囲にわたり引火、爆発又はそのおそれがあるときは施設関係者に応急の措置を講じるように命じ、関係機関と連絡をとるとともに火災警戒区域を設定し、区域内居住者に避難を指示、勧告する。

○ 引火、爆発又はそのおそれがあるときは、関係機関と連携をとるとともに消防車両及び消防用資機材を活用して、災害の拡大防止を行う。

（4）放射性物質

放射能検出	・ 施設の関係者又は静岡大学工学部の協力を得て放射線の検出を行う。(※1)
放射線危険区域設定	・ 検出器具で放射線が毎時１ミリシーベルト以上検出された区域及び関係施設からの流水、煙等で汚染され、又は汚染されたと思われる区域並びに関係者が勧告する区域を放射線危険区域とするものとする。 ・ 放射線危険区域はロープ及び標識により明確に表示する。 ・ 放射線危険区域は、防御行動に必要な最小限度の人員以外は立ち入らせない。

※1 必要に応じて県にモニタリングを依頼する。

避難措置	・放射性物質を含んだ粉塵、流水が危険区域を超えて飛散流出するとき、又はそのおそれがある場合は施設の関係者と緊密な連携の下に広報するとともに、避難のための立退き等の措置をとる。

2 事業者の体制

（1）都市ガス取扱い事業者

体制づくり	＜非常災害待機体制＞ 大雨、洪水、暴風等の各種警報が発令され、大火災が発生するなど、ガス施設等又は多数の一般消費者(※2)に大きな被害が予想される場合 ＜第 1 次非常体制＞ 災害が軽微若しくは局部的に発生した場合又はそのおそれのある場合 ＜第 2 次非常体制＞ 第 1 次非常体制では対処できない場合若しくは災害区域が中程度の規模の限定された地域におよぼした場合又はそのおそれのある場合 ＜第 3 次非常体制＞ 第 2 次非常体制では対処できない災害、重大事故若しくは広域にわたる災害が発生した場合又はまたはそのおそれのある場合
応急処置	・通報又は現場に出動した処理要員からの連絡に基づき、事故が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合は、ガスの遮断等サーラエナジー(株)の規程及び要領に基づき適切な応急措置等の対策を実施する。 ・応急措置の場合に、消防機関又は警察機関の協力が必要な場合は、直ちに連絡し、協力を要請する。

※2 ガス施設等以外の消費者をいう。

（2）高圧ガス、危険物等取扱い事業者

高圧ガス	＜製造者の処置＞ ・製造施設又は消費施設が危険な状態になった時は、直ちに製造又は作業を中止し、製造又は消費のための設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員以外のほかは退避させる。 ・販売施設、貯蔵所等においては充てん容器を安全な場所に移す。 ・必要な場合は、従業員又は付近の住民に退避するよう警告するとともに関係機関に通知する。

	・ 充てん容器が外傷又は火災により高熱を受けたときは、充てんされている高圧ガスを廃棄し、又はその充てん容器を水中に沈める若しくは地中に埋める。
火薬類	＜火薬庫又は火薬類の所有者又は占有者の処置＞ ・ 貯蔵火薬類を安全地域に移す余裕のある場合にはこれを移し、見張人をつける。 ・ 通路が危険である又は搬送の余裕のない場合には、火薬類を水中に沈める等安全な措置を講じる。 ・ 火薬庫の出入口、窓等を完全に密閉し、木部には防火的な措置を講じ、必要に応じて付近の住民に避難するよう警告する。 ・ 吸湿、変質不発、半爆等のために著しく原性能若しくは原形を失った火薬類又は著しく安全度に異常を呈した火薬類は廃棄する。
石油類	＜事業者の処置＞ ・ 施設内の使用火、作業火等の火気を完全に消火し、発火源を除去する。 ・ 施設内の電源は状況により保安系統を除き遮断する。ただし、断線の場合は自家発電装置等により保安系統の電源の確保を図る。 ・ 配管のき裂等による危険物の漏えい箇所の探知を実施し、その確認と措置を講じる。 ・ 出火防止上危険と認められる作業は中止する。 ・ その他施設内の巡回を強化し警戒の万全を図る。 ・ 危険物貯蔵タンク、容器等の損傷、転倒による漏油、流出は積土のう、その他必要な処置を実施して流出区域の拡大を阻止する。

（３）放射性物質施設関係者

放射線障害発生の防止	・ 放射性同位元素により汚染のおそれがある場合は、防護具の着用、用具の使用、避難などにより危険を避ける。 ・ 負傷者又は放射線障害を受けた者、又は受けるおそれがある者の救出を行い、応急処置をする。
火災時汚染区域及び 火災時危険区域の設定	＜火災時汚染区域＞ 放射線及び空中放射性同位元素濃度が汚染拡大防止に必要な数量、濃度を超え、又は超えるおそれがあると認められる区域 ＜火災時危険区域＞ 上記の区域内で障害防止に必要な数量、濃度を超え、防

	護衣、自給式呼吸器などを必要とする区域又は必要と認められる区域 ＜放射性同位元素の搬出＞ 放射性同位元素を移した場所には人が近付かないように、ロープ及び標識などを設け、見張人をおく。

第４節　　災害復旧計画

【警備（消火・救出）部】

○　災害発生後、被害状況の調査を速やかに行い、復旧方法、要員の確保、資器材の調達、作業のスケジュール立案等の必要な対策を作成し、これに基づいて迅速な復旧作業を行う。

≪原因究明と是正措置≫

発災事業者の対応	・ 事故の原因を究明し、再発防止のための是正措置を講じる。 ・ 関係機関が行う事故原因究明のための調査等に協力する。 ・ 事故により他者に生じた被害の調査、復旧等に必要な対応を行う。
関係機関の対応	・ 関係機関は連携して、事故の原因究明のための調査や再発防止のための是正措置の指導を行う。 ・ 必要な場合には、国や学識経験者等に原因究明や再発防止措置に関する支援や指導を要請する。
産業や住民生活に関する普及措置	・ 発災事業者等は、事故による高圧ガス、都市ガス、危険物、火薬類等の生産、供給等に係る産業活動や住民生活等への影響を最小限に留めるよう配慮する。 ・ ガス関係事業者は、関係団体や相互援助協定事業者等の支援や協力を受け、ガス供給等の速やかな復旧を図る。 ・ 復旧に時間を要する場合には、代替措置等を検討する。特に公共施設、防災拠点施設、病院等へのガスについて供給を再開する場合には、ガス事業者は、関係機関と連携を図り、該当区域の事業者や住民への広報等を行い、ガスの閉栓の確認等の注意喚起を行う。 ・ 該当区域の巡視点検を行い、ガス漏れ、火災、爆発等の二次災害の発生を防止する。 ・ 発災事業者は、復旧状況等を随時、関係機関に報告する。また、需要者への情報提供及び広報を行う。
情報公開、広報	・ 発災事業者は、関係機関と連携し、事故原因や復旧対応等について、住民や関係者へ必要な情報提供や説明を行う。

第８章　不発弾等の発掘及び処理対策計画

○ 原則として、関係者の証言や記録等の調査により、不発弾又は不発弾疑いの物件（以下「不発弾等」という。）の埋没が予測されるもの（以下「埋没不発弾等」という。）で、具体的な発掘工事が予定される場合の発掘手順を定めるとともに、発掘又は発見された不発弾等（以下「発見不発弾等」という。）に関する処理対策を定める(※1)(※2)。

※1 不発弾等の発掘手順及び不発弾等の処理手順は、図 1-1、図 1-2 を参照
※2 具体的な処理対策は、不発弾等処理運営マニュアルによる。

第１節　「埋没不発弾等」の発掘

１　埋没不発弾等の確認

≪相談の窓口及び連絡≫

○ 市民等から不発弾等の埋没情報などに関する相談を受けた市は、所轄警察署へ相談するよう伝えるとともに、所轄警察署と連絡調整を行う。

≪埋没不発弾等の情報収集等≫

○ 市は、市民等から具体的な相談を受けた場合、次の内容について情報収集又は記録に基づく史実等の調査を行う。

主な収集情報･史実等の調査	・ 空襲（艦砲射撃を含む。）の年月日 ・ 推定埋没位置 ・ 空襲時（艦砲射撃を含む。）の目撃状況 ・ 推定埋没位置の現在の状況 ・ 他の目撃者の状況 ・ 土地所有者の確認 ・ 情報提供場所周辺の住民聞き取り調査 ・ 地史資料等の活用による事実関係調査 ・ 過去の不発弾等の発見情報調査 ・ 旧軍の陣地･施設の情報調査 ・ その他必要な情報･調査

≪埋没不発弾等の相談時対応フロー図≫

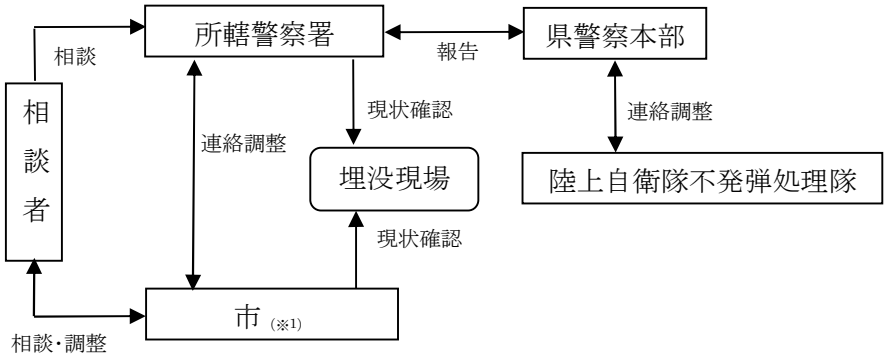

①事実確認、信憑性の確認

②届出者の意思確認

・自費による探査、工事実施の意思確認

・自費による工事実施時に補助(自衛隊や所轄警察署の立会い等)を求める意思確認等

※1 危機管理課、広聴広報課、市民生活課

2　埋没不発弾等の発掘事前準備

○ 事実確認等により不発弾等が埋没していると判断し、市による発掘の実施が決定された場合、以下により発掘に伴う事前準備を行う。

≪発掘日程等の作成≫

○ 市による発掘の実施が決定された後の具体的な発掘日程については、概ね図 2 に掲げるところによる。

≪不発弾等処理交付金の申請≫

○ 市は、「不発弾等処理交付金交付要綱」（内閣総理大臣決定）に基づき、静岡県を通じて総務省に交付申請を行う。

≪庁内不発弾処理対策会議の開催≫

○ 市は、不発弾等の探査、発掘等について、市関係課による庁内不発弾処理対策会議（以下「庁内会議」という。）を開催する。

≪不発弾処理調整会議の開催≫

○ 市は、庁内会議の結果等を踏まえ、概ね次の内容を協議するため、市関係課及び自衛隊、県警察、交通機関等の関係機関による不発弾処理調整会議を開催する。

調整事項	・ 発掘方針等の調整 ・ 役割分担の調整 ・ 発掘当日の行動等についての調整 ・ その他必要な事項

≪発掘計画の作成≫

○ 不発弾処理調整会議の結果等を踏まえ、不発弾等の発掘に際し、市関係課及び関係機関は、発掘計画について概ね次の項目を作成する。

発掘計画の項目	・ 工事計画 ・ 発掘に伴う構造物の移転計画 ・ 広報計画 ・ 避難計画 ・ 交通機関の運行計画 ・ 交通規制計画 ・ ライフライン復旧計画 ・ 警備･救護計画 ・ 発掘日までの保安計画 ・ その他必要な計画

≪地元説明≫

○市は、発掘計画に基づく地元説明を行う。

3　埋没不発弾等の発掘

○ 市は、発掘計画に基づき、不発弾等の発掘を行う。

○ 発掘にあたり、市民等の避難、交通規制等の判断は、自衛隊等専門家からの助言を求めるとともに市と自衛隊(※2)とで調整を行い、必要に応じ立会いを要請する。

※2 陸上自衛隊東部方面後方支援隊第 102 不発弾処理隊

4　埋没不発弾等の処理

○ 発掘後の不発弾等の処理については、以下に定める「本章　第２節　「発見不発弾等」の処理対策」に準じる。

第２節　「発見不発弾等」の処理対策

1 相談の連絡

○ 発見者等から相談を受けた市は、所轄警察署へ相談するよう伝えるとともに、所轄警察署と連絡調整を行う。

2 処理対応

○ 不発弾等の処理は、国（自衛隊）の責務によって実施されるが、処理の方法及び市民の安全対策等については、市が調整している。

○ 発見不発弾等の処理については、所轄警察署立会いのもと、自衛隊が行う。

≪不発弾等の処理要請≫

○ 所轄警察署を通じ静岡県警察本部から自衛隊に不発弾等の処理要請を依頼する。

≪不発弾処理対策本部の設置等≫

○ 爆発のおそれがあり安全対策等を必要とする場合、不発弾の処理に伴い市民対応をはじめとする諸活動を円滑に実施するため、市長を本部長とする不発弾処理対策本部(※1)を必要に応じて設置する。

○ 市は、爆発のおそれがあり安全対策等を必要とする場合、市民等の安全確保に努めるため、庁内会議を開催する。

○ 市は、庁内会議の結果等を踏まえ、市関係課、自衛隊、県警察及び交通機関等の関係

※1 不発弾処理対策本部の構成概要は、図３による。

機関による不発弾処理調整会議を開催する。

○ 市は、不発弾処理調整会議の結果等を踏まえ、不発弾の処理について重要事項等を決定するため、不発弾処理対策本部会議を開催する。

≪不発弾等の処理≫

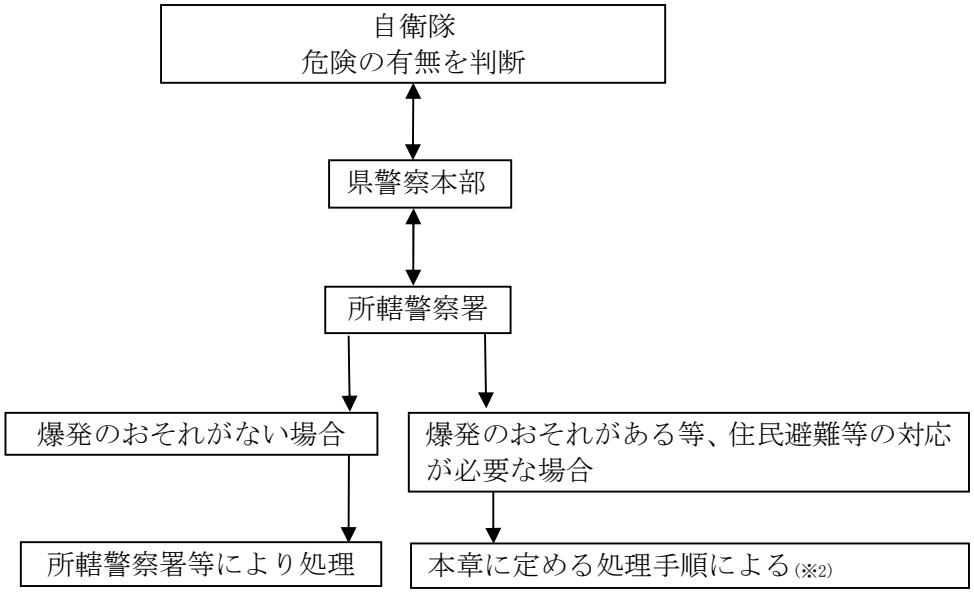

※2 図 1-2 を参照

≪自衛隊との協定締結等≫

○ 不発弾処理調整会議等を踏まえ、不発弾の処理に当たって、市と自衛隊との間で役割分担を明確にする等のため締結する主な協定の内容は次のとおり。

協定の内容	・ 自衛隊が実施する作業の範囲(※3) ・ 市が行う安全管理の対応(※4) ・ 不発弾の処理日等 ・ その他処理に際して必要な事項

※3 不発弾等の信管除去、運搬等。
※4 処理作業に伴い実施する市民等の退去等。

【参考】昭和 33 年 7 月 4 日付け 4 省庁事務次官通達の概要(※5)

○ 不発弾の処理は、自衛隊が実施する。

○ 都道府県警察は、不発弾を発見し、又は発見の届出を受けたときは、自衛隊に処理を要請し、処理完了までの間、公共の安全のために必要な警戒措置をとる。

○ 不発弾の処理に関しては、公共の安全を図る見地から、自衛隊及び都道府県の関係機関は相互協力する。

※5 防衛・警察・自治・通産

3 現地対策本部

○ 市は、処理当日に不発弾の処理のための現地対策本部を設置し、自衛隊による不発弾の処理が完了し、安全が確認されたときに廃止する。

4 警戒区域の設定

○ 市は、不発弾の処理に伴い、市民等の生命、身体及び財産の安全を確保するため、災害対策基本法(※6)に基づく「警戒区域」を設定し、すべての市民等の退去を命ずることができる。

※6 第 63 条

5 避難等の実施

○ 市は、事前に作成した避難計画に基づき、次により市民等を避難させる。

実施事項	・ 避難を誘導等する者の配置 ・ 市民等に対する避難広報の実施 ・ 緊急避難場所の開設と運営

6 情報の受伝達

○ 市は、必要な情報の収集に努めるとともに、関係機関へこれらの情報を伝達する。

受伝達事項	・ 不発弾の処理作業の進行状況 ・ 緊急避難場所における避難者の状況 ・ 交通機関停止、道路交通規制等の状況 ・ 駅等における乗客等の滞留状況 ・ その他必要な情報

7 報道対応等

○ 市は、取材報道機関に対し、随時状況を説明する。

第３節　海上で不発魚雷等が発見された場合の対応

○ 海上における機雷その他の火薬類の除去及び処理については、自衛隊法(※1)に基づき、海上自衛隊が行うことと定められているが、処理に伴う危険区域の範囲が市民等に及び避難が必要である場合は、本章を準用する。

※1 第 84 条の 2(機雷等の除去)

【図 1-1】不発弾等の発掘手順

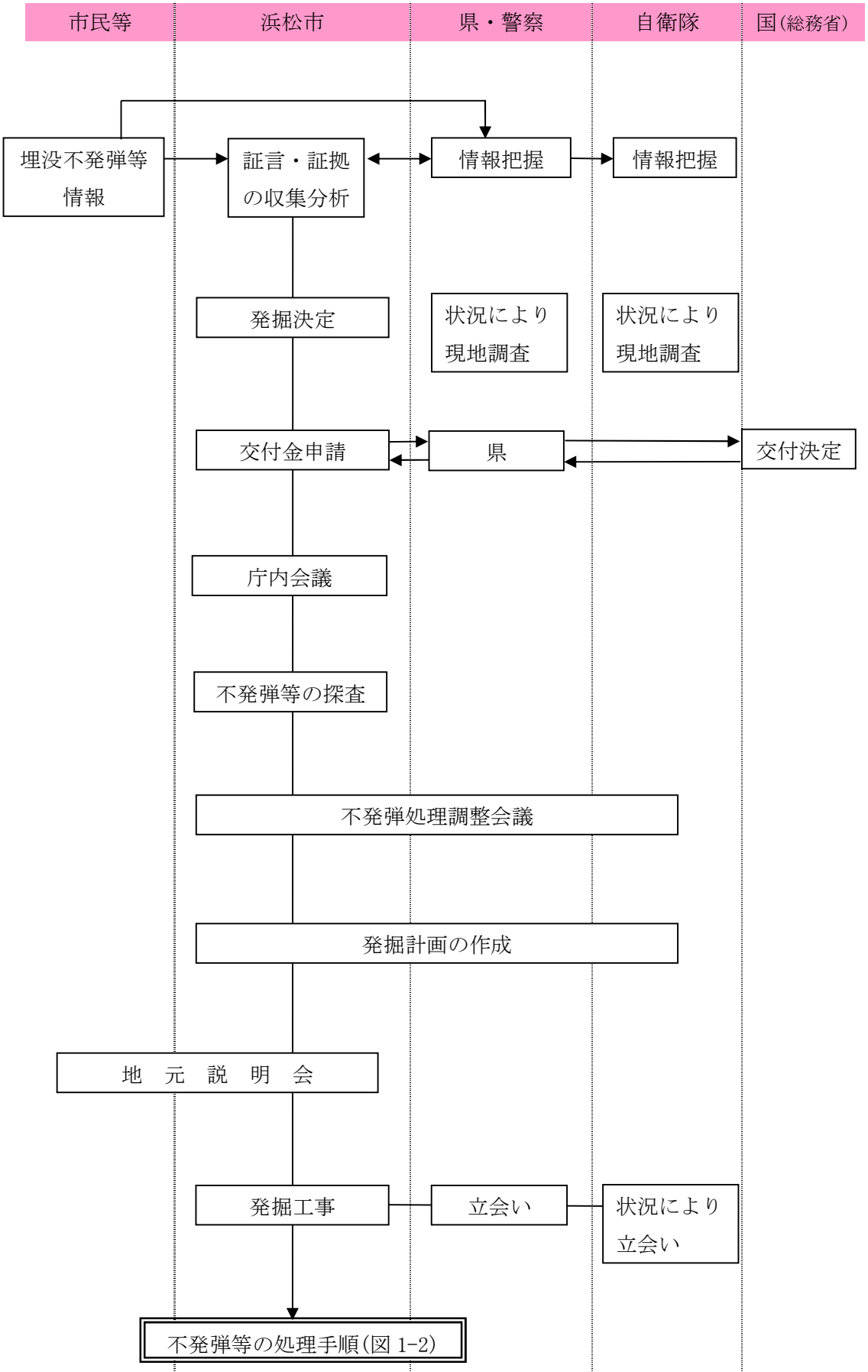

【図 1-2】不発弾等の処理手順

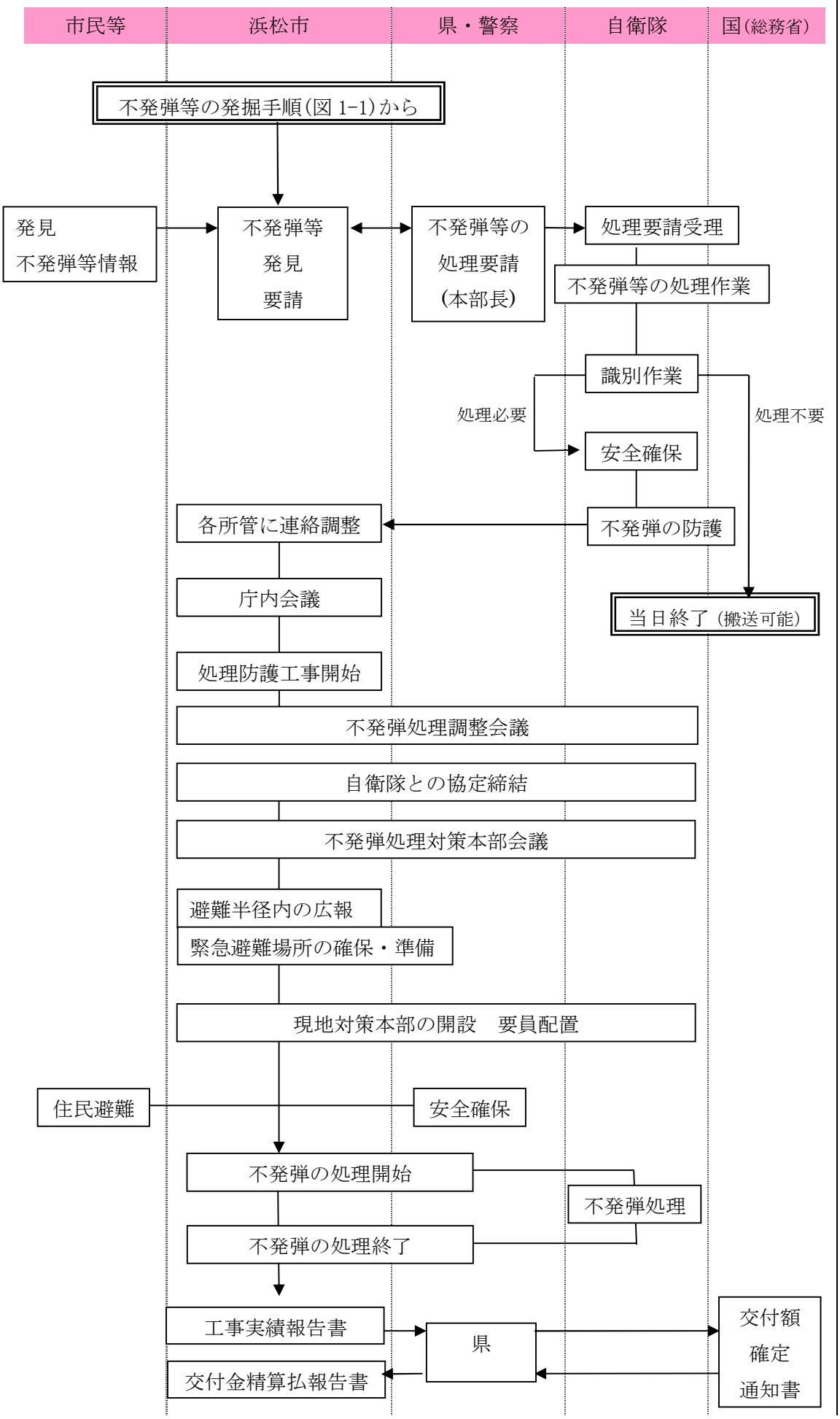

【図２　埋没不発弾等の発掘日程及び処理工程】

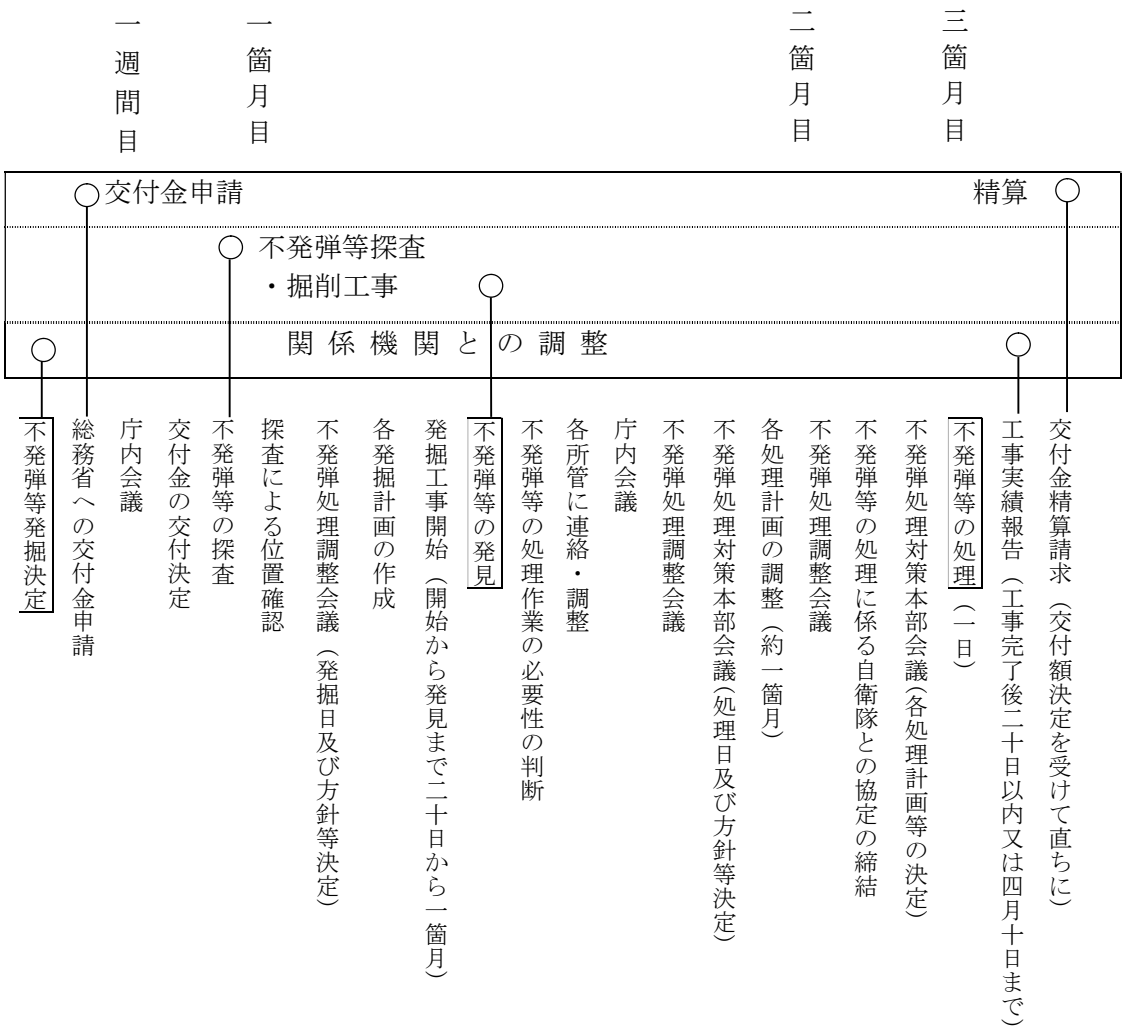

(注)　1　処理日程は、発掘工事の期間等を考慮し、不発弾の処理日を不発弾処理対策本部にて決定のうえ、その日を基準として作成する。
　　2　不発弾の処理のうち信管除去等は、信管の状況等によって一様でないため、不発弾等の発見と自衛隊の信管確認までは、不確定な要素が残ることがある。

【図３　不発弾等の処理に伴う対策本部の組織及び構成】

≪庁内≫

本部長	副本部長	対策本部付	部	班
市長	副市長	危機管理監	災害対策本部事務局	総括班
		市民部長	広報部	広報班
		消防長	避難部	避難総括班
				避難支援班
				避難所開設班
			交通規制部	道路管理班
				交通安全対策班
			応急対策部	応急対策班
			警備・救護部	警備・救護班

≪関係機関≫

不発弾等の処理	陸上自衛隊東部方面後方支援隊第 102 不発弾処理隊
避難誘導	消防団、自主防災組織　外
警備	静岡県警察本部、浜松市警察部、関係警察署
交通規制	静岡県警察本部、関係警察署
応急対策	中部電力パワーグリッド(株)、サーラエナジー(株)、NTT 西日本(株)、東海旅客鉄道(株)、遠州鉄道(株)　外
その他	上記以外の関係機関

第９章　大規模停電事故対策計画

○ 浜松市内において大規模停電事故が発生し、被害が発生又は発生するおそれがある場合に、迅速且つ適切に応急対策等を講じるため、市及び防災関係機関等がとるべき行動を定める。

第１節　総則

【災害対策本部事務局】

１ 市、関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

○ 市及び防災関係機関等が処理すべき業務の大綱は、以下のとおりとする。

市(※1)	・ 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報 ・ 関係防災機関との調整 ・ 二次災害防止のための活動 ・ 近隣住民に対する広報活動 ・ 静岡県又は他の市町等に対する応援要請 ・ 救助･救出用資機材、車両等の整備 ・ 事故発生時の医療機関との情報相互伝達体制の確立
中部電力パワーグリッド(株)	・ 浜松市との連絡･協議及び静岡県等の関係機関に対する事故状況の迅速且つ的確な通報 ・ 非常体制への移行 ・ 市対策本部へのリエゾン等の派遣 ・ 事故により影響を受ける地域住民への情報提供、相談対応
県	・ 的確な情報の収集･把握及び関係防災機関への連絡通報に関すること ・ 市及び防災関係機関との連絡調整に関すること ・ 自衛隊や他の地方公共団体等に対する応援要請に関すること
県警察	・ 関係防災機関との連携強化 ・ 情報の収集及び実態の把握 ・ 被災者の救出･救助 ・ 影響を受ける地域の交通規制及び警戒警備 ・ その他事故災害に必要な警察活動
医療機関	・ 搬送患者を効率よく受け入れるための情報伝達体制の確立

※1 消防組織を含む。

第２節　　災害予防計画

【災害対策本部事務局】

１ 情報収集体制の整備

○ 浜松市、静岡県及び中部電力パワーグリッド(株)等の関係防災機関は、広域停電事故が発生した場合に、被害の拡大等を防止し、安全確保を図るため、円滑な応急対策を行うことができるよう緊急時の情報収集及び連絡体制を整備する。

２ 電力会社等の防災体制の整備

市	・ 非常配備体制の整備 ・ 防災関係機関相互の情報伝達体制の整備 ・ 緊急避難場所及び避難経路の選定と確保 ・ 救助･救急活動に必要な車両及び救急救助資機材の整備
中部電力パワーグリッド(株)	・ 情報連絡体制の整備 ・ 安全設備等の整備 ・ 防災体制の確立 ・ 防災訓練の実施 ・ 電力施設の整備促進 ・ 防災知識の普及啓発
県	・ 防災関係機関相互の情報伝達体制の整備
県警察	・ 情報連絡体制の整備 ・ 防災体制の確立 ・ 交通規制体制の整備 ・ 信号機等の点検

３ 大規模停電時に備えた資機材等の整備

○ 中部電力パワーグリッド(株)等は、大規模な停電時に的確な応急・復旧活動を行うことができるよう、資機材の整備に努める。

４ 防災訓練

○ 市、県、防災関係機関、中部電力パワーグリッド(株)等は、相互に連携し、応急活動及び復旧活動について、より実践的な防災訓練の実施に努める。

第３節　　災害応急対策計画

【災害対策本部事務局、区本部】

○ 大規模停電事故が発生した場合の災害応急対策について定める。

○ この計画は、「大規模事故対策編 第 6 章 大規模火災対策 第 3 節 応急対策計画」によるもののほか、以下のとおり実施する。

１ 情報の収集・伝達

○ 大規模停電事故発生の通報を受けた場合は、関係部局に内容を連絡する。

○ 市、県及び防災関係機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する(※1)。

※1 広報については、「共通対応編 第 3 章 第 8 節 災害広報計画」による。

【情報連絡系統図】

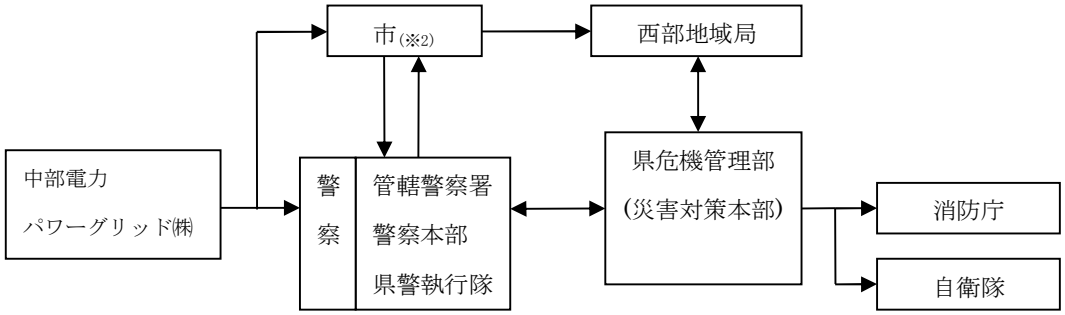

※ 状況により、通報先が消防機関となる場合が考えられるが、基本的な系統は同様。

※2 危機管理課、広聴広報課

2 市の応急体制

○ 事故の状況に応じて、事前配備職員の参集或いは職員の増員、災害対策連絡室体制の確立、災害対策本部の設置など、必要な体制をとる。

≪停電の規模による体制及び基準(※3)≫

体　制	基　準
災害対策連絡室体制	市内において180,000戸以上の停電(※4)が発生した場合(※5)を１つの目安とする。

※3「連絡室体制をとる必要があると危機管理監が判断したとき」における判断基準とする。
※4 浜松市管内中部電力契約口数約543,000戸(2019年6月現在：中電確認)に対して、1/3の180,000戸以上の停電を大規模停電と位置付ける。/解説・運用編(参考1)
※5 中部電力パワーグリッド(株)ホームページ「停電情報」により確認。

3 事業者の応急体制

○ 災害発生に際し、電力供給を確保するため、中部電力パワーグリッド(株)は、同社防災業務計画に基づき、その対策を樹立しておく。

（1）防災体制と動員

≪非常体制≫

種　類	基　準
第１次非常体制	災害の発生が予想される場合又は発生した場合
第２次非常体制	相当程度の被害や社会的影響が予想される場合又は発生した場合
第３次非常体制	甚大な被害や社会的な影響が予想される場合又は発生した場合

≪動員≫

種　類	具体的な動員基準
第１次非常体制	各班において応急対策実施準備に必要な動員であらかじめ指定された者
第２次非常体制	各班においてあらかじめ指定された者
第３次非常体制	全従業員
地震警戒体制	全従業員

（2）防災本部の種類

○ 防災体制に対応する災害対策組織として、非常体制時には非常災害対策本部をおく。

（３）広報活動等

○ 災害に伴う断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故及び電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を行う。

・ 停電した時は、中部電力パワーグリッド(株)に通報する。

・ 電柱の倒壊・折損、電線の断線垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかに中部電力パワーグリッド(株)に通報する。

・ 断線垂下している電線には、絶対にさわらない。

・ 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しない。

・ 屋外に避難するときは、ブレーカーを必ず切る。

・ 電気器具を再使用するときは、ガス漏れがないことや、器具の安全を確認する。

・ その他事故防止のため留意すべき事項。

○ 電気事故防止 PR については、日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関の利用、インターネットホームページ等を活用するほか、パンフレット、チラシ等を作成・配布し周知する。

○ 病院等重要施設については、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、自家発電設備の設置を要請する。

（４）災害時における危険予防措置

○ 災害時においても、原則として電力の供給は継続するが、警察、消防機関等から送電停止等の要請があった場合は、当該設備の送電を停止する。

○ 人命に関わる緊急避難的措置として、関係行政機関等から復旧活動の現地において仮送電、送電停止等の要請を受けた場合は、その指示に従う。

○ 災害時における電力、要員、資材、輸送力の相互融通のため、他電力会社、電源開発(株)、関係会社、請負委託会社、電気工事店・隣接企業等と協調し、相互応援体制を整備しておく。

（５）災害時における応急工事

○ 災害に伴う応急工事は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度をもとに、迅速・適切に実施するとともに、二次災害の防止に配慮して実施する。

第４節　災害復旧計画

【災害対策本部事務局】

１ 復旧事業計画の策定

○ 中部電力パワーグリッド(株)は、関係防災機関と協力し、発電所等の被害状況、発生原因を考慮した上、復旧事業計画を作成し、迅速且つ適切に被害を復旧するよう努める。

２ 施設の復旧

○ 中部電力パワーグリッド(株)は、災害による地域の社会経済活動の低下を最小限にとどめるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。また、復旧完了時期の明示に努める。

３ 安全性の確認と広報

○ 応急対策が概ね完了したときは、関係部局及び関係機関と協力して、早急に安全性の確認を行う。

○ 安全性の確認がなされた場合は、報道機関等へ情報提供するとともに、広報紙やインターネットなど各種広報媒体を活用して広く市民に周知を図る。

４ 再発防止策の検討

（１）対応の評価

○ 当該危機事案への対応が収束した時点でそれまでの対応等の総括を行い、緊急連絡や応急対策の評価、反省点の抽出、改善策の検討を行う。

○ 関係機関に対し事後評価内容の情報提供、共有化を行い、対応の在り方の見直しを促進する。

（２）マニュアル等の見直し

○ 関係法令等の改正、事後評価による改善等がなされた場合は、対応するマニュアルを速やかに見直し、関係機関に周知する。